

## 令和7年第1回柳川市議会（臨時会）会議録索引

|                 |   |
|-----------------|---|
| 会期日程表 .....     | 5 |
| 付議事件並びに結果 ..... | 6 |

### ◎ 令和7年1月27日

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 出席及び欠席議員 .....              | 7  |
| 地方自治法第121条の規定により出席した者 ..... | 8  |
| 本議会に出席した事務局職員 .....         | 8  |
| 議事日程 .....                  | 8  |
| 議会運営委員長報告について .....         | 9  |
| 会議録署名議員の指名について .....        | 9  |
| 議案の上程について .....             | 9  |
| 市長の提案理由の説明 .....            | 10 |
| 報告について .....                | 11 |

## 令和7年第2回柳川市議会（定例会）会議録索引

|                 |    |
|-----------------|----|
| 会期日程表 .....     | 13 |
| 付議事件並びに結果 ..... | 14 |

### ◎ 令和7年2月25日

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 出席及び欠席議員 .....              | 17 |
| 地方自治法第121条の規定により出席した者 ..... | 18 |
| 本議会に出席した事務局職員 .....         | 18 |
| 議事日程 .....                  | 18 |
| 諸般の報告について .....             | 23 |
| 議会運営委員長報告について .....         | 27 |
| 会議録署名議員の指名について .....        | 28 |
| 議案の上程について .....             | 28 |
| 市長の提案理由の説明 .....            | 28 |

### ◎ 令和7年2月27日

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 出席及び欠席議員 .....                 | 37 |
| 地方自治法第121条の規定により出席した者 .....    | 38 |
| 本議会に出席した事務局職員 .....            | 38 |
| 議事日程 .....                     | 38 |
| 議案質疑について（議案第2号～議案第4号） .....    | 41 |
| （議案第5号～議案第9号） .....            | 42 |
| （議案第10号～議案第21号） .....          | 43 |
| （議案第22号～議案第25号） .....          | 45 |
| （議案第26号～議案第28号） .....          | 46 |
| 有明海再生調査特別委員会設置に関する動議について ..... | 47 |

### ◎ 令和7年3月3日

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 出席及び欠席議員 .....              | 51 |
| 地方自治法第121条の規定により出席した者 ..... | 52 |
| 本議会に出席した事務局職員 .....         | 52 |
| 議事日程 .....                  | 53 |
| 一般質問について .....              | 54 |

|                |     |
|----------------|-----|
| 江口 義明 議員 ..... | 54  |
| 田中 康德 議員 ..... | 67  |
| 新谷信次郎 議員 ..... | 76  |
| 高田千壽輝 議員 ..... | 92  |
| 緒方 寿光 議員 ..... | 100 |

◎ 令和7年3月4日

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 出席及び欠席議員 .....              | 115 |
| 地方自治法第121条の規定により出席した者 ..... | 116 |
| 本議会に出席した事務局職員 .....         | 116 |
| 議事日程 .....                  | 117 |
| 一般質問について .....              | 117 |
| 荒巻 英樹 議員 .....              | 118 |
| 矢ヶ部広巳 議員 .....              | 131 |
| 三小田保弘 議員 .....              | 140 |
| 枕島 正吾 議員 .....              | 148 |
| 佐々木創主 議員 .....              | 162 |

◎ 令和7年3月5日

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 出席及び欠席議員 .....              | 179 |
| 地方自治法第121条の規定により出席した者 ..... | 180 |
| 本議会に出席した事務局職員 .....         | 180 |
| 議事日程 .....                  | 180 |
| 一般質問について .....              | 181 |
| 菊次 太丸 議員 .....              | 181 |
| 今村 智子 議員 .....              | 200 |

◎ 令和7年3月14日

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 出席及び欠席議員 .....              | 215 |
| 地方自治法第121条の規定により出席した者 ..... | 216 |
| 本議会に出席した事務局職員 .....         | 216 |
| 議事日程 .....                  | 216 |
| 議長の発言取り消しを求める動議について .....   | 219 |
| 議会運営委員長報告について .....         | 220 |

|                                                                 |     |
|-----------------------------------------------------------------|-----|
| 各委員長報告について .....                                                | 221 |
| 総務常任委員長報告について .....                                             | 221 |
| 建設経済常任委員長報告について .....                                           | 223 |
| 教育民生常任委員長報告について .....                                           | 225 |
| 予算審査特別委員長報告について .....                                           | 227 |
| 議案の上程について .....                                                 | 240 |
| 市長の提案理由の説明 .....                                                | 240 |
| 議員提出議案の提案理由の説明 .....                                            | 240 |
| 佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書の改正を求める決議を議題<br>とするよう求める動議について ..... | 243 |
| 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について .....                       | 246 |
| 発言取り消しの申し出 .....                                                | 246 |

第 1 回 柳 川 市 議 会 （ 臨 時 会 ） 日 程 表

| 月 日       | 曜 | 会 議   | 会 議 の 次 第     |
|-----------|---|-------|---------------|
| 1 月 2 7 日 | 月 | 本 会 議 | 開会・議案質疑・採決・閉会 |

# 第1回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

## ○ 議 案

|              | 案 件                       | 議 決 日  | 結 果  |
|--------------|---------------------------|--------|------|
| 議 案<br>第 1 号 | 令和6年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について | 7.1.27 | 原案可決 |

## ○ 報 告

|              |                                      |        |     |
|--------------|--------------------------------------|--------|-----|
| 報 告<br>第 1 号 | 専決処分の報告について（専決第11号 和解及び損害賠償額の決定について） | 7.1.27 | 報 告 |
|--------------|--------------------------------------|--------|-----|

## 柳川市議会第1回臨時会会議録

令和7年1月27日柳川市議会議場に第1回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1番 菊 次 太 丸  
3番 甲 木 健太郎  
5番 田 中 康 徳  
7番 佐 藤 勝 広  
9番 浦 川 和 久  
11番 江 口 義 明  
13番 佐々木 創 主  
15番 高 田 千壽輝  
17番 緒 方 寿 光  
19番 荒 木 憲

2番 梶 島 正 吾  
4番 三小田 保 弘  
6番 橋 本 憲 之  
8番 今 村 智 子  
10番 新 谷 信次郎  
12番 荒 卷 英 樹  
14番 近 藤 末 治  
16番 矢ヶ部 広 巳  
18番 樽 見 哲 也

### 2. 欠席議員

な し

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

|              |   |   |   |   |     |
|--------------|---|---|---|---|-----|
| 市            | 長 | 金 | 子 | 健 | 次   |
| 副            | 市 | 長 | 江 | 島 | 宏   |
| 教            | 育 | 長 | 橋 | 本 | 秀   |
| 総            | 務 | 部 | 野 | 口 | 貴   |
| 会            | 計 | 管 | 田 | 中 | 勝   |
| 市            | 民 | 部 | 古 | 賀 | 和   |
| 保            | 健 | 福 | 池 | 末 | 勇   |
| 建            | 設 | 部 | 目 | 野 | 隆   |
| 産業経済部長兼大和庁舎長 |   | 山 | 田 | 秀 | 太   |
| 教育部長兼三橋庁舎長   |   | 武 | 田 | 真 | 治   |
| 消            | 防 | 長 | 田 | 島 | 雅   |
| 総            | 務 | 課 | 新 | 開 | 文   |
| 財            | 政 | 課 | 古 | 賀 | 順 一 |
| 福            | 祉 | 課 | 内 | 田 | 猛   |
| 建            | 設 | 課 | 古 | 賀 | 正   |
| 農            | 政 | 課 | 木 | 原 | 隆   |
| 水            | 路 | 課 | 梅 | 崎 | 秋   |
| 子            | 育 | て | 小 | 池 | 由   |
| 支            | 援 | 課 |   |   | 希   |

### 4. 本議会に出席した事務局職員

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 徳 | 永 | 喜 | 美 | 香 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 森 |   | 康 | 貴 |   |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 庶 | 古 | 賀 | 雄 | 一 |   |

### 5. 議事日程

日程（１） 議会運営委員長報告について

日程（２） 会議録署名議員の指名について

日程（３） 議案の上程について

議案第１号 令和６年度柳川市一般会計補正予算（第６号）について

日程（４） 報告について

報告第１号 専決処分の報告について（専決第11号 和解及び損害賠償額の決定について）

---

午前10時 開会

○議長（荒木 憲君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから令和7年第1回柳川市議会臨時会を開会いたします。

日程第1 議会運営委員長報告について

○議長（荒木 憲君）

日程1. 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（橋本憲之君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和7年第1回柳川市議会臨時会の会期日程等につきまして、去る1月24日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期についてであります。本日1日限りとしております。

会期中の内容及び本日の日程につきましては、お手元のタブレット資料、議事日程のとおりでございますので、御確認お願いいたします。

日程3が議案の上程についてで、議案第1号の上程でございます。

提案理由の説明後、議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、質疑、討論を行い、即決といたしております。

日程4の報告につきましては、本日の本会議終了後の全員協議会にて質疑をお願いすることにいたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

○議長（荒木 憲君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（荒木 憲君）

日程2. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、6番橋本憲之議員及び12番荒巻英樹議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

○議長（荒木 憲君）

日程 3. 議案の上程について。

議案第 1 号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。議案第 1 号 令和 6 年度柳川市一般会計補正予算（第 6 号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に 410,431 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 37,827,181 千円としようとするものであります。

歳出では、民生費で 304,803 千円を増額補正しております。

内容としましては、令和 6 年度分住民税非課税世帯への給付金及び令和 6 年度分住民税非課税の子育て世帯への加算給付金支給に係る経費を計上するものです。

物価高により厳しい状況にある生活者を支援するため、国が全国一律で実施する給付金事業であり、住民税非課税世帯へ 1 世帯当たり 30 千円を給付、子育て世帯へは加算して、住民税非課税世帯の 18 歳以下の児童 1 人当たり 20 千円を給付します。

そのほか、高齢者施設、保育所等への支援金を計上するものです。

農林水産業費では 31,777 千円を増額補正しております。

内容としましては、農業者の経営安定と収入保険の普及拡大のための収入保険料補助金、全ての漁業者を一律に支援する物価高騰対策支援金を計上しております。

商工費で 73,851 千円を増額補正しております。

内容としましては、市民生活支援及び地域経済回復のためのプレミアム商品券事業補助金を計上したほか、やなぼポイントを活用した市内消費喚起に係る経費を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金では、物価高騰対応重点支援地方交付金 409,310 千円を増額補正しております。

県支出金では、保育所等物価高騰対策費補助金 1,121 千円を増額補正しております。

第 2 表 繰越明許費では、水産業支援事業費など 2 件につきまして翌年度への予算繰越しを御提案しております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（荒木 憲君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前 10 時 6 分 休憩

午前 10 時 6 分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第1号 令和6年度柳川市一般会計補正予算（第6号）については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論をする方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 報告について

○議長（荒木 憲君）

日程4. 報告について。

報告第1号 専決処分の報告について（専決第11号 和解及び損害賠償額の決定について）市長の報告を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

報告第1号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年12月19日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和6年10月25日午前9時20分頃、建設課の会計年度任用職員が市道大和枝光線において草刈り機で除草作業中に飛び石が発生し、市道を走行中の車両に当たり損傷を与え、また、修理に伴い代車が必要となったものです。

この事故に係る損害賠償額を238,629円と決定し、相手側と示談いたしたところです。

なお、損害賠償額は全国町村会総合賠償補償保険で補填しております。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（荒木 憲君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることといたしまして、報告についてを終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和7年第1回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 荒 木 憲

柳川市議会議員 橋 本 憲 之

柳川市議会議員 荒 巻 英 樹

第 2 回 柳 川 市 議 会 （ 定 例 会 ） 日 程 表

| 月 日       | 曜 | 会 議   | 会 議 の 次 第 |
|-----------|---|-------|-----------|
| 2 月 2 5 日 | 火 | 本 会 議 | 開会・提案理由説明 |
| 2 月 2 6 日 | 水 | 考 案 日 |           |
| 2 月 2 7 日 | 木 | 本 会 議 | 議 案 質 疑   |
| 2 月 2 8 日 | 金 | 考 案 日 |           |
| 3 月 1 日   | 土 | 休 会   |           |
| 3 月 2 日   | 日 | 休 会   |           |
| 3 月 3 日   | 月 | 本 会 議 | 一 般 質 問   |
| 3 月 4 日   | 火 | 本 会 議 | 一 般 質 問   |
| 3 月 5 日   | 水 | 本 会 議 | 一 般 質 問   |
| 3 月 6 日   | 木 | 委 員 会 |           |
| 3 月 7 日   | 金 | 委 員 会 |           |
| 3 月 8 日   | 土 | 休 会   |           |
| 3 月 9 日   | 日 | 休 会   |           |
| 3 月 1 0 日 | 月 | 委 員 会 | 予算審査特別委員会 |
| 3 月 1 1 日 | 火 | 委 員 会 | 予算審査特別委員会 |
| 3 月 1 2 日 | 水 | 事務整理日 |           |
| 3 月 1 3 日 | 木 | 事務整理日 |           |
| 3 月 1 4 日 | 金 | 本 会 議 | 採決・閉会     |

## 第2回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

### ○ 議 案

|               | 案 件                                                                   | 議 決 日  | 結 果  |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------|--------|------|
| 議 案<br>第 2 号  | 令和6年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について                                             | 7.3.14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 3 号  | 令和6年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について                                       | 7.3.14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 4 号  | 令和6年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について                                      | 7.3.14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 5 号  | 令和7年度柳川市一般会計予算に対する修正案                                                 | 7.3.14 | 否 決  |
|               | 令和7年度柳川市一般会計予算について                                                    | 7.3.14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 6 号  | 令和7年度柳川市国民健康保険特別会計予算について                                              | 7.3.14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 7 号  | 令和7年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について                                             | 7.3.14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 8 号  | 令和7年度柳川市水道事業会計予算について                                                  | 7.3.14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 9 号  | 令和7年度柳川市公共下水道事業会計予算について                                               | 7.3.14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 10 号 | 柳川市学童保育所施設条例の制定について                                                   | 7.3.14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 11 号 | 柳川市消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例の制定について                                     | 7.3.14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 12 号 | 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 7.3.14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 13 号 | 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について              | 7.3.14 | 原案可決 |

|               |                                                                                         |          |      |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------|------|
| 議 案<br>第 14 号 | 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について                                                              | 7. 3. 14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 15 号 | 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について                                                               | 7. 3. 14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 16 号 | 柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について                                                              | 7. 3. 14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 17 号 | 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について                                                              | 7. 3. 14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 18 号 | 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 7. 3. 14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 19 号 | 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                                       | 7. 3. 14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 20 号 | 柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について                  | 7. 3. 14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 21 号 | 柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                            | 7. 3. 14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 22 号 | 市道路線の認定及び変更について                                                                         | 7. 3. 14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 23 号 | 権利の放棄について                                                                               | 7. 3. 14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 24 号 | 権利の放棄について                                                                               | 7. 3. 14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 25 号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について                                 | 7. 2. 27 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 26 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                                                                        | 7. 2. 27 | 同 意  |
| 議 案<br>第 27 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                                                                        | 7. 2. 27 | 同 意  |

|               |                                      |          |      |
|---------------|--------------------------------------|----------|------|
| 議 案<br>第 28 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                     | 7. 2. 27 | 同 意  |
| 議 案<br>第 29 号 | 財産の取得について                            | 7. 3. 14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 30 号 | 柳川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 7. 3. 14 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 31 号 | 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書について  | 7. 3. 14 | 原案可決 |

# ○ 請 願

|              | 案 件                                                                                                    | 議 決 日    | 結 果 |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----|
| 請 願<br>第 6 号 | 国に対して、石綿建材製造企業による補償の措置と「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」による救済対象の拡大、並びに石綿建材の除去費用等の助成制度確立を求める意見書提出を願う請願書 | 7. 3. 14 | 採 択 |

# ○ 動 議

|                                                   |          |     |
|---------------------------------------------------|----------|-----|
| 有明海再生調査特別委員会設置の動議                                 | 7. 2. 27 | 可 決 |
| 議長の発言取り消しを求める動議                                   | 7. 3. 14 | 可 決 |
| 佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書の改正を求める決議を議題とするよう求める動議 | 7. 3. 14 | 否 決 |

# ○ そ の 他

|                                     |          |     |
|-------------------------------------|----------|-----|
| 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について | 7. 3. 14 | 可 決 |
| 発言取り消しの申し出                          | 7. 3. 14 | 可 決 |

## 柳川市議会第2回定例会会議録

令和7年2月25日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1 番 菊 次 太 丸  
3 番 甲 木 健太郎  
5 番 田 中 康 徳  
8 番 今 村 智 子  
10番 新 谷 信次郎  
12番 荒 卷 英 樹  
14番 近 藤 末 治  
16番 矢ヶ部 広 巳  
18番 樽 見 哲 也

2 番 梶 島 正 吾  
4 番 三小田 保 弘  
7 番 佐 藤 勝 広  
9 番 浦 川 和 久  
11番 江 口 義 明  
13番 佐々木 創 主  
15番 高 田 千壽輝  
17番 緒 方 寿 光  
19番 荒 木 憲

### 2. 欠席議員

6 番 橋 本 憲 之

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

|   |    |   |   |   |   |
|---|----|---|---|---|---|
| 市 | 長  | 金 | 子 | 健 | 次 |
| 副 | 市長 | 江 | 島 | 宏 | 和 |
| 教 | 育  | 橋 | 本 | 秀 | 博 |
| 総 | 務  | 野 | 口 | 貴 | 光 |
| 会 | 計  | 田 | 中 | 勝 | 裕 |
| 保 | 健  | 池 | 末 | 勇 | 人 |
| 産 | 業  | 山 | 田 | 秀 | 太 |
| 経 | 済  | 武 | 田 | 真 | 治 |
| 部 | 長  | 田 | 島 | 雅 | 彦 |
| 兼 | 三  | 江 | 口 | 英 | 範 |
| 大 | 和  | 新 | 開 | 文 | 隆 |
| 庁 | 舎  | 武 | 藤 | 雅 | 裕 |
| 長 |    | 古 | 賀 | 順 | 一 |
| 消 | 防  | 横 | 山 | 久 | 美 |
| 人 | 事  | 内 | 田 |   | 猛 |
| 秘 | 書  | 古 | 賀 |   | 洋 |
| 課 | 長  | 野 | 田 |   | 学 |
| 総 | 務  | 古 | 賀 | 正 | 光 |
| 課 | 長  | 木 | 原 | 隆 | 文 |
| 企 | 画  | 梅 | 崎 | 秋 | 敬 |
| 課 | 長  |   |   |   |   |
| 財 | 政  |   |   |   |   |
| 課 | 長  |   |   |   |   |
| 健 | 康  |   |   |   |   |
| づ | く  |   |   |   |   |
| り | 課  |   |   |   |   |
| 長 |    |   |   |   |   |
| 福 | 祉  |   |   |   |   |
| 課 | 長  |   |   |   |   |
| 学 | 校  |   |   |   |   |
| 教 | 育  |   |   |   |   |
| 課 | 長  |   |   |   |   |
| 生 | 涯  |   |   |   |   |
| 学 | 習  |   |   |   |   |
| 課 | 長  |   |   |   |   |
| 建 | 設  |   |   |   |   |
| 課 | 長  |   |   |   |   |
| 農 | 政  |   |   |   |   |
| 課 | 長  |   |   |   |   |
| 水 | 路  |   |   |   |   |
| 課 | 長  |   |   |   |   |

### 4. 本議会に出席した事務局職員

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 徳 | 永 | 喜 | 美 | 香 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 森 |   | 康 | 貴 |   |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 庶 | 古 | 賀 | 雄 | 一 |   |
| 務 | 係 | 長 |   |   |   |   |   |   |   |   |

### 5. 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について（令和6年9月分、10月分、11月分）
- (2) 市長の行政報告について

日程（1） 議会運営委員長報告について

日程（2） 会議録署名議員の指名について

日程（3） 議案の上程について

- 議案第2号 令和6年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について
- 議案第3号 令和6年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第4号 令和6年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第5号 令和7年度柳川市一般会計予算について
- 議案第6号 令和7年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第7号 令和7年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第8号 令和7年度柳川市水道事業会計予算について
- 議案第9号 令和7年度柳川市公共下水道事業会計予算について
- 議案第10号 柳川市学童保育所施設条例の制定について
- 議案第11号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 市道路線の認定及び変更について

議案第23号 権利の放棄について

議案第24号 権利の放棄について

議案第25号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について

---

#### 午前10時 開会

○議長（荒木 憲君）

おはようございます。本日の出席議員18名、定足数であります。よって、ただいまから令和7年第2回柳川市議会定例会を開会いたします。

○16番（矢ヶ部広巳君）

16番矢ヶ部広巳です。動議を求めます。

○議長（荒木 憲君）

何の動議でしょうか。

○16番（矢ヶ部広巳君）

前回の議会で、議長の裁量によって新谷議員の一般質問に対する発言取消しの件でございます。この件に対する報告を求めます。

○議長（荒木 憲君）

矢ヶ部議員から動議が発出されましたけど、賛成の方はいらっしゃいますか。——では、矢ヶ部議員の動議が成立しましたので、ここで暫時休憩いたします。

午前10時1分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの矢ヶ部議員からの動議は、新谷議員の一般質問に対する発言取消しの件で、どうなったか報告を求めるといってございまして、12月議会でも御説明しましたとおり、一般質問をされた新谷議員が納得されていないので、議事録等につきましても取消しをせず発言どおり載せております。

以上でございます。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

それはどこで言いましたか。

**○議長（荒木 憲君）**

全員協議会の場で申しておると記憶しております。（「その全協はいつされたんですか」と呼ぶ者あり）いつかは、ちょっと調べますので、時間を下さい。（「ちょっと議長、しっかりしなさいよ。あなたが言い出しっぺでしょうが。あなたがしたことじゃないですか。あなたが言い出してから、本会議でも、あの年末の忙しいときに執行部も議員も何時間をロスしたやないですか。あなたがしたことが、あなたが回答できんて、何ですか」と呼ぶ者あり）

**○17番（緒方寿光君）**

私の意見は、やっぱり議長がこの本会議において新谷議員の質問に対する一部削除を言われた。その議長席から言われたと思いますので、その発言撤回をするというなら、その議長席からこの場で発言をされんですか。（「どげんですか」「何もでけんじゃないですか」「先さん進めんですか」と呼ぶ者あり）

**○議長（荒木 憲君）**

私が発言の取消しを発出した理由は、発言の取消しについては、議会運営申合せ事項22の継続審議となっていることの中でも、特に特別委員会で現在審議している案件で、まだ公表をしていない内容について特別委員会の委員でない新谷議員が一般質問しておりますので、公の場で公表されたことが不適切であると考えておりましたので、このことから、地方自治法第129条の規定に基づき発言の取消しをしたところでございます。（発言する者あり）

そのことに関しては、先ほど申しましたように、新谷議員が納得されていないので、発言の取消しはされておられませんので、そのまま記載されておりますので、以上、御報告申し上げた次第でございます。（「俺は何も聞いとらん。何も聞いとらんよ」と呼ぶ者あり）

これは議事録に載っておりますので、調べてもらえれば分かると思います。（「それはごまかしやん」「おかしいやないですか」「発言を取り消すというて議事録に載せるんですか」

「議長室で、議長が副議長、それから、議運の橋本委員長を入れて、3人で説得したけれども、新谷議員はそのとき駄目だと、ちゃん言うとおじゃないですか。それをあえてあなたは一般質問が終わった後にそう言うんだよ。本会議場であなたが言ったんじゃないですか。おかしいでしょうもん。そして、年末の一番忙しいときに議員も執行部も残らせたじゃないですか。そのことを言いよつとに、何ばあんた、おかしいですよ、あなたは。つじつまの合わないじゃないですか」と呼ぶ者あり）

**○10番（新谷信次郎君）**

私の発言を取り消すというてこの本会議場で言うとしてですよ、その後ね、私がその発言の取消しを認めとらんけんというて議事録には載せましたとか、そういうことは、それはごまかしやんね。議事録に載せるならね、発言取消しは撤回しますから、だから議事録は載せ

ますて、それをちゃんと本会議で皆さんに、全議員にも私にも報告した上で議事録に載せる、そういう措置を取るべきじゃないとですか。議長、私の発言に対する見解を述べてください。（「そう思います。私もそう思います」「議会で言うとなんら、この場で発言撤回ばせんですか。そげんせんなら前さん進まんでしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木 憲君）

会議規則に基づいて発言をしておりましたので。（発言する者あり）（「会議を進めてください」「無駄な時間よ。議長が問題を起こしたとでしようが」と呼ぶ者あり）

すみません、時間がたっていますので、ここで暫時休憩をしたいと思います。すみません。

午前10時49分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質疑に対してですが、私に発言の撤回を求められておりますが、私の考えは現在も変わっておりません。発言の取消しに納得されない場合について、全国市議会議長会に照会したところ、本市の会議規則では、本人が納得されない場合は会議録に掲載をする必要があるということから、発言のまま載せているところでございます。私の考え自体は今も変わっておりませんので、御報告申し上げます。

次に議事進行します。（発言する者あり）

矢ヶ部議員、何でしょうか。

○16番（矢ヶ部広巳君）

そしたらね、あなたは議会を混乱させたわけですから、それと、無駄な時間を浪費したわけですから、これは大きな問題ですよ。議長は議会をまとめやんとを逆に混乱させて、そしたら、当然責任を取るべきであります。どう責任取りますか、教えてください。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木 憲君）

議事進行していきたいと思います。よって、ただいまから令和7年第2回柳川市議会定例会を開会いたします。（「発言」「議長、そんなものの……」と呼ぶ者あり）

○16番（矢ヶ部広巳君）

その前に新谷議員が手を挙げておりますから、新谷議員の話を。（「私、発言」と呼ぶ者あり）

○10番（新谷信次郎君）

今、議長が説明されたのは、発言の取消しを言ったけれども、本人が認めない、そういう場合はどうするかということで、全国市議会議長会の見解を引用してから、そのとおりにしますみたいな説明があったけれどもね、それは形式としてはそういう流れさい。だけど、発

言の取消しを本人が認めないということは重大なことですよ。発言を取り消すこと自体が重大なことですよ。議員としての資格に関わる問題ですよ。それを言うておいて、本人が認めない。なぜ認めないのか、そこを議長がどういうふうに判断したのか、そこをちゃんと説明もせずに、じゃ、全国市議会議長会の見解でこうなっていますから、だから議事録には載せます、はい、終わり、何がそれで済むですか。私の議員としての資格そのものを根本から問うような、そういう措置をあなたはされたんですよ、発言の取消しというのは。

私は一般質問を全力かけてやっているよ、毎回。だから、私は発言の取消しとか絶対認めんちいうて言うたでしょうが。それをあなたが全国市議会議長会の見解でこうなっているからね、だから議事録には載せます。ばかにしたらいかんですよ。あんたん言うことは取り消すばってん議事録には載せる、何ですか、それは。ごまかしじゃないですか。議事録にも載せるちいうならね、発言取消しは撤回するけん、撤回するけん議事録には載せます、そういうふうに説明をしてください、本会議で、この場で。そうすべきでしょうもん。そういうふうにしているじゃないですか、あなたが。議事録には載せるならね、発言取消しは撤回します、だから議事録にも載せます、今すぐここで言うてください。

**○議長（荒木 憲君）**

私としましては考え方が変わっておりませんので、以上でございます。（「議長」と呼ぶ者あり）まだ発言されますか。（「発言のあっけん言いよつと」と呼ぶ者あり）もう議事進行という言葉が出ておりますので、議事を進行したいと思います。（「議長、議事進行どころか、あなたがやっとなこと……」と呼ぶ者あり）僕は指名しておりませんが、矢ヶ部議員。矢ヶ部議員、勝手に発言しないでください。（「議長、手を挙げたから返事しなさいよ」「手挙げとんやんね」と呼ぶ者あり）矢ヶ部議員、何でしょうか。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

何て、はっきり言うてください。全くあなたは反省もしない。そうでしょう、自分の考えは間違っていない。ところが、自分の考えを自分の声で言うことは全くないでしょう、あなたは。一々事務局長の、隣の人の力を借りてしゃべる。どうしてあなたのことがぴしゃつと言えないの。あなたがやっていることをただしたとですよ。そして、あなたは自分は間違っていないと。

**○議長（荒木 憲君）**

矢ヶ部議員、先ほどから私が申しましたとおり、撤回を求めています、撤回することはいませんということを先ほど申しましたとおりでございますので、議事進行をしていきたいと思えます。（「あなたの、全くあなたは反省しとらんやんね」と呼ぶ者あり）

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。（発言する者あり）

発言を許可しておりませんので、発言を許していませんので、よろしく願いいたしたい

と思います。（「議長、よかですか」と呼ぶ者あり）

**○17番（緒方寿光君）**

地方自治で、議員は19名おられますが、それぞれ選挙でこの場に当選をして、市民の推挙でこの場におられます。その議員が一般質問として市政に対して質問をする、これは当たり前のことでありまして、それを議長が一議員に対して一部の質問の削除、これを言われたことは重大な問題であります。そのような意味において、議長は当然、今の議長席から質問の一部撤回を申されましたので、当然それが間違っていたということであれば、議長席から公然と間違っとなったと、申し訳ないと、そのことを申し述べられて、一般質問をされた議員の議事録はそのまま残しますというのが通常じゃないですか。いかがですか。そこについて、議長、答弁してください。それぐらい重いということです。

以上です。

**○議長（荒木 憲君）**

先ほど説明しましたとおりでございます。

以上でございます。

**○17番（緒方寿光君）**

そんな浅はかな軽い考え方で議長席からそういう発言を述べられていいんでしょうか、質問します。重大な問題ですよ。

**○議長（荒木 憲君）**

—————〔発 言 取 消〕—————

以上でございますので、先ほど説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたしますします。

それで、議事進行に移りたいと思います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりタブレットに表示のとおり提出されておりますので、御報告申し上げます。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。（「おかしいよ、おかしいよ。おかしいよ。そんなばかなことがあるかい。おかしいよ。おかしいよ、それは。おかしいよ。おかしいやろうもん。おかしいよ、それは」と呼ぶ者あり）

**○市長（金子健次君）（登壇）**

指名がありましたので、発言をさせていただきます。

皆様おはようございます。本日ここに、令和7年第2回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも御多用中のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議長のお許しを得ましたので、議事に先立ちまして、12月定例会以降の主立った事柄につ

いて御報告させていただきます。

初めに、国や市長会、広域で構成する協議会等の会議に出席いたしましたので、御報告いたします。

1月8日、福岡県介護保険広域連合運営協議会に出席し、1月20日には同連合柳川・大木・広川支部運営委員会を開催しました。デジタル化の進展による介護保険業務の効率化や組織体制の見直し、次年度予算などについて協議を行いました。

1月14日、福岡県土地改良事業団体連合会第3回理事会に出席しました。通常総会に向け、農業生産基盤整備の効果的な推進のための予算確保などについて協議を行いました。

このほか、福岡県後期高齢者医療広域連合運営調整会議、福岡県南広域水道企業団運営協議会、柳川市農業再生協議会臨時総会などに出席し、今後の事業計画などについて意見を交わしました。

続きまして、国や県等への要望活動について御報告いたします。

1月23日に筑後川河川事務所に対し、矢部川・中島地区河川改修協議会と共に中島地区の高潮対策についての要望を行いました。

2月4日には、総務省及び地元選出国會議員に対し、特別交付税の要望を行いました。クリークの維持管理や農漁業生産基盤の整備など、本市特有の多額の財政負担について特段の御配慮をいただくよう求めてまいりました。

2月12日には、主要地方道大牟田川副線バイパス建設促進及び大川瀬高間佐賀線跡地道路建設促進、国道443号道路整備促進の3つの期成会において、福岡県に対し、事業促進の必要性を訴え、未着手区間の早期整備や必要予算の確保などを関係市町と共に要望いたしました。

次に、市政の近況について御報告いたします。

1月12日に市民文化会館にて440人の団員が結集し、消防出初め式を開催いたしました。市民の安全・安心を守るための献身的な活動に対し感謝を申し上げ、激励を行いました。

同日午後からは二十歳のつどいを開催いたしました。成人を迎えた486人の皆さんが出席し、門出を祝いました。

1月18日にはみやま市・柳川市暴力団追放総決起大会をみやま市のまいピア高田で開催し、暴力団のいない安全で安心できるまちの実現に向け、機運を高めました。

2月15日と16日の2日間、第20回柳川よかもんまつりを開催いたしました。立花宗茂と閻千代の侍殺陣体験やボートレースVR体験を新たに加え、柳川の特産品の販売を行いました。実行委員会をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力により多くのお客様に御来場いただきました。

次に、「立花宗茂と閻千代」NHK大河ドラマ招致活動についてです。

1月8日にNHK総合の「歴史探偵」という番組で立花宗茂が特集されました。番組内で

行われた戦国武将ファンミーティングで、最も多く名前が挙がったのが立花宗茂であったと  
のことです。大河ドラマ実現に向けて、ゆかりのある各地域の皆様と共に引き続き招致活動  
に取り組んでまいります。

次に、今年は詩聖・北原白秋先生の生誕140年という記念すべき節目の年であります。1  
月25日には柳川白秋会主催による生誕140年祭が開催され、矢留小学校の子供たちと共にパ  
レードと式典に参加いたしました。午後からは記念事業とし顕彰短歌大会を行い、全国から  
399首もの作品が寄せられました。さらに、翌日、26日には合唱コンサートを開催し、今年  
度発足した「やながわsuite合唱団」をはじめ、各地の合唱団が出演し、すばらしい歌声と  
ともに、白秋先生を顕彰しました。

また、3月21日には1市2町の合併から20年の節目を迎えます。合併20周年記念式典をは  
じめ、市内各地で様々な事業を実施します。多くの皆様と共に合併後の20年を振り返りたい  
と思っております。

最後に、私ごとであります。昨年9月30日の記者会見で次期柳川市長選挙に出馬しない  
意向を表明いたしました。

振り返りますと、火葬施設「有峰苑みやま柳川」とごみ焼却施設「有明ひまわりセンター」  
は、当時のみやま市長であった西原市長と共に再整備を進めることができました。

子育て支援策では、地域子育て拠点施設「このゆびとまれ」を建設したほか、柳川むつご  
ろうランドには大型複合遊具を設置いたしました。また、市独自の子ども・子育て応援金を  
支給するとともに、子ども医療費の助成拡充を行い、子育てしやすいまちづくりを進めてき  
ました。

西鉄柳川駅周辺では、駅東部の区画整理や自由通路の整備を行い、ホテルの誘致も実現い  
たしました。現在は柳川駅前の再開発と沖端水天宮周辺の整備も進行中であり、今後の観光  
振興に期待をしています。

市民文化会館「水都やながわ」は、市民の皆様にあられる場所として、今後も地域の文化  
活動を支え、さらなる発展を期待しております。

また、国、県の支援を受け、排水機場の整備、増強を進め、市民の協力による先行排水な  
どで災害に強いまちづくりが進んでいます。

最後に、この16年間で最も印象に残っていることは、平成24年7月の九州北部豪雨災害で  
す。沖端川は中山地区で、矢部川は六合地区で河川堤防が決壊し、市の3分の1が冠水しま  
した。その光景は今でも忘れることができません。当時は朝早くから幹部職員を集め、どう  
やったら市民の助けになれるか災害復旧へ向けて対策を話し合い、必死に取り組んだことを  
今思い出します。

以上、まだまだ言い尽くせませんが、これまで市長として活動できたのは、市民や議員の  
皆様の御理解、御協力のおかげです。心から感謝を申し上げます。小学校の再編や増築庁舎、

クリーンセンターの跡地整備など継続中の課題もありますが、残された任期まで全力で取り組んでまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（荒木 憲君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第 1 議会運営委員長報告について

○議長（荒木 憲君）

日程 1. 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営副委員長（江口義明君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和 7 年第 2 回柳川市議会定例会の会期日程等について、去る 2 月 21 日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期についてであります。本日、2 月 25 日から 3 月 14 日までの 18 日間といたしております。

会期中の内容及び本日の日程については、お手元のタブレット資料、議事日程のとおりでございますので、御確認願います。

次に、議案の審査方法について申し上げます。

初めに、議案第 2 号から議案第 4 号までの 3 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第 2 号は総務常任委員会に審査を付託、議案第 3 号及び議案第 4 号の 2 議案は教育民生常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第 5 号から議案第 9 号までの 5 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第 5 号は予算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第 6 号及び議案第 7 号の 2 議案は教育民生常任委員会に審査を付託、議案第 8 号及び議案第 9 号の 2 議案は建設経済常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第 10 号から議案第 21 号までの 12 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第 10 号は教育民生常任委員会に審査を付託、議案第 11 号から議案第 15 号までの 5 議案は総務常任委員会に審査を付託、議案第 16 号から議案第 19 号までの 4 議案は教育民生常任委員会に審査を付託、議案第 20 号は建設経済常任委員会に審査を付託、議案第 21 号は総務常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第 22 号から議案第 25 号までの 4 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第 22 号及び議案第 23 号の 2 議案は建設経済常任委員会に審査を付託、議案第 24 号は総務常任委員会に審査を付託、議案第 25 号は即決といたしております。

次に、議案第 26 号から議案第 28 号までの 3 議案を一括議題とし、質疑終了後、3 議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして協議、決定いたしましたので、御報告申し上げ、終わります。

○議長（荒木 憲君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

## 日程第２ 会議録署名議員の指名について

○議長（荒木 憲君）

日程２．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、７番佐藤勝広議員及び11番江口義明議員を指名いたします。

## 日程第３ 議案の上程について

○議長（荒木 憲君）

日程３．議案の上程について。

議案第２号から議案第28号までの27議案を一括上程いたします。

初めに、議案第２号から議案第９号までの８議案について市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

日程３、議案第２号から議案第４号までの補正予算３議案及び議案第５号から議案第９号までの令和７年度予算関係５議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第２号 令和６年度柳川市一般会計補正予算（第７号）について御説明申し上げます。

御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ217,829千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ38,045,010千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

総務費は160,095千円を増額補正しております。

内容としましては、ふるさと寄付金の寄付見込額の増加に伴う事務費、基金積立てに係る経費などを計上いたしております。

民生費は139,312千円を減額補正しております。

内容としましては、低所得世帯物価高騰緊急支援給付金事業費、福岡県介護保険広域連合負担金などを減額しております。

衛生費は700千円を増額補正しております。

内容としましては、福岡県南広域水道企業団出資金の増額を計上しております。

農林水産業費は225,832千円を増額補正しております。

内容としましては、国の補正に伴い、国土調査事業費、両開・皿垣開漁港のしゅんせつ事業である機能保全事業費を計上しております。

商工費では19,500千円を減額補正しております。

内容としましては、本城町駐車場の全面舗装工事に係る事業費を減額しております。

土木費では20,900千円を減額補正しております。

内容としましては、国庫補助額の確定に伴い、高橋中牟田線道路整備事業費などを減額しております。

消防費では8,414千円を増額補正しております。

内容としましては、配水管移設・布設替工事に伴う消火栓の新設等に対する消火栓工事負担金を計上しております。

教育費では2,500千円を増額補正しております。

内容としましては、中島東上町の中島祇園山車修理事業への補助金を計上したほか、コミュニティ助成事業による助成金受入れに係る財源更正を計上しております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

地方交付税では、普通交付税308,483千円を増額補正しております。

国庫支出金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減額等により28,507千円を減額補正しております。

県支出金では、国土調査事業費、漁港関係事業費等により121,926千円を増額補正しております。

寄付金では56,860千円を増額補正しております。

繰入金では278,974千円を減額補正しております。

諸収入では26,941千円を増額補正しております。

市債では、機能保全事業費など11,100千円を増額補正しております。

第2表 繰越明許費では、在宅老人対策事業費など20件の翌年度への予算繰越しを御提案しております。

第3表 債務負担行為補正では、柳川庁舎増築工事費など3件の追加及び変更を行っております。

第4表 地方債補正では、機能保全事業費など4件の追加、変更及び廃止を行っております。

次に、議案第3号 令和6年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、決算見込みによる予算の調整を行うもので、歳入においては、繰入金を18,219千円減額し、繰越金を293,823千円増額いたしております。

歳出においては、保健事業費を6,975千円、基金積立金を1億円、諸支出金を83,687千円、予備費を84,942千円増額いたしております。

このように歳入歳出それぞれ275,604千円を増額し、補正後の予算額を8,465,664千円とするものです。

次に、議案第4号 令和6年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、保険基盤安定負担金の確定に伴い、必要な額を減額するものです。

このため、歳入の保険基盤安定繰入金、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ31,436千円減額し、補正後の予算額を1,295,921千円とするものです。

次に、議案第5号 令和7年度柳川市一般会計予算について御説明申し上げます。

令和7年度の当初予算は、新たな政策的判断を伴う経費を極力抑え、継続的、義務的経費を中心としたいいわゆる骨格予算として編成いたしました。これは市民生活に不可欠な行政サービスを安定的に継続しつつ、新市長の下で改めて肉づけ予算を編成するためのものです。

予算規模といたしましては、歳入歳出ともに35,140,000千円となり、前年度の当初予算と比較しますと、額にして1,797,000千円、率にして5.4%の増額となっております。

それでは、予算の内容につきまして、前年度の当初予算との比較により歳入の特徴的なところから御説明いたします。

まず、市税は、令和6年度の収納見込み、税法の改正及び現下の景気状況などを勘案し、前年度より179,200千円増の6,661,410千円を計上いたしております。

次に、地方交付税は、普通交付税については、国の地方財政計画や令和6年度交付額を参考に、前年度より660,000千円増の8,460,000千円を計上し、特別交付税については、近年の交付額の推移を参考に、前年度より50,000千円増の12億円を計上いたしております。

次に、繰入金は、財政調整基金やふるさと元気応援基金などから繰り入れ、前年度より1,236,421千円増の3,261,633千円を計上しております。

次に、市債は、国庫補助金の年度間調整により水郷柳河掘割地区整備事業費<sup>すいきょうやながわ</sup>を計上していないこと、骨格予算としての編成のため建設事業費を抑制したことなどにより、前年度より939,600千円減の1,850,500千円を計上しております。

今回の市債借入額に対する普通交付税への算入額は、借入額の約65.2%に相当する1,207,310千円と試算しております。

なお、令和7年度末の市債残高は、前年度末と比較して1,871,128千円減の35,023,772千円となる見込みであります。

次に、歳出の特徴的なものについて御説明いたします。

総務費は前年度より1,317,248千円増の4,636,869千円を計上しております。この増額は、柳川庁舎増築工事費の計上、人件費の増額が主な要因であります。

次に、民生費は前年度より672,001千円増の14,156,811千円を計上しております。この増額は、児童手当の拡充、障がい者支援事業費の増額が主な要因であります。

このほか、物価高騰対策予算として保育所等給食支援事業費を計上しております。

次に、衛生費は前年度より44,850千円増の2,078,634千円を計上しております。この増額は、有明生活環境施設組合負担金、予防接種委託料が増加したことが主な要因であります。

次に、農林水産業費は前年度より386,735千円減の1,977,025千円を計上しております。この減額の主な要因は、水路整備工事費について、骨格予算としての編成のため、4月から7月までの期間の必要最小限の経費のみを計上したことなどによるものです。

次に、商工費は前年度より58,167千円減の866,699千円を計上しております。この減額は、前年度に柳川市商工会移転新築事業補助金及び駐車場施設整備工事費を計上していたことが主な要因であります。

商工振興関係では、物価高騰の影響への経済対策として、がんばる商店街活動支援事業費、がんばる運送事業者支援事業費を計上しております。

次に、土木費は前年度より816,311千円減の1,924,141千円を計上しております。この減額の主な要因は、骨格予算としての編成のため、道路維持補修費及び新設改良費については、4月から7月までの期間の必要最小限の経費のみを計上したこと、水郷柳河掘割地区整備事業の事業進捗に伴う減額などであります。

次に、消防費は前年度より561,514千円増の1,482,368千円を計上しております。この増額は、筑後地域消防通信指令センターの消防通信指令システム及びデジタル無線システム全体整備の市町村負担金を計上したことによるものです。

次に、教育費は前年度より101,001千円増の3,858,931千円を計上しております。この増額は、市民体育館空調設備等整備事業費を計上したことが主な要因であります。

このほか、学校や保護者等からの相談、問題対応を行うことで学校を支援する学校教育支援センター事業費、複式学級解消事業費、通級指導教室事業費を継続して計上しております。

次に、公債費は前年度より354,548千円増の3,860,106千円を計上しております。令和3年度に借り入れた柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備事業の元金償還開始により償還額が増加しております。

以上が歳入歳出予算の主な内容であります。

また、第2表 債務負担行為では、柳川市市民協働のまちづくり事業補助金など8事業を、第3表 地方債では、三橋庁舎整備事業費など17事業を併せて御提案申し上げます。

次に、議案第6号 令和7年度柳川市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模といたしましては、歳入歳出ともに7,566,409千円としております。

本会計の歳出の主なものは、保険給付費、国保事業費納付金、保健事業費で、大部分を占める保険給付費は前年度当初予算と比較して8.2%の減、国保事業費納付金は7.4%の減を見込んでおります。

また、歳入の主なものは、被保険者の国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金となっております。

次に、議案第7号 令和7年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模は、歳入歳出ともに1,382,700千円としております。

本会計の歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合への納付金となっております。

歳入の主なものは、被保険者からの保険料と一般会計からの繰入金となっております。

次に、議案第8号 令和7年度柳川市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算の概要を申し上げますと、まず、収益的収入及び支出では、事業収益を1,409,957千円、事業費用を1,353,988千円計上しております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は368,273千円、支出は764,202千円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額395,929千円は損益勘定留保資金等で補填する予定にしております。

次に、議案第9号 令和7年度柳川市公共下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算の概要を申し上げますと、まず、収益的収入及び支出では、下水道事業収益を783,545千円、下水道事業費用を769,281千円計上しております。

次に、資本的収入及び支出ですが、収入は853,723千円、支出は986,559千円計上し、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額132,836千円は損益勘定留保資金等で補填する予定にしております。

なお、令和7年度予算関連の5議案の内容、詳細につきましては、既に配付しております予算書及び予算関係提案理由説明資料にまとめておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（荒木 憲君）**

次に、議案第10号から議案第28号までの19議案について市長の提案理由の説明を求めます。

**○市長（金子健次君）（登壇）**

議案第10号から議案第21号までの条例案12議案、議案第22号から議案第25号までのその他4議案及び議案第26号から議案第28号までの人事案件3議案につきまして御説明申し上げます。

す。

まず、議案第10号 柳川市学童保育所施設条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、令和7年4月に柳川市大和町六合の六合小学校の跡地において柳川市やまと学童保育所を開設するに当たり、当該施設と併せて全学童保育所の施設条例を制定するものです。

次に、議案第11号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に対する公務災害補償に関し、損害補償の種類、範囲、金額及び支給方法、その他損害補償に関する必要な事項について、政令の改正に迅速かつ的確に対応するため、政令の規定を個別に規定している現行の方式から政令の規定の定めによるとした包括的な規定方式に改めるため、本条例の全部を改正するものです。

次に、議案第12号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、公職選挙法が一部改正されたことに伴い、条例で定めることにより、ビラの作成費用を公費で負担することが可能となりました。また、近年の物価上昇等に伴い、本市の議会議員及び長の選挙において、ビラの作成を公費負担の対象とするため、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第13号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正が公布されたことに伴い、本条例において所要の改正を行うものです。

改正の内容としては、超過勤務の免除となる職員の範囲を拡大し、また、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を行うものです。

次に、議案第14号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

柳川市では、本格的な事業実施に先立ち用地の先行取得を目的とし、財源に地方債を活用することができる柳川市公共用地先行取得等特別会計を設置しています。しかしながら、合併後、この特別会計を活用した用地の先行取得はなく、また、今後も用地を先行取得する計画也没有ありません。そのため、この特別会計を廃止することとし、本条例において所要の改正を行うものです。

次に、議案第15号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、マイナンバーカードの普及促進を図るために、住民票の写しなどの一部の各種証明書の交付において、窓口での交付とマイナンバーカードを使ったコンビニ等での交付の手

数料の差別化を図るもので、昨年度に引き続き本年４月から１年間、コンビニ等での交付を100円とするものです。

この取組により、マイナンバーカードを使ったコンビニ等での交付をさらに普及させ、窓口への来庁者が減り、行財政改革の目標として掲げている「行かなくてもいい市役所」の実現につなげていくため、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第16号 柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市立小中学校再編計画を踏まえ、市立公民館の名称を変更するため、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第17号 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市立小中学校再編計画に基づき、大和町地区の６つの小学校を１つに再編する新しい小学校の校名を柳川市立やまと小学校と決定したため、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第18号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が公布されたことに伴い、本条例において所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し等を行うものです。

次に、議案第19号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、公金の普通徴収の納期限について、後期高齢者医療保険料のみ12月の納期を28日までとしていたものをほかの公金と同じ25日までとするため、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第20号 柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等が公布され、水道法施行令及び水道法施行規則に規定される布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第21号 柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、退職報償金の支給額を定めている別表を、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に対応できるよう、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令別表に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号 市道路線の認定及び変更について御説明申し上げます。

本案は、寄付採納に伴う2路線の新規認定、道路整備計画の見直しに伴う1路線の変更、払下げに伴う1路線の変更を行うため、道路法の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第23号 権利の放棄について御説明申し上げます。

本案は、回収することが見込まれないと判断した債権の放棄を行うもので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものです。

放棄する債権は、2名に対する柳川市営住宅使用料及び駐車場使用料3,138,240円です。

次に、議案第24号 権利の放棄について御説明申し上げます。

本案は、債務を履行させることが著しく困難で、回収することが見込まれないと判断した債権の放棄を行うもので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものです。

放棄する債権は、2名に対する土地建物貸付料335,240円です。

次に、議案第25号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について御説明を申し上げます。

本案は、令和7年3月31日を限り下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の樽見孝則委員が令和7年6月30日で任期満了となりますので、再度、同氏を候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の浦昭廣委員が令和7年6月30日で任期満了となりますので、後任の委員に古賀靖紀氏を候補者として推薦しようとするものです。

次に、議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の小山ミツ子委員が令和7年6月30日で任期満了となりますので、後任の委員に田尻主範氏を候補者として推薦しようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（荒木 憲君）

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時4分 散会

## 柳川市議会第2回定例会会議録

令和7年2月27日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1 番 菊 次 太 丸  
3 番 甲 木 健太郎  
5 番 田 中 康 徳  
8 番 今 村 智 子  
10 番 新 谷 信次郎  
12 番 荒 卷 英 樹  
14 番 近 藤 末 治  
16 番 矢ヶ部 広 巳  
18 番 樽 見 哲 也

2 番 梶 島 正 吾  
4 番 三小田 保 弘  
7 番 佐 藤 勝 広  
9 番 浦 川 和 久  
11 番 江 口 義 明  
13 番 佐々木 創 主  
15 番 高 田 千壽輝  
17 番 緒 方 寿 光  
19 番 荒 木 憲

### 2. 欠席議員

6 番 橋 本 憲 之

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

|             |   |       |
|-------------|---|-------|
| 市           | 長 | 金子健次  |
| 副市          | 長 | 江島宏和  |
| 教           | 育 | 橋本秀博  |
| 総務部         | 長 | 野口貴光  |
| 会計管理        | 者 | 田中勝裕  |
| 保健福祉部       | 長 | 池末勇人  |
| 建設部         | 長 | 目野隆広  |
| 産業経済部長兼大和庁舎 | 長 | 山田秀太  |
| 教育部長兼三橋庁舎   | 長 | 武田真治  |
| 消防          | 長 | 田島雅彦  |
| 人事秘書課       | 長 | 江口英範  |
| 総務課         | 長 | 新開文隆  |
| 企画課         | 長 | 武藤雅裕  |
| 財政課         | 長 | 古賀順一郎 |
| 健康づくり課      | 長 | 横山久美  |
| 福祉課         | 長 | 内田猛   |
| 学校教育課       | 長 | 古賀洋   |
| 生涯学習課       | 長 | 野田学   |
| 建設課         | 長 | 古賀正光  |
| 農政課         | 長 | 木原隆文  |
| 水路課         | 長 | 梅崎秋敬  |

### 4. 本議会に出席した事務局職員

|             |   |       |
|-------------|---|-------|
| 議会事務局       | 長 | 徳永喜美香 |
| 議会事務局次長兼議事係 | 長 | 森康貴   |
| 議会事務局庶務係    | 長 | 古賀雄一  |

### 5. 議事日程

#### 日程（1） 議案質疑について

議案第2号 令和6年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について

議案第3号 令和6年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
について

議案第4号 令和6年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

について

- 議案第5号 令和7年度柳川市一般会計予算について
- 議案第6号 令和7年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第7号 令和7年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第8号 令和7年度柳川市水道事業会計予算について
- 議案第9号 令和7年度柳川市公共下水道事業会計予算について
- 議案第10号 柳川市学童保育所施設条例の制定について
- 議案第11号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 市道路線の認定及び変更について
- 議案第23号 権利の放棄について
- 議案第24号 権利の放棄について
- 議案第25号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数

の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について

追加日程（２） 有明海再生調査特別委員会設置に関する動議について

---

午前10時 開議

○議長（荒木 憲君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員18名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

○４番（三小田保弘君）

ここ数年、有明海の海況が非常に悪く、柳川市に甚大な影響を与えることは容易に想像できます。これを付託し調査することを望み、有明海再生調査特別委員会設置の動議を提出いたします。

以上。

○議長（荒木 憲君）

ただいま動議が上がりましたが、賛成の方は。——賛成の方がいらっしゃいますので、動議が成立しましたので、ここで議事整理のため暫時休憩いたします。

午前10時 1 分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど三小田議員から提出された動議の取扱いについて議会運営委員会で協議されましたので、副委員長より報告をお願いいたします。

○議会運営副委員長（江口義明君）

おはようございます。三小田議員からの動議について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

三小田議員からの動議については、本日の日程終了後に日程を追加することに決定いたしました。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

○議長（荒木 憲君）

お諮りいたします。この動議につきましては、議会運営副委員長の報告どおり、本日予定の日程終了後に追加して議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本動議を本日予定の日程終了後に日程に追加して議題とすることは可決されました。

#### 日程第１ 議案質疑について

○議長（荒木 憲君）

日程１．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の発言や自己の意見を述べることをのらないようお願いしておきます。

議案第２号 令和６年度柳川市一般会計補正予算（第７号）について、議案第３号 令和６年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について及び議案第４号 令和６年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についての以上３議案を一括議題といたします。

３議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第２号 令和６年度柳川市一般会計補正予算（第７号）については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第３号 令和６年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第４号 令和６年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第5号 令和7年度柳川市一般会計予算について、議案第6号 令和7年度柳川市国民健康保険特別会計予算について、議案第7号 令和7年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第8号 令和7年度柳川市水道事業会計予算について及び議案第9号 令和7年度柳川市公共下水道事業会計予算についての以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第5号 令和7年度柳川市一般会計予算については、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により全議員19名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました全議員19名を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に予算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第6号 令和7年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第7号 令和7年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第8号 令和7年度柳川市水道事業会計予算については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第9号 令和7年度柳川市公共下水道事業会計予算については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第10号 柳川市学童保育所施設条例の制定について、議案第11号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例の制定について、議案第12号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第21号 柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上12議案を一括議題といたします。

12議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第10号 柳川市学童保育所施設条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第11号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒木 憲君）**

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第12号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒木 憲君）**

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第13号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒木 憲君）**

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒木 憲君）**

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第15号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒木 憲君）**

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第16号 柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒木 憲君）**

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第17号 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒木 憲君）**

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第18号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒木 憲君）**

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第19号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒木 憲君）**

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第20号 柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒木 憲君）**

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第21号 柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒木 憲君）**

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第22号 市道路線の認定及び変更について、議案第23号 権利の放棄について、議案第24号 権利の放棄について及び議案第25号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についての以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第22号 市道路線の認定及び変更については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第23号 権利の放棄については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第24号 権利の放棄については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第25号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論をする方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦について、議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について及び議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦についての以上3議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。3議案は人事案件でありますので、委員会付託、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり樽見孝則氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり樽見孝則氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり古賀靖紀氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり古賀靖紀氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり田尻主範氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり田尻主範氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時2分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

## 追加日程第2 有明海再生調査特別委員会設置に関する動議について

○議長（荒木 憲君）

追加日程2. 有明海再生調査特別委員会設置に関する動議についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○4番（三小田保弘君）（登壇）

皆さんも御存じと思いますが、ここ数年、有明ノリ養殖は不作の状態が続いております。ノリ以外の魚介類も絶滅に近い状態です。

ノリ養殖においては、毎年120億円もの生産額を誇る柳川市の大切な基幹産業の一つであります。不作がこの先も続けば、漁業者はもちろんのこと、市内のノリの生産側の関連企業、消費側の関連企業、ひいては柳川市全体の経済各所に甚大な影響を及ぼすことは容易に想像できます。

そこで、何としても早期の有明海再生に向け、潮流、海底、堤防、漁港など多分野にわたり調査研究、そして、対策をする必要があると考えます。これはもはや水産振興だけの問題ではなく、有明海周辺の伝統文化や柳川市の財政基盤を脅かす問題で、付託すべきは複数の常任委員会をまたぐことから、地方自治法第109条にのっとり、有明海再生調査特別委員会の設置を強く提案いたします。

委員会構成は希望者とします。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（荒木 憲君）

提案理由の説明が終わりましたので、本件に関する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前11時5分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件は委員会付託を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、直ちに討論を行います。

討論をされる方はありますか。先に反対討論から行いたいと思いますので、初めに、反対討論される方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

次に、賛成討論をされる方。

○3番（甲木健太郎君）（登壇）

ただいま議題となっております有明海再生調査特別委員会の設置につきまして、私は賛成の立場から討論を行います。

御存じのとおり、有明海は豊かな生態系と様々な生物を育むかけがえのない海でした。し

かし、近年、海況の変化により漁獲量の減少、生物多様性の喪失といった深刻な問題に直面しています。有明海の異変は漁業関係者の生活基盤を脅かすだけでなく、私たちの地域社会全体の未来にも暗い影を落としかねません。

このような現状を打開するためには、根本原因を究明し、実効性のある再生対策を講じることが不可欠です。そのためには、分野を超えた専門的な調査検討を遂行することが急務であると考えます。特別委員会では、学識経験豊富な漁業従事者、地域住民、環境保護団体などの意見を収集し、幅広い観点から本質に迫ることが期待できます。また、特別委員会が設置されれば、現状の正確な把握と問題の根本原因の究明、実効性のある再生対策の提示ができ、調査過程や結果を市民に公表することで再生に向けた市民参加を促します。

有明海の再生は地域社会を左右する課題です。今こそ議会が主導的な役割を果たし、総力を結集してこの問題に取り組むべきです。各議員におかれましては、何とぞ本特別委員会の設置に御賛同いただき、有明海の再生に向けて力を合わせて歩んでいただきますよう切にお願い申し上げます。

以上、賛成の立場から討論させていただきました。御清聴ありがとうございます。

○議長（荒木 憲君）

次に、反対討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

次に、賛成討論する方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本件について採決いたします。

本件は原案どおり特別委員会を設置することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本件は可決されました。

ここで暫時休憩して全員協議会を始めます。よろしくお願いします。

午前11時9分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。先ほど設置されました有明海再生調査特別委員会は、全議員19名で構成し、有明海再生についての調査研究を付託し、調査終了まで閉会中の継続審査とすること

にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒木 憲君）**

御異議なしと認め、本件は全議員で構成し、有明海再生についての調査研究を付託し、調査終了まで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。本特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により全議員19名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒木 憲君）**

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました全議員を有明海再生調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

委員が決定いたしましたので、本会議終了後に特別委員会を開催して、正副委員長の選任をお願いいたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

**午前11時24分 散会**

## 柳川市議会第2回定例会会議録

令和7年3月3日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1 番 菊 次 太 丸  
3 番 甲 木 健太郎  
5 番 田 中 康 徳  
8 番 今 村 智 子  
10番 新 谷 信次郎  
12番 荒 卷 英 樹  
14番 近 藤 末 治  
16番 矢ヶ部 広 巳  
18番 樽 見 哲 也

2 番 梶 島 正 吾  
4 番 三小田 保 弘  
7 番 佐 藤 勝 広  
9 番 浦 川 和 久  
11番 江 口 義 明  
13番 佐々木 創 主  
15番 高 田 千壽輝  
17番 緒 方 寿 光  
19番 荒 木 憲

### 2. 欠席議員

6 番 橋 本 憲 之

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

|   |   |   |   |   |   |   |   |    |
|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 市 |   |   |   | 長 | 金 | 子 | 健 | 次  |
| 副 |   | 市 |   | 長 | 江 | 島 | 宏 | 和  |
| 教 |   | 育 |   | 長 | 橋 | 本 | 秀 | 博  |
| 総 | 務 |   | 部 | 長 | 野 | 口 | 貴 | 光  |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 田 | 中 | 勝 | 裕  |
| 保 | 健 | 福 | 祉 | 部 | 池 | 末 | 勇 | 人  |
| 建 |   | 設 | 部 | 長 | 目 | 野 | 隆 | 広  |
| 産 | 業 | 経 | 済 | 部 | 山 | 田 | 秀 | 太  |
| 教 | 育 | 部 | 長 | 兼 | 武 | 田 | 真 | 治  |
| 消 |   |   |   |   | 田 | 島 | 雅 | 彦  |
| 人 | 事 | 秘 | 書 | 課 | 江 | 口 | 英 | 範  |
| 総 |   | 務 |   | 課 | 新 | 開 | 文 | 隆  |
| 企 |   | 画 |   | 課 | 武 | 藤 | 雅 | 裕  |
| 財 |   | 政 |   | 課 | 古 | 賀 | 順 | 一郎 |
| 健 | 康 | づ | く | り | 横 | 山 | 久 | 美  |
| 福 |   | 祉 |   | 課 | 内 | 田 |   | 猛  |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 古 | 賀 |   | 洋  |
| 生 | 涯 | 学 | 習 | 課 | 野 | 田 |   | 学  |
| 建 |   | 設 |   | 課 | 古 | 賀 | 正 | 光  |
| 農 |   | 政 |   | 課 | 木 | 原 | 隆 | 文  |
| 水 |   | 路 |   | 課 | 梅 | 崎 | 秋 | 敬  |
| 生 | 活 | 環 | 境 | 課 | 木 | 下 | 康 | 治  |
| 子 | 育 | て | 支 | 援 | 小 | 池 | 由 | 希  |
| 都 | 市 | 計 | 画 | 課 | 梅 | 崎 | 慎 | 司  |
| 水 | 産 | 振 | 興 | 課 | 平 | 川 | 昌 | 之  |
| 企 | 業 | 誘 | 致 | 推 | 金 | 子 | 幸 | 喜  |
| 上 | 下 | 水 | 道 | 課 | 本 | 吉 |   | 尊  |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 首 | 中 | 村 |   | 学  |
|   |   |   |   | 席 |   |   |   |    |
|   |   |   |   | 指 |   |   |   |    |
|   |   |   |   | 導 |   |   |   |    |
|   |   |   |   | 官 |   |   |   |    |

#### 4. 本議会に出席した事務局職員

|              |           |
|--------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長  | 徳 永 喜 美 香 |
| 議会事務局次長兼議事係長 | 森 康 貴     |
| 議会事務局庶務係長    | 古 賀 雄 一   |

## 5. 議事日程

### 日程（１） 一般質問について

| 順位 | 質 問 者           | 質 問 事 項                                                                                         |
|----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 11 番<br>江 口 義 明 | 1. 少子化対策<br>2. 有明海再生<br>3. 掘割再生と景観条例について<br>4. 商店街の復興や福銀跡の活用<br>5. 総合計画における柳川市が目指す方向            |
| 2  | 5 番<br>田 中 康 徳  | 1. 有明海再生<br>2. 企業誘致                                                                             |
| 3  | 10 番<br>新 谷 信次郎 | 1. 佐賀空港陸上自衛隊駐屯地配備予定のオスプレイについて<br>2. 市内小中学校における保健室について<br>3. 西鉄大牟田線踏切事故について<br>4. P F A S 汚染について |
| 4  | 15 番<br>高 田 千壽輝 | 1. 市長の４期16年を問う                                                                                  |
| 5  | 17 番<br>緒 方 寿 光 | 1. 「学校等跡地施設の利活用」計画と進捗状況等はいかに<br>2. 農業振興のための新規作物（露地物）の開発はいかに<br>3. 横橋交差点の信号機設置と「花梅橋」等の改良整備はいかに   |

### 午前10時 開議

#### ○議長（荒木 憲君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員18名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、報告いたします。

まず、2月27日の本会議において設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定しております。

委員長は荒巻英樹議員、副委員長は今村智子議員です。

次に、同じく2月27日の本会議において設置されました有明海再生調査特別委員会の正副委員長が決定しております。

委員長は三小田保弘議員、副委員長は梶島正吾議員です。

次に、三小田保弘議員から佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会委員の辞任の申出がありましたので、柳川市議会委員会条例第14条の規定に

より申出のとおり2月27日をもって辞任を許可いたしましたので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

お諮りいたします。委員辞任に伴い、佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会委員の定数を13人から12人に変更したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

#### 日程第1 一般質問について

○議長（荒木 憲君）

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、11番江口義明議員の発言を許します。

○11番（江口義明君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。今回、トップバッターでありますので、しっかりと務めさせていただきます。

今年、合併して20周年を迎え、さらに、白秋先生の生誕140年の節目の年となる柳川市のマスタープランを踏まえ、質問を行います。

柳川市の将来像に「水と人とまちが輝く柳川」を掲げて、まちづくりに取り組んでいただいております。柳川には歴史的遺産である掘割が縦横に巡り、この掘割が農業や漁業、そして、私たちの生活を災害などから守る役目を担っており、柳川の都市基盤となっております。このかけがえのない掘割や有明海などの自然豊かな環境は、これから私たちが暮らしていく上で守り育てていかなければなりません。そのためにも柳川市のマスタープランに掲げてある将来像は、まさにこれから次世代のためによりよいものにして引き継いでいかなければなりません。

また、マスタープランの施策の中には、人口減少時代の中で少子高齢化対策や地方の過疎化対策など、人口減少を抑える必要があることを示唆しております。この問題に対しては、将来、柳川市で暮らしていく住民の皆様にとっても最も重要な課題であり、様々な方面から問題解決に向けた取組が必要であると考えております。

県内を見ましても各行政において少子化対策がなされており、市外からの転入される子育て世帯に対する優遇措置など、独自の取組が実施されております。このようなことを踏まえ、

一般質問をさせていただきます。

初めに、少子化対策についてお尋ねいたします。

少子化対策に向けた具体的内容、さらに、柳川市独自の施策の方向性の具体的なものについてお尋ねいたします。

あとの質問は自席より行いますので、議長のお取り計らいよろしくお願いいたします。

#### ○子育て支援課長（小池由希君）

おはようございます。江口議員の御質問にお答えをいたします。

市独自の子育て支援の施策について、今後の方向性という御質問でございました。

本市独自の施策といたしましては、まず、やながわ子ども・子育て応援金がございます。令和5年度から開始をいたしました子育て世帯の経済的負担を軽減するための施策で、出産及び小・中学校入学の際に給付金を支給しております。令和5年度の実績を申し上げますと、出産233人に対し50千円ずつ、計11,650千円を、入学は小学校498人、中学校574人に30千円ずつ、計32,160千円を支給いたしました。出産時にはこの応援金に加え、国からも妊娠及び出産時にそれぞれ50千円ずつが給付されております。

また、子育て世代のニーズに細やかに対応するため、子育て支援拠点施設「このゆびとまれ」では常に利用者の声を事業に反映させています。例えば、子供との関係性に悩む保護者に対するペアレントトレーニングや、小児科医、助産師への相談会などです。顔を合わせ、お話を聞きながら、それぞれの不安や悩みに寄り添うという給付金とはまた違うアプローチができていっていると思っております。

市内の全乳児家庭に助産師が訪問するという事業を行っておりますけれども、助産師さんがいつもおっしゃるのは、このようにネットやSNSで情報があふれる中においてもお母さんたちには孤独感や孤立感がとても多いということです。悩まない子育てというのはございませんが、そこを乗り越えるための後押しとして、金銭的な支援だけではなく、安心して子育てできる環境を整えることが求められていると考えております。

全国的な少子化傾向の流れを変えることは大変難しいと思っておりますが、これからも生まれてくる子供たちの健やかな育ちを支えるための施策を本市の子育て支援として充実をさせていきたいと考えております。

以上です。

#### ○11番（江口義明君）

ありがとうございます。

私たちが小さい頃は近所の方々がいろいろなお世話をしてくれておりましたが、最近の子育ては核家族化が進み、個人のプライベートが重要視され、個々での子育てがされているように思われます。

「このゆびとまれ」などの子育て拠点施設などができておりますので、地域の方々との触

れ合いなどがこれからの子育てには必要であると思いますが、市のお考えをお尋ねいたします。

**○子育て支援課長（小池由希君）**

お答えいたします。

子育て支援課で行っている事業に関して申し上げますと、「このゆびとまれ」で実施している事業の講師の方は地域の方が多くいらっしゃいます。また、ファミリーサポート事業は市内の会員さん同士をつなぐ有償のボランティア事業となっております。地域に親しまれる誰もが集える施設にするためにも、議員がおっしゃるように、子育てを孤立化させないために、地域の子供たちを地域で見守るという取組は今後さらに重要になっていくと考えております。

以上です。

**○11番（江口義明君）**

ありがとうございます。ぜひとも今後ともよろしくお願いします。

続いて、幾つかの少子化対策が実施されている中、近隣の市では独自の優遇措置をされておりますが、本市においてどのような施策を展開していくのか、具体的な案をお聞かせください。

**○子育て支援課長（小池由希君）**

お答えいたします。

子育て世帯へどのような優遇措置があるかという御質問です。

市の子育て支援事業には、先ほど申し上げた給付の制度や、サービス利用の際の助成制度などがございます。そこで、子育て世代にとってメリットの大きいと考えられる子育て支援課の事業を御紹介いたします。

産後ケア事業は、産後の心身のケア、授乳・育児指導などを医療機関や自宅訪問で低価格、または無料で受けられます。また、ゆりかごサポート事業では、母子の心や体のこと、授乳の心配などを医師や助産師に無料で相談ができます。また、ひとり親への支援として公正証書の作成や養育費保証契約の費用を助成しております。

このように、子育て世代に対する支援メニューの中からそれぞれ必要なものを御利用いただいているという状況になっております。

以上です。

**○11番（江口義明君）**

ありがとうございます。

子育て支援課の事業については分かりましたが、市外から柳川市へ転入される子育て世代の方々への優遇措置、住居の提供など、本市で何かあるのか、再度お尋ねいたします。

**○企画課長（武藤雅裕君）**

江口議員の御質問にお答えいたします。

子育て世帯のみに限った事業ではありませんが、移住支援金として県外から本市への移住者に支援金を交付する制度があります。子育て世代の移住者には世帯移住の場合、支援金1,000千円に18歳未満の子供1人当たり1,000千円を加算して交付する制度となっております。

なお、この移住支援金には移住元に関する要件及び移住後の就業に関する要件が設定をされております。

こちらの要件等につきましては、市のホームページに掲載をしておりますので、御確認いただき、対象者要件等の確認のため、申請前に必ず御相談いただきますようお願いをいたしているところでございます。

以上でございます。

#### ○11番（江口義明君）

ありがとうございます。

これはUターンされる世帯の方にも制度は適用されているのでしょうか。——このような制度がありますので、これをさらにPRして、多くの移住される方々を受け入れられるようにしていただきたいと思います。

さらに、県外だけではなく、県内からの移住についても今後検討していただければと思っています。

少子化や人口減少について今までも多くの対策を実施していただいておりますが、重要な政策でありますので、さらに取り組んでいただきますことをお願いして、次の質問に移ります。

次に、有明海再生に関する質問をいたします。

私が幼い頃の思い出は、潮干狩りに行けばたくさんのアサリの貝が取れ、大きな貝を食べておりました。近所のおじさんたちは前は船が浮き上がらないくらい貝が取れていたとか、海の中に丘のような高い津と呼ばれる砂地ができて、たくさんの魚介類がいたと聞いております。ところが、近年では海底陥没や、有明海に流れ込んでいた川からの砂の減少により砂地が空気に触れる面積が極端に少なくなっており、有明海の様々な不漁、不作の原因の一部だと思われます。

まず、有明海における不漁、不作についてお尋ねいたします。

近年、魚介類の不漁やノリ養殖の不作が続いており、市内の漁業者の皆様は大変御苦労されております。有明海全体での不漁、不作対策を実施してあると思いますが、その事業の具体的な取組についてお尋ねいたします。

#### ○水産振興課長（平川昌之君）

江口議員の質問にお答えします。

有明海再生に向けた取組として、まずはノリ養殖業につきましては、御存じのとおり、ノ

リ養殖は令和4年度、令和5年度、さらに今漁期と3年連続で色落ちによる不作となっております。生産枚数もこれまでの半分程度となっております。

そこで、令和4年度漁期の終了後、すぐに国、県に対する要望行動を行っております。そこでは色落ちの原因となっております植物性プランクトンの長期化の原因究明をお願いしたところです。これにより国、県、特に、有明海沿岸4県の関係機関が有明海漁場再生対策事業としてノリ養殖の安定生産に関する調査を実施しています。

さらに、ノリの色落ちの原因である植物性プランクトンは二枚貝が消費するとともに、排せつ等によってノリの生育に欠かせない栄養塩を海域に添加するという機能を持つことから、アサリ等の二枚貝の増殖事業も実施していただいているところです。

次に、ノリ養殖業以外で魚や二枚貝の取組についてですが、魚についてはこれまで種苗放流事業に力を入れてきております。ヒラメ、ガザミ、エビといった魚種で、中には100万尾以上の種苗を毎年、漁業者と一緒に海上での放流を実施しています。

また、アサリ等の二枚貝については、まずは覆砂事業による海底の底質改善が行われております。そこにアサリの稚貝が定着するとその場所を保護区と設定し、その稚貝が密になると別の場所へ移殖放流をしながらアサリを守り育てているところです。また、エイなどの食害からアサリを守るためにアサリを砂利袋に入れたり、海底にパレットを置いて、その上にアサリを保護したり、漁業者の皆さんが一体となって取り組んでもらっているところです。また、福岡県水産海洋技術センターの指導の下、福岡有明海漁連や地元漁協によりタイラギやカキ養殖の調査研究についても取り組んでいただいております。

以上です。

#### ○11番（江口義明君）

不漁、不作を改善するために様々な事業を展開していただき、ありがとうございます。

海底の底質改善を実施していただいておりますが、有明海の再生には引き続き魚介類の水揚げの回復や、本市の基幹産業でもあるノリ養殖の生産性を向上させる研究や要望が必要になってくると思います。

国や県など関係機関と連携した有明海の再生に向けた取組が必要であると思いますが、具体的にどのようなことが考えられるのか、お尋ねいたします。

#### ○水産振興課長（平川昌之君）

江口議員の質問にお答えします。

今後の早急な有明海再生に向けた取組についてですが、ノリ養殖業におきましては、本市の大切な基幹産業であり、様々な関連事業者がいらっしゃるので、このノリの不作の影響は本市にとって甚大なもので、大変重要な課題であると認識しています。また、ノリ養殖以外の漁船漁業に係る魚や二枚貝等の増殖についても同じく大切な課題であります。先ほど答弁させていただきましたように、これまでの取組は継続してまいりたいと考えております。

さらに、農林水産省では2025年度の当初予算に10億円を計上することとし、その期間は10年間で、総額100億円規模となる方針が示されました。これは漁業振興基金を創設して有明海の不漁問題の解決を図るとなっております。よって、国の主導による有明海再生事業がより一層進めていただけるものと思っているところです。

そのためにも漁業者の皆様の意見をしっかり集約し、福岡有明海漁連と一緒にあって有明海沿岸4市、大川市、みやま市、大牟田市、柳川市で組織する福岡県有明海漁業振興対策協議会の中でも協議を重ねながら、国や県へ引き続きしっかりと要望していかなければならないと考えております。

以上です。

#### 〇11番（江口義明君）

ありがとうございました。来年度から年間10億円の予算を計上し、有明海の再生に向けた事業を展開していただきますので、ぜひ成果の出る事業になるようによろしくお願いいたします。

また、今回、有明海再生調査特別委員会が設置されましたので、詳しい事業内容については特別委員会の中でお尋ねしたいと思います。

それでは続いて、掘割再生と景観についてお尋ねいたします。

柳川市の都市基盤である掘割の再生についてですが、柳川市の掘割は下水道や合併浄化槽の普及により水質は改善されてきていると思います。しかし、川下りコースを見ても清流とは言い難く、まだまだ改善の余地があると思います。

以前の掘割の堀底は砂地で今よりも浅く、きれいな水が流れてきていたと聞いております。現在の川下りコースは砂地がほとんどなく、粘土層がむき出しとなり、透明感がなくなっていると思われます。きれいな水で農作物を生産されるとブランド力の強化にもなり、ひいては生活環境や観光の面でも効果が上がると思います。そのためにも堀底を砂地に変えることが必要であると思いますが、この件に関して質問する予定でありましたが、5年ごとに見直される掘割を守り育てる行動計画が来年度作成されるということですので、その計画の内容を見てからまた一般質問を行いたいと思いますので、今回は提言のみとさせていただきます。

続いて、柳川市の景観についてお尋ねいたします。

沖端水天宮周辺については、現在、電柱の地中化事業が進められておりますが、これからますます整備が行われ、すばらしい景観が醸し出されると思います。沖端は柳川らしい景観になると思いますが、ほかのところはというと、ガードレールや擬木の柵などが設置されており、柳川の景観が失われつつあると思っています。「柳川掘割物語」の制作者である宮崎駿監督や、この前亡くなられた高畑監督は、40年前にこの映画を作成していただいた際に、柳川のイメージを、柵のない、すばらしいまちですねと言われたそうです。

もちろん危険な箇所にはガードレールが必要になると思いますが、必要以上につけなくてもいいと思いますし、柳川らしい景観を守っていただくためにも自然の石や木を使った護岸や橋の欄干なども必要ではないかと思いますが、市のお考えをお尋ねいたします。

**○総務課長（新開文隆君）**

江口議員の御質問にお答えいたします。

ガードレールの設置につきましては、議員も御承知のとおり、地域の皆さんからの設置要望のほか、道路の利用状況や交通量、水難事故防止の観点など、交通安全対策を最優先として捉えながらガードレールの設置を進めております。

一方で、掘割が身近にあり、昔から親水性の高い生活が行われてきた本市においては地域の特性やニーズなど、周辺環境を考慮しながら適切な場所へガードレールの設置及び景観に配慮した色彩や形状をしたガードレール設置をしていくことが必要であるというふうに考えております。

以上です。

**○都市計画課長（梅崎慎司君）**

自然の石や木を使った護岸や橋の欄干なども必要なのではという議員の御質問にお答えいたします。

本市では、2012年、平成24年に柳川市景観計画と柳川市景観条例を制定し、歴史を感じさせる町並みや掘割が縦横に巡る景観、豊かな田園が広がる景観、有明海を望む干拓地の景観などを将来の世代に引き継いでいくこととし、景観に関する施策を順次実施しております。

そうした状況の中で、景観計画に基づきまして、公共事業における景観への配慮に関する基本的な考え方などをまとめました公共事業景観ガイドラインを策定しております。策定に当たりましては、公共事業を担当します市及び土木組合、県の関連部局の技術職員を対象としましたアンケート調査及び勉強会、水路関係課によります協議や意見交換を実施し、景観に関する理解を深めながら検討を進めてまいりました。

ガイドラインでは、水路や道路に関する事業区分や地域、エリアごとに区分し、素材も含めた望ましい水路護岸形式の設定や防護柵などの付属物に関します色彩や仕様についても配慮事項を記載しております。

また、議員御質問にあるような個別の案件で専門的知識が必要とされる場合は、学識経験者や専門家で構成します景観アドバイザーへの相談やアドバイスを受けることができますので、今後も各地域の特性と実情に応じました行政によります先導的な景観形成を推進し、景観アドバイザーの活用により高質化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○11番（江口義明君）**

ありがとうございます。景観については、先ほど言われたように、学識経験者や専門家の

意見も踏まえながら、柳川らしい景観を守り育てていただきたいと思います。

ガードレールについては、車がスピードを出し、反対に重大な交通事故の原因ともなりかねませんし、また、車とガードレールに挟まれる危険性もあります。ガードレールがないことで、スピードを出さない安全運転を心がけることが本来の交通安全対策ではないかと思えますので、ぜひとも柳川の風土に合った景観を損なわないような交通安全対策をお願いして、この質問を終わります。

続いて、商店街の復興や福銀跡地の活用についてお尋ねいたします。

まず、コロナ後の商店街の現状についてであります。現在、柳川市内にある商店街はシャッターが閉まり、活気がなく、現在行われているさげもんめぐりのこの時期はにぎわっておりますが、ほかの時期はそうでもないと感じております。以前は土曜日には土曜夜市など毎週のようにあって、多くの人出がありましたが、そのにぎわいはなく、夜などは閑散とした通りになっております。新型コロナウイルスの拡散により本市の商店街も例外ではなく、閉店せざるを得なくなった店なども多いのではないかと思います。

商店街の復興に向けて具体的な取組をお聞かせください。

まずはコロナ後の商店街の現状についてお伺いいたします。

#### ○産業経済部長（山田秀太君）

江口議員の御質問にお答えいたします。

江口議員御承知のとおり、市内には4つの商店街、商店会がございます。コロナ後の商店街の現状につきまして、それぞれの会員数を令和元年度と6年度のコロナ前後で比較しますと、柳川商店街は74から64、沖端商店会が46から55、西鉄通り商店会が26から26、中島商店会が24から20となっております。会員数の動きにつきましては、柳川商店街が8増18減、沖端商店会が20増11減、西鉄通り商店会が13増13減、中島商店会が2増6減でございます。柳川商店街と中島商店会では会員数が減少しているのに対しまして、沖端商店会は新規加入が多く、会員数が増加しております。また、西鉄通り商店会には会員数の大きな変化は見られておりません。

このように団体によりまして増減の状況は異なりますが、全体としてみますと、新規開業などによる加入があった一方で、経営環境の悪化により脱退される方、廃業される、そういった事業者も多く、依然として厳しい状況が続いていると認識しております。

市内の商店街、商店会におきましては、人口減少や少子高齢化に加え、コロナによる影響、そして、現在の物価高騰や人手不足といった社会的要因にも直面され、依然として厳しい経営環境に置かれております。商店街、商店会の活性化には地域住民の皆様の日常利用、あるいは観光客の来訪を促進することで消費の喚起を図ることが重要だと考えております。

本市としましても、関係団体の皆さんと連携しながら、にぎわいの創出でありますとか事業者の支援に取り組む必要があると考えておるところでございます。

以上でございます。

**○11番（江口義明君）**

ありがとうございます。

コロナ後の商店街については新規加入などもあっているようですが、まだまだ以前のよう  
な活気がよみがえっていないようです。

今後、商店街の活気を取り戻すための現在実施されている具体的な支援策をお聞かせくだ  
さい。

**○産業経済部長（山田秀太君）**

江口議員の御質問にお答えいたします。

本市では、コロナ以前から実施しております商店街活性化対策補助金や未来のために頑張  
る商店街応援事業補助金を実施しております。コロナ後には新たにがんばる商店街活動支援  
補助金を設け、商店街、商店会のにぎわい創出と活性化に向けた取組を支援しております。

各商店街、商店会では、これらの補助金を活用していただき、クーポン券や商品券の発行、  
地域の拠点づくり、イベントの開催などを行っていただいております。また、市内の消費喚  
起策としましては、プレミアム商品券補助金を活用して藩札、藩Payの発行や、地域通貨や  
なPayを活用したがんばる商店街やなぽ活用事業を実施され、商店街での消費喚起を行っ  
ているところでございます。

議員御指摘のとおり、商店街の活気を取り戻すためには、従来の支援策に加えて、新たな  
視点での取組も重要であると認識しております。本市におきましても、地域資源を活用した  
魅力ある商店街づくりに向けて商店街、商店会の皆さん、関係団体の皆さんと連携しながら、  
さらなる活性化策を検討していく必要があると考えております。

今後も商店街、商店会の皆さんと協力して、にぎわいを取り戻せるように引き続き取り組  
んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○11番（江口義明君）**

ありがとうございます。

様々な支援策を展開していただいておりますが、では、その支援策の効果について具体的  
にお聞かせください。

**○産業経済部長（山田秀太君）**

江口議員の御質問にお答えいたします。

支援策の効果ということでございます。

まず、クーポン券や商品券の発行につきましては、消費者の皆様にとってメリットが大き  
く、商店街にお越しいただくようなきっかけとなり、売上向上に寄与するなど、一定の成果  
を上げているというふうに考えております。

また、商店街、商店会におきましては、今現在開催されております雛祭りさげもんめぐりに合わせた拠点をつくられることで観光客の取り込みにつながられるなど、地域経済の活性化に貢献されているという事例も効果としてございます。

しかしながら、議員御承知のとおり、コロナ禍を経まして商店街、商店会の会員数は減少傾向ということ、それと、後継者不足、人手不足といった課題が顕在化しております。こうした状況も踏まえまして、商店街、商店会のそれぞれには特性や強みがございますので、今後も引き続き支援を継続し、若手事業者の育成でありますとか新たな販路開拓の支援とか、そういった持続可能な地域経済の実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○11番（江口義明君）

ありがとうございます。

現状の支援策では即効性のある改善になるとは思いますが、将来に向けた根本的な商店街の改善にはつながらないのではないかと思います。また、観光地でもある柳川市においては観光との連携も必要であると思います。

今後、計画的に事業を進め、改善を図る必要があるのではないかと思います。市の考えをお尋ねいたします。

#### ○産業経済部長（山田秀太君）

江口議員の御質問にお答えいたします。

江口議員御指摘のとおり、確かにクーポンや商品券の発行は即効性のある支援策ではあると思います。一方で、根本的な商店街の活性化には、より計画的、持続的な取組も並行して行うことが必要であると認識しております。

これまで団体が主催されます事業でありますとか計画を策定される際には本市の職員を派遣したり、定例会議に参加してまいっております。その結果、一例を申し上げますと、西鉄通り商店会では令和3年度に西鉄通り商店会ビジョンを作成され、駅前まつりやまちテラス活性化事業などを実施されております。また、柳川商店街では、現在、商店街の未来を描くマスタープランの作成や商店街のまちづくりを担う商社の立ち上げなどが検討されておるところでございます。

本市といたしましては、こうした自主的な取組を後押しするとともに、財政的な支援にとどまらず、今後は江口議員の御意見のとおり、これまで以上に積極的に商店街の計画的な取組に関わり、商工会議所、商工会などの皆さんと一緒に密接に連携しながら意見交換をさせていただきたいと考えております。

また、本市の特徴の一つであります観光資源を生かした取組ということでございまして、観光客にお越しいただいて観光消費額を増やす、国内外からの外貨を獲得していくということは、商店街のにぎわい創出や地域経済の活性化において重要であると考えておりますので、

引き続き商業と観光、あらゆる産業間の連携を強化していくことが必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

**○11番（江口義明君）**

ありがとうございました。商店街の復興については、引き続きさらなる御検討をよろしくお願いいたします。

次に、福岡銀行跡地の活用についてであります。柳川市の中心部に位置しており、様々な活用方法があると考えておりますが、柳川市のためになるような検討をしていただければと思っております。

近くに図書館などもあり、水辺の空間もあり、水のテーマパークなど、一体的な活用ができると思います。また、三橋庁舎や大和庁舎の一部を福銀跡地へ移動させるとか、柳川庁舎の会議室などが不足しているなら、この会議室として活用することもできるのではないかと思います。様々な検討の余地があるのではないかと思いますので、これは御提案といたしまして、最後の質問に移らせていただきます。

総合計画における柳川市が目指す方向について質問いたします。

まずは柳川市のマスタープランについてであります。

これまで質問してきた項目も基本的にはこのマスタープランでも検討されていることと思いますが、将来像に「水と人とまちが輝く柳川」を掲げて進めてきていると思われます。私たち市民は、自分たちの子や孫が柳川に住みたい、住んでよかったと思えるようなまちにしたいと考えております。

マスタープランにおけるまちづくりの取組についてお聞かせください。

**○企画課長（武藤雅裕君）**

江口議員の御質問にお答えいたします。

本市の最上位計画であります現在の第2次柳川市総合計画につきましては、基本構想を平成29年度を初年度として令和6年度までの8年間としております。

この基本構想は、長期展望の中で目指すべきまちの将来像と、これを実現するための施策の基本的方向性を示すものです。第2次総合計画は「水と人とまちが輝く柳川」を将来像とし、将来像実現のために「柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり」、「若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり」、「水郷柳川の風情や快適さに共感し人を惹きつけるまちづくり」、「柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり」の4つの政策目標を掲げ、まちづくりに取り組んでいるところです。

以上です。

**○11番（江口義明君）**

ありがとうございます。

水郷柳川を将来に引き継ぐためにも、これからさらなる計画が必要であると思います。そのためにもマスタープランの中で総合的に進められてきたと思いますが、金子市長の具体的な実績をお聞かせください。

#### ○市長（金子健次君）

江口議員の質問にお答えさせていただきます。

16年前に市長として立候補いたしました。4期16年間、いろんな形で柳川の持つ魅力をさらに引き出すために磨きをかけて、多くの人に知ってもらい来てもらい、住民にはもっと誇りと愛着を持っていただくために頑張ってきました。

江口議員のほうから取組の実績等について問われていますので、簡潔に申し上げたいと思います。

まず、市民生活に欠かせないごみ焼却施設と火葬場をみやま市と役割分担をして整備いたしました。当時の西原市長と話し合っ、私のことですが、あなたはごみ焼却場、私のほうはみやま市に火葬場を造りますからということで、いろんな形で地元の市民の皆さん等を説得して、土地の問題について解決しなきゃなりませんので、そういうことで話をし、順調にスタートいたしました。

ごみ減量に向けて名称した燃やすしかないごみ袋は、当時の小泉進次郎環境大臣の目に留まりまして会議を行うなど、電話がありました。電話がかかってきて、柳川がつくっている燃やすしかないごみ袋を環境省に送ってもらいたいということで電話がありまして、リモートで小泉大臣と懇談したことがあります。全国的に注目され、市民のごみ減量の意識が高まりまして、環境に配慮したSDGsの取組にも対応できたというふうに私は思っております。

また、国、県の支援を得て、有明海沿岸道路や主要幹線道路の国道385号、国道443号のバイパスなどの道路整備、また、国道208号の渋滞緩和と交通安全の確保を図りました。さらに、国道443号バイパスを延伸することにより市内へのアクセスの向上に取り組んでいるところでございます。最近では、市道中島谷垣開線も間もなく開通をいたす予定です。

そのほかに、柳川市民文化会館「水都やながわ」や旧大和町に6か所、旧三橋町に5か所のコミュニティセンターの建設、旧柳川市のコミュニティセンターのリニューアルなど、文化芸術、生涯学習施設等の拠点整備を行ったところです。特に、水都やながわの白秋ホールについては、音楽家については大変喜ばれて、全国からたくさんの皆さんが、演奏家がおいでいただいて、評判がよいというふうに聞いております。

また、先頭に立って「おもてなしの心日本一」に取り組みました。挨拶運動や清掃活動を行いました。おもてなしを受ける側に温かい感動を与えることができるとともに、取り組む側の人々の心を豊かにすると思っております。

災害に強いまちづくりのため、排水機場の整備、増強を進め、市民の御協力により先行排水、930キロのクリークがありますけれども、先行排水によって着実に災害に強いまちに

なっていると思います。

また、西鉄柳川駅周辺では駅東部の区画整理や自由通路を整備いたしました。そして、ホテルを誘致いたしました。現在は福岡県と西日本鉄道、西鉄と連携をいたしまして再開発を進めています。また、観光客でにぎわう沖端水天宮、先ほど議員のほうからおっしゃいましたが、電線の埋設化等にも取り組んでおります。

さらに、子育て支援として、拠点となります「このゆびとまれ」を建設いたしましたし、公園を再整備して遊具やトイレの改修を計画的に行いました。市独自の子ども・子育て支援金を支給したり、子ども医療費の助成拡大を行うなど、子育てしやすいまちづくりを進めてきました。

そのほかにもいろいろな事業を実施してまいりました。全ての市民の皆さんのため、柳川のまちをよくするため取り組んだところです。これまでの施策は市民皆様の御理解と御協力があつてこそ、なし得たというふうに思っています。心より感謝申し上げたいと思います。

以上、私からの報告です。

#### ○11番（江口義明君）

ありがとうございました。あらゆる面で様々な事業を実施していただき、これにより市民の皆様が安全で安心できるすてきなまちづくりがなされてきたと思います。

最後に、合併20周年を迎えた柳川市が目指す方向を、市長、お聞かせください。

#### ○市長（金子健次君）

ありがとうございます。私が市長に就任したときに小学校1年生の子供がちょうど大学4年になりました。16年経過をいたしました。そういう中において、私は今の柳川市の土台をつくってきたと。16年間の中で土台をつくってきて、あと色をつけていただくというふうに私は思います。

3月21日、合併20周年を迎えますけど、秋には20周年のイベントでお祝いをしようということで計画を考えております。

これから先、今生まれる子供たちが20年先に柳川に住んでよかった、これからも住み続けたいまちづくりを後の市長にバトンタッチして、つくっていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

#### ○11番（江口義明君）

市長ありがとうございました。

市長は私が議員になったときから市政のかじを取ってあり、個人的にも大変お世話になりました。私は生まれてからずっと柳川に住んでおりますが、本当に住みやすいまちであると思いますし、安全で安心できるまちづくりのために御尽力された金子市長の4期16年間に対し、敬意と感謝を申し上げます。

柳川市は議会と執行部が両輪となり、市の発展に寄与されてきたことは金子市長のお人柄に尽きると思っております。これから第3の人生になると思いますが、どうかお体には御自愛いただき過ごしていただきますよう心から御祈念申し上げ、私の一般質問を終わります。

16年間、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長（荒木 憲君）

これをもちまして江口義明議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、5番田中康徳議員の発言を許します。

○5番（田中康徳君）（登壇）

皆さんおはようございます。5番田中康徳でございます。議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

冒頭に、柳川市の基幹産業であります有明海のノリ養殖でございますが、昨年10月、ノリ養殖が解禁となり、今、令和6年度のノリ生産も終盤を迎えています。しかしながら、年末早くも栄養塩がなくなり、ノリの色落ちが発生しました。昨年に引き続き、また漁業者を悩ませる事態が発生しました。年明け、今年になっても栄養塩が回復をしません。冷凍網生産に切り替えなければいけない時期なのですが、回復の見込みがつかないまま、1月23日に張り込みを開始しました。やはり回復はしませんでした。今は一部の漁場だけを生産している状況でございます。

3年連続の不作、漁業者は暗雲低迷、先が見えない深刻な状況に突入いたしました。今のところ何とかノリを買っていただいておりますが、しかし、来年、再来年と、これはノリが売れなくなったら、もう廃業、そして倒産です。ノリ屋さんだけじゃありません。水産会社、機械・造船業、そして、ノリを取り巻く企業さん、これも全滅だと思います。こうなる前に、何とか有明海を元気に、力の海に戻そうと国、県も有明海再生に膨大な費用をつぎ込んでもらっています。しかしながら、回復の兆しが見えません。先が見えない漁業者の思いを込め、質問をさせていただきます。

今回の一般質問で、5人も有明海再生に質問が寄せられました。本当に有明海を心配してくださった皆さんありがとうございます。感謝をしております。また、有明海再生調査特別委員会までつくっていただき、本当に感謝を申し上げます。

あとは自席での質問とさせていただきます。議長の取り計らいをよろしく願いしておきます。

## ○5番（田中康徳君）続

今まで何回となく有明海再生について質問をしてきました。お世話をかけています。金子市長には、その都度その都度答弁をいただきました。福岡県有明海漁業振興対策協議会の会長でもお世話をいただき、感謝を申し上げます。でも、今回で最後の質問になろうかと思いますが、よろしくお願いします。

宝の海と言われた国内有数の漁場でありました有明海、しかし、諫早湾干拓事業、筑後大堰、幾つものダムの開発の波を受けて、有明海異変と呼ばれる深刻な漁業被害が長年にわたり続いています。ノリの大不作で漁業被害が全国に知られるようになって以来、様々な再生事業を実施していただいているのですが、採貝業者や漁船漁業、ノリ養殖業は壊滅的な状況が続き、継続できないほどの不作に見舞われています。

苦境にあえぐ漁業者の生活を守るため、有明海の再生は喫緊の課題ですが、再生の意義はそれだけじゃありません。有明海漁業を地域の基幹産業とする地域の経済再生であります。ノリ生産は国内生産量の半数を有明海で生産しており、近年の厳しい不作は全国民の食生活に大きな影響を及ぼしています。

去る1月13日、佐賀市で「有明海の国民的価値」のタイトルでシンポジウムが開催されました。柳川から私どもと生産者を含め20名ほど参加をいたしました。大半は佐賀県、長崎県からと。造船業、県会議員、市議会さんも参加されていました。これは真の有明海再生を実現するためのシンポジウムでした。水産振興課長も参加していただいております。話を聞いてみまして、どうでしたか。

## ○水産振興課長（平川昌之君）

田中議員の質問にお答えします。

1月13日に佐賀市で開催されました「有明海地域再生シンポジウム2025～漁業被害に私たちはどう向き合うか～」と題したシンポジウムに参加させていただきました。

御質問は、参加してどうでしたかということです。

シンポジウムは、著名な大学教授による講演や、「日本の食と地域社会を支えてきた宝の海がなくなる」をテーマに、漁業者団体の代表や不漁が続く漁業をやめざるを得なかった漁船漁業者、また、近年続いているノリの色落ち被害により廃業されたノリ養殖者、また、廃業される漁業者が多くなった地域の船会社の経営者の方などのパネルディスカッションを拝見させていただきました。

その中で印象に残りましたのは、昔は漁業で地域が成り立っていたが、今は成り立たなくなり、過疎が速いスピードで進行しているというお話を聞いて、柳川市においても他人事ではないと危機感を感じたところです。

また、地元柳川市の漁業者もこの会場で発言をされ、ノリ養殖の色落ちが3年続き、今はノリの単価が高いことで乗り切っているが、これから先を考えると不安でならないと訴えら

れていました。今回のシンポジウムは、田中議員がいつもおっしゃる有明海再生の必要性を再認識したところです。

以上です。

#### ○5番（田中康徳君）

ありがとうございました。

平成12年にノリの大不作があったのをきっかけに、この諫早湾干拓事業、これについて論戦が行われてきました。

そこで、少し諫早湾干拓事業の歴史について話させていただきます。ここからは当時の新聞の切り抜きからです。

諫早の干拓の歴史は長く、約600年前から現在までの干拓の面積は3,500ヘクタール、福岡ドーム約500個分の広さです。現在の諫早湾干拓事業で計画された面積とちょうど同じになります。手法は地先干拓というもので、排水不良をなくし、水害防止と農地造成を進めてきました。そんな干拓と共に歩んできた土地に、1952年、昭和27年に諫早湾を1万1,000ヘクタールを締め切る長崎大干拓構想が浮上したわけでございます。食料増産の時代だったこの長崎南部地域総合開発、いわゆる南総でございます。この計画は、あまりの規模の大きさに変化の歴史をたどったわけです。続けて、この諫早干拓事業が諫干と2度名前が変わったわけでございます。食料増産から水資源確保、そして防災と変わり、当時の農水大臣が南総打ち切りの決断をされたと当時の新聞には書いてありました。

当時、この諫早湾の漁業者、有明海全体の漁業者、同じ漁業者を二分する形になりました。私も諫早という思い出がありまして、私の嫁さんが水産会社をやっておりました。春になると、アカガイのボイルの加工をしておりました。竹崎、湯江というと皆さん御存じでしょうか。ちょうど長崎県と佐賀県の県境です。そこに毎日、アカガイを引きに行っておりました。10トンダンプをチャーターして、ベルトコンベヤーで積み込み、漁師さんが取ってきたアカガイをベルトコンベヤーに乗せるわけです。その計り方というのは、テンタルとは皆さん御存じでしょうか。丸い80リットルぐらい入るプラスチックのやつですね。あれに船からアカガイをそれに詰めて、それで1杯幾らで買ってきておりました。それを毎日柳川まで持ってきて、20トン近くのアカガイを毎日毎日ボイルしておりました。

そのとき、竹崎まで行くと長い堤防ができておりました。もうすごい、これは何やろうかと、そのときまだこの諫早干拓というのは私もあまりぴんときませんでした。そして、あれは何ですかと地元の人に聞いて、諫早干拓ができとつとばいというふうな話を聞いて、あれは1つの石が2トンぐらいある大きな石を積み上げとつとばいという話を聞きました。それから不漁が続きまして、うちの水産会社もやっぱり倒産に至りました。

そして、私は人の手で人間が生きていくための開発事業でありました諫干、筑後大堰、ダム開発をしてきた、そういったことで自然をいじくった、そのツケが今の有明海だと思いま

す。筑後大堰は農業用水、都市圏への生活水、ダム開発は治水、利水、発電、しかし、諫早の調整池は、これはこういった利点があり造られたのかは分かりますか。

#### ○水産振興課長（平川昌之君）

田中議員の質問にお答えします。

諫早干拓事業による調整池は何のために造られたのか、SNS等で調べてみましたら、調整池は人工の湖で、高潮や洪水による水害を防ぐとともに、かんがい用水、農業用水として利用できるようになっております。高潮や洪水による水害を防ぐため、水があふれて周辺の畑や家に害を及ぼさないように、湖の水位を常に一定に保つ工夫がなされていますとなっております。

諫早干拓事業の調整池は、御存じのとおり、諫早湾の奥部を平成9年4月に全長7キロメートルに及ぶ潮受け堤防で締め切ることにより誕生しております。新聞等の情報によりますと、調整池ができてからは、調整池の管理水位を標高マイナス1.0メートルに保つことにより、背後地の排水を改善したことで、豪雨に伴う諫早市内の被害は激減し、調整池が持つ治水機能は発揮されたと報道されています。

しかしながら、調整池の水質はpHや塩分濃度など、農業用用水としての基準をクリアしていなかったり、夏に毒素を出すこともあるアオコの発生に関する問題など、こういった情報も載っております。

以上です。

#### ○5番（田中康徳君）

それに、堤防としての強度の問題もあったようでございます。

この調整池のアオコ回収にかなりの費用がかかっているみたいでございませう。27年間、この水質問題に苦労をなさっているようでございませう。そして、この当時、有明海再生と御尽力をいただいた方々、国、県、市、組合長、理事さん方、漁業者のことに一生懸命に動いてくださいました。この柳川市議会も当時のノリ不作問題で臨時議会を開かれ、国会や政府、県に対して、有明海再生計画の早期実現などを求める意見書を採択し、そのとき議案提出もされてもらっております。

しかし、この巨大事業、2,400億円をつぎ込んだ諫早湾干拓事業、長い間、裁判が繰り返されましたが、開門には至りませんでした。20年以上にわたりまして、国から総額1,000億円と莫大な費用をつぎ込んでくださいました。本当にこれには感謝を申し上げる次第でございます。しかしながら、近年、回復の兆しが見えなくなりました。国は有明海再生の加速化対策として10年間で100億円を上乗せすると、再生事業を続ける方針が示されました。

有明海特措法に基づく漁業者救済もあまり進んでいないようでございませう。この有明海特措法というのは分かりますか。

#### ○水産振興課長（平川昌之君）

田中議員の質問にお答えします。

有明海特措法第22条に漁業者の救済があります。その内容は、有明海や八代海などの海域で赤潮などの被害が発生した場合、漁業者被害を受けた漁業者の救済について、損失の補償などの措置を講ずるよう努めなければならないとあります。

また、漁業者以外の関係事業者などの救済について、事業の再建や雇用の機会の確保などの措置を講ずるよう努めなければならないというふうにあります。

以上です。

#### ○5番（田中康徳君）

そうです。これはまだ法律は生きています。

そして、有明海の今の潮の流れが以前と比べ変わってしまったと。毎日毎日海に出ている漁師さんがこれは一番分かっております。潮流の変化、ノリの栄養を食べるプランクトンの増加、そして、調整池のアオコの発生、これらのプランクトン、アオコを水質浄化をするための超大型の浄化装置を設置して、調整池、海水を浄化してやるといった方法もあると思いますが、どう思われますか。

#### ○水産振興課長（平川昌之君）

田中議員の質問にお答えします。

諫早干拓事業による調整池の水質につきましては、先ほど申しましたように、心配される要因があるようです。そのことから、水質浄化は必要であろうと思いますが、田中議員がおっしゃる超大型の浄化装置の要望につきましては、国の施設でもありますし、開門を認めない最高裁の決定などもありますし、そのことから、まずは実態の把握など、情報収集に努めたいと思うところです。

以上です。

#### ○5番（田中康徳君）

ありがとうございます。

最後に、市長お願いします。

#### ○市長（金子健次君）

田中議員の質問というよりも、市長の見解、これからの有明海再生についてという問いだというふうに思います。

毎回、入札後には平川課長のほうからメールが入ってきまして、今日は何枚売れました、出来高が幾らでしたということで来ます。金額的には昨年度を上回ったということですが、実際、内容は田中議員が言われるような内容で、色落ちした品質が悪いノリということをお聞きいたしております。

最近、佐賀県有明海漁協では、佐賀大学の教授が色落ちについての研究発表をされておりますけど、そういうことが、逆に色を変えるだけじゃなくて、品質的にもいいノリを作らな

ければならないというふうに思っております。

ただ、昨年も2月におにぎりサミットがありました。そのおにぎりサミットにノリ、いろんな具材が必要ですが、その中には、今治の伯方の塩とか、新潟県の南魚沼市の市長からの声かけで柳川のノリを使いたいと、福岡有明ノリを使いたいということで、昨年2月に東京でそのサミットがありまして、その中で、2回目が今年もあっております。今回は部長が出席いたしましたけど、そのときに私は、市長からも、また、おにぎり協会のほうからも福岡の柳川のノリを使っただくということでは、やっぱりきちんとしたノリを出さなければならぬという気持ちもあります。

そういうことで、全国的にも有名になりましたけれども、これから私はいろんなたぐさんの問題がありますけれども、金額的には農業の生産高が大体50億円ぐらいですね。50億円の中で、米は福岡県内では第2位なんですけれども、麦と大豆が第1位なんです。そういうところであっても、有明海のノリは120億円を超えているということだけれども、実際は今年1枚単価は上がってきています。消費者がそれを買って控えるとなるとまた大変なことになるだろうし、気象の変化についても対応しなければならない、強いノリを作らなければならないということも考えておりますし、いろんな形で、今回、委員会をつくっていただきましたけど、その中で研究するのと併せて、福岡県、また、国の協力も得ながら研究をして、すばらしいノリを作るような形をしなければならないというふうに思っております。

農林水産省は2025年度予算に10億円を計上すると先ほどお話がありました。その期間は10年間で、総額100億円規模とする方針が打ち出されております。これは漁業振興基金を創設して有明海の不漁問題の解決を図るとなっております。このように国による有明海再生事業が加速化されるとのことですので、大いに期待をしておるところでございます。

そのためにも、漁業者の皆様の意見をしっかりと集約して、福岡有明海漁連と一緒に、有明海沿岸4市、大川市、みやま市、大牟田市、柳川市で組織する福岡県有明海漁業振興対策協議会の中でも協議を重ねてまいりたいと思っております。また、この協議会以外でも依頼を受けた意見は漏らすことなく、引き続き国、県にしっかりと要望を行ってまいりたいと思います。

このことについては、私が市長に就任して、また、協議会の会長に任命されました平成21年からこれまで取り組んでまいりました。幸いにいたしまして、田中議員は実際の有明海に入っておられます。実際、一番知っておられる漁業者の代表として、これからのいろんな形で意見を議会のほうで出されると思いますけれども、大変重要でありますので、生の声を出していただければというふうに思います。

私も今回でやり取りするのは最後になると思いますけど、今後の有明海のノリについては全国的にも心配してありますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思っています。よろしく願いして、答弁いたします。

○5番（田中康徳君）

ありがとうございました。

最後に、漁業者の声を聞いてください。

国内生産量の半分を支えてきたノリ養殖において、色落ち被害が広範囲にわたって毎年のように続き、漁業者の借金地獄、自己破産、廃業の話が絶えず、後継者難で展望が見えない。また、造船、鉄工所、仲買流通、観光などの多くの産業と関連して、地域の経済基盤を支え、その根本が崩れ、地域社会全体の破壊を招いています。食料安全保障が叫ばれる昨今、食卓を支える沿岸漁業はおおむねどこも苦境にあります。日本で唯一、国民的資産と特措法で位置づけられている有明海の再生は国民的課題であります。有明海の極めて深刻な状況と再生の緊急性を広く呼びかけるとともに、真の有明海再生を実現するよう強くお願いを申し上げますという漁業者の声です。

以上でございます。

今度は航空宇宙産業進捗状況ということで、前回の12月議会でも一般質問をさせていただきましたが、地元民間企業らで結成されたグループが主催する宇宙大会、イベントが、12月21日、両開のむつごろうランドにて開催をされています。柳川市としてはどのような関わりをされたのでしょうか。

○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

田中議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいます12月21日の宇宙大会には、本市は後援という形で協力をさせていただきました。宇宙産業への参入を目指す地域の民間事業者の結成式と、JAXAや九州大学、崇城大学の方々から最新の宇宙研究についての発表があり、その後の交流会では、大学ブースや企業ブースに展示してありました宇宙関係の機材の説明を受けながらの意見交換がありました。

意見交換では、崇城大学教授や九州大学准教授、JAXA、九州経済連合会、福岡県新産業振興課、久留米市議などと今後も連携していくことを確認いたしております。

日没後は九州大学の公開講座、プチ天文観望会が開催されましたが、あいにくの曇天で、ほとんど観測することができませんでした。しかし、時折、星や金星が姿を現す場面があり、観客からは歓声が上がっておりました。

このほか、受付の手伝いや天文観望会に参加されます一般のお客様の対応などをいたしております。

このように有意義なイベントでございました。今後もこの民間グループは様々な活動を計画してあるようでございます。引き続き継続した協力を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（田中康徳君）

ありがとうございます。

それから、柳川で生まれたこの民間グループは今後どのような方向に進んでいかれるのか、分かる範囲で回答をお願いします。

**○企業誘致推進課長（金子幸喜君）**

お答えいたします。

このグループの代表者の構想は、幅広い宇宙産業分野へ地域の物づくり企業が参入していくことを目指してあります。このほか、宇宙を多くの方々に知ってもらうための活動、観望会や講演会の開催、そのほかにも大きな構想をお持ちのようでございます。

以上でございます。

**○5番（田中康徳君）**

一般的な話になりますが、例えば、宇宙観測データを用いたビジネスというのは成り立つものなのでしょうか。本市においても、今後発生する空き校舎を活用して観測機能を持たせる、そういった活用の可能性も考えられないかということですが、どうでしょうか。

**○企業誘致推進課長（金子幸喜君）**

お答えいたします。

星や衛星、宇宙空間で制御不能となった人工物体などの観測データの有償ビジネス、これはあると聞いております。衛星データ等を活用した宇宙ビジネスの創出を積極的に推進いたします自治体も増えておりまして、九州では福岡県、大分県、佐賀県、鹿児島県が宇宙ビジネス創出推進自治体として内閣府と経済産業省から選定されております。

福岡県の取組でございますが、産学官によります宇宙ビジネス研究会、これを設立いたしております。宇宙ビジネスの普及啓発、参入促進に取り組んであり、県内企業による特色ある製品や新サービスの開発が進んでいるようでございます。

議員御質問の空き校舎に望遠鏡等を設置し観測機能を持たせる、これには関係機関の協力と運営体制が整えば可能性はあるのではないかと考えております。

以上です。

**○5番（田中康徳君）**

この民間グループ代表者の構想は、天体観測データをあらゆる企業から有償依頼をもらいビジネス化していくと、そこに取り巻く企業に柳川へ来てもらうというのも、企業誘致推進課は調査研究して企業を柳川に誘致していくのが仕事だろうと思います。これはできるやろうかと、できないやろうかと。最終的に笑われてもいいじゃないですか。トライしていかなと、向こうからは来ませんよ、こっちから追いかけていかんとですね。

この民間グループ代表の思いは、今年7月、第35回宇宙技術および科学の国際シンポジウム（ISTTS）徳島大会が開催されるようでございます。世界各国から参加があり、経済効果は約18億円と言われております。また、日本機械学会が開催する第34回スペース・エンジ

ニアリング・コンファレンスというのがこの柳川市で今年開催をする予定でございます。これが11月ぐらいで、今、日程を調整しているらしいです。そのときは共催は大学宇宙コンソーシアム、協賛は日本航空宇宙学会、後援はJAXAということでございます。2日間の日程で、集客は1,000人を見込んでいるということです。私もこの会議を成功させてあげたいと。近いうちにこの宇宙航空についての勉強会を開きたいと思っているところでございます。

この壮大な構想に対する市の考え方は、最後に産業経済部長お願いします。

**○産業経済部長（山田秀太君）**

まず、田中議員おっしゃいましたこの宇宙のビジネス構想、こういった企業を柳川に誘致すべきだという御意見につきましては、先ほど課長が答弁しました福岡県の宇宙ビジネス研究会、こういったところが既存でございますので、そういったところとしっかり情報収集したり連携をさせていただいたり、そういう基本的なところをしっかりとまずはやっていきたいというふうに思います。

次に、このグループ代表の方のほうからスペース・エンジニアリング・コンファレンスを柳川で開催したいということにつきまして、お話はお伺いしております。この会議につきましては、宇宙工学、それと、これに関連した幅広い分野の講演や議論を通して宇宙工学の発展に寄与していくということを目的とされております。

この期待される効果につきましては、仮に今目標設定されております1,000人規模の参加者が柳川にお越しいただいた場合、御宿泊であったり、お食事、お土産、そういった観光による経済効果が期待できます。また、12月もお越しになりました大学の先生方、JAXAといった研究機関、企業の皆様、そういった研究者の方がお集まりになり、最新の研究成果、技術について議論されて情報交換されるという会議が柳川で開催されるということは、宇宙と柳川というイメージの定着につながっていくのではなかろうかと思えます。そして、子供たちが夢を描いたり、今後の本市の宇宙産業への取組に拍車がかかるものではないかと思えます。

そして、柳川の地域の企業の皆さんが新たな分野に挑戦してみようというようなお考えになることは、その企業の成長、発展にとっても重要なことではないかと思えます。このために、このような規模の会議が本市で開催されるということになりましたら、全面的に協力、支援させていただきたいと思えます。

以上でございます。

**○5番（田中康德君）**

ありがとうございました。ぜひこの夢を現実に導いてください。期待しております。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（荒木 憲君）**

これもちまして田中康徳議員の質問を終了いたします。

ここで午後１時まで休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午後１時 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第３順位、10番新谷信次郎議員の発言を許します。

○10番（新谷信次郎君）（登壇）

皆さんこんにちは。10番新谷信次郎です。議長の許可が出ましたので、通告に従い、一般質問を行います。

金子市長、市長在職16年間の御苦勞に敬意を表します。しかし、この16年間は柳川市にとって変革すべき課題が変革できずに、大きな負債となっているのではないのでしょうか。急速化する人口減少と少子化、柳川市の経済基盤である農業、漁業をはじめ、あらゆる経済・社会・教育活動において、その担い手不足が顕著になっています。寂れ行く柳川の未来像を直視し、厳しい課題に応える市政、議会が問われています。

そのような柳川の空を、この７月から欠陥機、オスプレイが飛び始めます。その市民の不安の声を行政、私たち議会議員が本当に受け止めているのでしょうか。私に届いた市民の不安の声を基に、佐賀空港陸上自衛隊駐屯地配備予定のオスプレイ問題について質問します。

この後、自席にてそのほか通告した事項も併せて質問しますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いします。

○10番（新谷信次郎君）続

まず、佐賀空港陸上自衛隊駐屯地配備予定のオスプレイについて。

２月８日の西日本新聞には「陸上自衛隊輸送機オスプレイの佐賀空港配備を巡り、佐賀県は７日、配備後の運用計画を明らかにした」と報じています。いよいよ目前に迫った佐賀空港陸上自衛隊駐屯地配備予定のオスプレイについて質問します。

陸上自衛隊オスプレイの騒音についてです。

昨年12月議会における九州防衛局への陸上自衛隊オスプレイ等のデモフライト要請について、市民部長の答弁は、昨年11月25日に九州防衛局の企画部次長が柳川庁舎を訪問し、回答した。それによると、平成27年４月24日、25日の２日間にわたり、目達原駐屯地所属のヘリコプターAH-1、２機によるデモフライト、また、平成28年11月８日には在沖縄の米軍MV-22オスプレイ１機によるデモフライトを実施した。計器着陸装置、ILSを使う場合の飛行コース下の柳川市大浜町での騒音測定の結果、環境基準値Lden57デシベルを上回るような影響がなかった。よって、九州防衛局からは今後新たなデモフライトを実施する予定はないとの回答であった、そういう答弁でした。

これまでの九州防衛局の回答を再度検討しますと、9年前の在沖縄の米軍MV-22オスプレイ1機によるデモフライトにおける騒音測定では機種が異なります。在沖縄の米軍海兵隊使用MV-22オスプレイに対して、陸上自衛隊のオスプレイはV-22。また、これが大きな問題になってくるとは思いますけれども、兵員なり物資の搭載はその当時のデモフライトではあっておりません。しかも、1機です。このときの測定結果が本当に合理的根拠と言えるのでしょうか。柳川市としての判断を再度お聞きします。

**○生活環境課長（木下康治君）**

それでは、新谷議員の御質問にお答えいたします。

陸上自衛隊オスプレイの機種は平成28年のデモフライトで使われました米軍のオスプレイMV-22と機体構造及び飛行システムの基本性能は同じものであること、また、搭載量の増による騒音の増加は予想されますが、防衛省の佐賀空港周辺におけます航空機騒音に係る環境基準に基づく騒音の予測におきましては、1日当たりの離着陸回数平均60回の予測条件を104回まで高めてもLden57デシベルを超える範囲に柳川市が含まれないことの予測分析が示されております。よって、合理性はあるものというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**○10番（新谷信次郎君）**

前回、12月議会の答弁、あるいは今回の答弁も含めて、やはり一番問題と思われますのは、搭載量の増による騒音の増加は予想されます。予想されますです。Lden57デシベルを超える範囲に柳川市が含まれないことの予測分析。全て予想や予測の数値で、これで市民が陸上自衛隊オスプレイの不安が消えるというふうに言い切れるのでしょうか。ここは市長、どうでしょうか。直接お願いします。

**○副市長（江島宏和君）**

新谷議員の質問にお答えいたします。

あくまでも騒音を予測したものでございますので、実際の運用が開始された後は、環境省が定めます環境基準のLden57デシベルを超えていないか、佐賀県及び九州防衛局へ確認を求めるとともに、状況の把握に努め、運用後も市民の皆様の不安解消に向け取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

**○10番（新谷信次郎君）**

それで、12月議会ですね、同じく副市長が、九州防衛局の説明では、今おっしゃったように、騒音の予測分析の結果、環境省の騒音基準をクリアしている。しかしながら、実際の運用が開始されてみないと、本当の意味でどの程度影響があるのか検証することができない。だから、騒音の影響を、市民の不安を払拭するため、陸上自衛隊の九州佐賀国際空港を利用した運用開始後の騒音測定などの対策を考えている。また、佐賀駐屯地の運営開始後を見据

えた準備を講じていくと答弁されています。つまり副市長も、実際の運用が開始されてみると、本当の意味でどの程度影響があるのか検証することができないというふうに12月議会の答弁でおっしゃられました。私もそうです。実際、柳川をオスプレイが飛び始めたらこれだけの騒音がありますよという根拠はありません。マスコミ等でもそういうふうな情報はありません。だから、市民、殊に悪天候飛行コース下の住民の不安が募っているわけです。その市民、殊に悪天候飛行コース下の住民の不安を一日も早く払拭するために、じゃ、実際こうなりますよというデモフライトを要請すべきではないかということを、これを繰り返し訴えているわけです。

実際に運用が開始された時点では、その時々飛行を市民がどれだけ確認できるか、これは不確実です。デモフライトをすれば、多くの市民がオスプレイの飛行を直視することができます。そういう意味で、再度この質問を踏まえた回答をお願いしたいと思います。市長、いかがでしょうか。

#### ○生活環境課長（木下康治君）

デモフライトにつきましては、令和6年12月の一般質問の答弁の繰り返しになりますけれども、平成28年11月に実施された実績がありますこと、また、最大搭載重量までの状態で実施されていないからといいまして、過去のデモフライトが無意味であるとは考えておりません。実績や様々なデータを基に予測分析がされておりまして、環境基準を超える状況にはないことを防衛省は丁寧に説明をされていることと思われまします。よりまして、一定の合理性をもった説明はなされているものと柳川市としては考えております。

しかしながら、市民の騒音に対する不安の声があることは市といたしましても真摯に受け止めています。現時点でのデモフライトの実現は難しいものの、防衛省も何か市民の不安払拭に関してできることがないかという考えは示されておりましますので、市といたしましても防衛省と市民の不安払拭の方法につきまして協議してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○10番（新谷信次郎君）

今の答弁で、現時点でのデモフライトの実現は難しいものの、防衛省も何か市民の不安払拭に関してできることがないかという考えは示しているのです、市としても防衛省と市民の不安払拭の方法について協議していきたい、そういう非常に前向きの答弁がありました。これまで何回となくオスプレイについて質問しましたがけれども、やっとほんの少し現実的な前向きの答弁があったのではないかと思いますので、今の答弁の内容をぜひ具体化していただきたいと思います。

しかし、これまで有明海海上における騒音の影響について十分な検討がなされていないのではないのでしょうか。有明海で操業する魚、貝、ノリ等の漁師さんからは、有明海で操業し

ているときにどれだけ騒音が影響するのか心配だという声があります。有明海の魚、貝、ノリ等の操業場でのデモフライト、騒音測定が必要ではないでしょうか。

#### ○生活環境課長（木下康治君）

有明海漁場への騒音の影響についてということで、新谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

有明海の海上での騒音に関しましては、これまで防衛省九州防衛局からは検証結果の説明はあっているところでございます。その説明の内容は、海上での訓練を実施した場合でも高度300メートル以上は確保されるとのことで、有明海への風圧などの影響はほとんどない。また、平成28年のデモフライト時にはオスプレイの水中騒音も測定されております。オスプレイの音圧レベルは魚類への影響はないものと考えられるという九州防衛局からの説明でございます。よりまして、現時点でのデモフライトによります騒音測定の必要性は低いのではないかというふうに考えているところでございます。

ただし、駐屯地の運用が開始されまして、それを起因とする漁業者への被害が見込まれる場合には、漁業者の立場に立って対応を柳川市としても検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

陸上自衛隊のオスプレイ機は合計17機、目達原駐屯地のヘリコプターが50機来て、そして、有明海の上空を頻繁に飛ぶことになるわけですね。海上でなくても、陸上300メートル以上上空でもやはり騒音に驚くことがあります。まして2機や3機の編隊では、家の中にいてもうるさくて、何事かと外に飛び出すことがあります。皆さんもそういうことがないでしょうか。これが海上での漁師さんたちの操業中であれば、騒音に驚いて、あるいはうるさいと感じて上空を見上げるだけでも操業の妨害となることは十分に考えられます。

実際の騒音をきちんとデータとして明らかにするためにも、操業場、操業場所と重なるコースでのデモフライトによる騒音、飛行コース、飛行高度の確認がやはり必要ではありませんか。再度お聞きしますので、答弁をお願いします。

#### ○生活環境課長（木下康治君）

デモフライトによる騒音、飛行コース等の確認が必要でないかという御質問にお答えしたいと思います。

環境省が定めます環境基準は満たしているというふうに九州防衛局のほうから説明を受けているところでございますが、個々の音に対する感覚につきましては千差万別であるかと思えます。新谷議員御指摘のように、漁業者の作業への影響について不安はあるかと思えますが、現時点で柳川市にできる最良の方法といたしましては、デモフライトでのデータ取りよりも、実際の運用状況によりまして漁業者の状況を調査するなどして、防衛省と協議を行っ

ていくことが最善でなかろうかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**○10番（新谷信次郎君）**

少し前向きな答弁が最後にあったと思いますけれども、それについてはまた後で再度触れたいと思います。

次に、陸上自衛隊オスプレイの安全性についてお聞きします。

これも去年12月議会において、一般質問で、2024年10月27日に沖縄県与那国駐屯地で陸上自衛隊オスプレイが事故を起こした件について質問しました。その答弁は、与那国駐屯地で陸上自衛隊のオスプレイ事故の件に係る九州防衛局からの報告では、機体が左右に触れて不安定な状態となり、左翼の下部が地面と接触し、機体の一部が損傷したため飛行を中止し、同駐屯地内に着陸したことという報告があったというふうに聞いております。

この答弁以降、この与那国駐屯地で事故を起こした陸上自衛隊オスプレイに関する新たな情報等は柳川市として得ていませんか。

**○生活環境課長（木下康治君）**

12月中旬に九州防衛局のほうからは事故を起こしましたオスプレイに関して情報が参っておるところでございます。12月中旬には海上輸送計画について、また、暫定配備されております千葉県の本更津駐屯地へ12月末に到着した旨の報告が九州防衛局より柳川市のほうになされておりますので、御報告を申し上げたいと思います。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

防衛省あたりがオスプレイに関する情報で、やはり安全性の情報という点で非常に不十分ではないか、そういう懸念がありますので、指摘しておきたいと思います。

2月17日のインターネット上の集英社オンラインの情報、半田滋さんという方の文章ですけれども、そのほか、インターネット上の複数報道でもこのような報道がなされています。防衛省が修理費を明らかにしているわけです、この与那国島の事故を起こしたオスプレイについて。明らかにしたのは、2月12日に衆議院第二議員会館で開かれた市民団体と防衛省、外務省との交渉の席でした。どんな修理費がかかったかというと、これはオスプレイの修理費は初期見積りで560,000千円ですよ。修理だけで560,000千円ですよ。この金額は米軍の基準でいうと、これは250万ドル、約377,500千円以上の重大事故を示すクラスAに当たるということです。さらに、民間業者に委託した機体の海上輸送には220,000千円かかっており、これを被害総額に含めれば事故総額は780,000千円にも上るという情報がインターネット上でも何か所からか出されております。

こうした報道、確認は取れていますでしょうか。

**○生活環境課長（木下康治君）**

事故の原因と具体的な損傷部分についての情報は九州防衛局から確認することができております。ただ、クラスA相当という事故の情報につきましては新聞報道以外では確認はできておりませんが、ちなみに、2月17日のマスコミの報道によりますと、陸上幕僚監部広報室の発言によりますと、千葉県の本更津駐屯地で機体を点検しているところ。まだ正確な修理費は出ていないとして、米軍事故基準のクラスAの重大事故に該当するかは現段階では分からないということの新聞報道は確認しているところでございます。

あわせて、昨日でございますが、九州防衛局のほうにこの件を確認いたしましたら、金額の被害額については新聞報道と同じことの内容の確認は昨日できておるところを併せて報告申し上げます。

以上でございます。

#### ○10番（新谷信次郎君）

修理費はやっぱり560,000千円という数字で確認はいいんですかね。

#### ○生活環境課長（木下康治君）

現時点での見積額が560,000千円というところでございます。実際にかかった金額までの確認は取れていないところでございます。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

ひょっとしたら560,000千円よりも高くなるかもしれないですよ。

ということで、じゃ、今の答弁も踏まえて、これはオスプレイの事故の原因と具体的な損傷等の情報について、さらに質問していきたいと思います。

昨年9月議会の一般質問では、屋久島沖で墜落した米軍のオスプレイについて米空軍の報告書が、再発防止策として、飛行計画を立てる際、一定の時間内に代替地へ着陸できるルートを選ぶという報告を出しているわけですね。つまり緊急着陸をするために、緊急着陸できる飛行場より一定度以上遠くは飛ぶなよと。いつ緊急着陸する必要があるか分からんから、一定以上は——これは具体的にはどういう時間なのか、距離なのかというのは明らかになっていけませんので、私も分かりませんけれども、とにかく常に緊急着陸する、そういうことを頭に置いて飛びなさいよ、分かりやすう言うたら、そういうことだと思います。

陸上自衛隊のオスプレイも、再発防止策として、緊急着陸が可能な着陸場までの飛行時間を制限するといった安全対策を行うとのことの説明を九州防衛局より受けております。9月議会でもそういう答弁をやっぱり触れてあります。先ほど言いましたように、緊急着陸が可能な着陸場までの飛行時間を制限するというオスプレイは、事故を起こす可能性が高いので、緊急着陸できる飛行場からの飛行を制限しているわけですね。

さらに、昨年11月20日には、今度は米国内の基地で訓練中のオスプレイが事故を起こして、エンジンが故障し、墜落寸前の事故を起こしたということで、この事故原因は屋久島沖の米

軍オスプレイの墜落事故と同じギアボックスだと言われています。その後、米軍はどういう措置を取っているかという、一定の飛行時間に満たないギアボックスにおいて不具合が発生する可能性があるとして、一定の飛行時間に満たないオスプレイには一定の措置を行う、そういう飛行制限をしているということです。妙な飛行制限ですね。普通、使用時間ですね、飛行時間が一定以上であれば、使い古していろいろ故障が起こりますよということですが、事、オスプレイに関しては、使い慣れんうちにギアボックスでトラブルが発生する可能性が高いから、だから、一定時間以下のそういうオスプレイについては飛行制限をかけるという措置を取っているということです。

これは同時に、陸上自衛隊も米軍の措置に従い飛行しているという情報を私は受けています。つまり先ほどの緊急着陸場への飛行時間、これも制限している。まして一定の飛行時間以下のオスプレイも制限しているということであれば、陸上自衛隊オスプレイもまともな状態で飛行していない、そういうことになるんじゃないでしょうか。

朝日新聞の2月15日の記事にも「飛行停止・再開、揺れるオスプレイ「飛行制限」詳細は明かさず」、こういう飛行制限について触れた見出しがあります。こういった情報を確認していますか。

#### ○生活環境課長（木下康治君）

新谷議員の質問にお答えしたいと思います。

新谷議員が先ほど御指摘のあった項目につきましては、飛行制限とか、そういった緊急着陸ができるというふうな縛りをかけて運用を行っている旨の九州防衛局からの情報提供はあっております。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

緊急着陸を考えての飛行時間、飛行距離の制限というのは九州防衛局から情報があっておるということですね。こういうふうなことを考えると、陸上自衛隊オスプレイ、あるいは米軍オスプレイも、現在、基地からの距離と使用年数に関する飛行制限とも言える措置の下に飛んでいます。だから、デモフライトもしいきらんのじゃないか、やっぱりそういうふうに疑わざるを得ないわけです。

繰り返されるオスプレイの事故と原因究明、飛行制限措置を明らかにしないまま、今年7月から佐賀空港陸上自衛隊駐屯地にオスプレイが配備されて、佐賀・柳川地域の空を飛び始める。これは誰が考えてもそういう危険性をやっぱり感じますよ。だから、とりわけ悪天候飛行コース下の住民、有明海で操業する漁師さんの声を行政、議会はしっかりと受け止めなくてはならないということを、その自戒を含めて、この件に関しての質問を終わって、次に、佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書について質問します。

この合意書では、空港用途を変更するとき事前協議を行うとなっていますが、陸上自衛隊

オスプレイ等が利用することになるので、事前協議を行うことになると思いますが、事前協議はどうなっていますでしょうか。

○生活環境課長（木下康治君）

佐賀県との佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書についてでございます。

2月7日に佐賀県側から、佐賀駐屯地（仮称）の運用計画が防衛省から示されたことから、当市へも事前協議依頼が来ておるところでございます。そこで、運用計画に関しまして、佐賀県と締結しております合意書の内容について確認、検証をしておるところでございます。その結果、合意書の内容につきましては、佐賀空港に隣接する佐賀駐屯地が運用開始されましても、佐賀空港の運航に伴う環境保全に関して合意書内容の範囲内であることの確認が取れておるところでございます。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

柳川市と佐賀県は合意書に基づく協議をしているということですね。

その合意書ですけれども、6条に、佐賀県は、空港周辺及び柳川市域の環境保全を目的として、環境調査計画として、柳川市内2地点において航空機騒音を1地点7日間連続測定し、これを年1回行うという項目があります。これについて、過去5年間の測定結果はどうでしょうか。

○生活環境課長（木下康治君）

合意書に示されております環境測定につきましては、佐賀県のほうで実施をしております。年1回、柳川市の吉富町と大浜町の2か所の騒音測定を行っているところでございます。例年、周りの騒音の影響が少ない2月に1週間ほど騒音測定器を設置いたしまして、環境基準である航空機騒音のLden値を算出いただいております。

過去5年間の測定値につきましては、平成31年で大浜町のほうが39デシベル、吉富町が35デシベル、令和2年度では大浜町31デシベル、吉富町29デシベル、令和3年度で大浜町32デシベル、吉富町30デシベル、令和4年度では大浜町37デシベル、吉富町30デシベル、令和5年度で大浜町37デシベル、吉富町では33デシベルとなっており、環境基準のLden57デシベルを下回る結果が出ておるところでございます。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

陸上自衛隊オスプレイに関しても騒音調査を行うのでしょうか。

○生活環境課長（木下康治君）

合意書にうたっておりますのは、現在生きている合意書でございますので、佐賀駐屯地が運営開始になりますと、民間航空機に併せまして利用される自衛隊機の騒音もこれと一緒に

計測して、環境基準を上回らないかというふうな確認は取れることになっております。

以上でございます。

**○10番（新谷信次郎君）**

副市長も、実際運用された後、やはりきちんと実際のオスプレイに関する騒音調査を測定しなきゃいかんやろうという旨の発言もされていまして、ぜひきちんとオスプレイの騒音測定については、回数、騒音体制等も増やした形で行っていただきたいと思います。

以上をもちましてオスプレイに関して質問を終わりたいと思います。

次に、柳川市内の小・中学校における保健室の状況、今後について質問します。

市内中学校の現場からの訴えとして、保健室は利用する生徒数が多くて、病気、けがのほかに、教室に入れない生徒、不登校ぎみの生徒が押し寄せ、毎日パンク状態。だから、例えば、三橋中、大和中が統合したとき、養護教諭一人で対応できないのではないかという心配の声がありました。

そこで、お聞きします。

4月開校予定のやまと小学校に再編される6小学校の現在の1日当たりの平均保健室利用者数及び最大の利用者数及び利用目的についてお答えください。

**○学校教育課長（古賀 洋君）**

新谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問の通告を受けまして、昨年11月の状況につきまして養護教諭に聞き取りを行いました。その数でお答えをさせていただきたいと思います。

11月は登校日を20日、そして、小数点以下切捨てで計算をさせていただきました。皿垣小学校、1日当たり最高4人、有明小学校、平均1人、最大で5人、中島小学校、4人、最高11人、六合小学校、4人、最高で12人、大和小学校、4人、最高が12人、豊原小学校、4人で、最高が9人。

この利用目的についてでございますけれども、全てけが、病気での保健室の来室ということでした。そのほか、養護教諭に会いに来た児童・生徒もいたということですが、保健室登校等はございませんでした。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

それでは、市内の6中学校のそれぞれ1日当たりの保健室利用者数及び最大の利用者数と利用目的についてお願いします。

**○学校教育課長（古賀 洋君）**

こちらと同じく昨年11月について養護教諭に聞き取りを行った結果でお答えをさせていただきます。

柳城中学校、1日平均4人、最高が9人、同じように、昭代中は3人で、最高が9人、蒲

池中は3人で、最高が8人、柳南中は7人で、最高22人、大和中で8人で、最高16人、三橋中、8人で、最高24人となっております。

こちらも病気、けがでの来室が最も多いところでございますが、健康の相談、あるいは養護教諭に会いに来て会話をしていくなど、病気、けが以外の来室が一定程度含まれているということでございます。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

数的には分かりました。これが1日の来室数が多めのことを考えると、やはり毎日毎日、小学校、中学校の養護の先生とも大変だろうと思います。

そこで、養護教諭の勤務実態についてお聞きします。

さきの大和地区6小学校及び市内の6中学校の養護教諭の勤務実態について、1か月の超過勤務時間、休憩時間が取れているでしょうか。

**○学校教育首席指導官（中村 学君）**

議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、大和地区6小学校及び市内6中学校の養護教諭の1か月の時間外在校時間ですが、年度初めの最も忙しい時期と思われます令和6年4月を調べましたところ、12名の1か月平均の時間外は24時間6分でした。また、休憩時間につきましてはおおむね取れているものと考えております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

じゃ、今の答弁について、大和地区の6小学校と市内6中学校に分けたときの養護教諭の1か月の超過勤務時間はどうなっていますでしょうか。

**○学校教育首席指導官（中村 学君）**

お答えいたします。

先ほど回答いたしました同じ時期で、小学校で27時間59分、中学校で20時間13分となります。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

それでは、質問の一番の目的ですけれども、再編後のやまと小学校の予測される保健室利用状況はどうでしょうか。

**○学校教育首席指導官（中村 学君）**

お答えいたします。

先ほどお答えいたしました11月、1日平均来室者数を単純に足しますと、1日当たり20人近く保健室へ来室があることになります。この時期は、今年はインフルエンザや感染症によ

る発熱が多かった時期ではありますが、多い時期でこれくらいの利用者が想定されるところでございます。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

最大20人、多いほうだろうということですが、まさかこれが現実になれば、とてもじゃないけれども、一人の養護の先生で保健室対応できるはずはありません。

次に、再編が予定されている柳城中、柳南中の統合中学校と三橋中、大和中との再編中学校の予測される保健室利用状況はどうでしょうか。

**○学校教育首席指導官（中村 学君）**

お答えいたします。

今回聞き取りを行いました中で保健室登校はありませんでしたので、病気、けがでの利用をまず単純に足してみますと、柳城と柳南で1日平均9人、最高はそれぞれの最高だった日で16人です。同様に、大和中と三橋中では1日平均14人で、最高36人です。

これに、例えば、養護教諭に会いに来る生徒、これは心の安定等を求めて会話をしに来る生徒も含めてですが、そうした生徒がこれに上乗せされるものと考えられます。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

今の答弁をお聞きますと、再編される小・中学校の保健室が養護教諭一人で対応できるのか、非常に心配になります。

保健室のほうを複数配置、会計年度任用職員ということもあると思いますけれども、そういう複数配置が必要ではないでしょうか。

**○学校教育首席指導官（中村 学君）**

お答えいたします。

養護教諭に聞き取りを行った中では、まず、単純に対応していかなければならない児童・生徒の数が増えることに対する不安が大きいことがうかがえました。また、義務教育学校になった場合、児童・生徒の9か年間という発達段階に応じた対応についても不安の声がありました。

今後の児童・生徒数の推移も関係してまいりますが、けが、病気以外の対応につきましては、必要があれば保健室以外の対応も含めて検討していかなければならないと考えております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

再編後の状況をきちんと把握していただいて、やはり現状、保健室の体制が子供にとって安心できる場所であるように、よろしく対応をお願いしたいと思います。

それでは次に、西鉄天神大牟田線の踏切事故についてお聞きします。

去る2月16日に発生した西鉄天神大牟田線踏切事故の状況について、柳川市への警察、西鉄からの事故報告がどうなっているか、お聞きしたいと思います。

**○総務課長（新開文隆君）**

新谷議員の御質問にお答えいたします。

2025年、令和7年2月16日日曜日、午後2時過ぎに発生いたしました西鉄天神大牟田線の蒲池駅と矢加部駅の間にある蒲池11号踏切内の事故について、鉄道事業法に基づき、鉄道事業者は国土交通省九州運輸局長に報告することになっております。また、本市には、西日本鉄道株式会社の指令室から柳川消防署に対しまして、蒲池11号踏切内で立ち往生した軽乗用車と上り特急電車が衝突したとの報告があっているのを確認いたしております。

さて、この事故は、80歳代の男性が踏切を車で通過する際、線路内に左前のタイヤが脱輪し、身動きが取れなくなったところ、大牟田発福岡（天神）行きの特急電車と衝突したものと確認をいたしているところでございます。この事故によりまして、乗客約160名のうち1名が左耳付近の痛みを訴え、救急搬送されたことが確認をされております。

なお、蒲池11号踏切内の道路は小型特殊自動車と二輪以外は自動車通行禁止となっております。

以上でございます。

**○10番（新谷信次郎君）**

この質問は、実は2023年、2年前の9月22日午前10時12分、同じく西鉄天神大牟田線のすぐ近く、蒲池、矢加部の間の踏切事故が発生しております。そして、今年1月17日には、これは徳益、塩塚の間の踏切で事故が発生しています。こういうふうに踏切事故が続いているので、心配になり、今質問しているわけですがけれども、今申しました2件の事故の原因についてはどうなっていますでしょうか。

**○総務課長（新開文隆君）**

まず、2023年、令和5年9月22日金曜日の午前10時12分頃に発生いたしました西鉄天神大牟田線蒲池駅と矢加部駅間にある蒲池9号踏切内の事故についてでございます。

消防署の救助活動報告書によりますと、普通乗用車が踏切を通過した後、道路脇の路肩の車止めに乗り上げて走行不能になったところ、上りの急行電車が衝突したということでございました。

次に、2025年、令和7年1月17日金曜日の午前11時55分頃に発生いたしました西鉄天神大牟田線徳益駅と塩塚駅間にある徳益2号踏切内の事故についてでございますけれども、消防署の救助活動報告書によりますと、普通貨物車が踏切内に入った際、遮断機が下りていることに気づき、急いで踏切の外へ出ようとバックしましたが、後方に車が合ったため出られず、下りの特急電車と後方の普通乗用車に衝突したということになっております。

以上でございます。

○10番（新谷信次郎君）

このように、ここ2年間ほどで柳川市内での車と西鉄電車との踏切衝突事故が3件続いておりますので、それでこういうような質問ですけれども、今後の踏切事故対策として、まず、ちょっと心配したのが、踏切手前の道路幅と踏切の幅がどれくらいだったろうかというふうになりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○総務課長（新開文隆君）

まず、2023年、令和5年9月22日金曜日、午前10時12分頃に事故が発生いたしました西鉄天神大牟田線蒲池駅一矢加部駅間にある蒲池9号踏切ですが、職員が現地で計測したところ、踏切手前の道路幅員は3.2メートル、線路内の道路幅員は3.8メートルでございました。

次に、2025年、令和7年1月17日金曜日、午前11時55分頃に事故が発生いたしました西鉄天神大牟田線徳益駅一塩塚駅間にある徳益2号踏切は、踏切手前の道路幅員が5.5メートル、線路内の道路幅員が10メートルとなっております。

最後に、2025年、令和7年2月16日日曜日、午後2時過ぎ頃に事故が発生いたしました西鉄天神大牟田線蒲池駅一矢加部駅間にある蒲池11号踏切は、踏切手前の道路幅員が2.7メートル、線路内の道路幅員が3.3メートルとなっております。

以上でございます。

○10番（新谷信次郎君）

一応具体的な数字、何か職員が実際現地で測定されたということで、御苦勞をかけました。

それで、この道路幅、踏切の幅について質問いたしましたのは、やはり手前の道路幅に対して踏切の幅が狭くなって事故を招いているのではないか、あるいは最近の車の車幅が広くなって、従来の踏切幅では脱輪の可能性が高くなっていないだろうか、いろいろ心配しております。その点についてはいかがでしょうか。

○総務課長（新開文隆君）

先ほど答弁いたしましたとおり、踏切前の道路幅員に対しまして踏切内の道路幅員が狭くなっているという状況ではないようでございます。しかしながら、踏切内で脱輪する場合があります。踏切内を横断する際には安全運転で通行していただきたいというふうに考えております。

なお、先ほど申しました2025年、令和7年2月16日日曜日、午後2時過ぎに事故が発生いたしました西鉄天神大牟田線蒲池駅一矢加部駅間にある蒲池11号踏切は、やはり踏切内幅員は狭小でございますが、こちらのほう、先ほど答弁いたしました、小型特殊自動車及び二輪自動車以外の自動車が通行禁止となっているところでございます。

以上でございます。

○10番（新谷信次郎君）

その事故対策について、西鉄天神大牟田線久留米－大牟田間複線化促進期成会という会合がありますけれども、こういうところで事故対策についての検討とかはできないでしょうか。

○総務課長（新開文隆君）

まず、国土交通省によりますと、自動遮断機がついています踏切、いわゆる第1種の踏切事故につきましては、1961年、昭和36年には約5,500件発生いたしておりましたが、2022年、令和4年には195件に減少しております。約96%は減少しているという一方で、令和4年度の踏切事故による死者数の92人中、約3割が65歳以上の方というふうなデータが上がっているところでございます。

さて、西鉄天神大牟田線久留米－大牟田間複線化促進期成会において、この踏切事故の対策を検討できないかということでございますが、やはりこの期成会が複線化促進を基本的な目的としているため、この中で踏切事故の対策と検討というのは難しいのではなかろうかというふうに思っておるところでございます。このため、今後は踏切前の道路に注意のための分かりやすい路面標示、こういったものを行うよう、事故防止対策を道路管理者と協議して実施したいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

今年2月に踏切事故があった蒲池11号踏切ですね、私も現場に行きましたけれども、やはり非常に踏切の幅が狭いですね。ところが、これがいわゆる軽自動車は通行禁止になっている、そういう標識があるんですけども、いつとき気づきませんでした。踏切のことにばかり集中してね。もっと手前で分かりやすい標示、あるいは蒲池9号踏切も私はよく利用しますけれども、もう一枠、車両の通行止めというか、その枠が広ければということを常々感じております。その辺りも今後検討していただけたらと思います。よろしくお願いします。

最後に、PFAS汚染の問題について質問いたします。

全国でPFASの汚染が明らかになっています。PFASとは有機フッ素化合物の総称で、PFASは1950年、人工的に開発された、なかなか自然界では解消しにくい永遠の化学物質と呼ばれています。主な種類としてはPFOSやPFOAというのがあって、たくさんの種類があるわけですが、代表的にはこの2つのようです。

これは意外と身近にこれまで使われてきたようです。撥水スプレーや防水加工を施した衣類や靴、調理器具のコーティングといった家庭用製品、界面活性剤や半導体の反射防止剤、金属メッキ処理剤や、あるいは泡消火剤など、産業分野でも非常に幅広く活用されてきました。しかし、発がん性を持って、甲状腺疾患や妊娠高血圧症といった健康被害のほか、母体を通して胎児が吸収すると低体重児になるなどの深刻な影響が明らかになってきましたので、PFOAとPFOSはPFASの中でも毒性が強い上、自然界では分解されにくく残留性が高く、人間の体内に長く蓄積し作用するというこのために、日本でも2019年にPFOS、

2021年にP F O Aの製品と輸入が法律で禁止されました。

汚染の具体例として、沖縄米軍嘉手納基地周辺、東京米軍横田基地周辺のP F A S汚染はマスコミでも大きく取り上げられました。最近では、昨年12月に航空自衛隊、福岡県の芦屋基地内の専用水道水でもP F A S汚染が高濃度で明らかになっています。

そういうP F A S汚染について、2020年に厚生労働省の通達により全国調査が行われていますけれども、今現在、日本では暫定目標値として1リットル当たり50ナノグラムというのが一つの環境基準になっていますけれども、その2020年の全国調査のとき、大阪府の摂津市でリットル当たり1,812ナノグラム、東京の銚子で403ナノグラム。これは年度が違います。2022年には岡山県の吉備中央町では何とリットル当たり1,400ナノグラムという数値が明らかになっています。

こういう状況を考えて、柳川市におけるP F A Sに関する国が要請した河川、湖沼、地下水及び水道水検査の実施状況と結果はどうなっていますでしょうか。

**○上下水道課長（本吉 尊君）**

新谷議員の御質問にお答えいたします。

本市では、令和5年10月17日付で、当時の水道行政所管であります厚生労働省から発出されましたP F O S及びP F O Aの水質検査結果の確認及び水質検査の実施について要請を受けまして、本市の自己水源である村矢加部1号井、2号井、磯島1号井、高島3号井、4号井の5か所につきまして、令和5年度と6年度に水質検査を実施いたしました。その結果、P F O S及びP F O Aの濃度はいずれも5ナノグラム・パー・リットル以下でございました。

また、受水元である福岡県南広域水道企業団におきましても、令和5年度と6年度の水質検査結果におけるP F O S及びP F O Aの濃度は5ナノグラム・パー・リットル以下となっております。

本市の水道水は、企業団からの受水が9割、自己水源である井戸が1割となっており、それぞれの水質検査結果におけるP F O S及びP F O Aの濃度は厚労省が定めた暫定目標値50ナノグラム・パー・リットルを大きく下回る5ナノグラム・パー・リットル以下となっておりますので、水質に問題はないものと認識をしております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

分かりました。

ところで、この柳川は矢部川、沖端川、花宗川水系に当たりますけれども、同じ水系に当たるみやま市、大川市、大木町、八女市の検査結果はどうでしょうか。

**○上下水道課長（本吉 尊君）**

新谷議員の御質問にお答えします。

近隣の自治体におけるP F O S及びP F O Aの水質検査結果につきまして、国が公表いた

しました資料により申し上げます。

みやま市は、令和５年度に48ナノグラム・パー・リットル、令和６年度に28ナノグラム・パー・リットルが測定をされております。

八女市は、令和５年度未測定、令和６年度に12ナノグラム・パー・リットルが測定をされています。

大川市は、令和５年度未測定、令和６年度は定量下限値以下となっております。

大木町は、全て企業団からの受水のため、水質検査未実施となっております。

参考までに申し上げますと、大川市も企業団からの受水のみでございます。

いずれの近隣自治体の検査結果におきましても、厚労省が暫定目標値としております50ナノグラム・パー・リットルを下回るものとなっております。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

今年１月９日の有明新報に、みやま市では国の要請を受けて昨年７月に実施した同市の水道水調査の結果、やはり13ナノグラムや28ナノグラムという結果が出たので、矢部川と飯江川の伏流水と見られる地下水を井戸からくみ上げて供給をしているので、今後、蛇口からの調査を年４回に増やし、数値が上昇していけば周辺調査も実施する考えというふうに報道がありました。

矢部川水系、その支流の沖端川水系の井戸水について調査する必要はないでしょうか。

#### ○上下水道課長（本吉 尊君）

先ほどの御質問ですけれども、本市の自己水源であります井戸につきましては全て深井戸でございますので、河川等の伏流水ではなく、不透水層の下にある帯水層からくみ上げているものでございますので、地表からの影響は受けにくいものであるというふうに考えております。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

今の報告ですね、ひとまず安心できるのかなと思いますけれども、今後のP F A Sの対策についてこういうことが報道されております。2023年３月に米、アメリカの環境保護局は、飲料水におけるP F A Sの生涯健康勧告値、生涯飲用し続けても健康に影響がないとされる値を70ナノグラム・パー・リットルから4ナノグラム・パー・リットルというふうに大幅に厳格化する案を発表しております。

水道水質基準におけるP F A Sの暫定目標値、現在、50ナノグラム・パー・リットルですけれども、その見直しが日本でも検討されているといえます。今後の検査はそういう情報も踏まえてどうなるのでしょうか。

また、P F A Sは、農薬、殺虫剤、除草剤にも含まれているといえますので、田畑やク

リークでの検査も必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○上下水道課長（本吉 尊君）

新谷議員の御質問にお答えいたします。

本市では今後も年に1回、PFOS及びPFOAの水質検査を実施する予定でございます。これらの物質につきましては、現在、環境省の水質基準逐次改正検討会において、水質基準項目へ引き上げること等について検討がなされておりますので、今後はその結果を踏まえて対応することといたしております。

また、田畑やクリークでの検査も必要ではないかとのお尋ねでございますが、農家で使用する農薬につきましては、農薬取締法に基づき安全性が確保されたものでなければ製造、販売、使用ができないものとなっております。この法律は、作物残留や土壌残留、生活環境動物への影響など厳格な基準が設けられており、特に、人の健康や環境に与える影響を最小限に抑えることが求められております。

現在、農水省におきましてPFASに関する調査研究が行われておりますので、田畑やクリークの検査につきましては、今後、国、県等の関係機関との情報共有や連携を図りながら適切な対応を行ってまいります。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

先ほども言いましたように、現行の暫定目標値、これを水道法に基づく水質基準に引き上げるということで、恐らく2026年度からはその水質基準が実行されるというふうに聞いておりますので、今後の検査と結果の公表をよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（荒木 憲君）

これをもちまして新谷信次郎議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、15番高田千壽輝議員の発言を許します。

○15番（高田千壽輝君）（登壇）

皆さんこんにちは。15番高田千壽輝です。通告に従って質問いたします。

質問の前に、今季のノリの養殖について少しお話をしたいと思っております。

今季のノリの水揚げの金額は、最近の10年のうち、令和元年で140億円という水揚げに次ぐ金額になっております。ただし、枚数は半分以下であります。このような状態は、ここ数

年来の有明海の環境の悪化によるものであります。その悪化の原因としては、プランクトンの異常な発生により栄養塩の不足であります。

また、私が心配するのは、有明産ノリのブランドの低下を危惧するわけであります。私が以前、私用で東京に行ったとき、東京の浅草のノリ屋さんの店舗を見たときに、店頭に各地のノリは置いてありましたが、有明産のノリが置いていなかったのも、有明産のノリはないんですかとお店の人に聞いたところ、有明産のノリは店頭には置かなくても売れるから店頭には置いていませんというお答えが出て、そのブランド力を感じておりました。

皆さん、全国にはノリの産地がいろいろありますけど、主に有明海を除く産地は瀬戸内、三重、千葉、宮城が主な生産地であります。その産地との一番の違いで、有明産がなぜいいかというのは、一番の特徴は口溶けのよさであります。味はもちろん、この口溶けというのは、俗に言う柔らかさです。よそのノリから見ると、有明産のノリは全然品物が違うんです。そういうのがここ数年の環境の変化で、その特徴が見られなくなったように私は感じておりますので、本当に今後この有明産というブランドの低下を危惧しているところが本当です。だから、一刻も早くこの問題を解決するには、国も5億円の予算をつけ、いろいろ調査していると。また、早速、我々も今度できた特別委員会において調査研究をして、早急に有明海の改善と対策をする必要があるかと思っておりますので、議員の皆さん方も協力をよろしくお願いいたします。

また、今、私たちの家庭のことを考えると、我が家ですけど、最近、急にエンゲル係数が高くなっております。皆さんエンゲル係数とは御存じだと思いますけど、若干説明いたしますと、エンゲル係数は収入における食費の割合であります。この割合が低ければ豊かな生活、高ければ厳しい生活だと判断することができるようになっております。この係数が今高くなっているのは、食料品の高騰にあります。最近、私も米を買いに行きますけど、昨年の2倍以上の価格になっております。また、冬のこの寒い時期に定番の料理といったら鍋料理でしたが、今年は鍋料理がそんなにできませんでした。なぜかということ、葉物野菜の高いことということで、なかなか鍋料理をすることができないような現状であります。

そういうことを受けますと、私が心配になっておるのが学校給食であります。本当にこんだけの高騰によって学校給食は維持できるのか。一番食べ盛りの子供たちが本当に満足いけるような学校給食を提供できるかを危惧しておる次第であります。そのために保護者の負担が上がるのがなく、我々全体で子供たちのためには何らかの補助をすることが必要だと思っております。

今回の質問は、今期で勇退される市長の4期16年を振り返り質問を行います。

質問は一問一答で行いますので、議長のお取り計らいをお願いいたします。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）続

平成17年に1市2町が合併して約20年になります。合併当時のことを知っているのは、議員19名のうちにもう5人しかいません。執行部のほうもほとんどメンバーが替わって、当時、携わった人がいらっしゃるか分からないような状況であります。

合併するときには、1市2町の協定項目を協議することが必要でした。協議する時間もなく、重要な項目だけが協議されて、ほかの項目は、5年後に見直すとか、そういうのが多かったように感じられております。その5年目という年に市長になられたのが金子市長で、大変その辺は苦労されたんじゃないかと思っております。特に私も印象にあるのが、当時、合併前は、固定資産税ですが、旧柳川市で1.4%、大和、三橋が1.6%だったと思っております。それを金子市長は税収が下がることを覚悟されても1.4%に統一され、市民の負担を軽減されたことは英断だったと私は考えております。

また一方では、協定項目で合併特例債を135億円か137億円しか使わないということに決まっておりましたが、市長は就任早々、使わないともったいないから全額の350億円を使うということも決断されました。そのとき私は質問において、協定項目は合併時の約束事である。その約束事を簡単に破棄できるのかとって質問したことを思い出しております。

市長は4回の選挙で市民の負託を受けて当選されておりますので、その投票の判断の一つにマニフェストがあります。その数多くのマニフェストの中には、市民、また、議会の理解が得られずに断念された項目もあるかと思えますけど、市長のマニフェストの達成率をお答えください。

#### ○市長（金子健次君）

高田議員の質問にお答えいたします。

当年にとって、今年は77歳になります。ちょうど私も合併当初のときは三橋町の役場のほうに勤めていました。いろんな形の課題についても、1市2町で協議をして、そういう協議したことを今思い出します。

高田議員の質問にお答えさせていただきます。

ちょうど合併して今年3月21日で丸20年に達するわけですがけれども、そのうちの4期16年間に私が担当させていただきました。その中で、マニフェストという言葉自体は当時の1期目のときだけだったんですけれども、高田議員のほうのマニフェストというのは公約的なことを言っているということで捉えてお答えをしたいというふうに思います。

私の任期も残り1か月余りとなり、これまでの4期16年を振り返る機会をいただき、心より感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

さて、マニフェストの達成についてですが、最初の選挙では、活力があり、みんなが笑顔で暮らせる魅力あるまちづくりをテーマに上げました。そして、6つの重点課題を掲げたところです。

1つ目は健康・子育て・福祉のまちづくり、2点目が活力ある地場産業の振興、3点目が

伝統文化の保存・観光の振興、4点目がきれいな水が流れるまちづくり、5点目が安心して暮らせ、住みよいまちづくり、6点目が行財政改革の推進ということで、その課題を挙げて、マニフェストを取り組みました。こちらの課題については、市民の皆様並びに市議会議員の皆様の御理解と御協力のおかげで、柳川市勢の発展に向けて様々な取組を進めることができました。

しかし、1期目で掲げた重点課題について実現できなかった政策もございます。それゆえに、新たな政策課題を掲げ、2期目、3期目、4期目にチャレンジをさせていただきました。市民の皆さんから信任を得たところでもございます。

マニフェストの達成率については、市民の皆さんに判断していただくものと考えます。あえて言わせていただくなら、この16年間で、私は市民の皆さんから及第点をいただけるのではないかというふうに思っております。

以上です。

#### ○15番（高田千壽輝君）

マニフェストに関しては及第点と、あくまでも自己の判断ということでお伺いしています。これは皆さんの判断ちはいろいろあると思いますから、市長がそういう判断だったら、その意見を尊重したいと思っております。

続いての質問であります。市長も16年のうちに数多くの施策を立案され、実行されてきたと思いますが、この16年のうちに市民生活に効果があったと思われるような施策のうち、市長が評価が高いと思われるものを幾つかお答えください。

#### ○市長（金子健次君）

高田議員の質問にお答えさせていただきます。

本市は平成24年7月に九州北部豪雨災害を経験いたしました。沖端川は中山地区で、矢部川は六合地区で河川堤防が決壊をいたしました。市域の、市全体の3分の1が冠水をしたところでもあります。

この経験を踏まえまして、災害のないまちのために掲げた安全で安心できるまちづくりの主要施策では、高潮対策、河川の改修、先行排水の2つの取組だと思っています。

河川堤防の強化等については、国、県にも強くお願いをいたしまして、決壊した中山と六合の堤防を復旧いたしました。また、全体的に矢部川、沖端川の点検もしていたところがございます。また、矢部川・沖端川河川激甚災害対策特別緊急事業、いわゆる激特事業では、堤防の強化やしゅんせつ、浸水対策、橋梁の架け替え、堰の改修などの災害対策工事が計画的に実施をされました。また、矢部川・中島地区河川改修協議会の国への要望活動では、毎年、高田議員、また、地元の中島地区の区長会長と行動を共にしたことを思い出します。筑後川河川事務所、九州地方整備局、国土交通省本省への要望にも顧問として議員には御同行いただきました。御協力感謝申し上げます。

もう一つは、大雨が予測される場合、事前に水路の水を排水する先行排水の取組であります。

梅雨時期になると、近年は数十年に一度の大雨と言われる大雨特別警報が日本のどこかで年に何回も発令されており、いつ本市を含む地域に発令されてもおかしくない状況でもあります。大雨による浸水被害を最小限に抑えるため、地元の水路委員さんの協力を得まして、先行排水に力を入れて取り組んでいただいております。この取組は上流地域の近隣市町にも声をかけまして広がり、現在は7市1町による広域連携で備えているところでもございます。

次に、脱炭素社会の実現に向けた可燃ごみの減量化の取組であります。

本市はみやま市とごみ焼却場を建設する中、ごみ減量対策として可燃ごみを燃やすしかないごみと名称変更いたしました。プラスチックやペットボトルなどの資源ごみにこれ以上分別できるものがなく、燃やすしかないごみということで、当時の小泉環境大臣ともリモートで会談を行い、全国的に注目をされ、今でも市民の皆さんの協力によってごみ減量の取組が定着をしておるところでございます。

このほか、経済振興対策や教育、福祉、環境、子育て施策等についていろんな事業を実施してまいりましたが、全て市民の皆さんのために、柳川のまちをよくするために取り組みました。これまでの施策は市民の皆様の御理解と御協力があってこそなし得たものであり、心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

以上です。

#### ○15番（高田千壽輝君）

先ほど市長が申されたように、河川改修協議会において、私も一緒に、十数回ですかね、要望に行っております。やっぱり一番大切だったのは、平成24年の水害を受けてのことだと思うんですけど、以前までは要望に行っても、はい、分かりましたといって書類を担当のほうはもらうことがあったんですけど、平成24年に行ったときの相手方の態度が極端に、我々柳川市に対してすごく低頭ですね、迷惑かけました、すみませんでしたという言葉で、そのときはやっぱり災害の後で堤防の決壊などがあったおかげで、かなり陳謝されたことが記憶に残っております。

市長もその辺を受けて、その当時、私の住んでいる中島地区の西鉄中島駅の高架下は、ちょっと雨が降ってもすぐ冠水するような状況でありました。この平成24年の水害を受けて、その以前は冠水したらすぐ国交省から臨時的に水中ポンプを持ってきてもらって排水するようなことをしていただいておりますけど、平成24年のときに市長は、どうしても北浦排水機場のパワーアップをどうにかしてくれという要望を地元国会議員を通して要望していただき、北浦排水機場のパワーアップができるようになりました。おかげさまで、それ以降、すぐ冠水していた地域が全然冠水しないような状況になって、本当に地元の皆さんたちは喜んでおられます。

ほかにも市長とはいろいろ思い出があります。特に、平成23年3月に、今残っている一緒に行ったメンバーは山田部長ぐらいしかいらっしゃいませんけど、上海に行って、そのときになぜ行ったかという、安東省菴と朱舜水の手紙展ということで向こうの上海のほうから招待を受けて行って、私は正直言ってあまり儒学とか興味はなかったもので、安東省菴とか朱舜水とかいうことはあまり、名前は知っていたけど、そんなに勉強したこともなかったの、それが機会で、柳川にも立派な儒学者がいたんだなということで、すごく勉強になったことがあります。

そのときも、市長、一回だけの交流じゃ駄目ですよ。今後、やっぱりこういう交流は定期的にしていくのがよくないかなということも一般質問で言うておりましたが、その後、中国政府と日本がちょっと外交的にトラブルがあって、なかなか交流できないような状況になっております。

ほかにもいろいろ文化的に、白秋サミットとかもあっておりましたが、私もそういうのも定期的にちゃんと行っていくことが、継続が必要じゃないかということをもたこの席でももう一回言うておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

市長もいろいろ市民のためというて実行されてきておりますけど、やっぱりできなかったこともあると思うんですね。本当に悔いがないのか分かりませんが、やっぱり悔いがあるということがあると思います。残るとしたらどういふことがやっておきたかったかと、この任期中にやっておきたかったことがあると思いますけど、もしあったらそれをお答えください。

#### ○市長（金子健次君）

答えの前に、議員と一緒に中国に行きました。朱舜水と安東省菴の関係ですね。そのとき中華料理を食べたことを今思い出しました。高田議員がノリを持ってきてあったんですね。冒頭、今日の会議の中で、すばらしいノリが少なくなってきたという、ブランドを取り戻せというようなことでお話しされましたけど、そういうノリのお話をされましたけれども、今思い出したところでございます。ああいうノリをやっぱり私も、今日、田中議員からありましたけれども、そういうことで議会と一体となって取り組まなきゃならないというふうに思っています。

北浦排水機場についてもバージョンアップいたしましたけど、本当に今災害がなくなったということで、大変うれしいことだかと思います。一緒に国土交通省に何回ともなく足を運んで、河川の付け替え化を含めて組んでやっていただいたことを今思い出しました。

それでは、任期中にできなかったこと、残っていることについてお話をさせていただきたいと思います。

心残りの一つとして、立花宗茂と閻千代に関するNHK大河ドラマの招致活動でございます。ちょうど8年前に、当時、小川知事のほうにお願いをして、小川知事には特別顧問に

なっていていただくように、甲冑を県庁の知事室に着ていって、いろんな形で職員たちが昔の口上で言ったほうがいいよというようなことも言っていただいて、そういうことでお願いをして、知事も一緒になって取り組みました。

服部知事もそういう形で一緒に取り組んで、8回、渋谷のNHKに行ってきました。行ってきましたけれども、なかなか難しいので、私はそういうことの実現がなかなか難しいことは分かっているんですけども、そのことによって、いろんな形のゆかりがある自治体とも連携することができましたし、子供たちもいろんな形でチャンバラごっことか、そういう歴史について詳しくなってきたということで、私はよかったなと思います。

いつかできると思いますけれども、先日、NHKがそれに呼応して、歴史講座の中で話をしてくれましたので、私はいつかできるというふうに思っております。これもやっぱり実現できなかったことは心残りでありますけれども、いつかはできるという気持ちで考えています。1月8日にはNHK総合の「歴史探偵」という番組で立花宗茂が特集されました。大河ドラマ実現に向けて少しずつ私は前進をしてきておるということで、あと一頑張り、次の市長にも頑張ってもらいたいなど。そしてまた、議会も一緒に、市民も一緒になってやっていければ、私は成就できるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

#### ○15番（高田千壽輝君）

市長は心残りは大河ドラマの誘致は成就できなかったことで、大河ドラマが8年間一生懸命誘致されたけど、まだ道半ばということで、残念だということで今お答えいただきましたけど、私はもっとほかにもいっぱいあるんじゃないかなと思うんですよね。私たちが今一番考えなきゃいけないのは、柳川の将来像なんです。正直言って、合併当時より人口の減少、そして、一番私は深刻に考えているのが出生数です。今、柳川市の出生数は300人を切っているんです。年間ですよ。このペースでいったら、本当に柳川に子供たちがいなくなるんじゃないかという危機感を私は持っています。

これはある市民の方から言われて、これはもう言われた言葉を事実述べますが、金子市長はハード事業には力を入れた。また、イベントも好きで、いろいろイベントもなさった。でも、本当にその辺の対策がなかったんじゃないかという御意見もあっております。この人口減少、少子化の問題は市長だけの責任じゃないんです。我々この議会も責任あるんですよ。それは執行部の皆さんも責任あります。今後の課題ですよ、とにかくこの2点は。とにかく人口が減少することによって交付税もどんどん減少していきます。いずれこのままの状況げっと、柳川市は消滅都市と言われても仕方ないんです。そういう問題があります。

そういう問題も含めて、もう市長は今度で次の選挙は出ない、新しい市長にバトンタッチされるわけですけど、再度お聞きしますけど、今度、新しい市長に対してどういうことを望まれますか、お答えください。

## ○市長（金子健次君）

高田議員の質問、私が16年間の中で非難を浴びる部分についても、ずばり言われました。確かに人口7万6,000人の私が当初立ったときから見れば、毎年700人ずつ減少をしてきました。実際6万2,000人ぐらいの人数でございますけど、これもずっと減少していく傾向の、人口動態を見ればなります。これは全県下、福岡市周辺以外でもそういう状況になっておりますけれども、それが人口減少が止まるような施策をやっぱり考えていかなければならなかったと。努力はやっても、やっぱりなかなか難しい問題もあったというふうに思っています。

あと、緒方議員とかも出ると思いますけれども、企業誘致はなかなか難しくて、そういうことで、柳川の地はやっぱり第1次産業のノリの問題、あと農作物の問題、そういうところの中であって、先日、板橋聡さんのフォーラムがあったときに、講師が来ていらっしやいまして、その講師の方は八女の方で、お茶を作っている方で、どういうことを私たちに提言されたかということ、お茶の漢方ですかね、生薬というかな、そういうことで、漢方の中にこれから先、筑後地域はそういうことを取り組んだらいいだろうと。今、漢方についてはほとんど中国から持ってきていますけど、中国が止まったときは、なかなかやっぱりそういう事態を考えて先行してやっていったほうがいいよと。もう一つは、その中村さんという方はツムラ製薬と取り組んでありますけれども、そういうことも提言をしていただきました。そういうことも後の緒方議員の中でも話をしたいと思っておりますけど、そういうことの取組もやっていったほうがいいのではないかと。

それで、やっぱり若者たちが、そしてまた、人口減少が止まるような形、そしてまた、笑顔を絶やさないような、柳川に住んでよかったと言えるようなまちのためには、やっぱり生き生きとした仕事もなければならぬというふうに思いました。

反省することばかりですけれども、16年間、私がさせていただけたのは、市民の皆さんの支え、職員の支え、また、議会の支えではなかったかというふうに思っておりますので、心から感謝を申し上げたいと思います。そういう問題点もあることは重々分かっていますので、そういうことで、後の市長、3人ぐらい立候補をやっていますけれども、その中の誰かがなって、柳川をやっていただきたいと思います。

午前中も出ましたノリの問題についても本当に大きな問題でありますので、私は再生に向けた取組を、農業も同じですけれども、そういうことを議会と職員と、そしてまた、従事されている方と一緒に研究して柳川を盛り上げていただければというふうに思っております。

以上です。

## ○15番（高田千壽輝君）

私は常々行政は打ち上げ花火ばかりじゃ駄目だと、線香花火みたいに継続性が必要だと

言っておりました。また、1か所だけにスポットを当てるんじゃなく、市の隅々まで、小さなともしびでもいいから当て続けることが必要じゃないかということも言っておりました。そのことを踏まえて、市長はそういうことができたか、お聞きしたいんですけど。

**○市長（金子健次君）**

意を尽くさないところも確かにあったと思いますけれども、先ほど点数をつければ、自分自身でつけば及第点はもらえるんじゃないかということで、あとの点数のつけ方なんですけれどもね、そういうことで、かといっても、私があと1期出て、そういう体力もございませんので、そういうことじゃなくて、後の人にバトンタッチをして、恐らく後の3人の候補者というのは、どこを磨けば光るんだと、柳川をもっともっと光らせて、もっと魅力あるまちづくりができるんだという気持ちを持ってあると思います。今月28日には討論会をJ Cがやるということでございますので、そういう中において、その人を選んでいただければというふうに思います。

確かに高田議員が言うような形は満足しておりません。満足されないことも重々分かっております。

以上です。

**○15番（高田千壽輝君）**

本当に今期で勇退されるということを決断されておられまして、16年間、私もこの16年間、議員としてこの場で市長とは幾度となく議論、討論をしてきておりまして、それを思い出し思い出し今回の質問をしたわけであります。

今後、市長はもう勇退されるということが決まっておりますけど、取りあえず16年お疲れさまでした。また、柳川市の本市のリードオフマンとして頑張ってこられたことには大変敬意を表しておきます。

また、今後、市長におかれましては健康に留意され、一般市民となられましても、今後の柳川市にできることがあったら協力していただくことを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。16年間お疲れさまでした。

**○議長（荒木 憲君）**

これをもちまして高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時46分 休憩

午後2時56分 再開

**○議長（荒木 憲君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、17番緒方寿光議員の発言を許します。

**○17番（緒方寿光君）（登壇）**

緒方寿光です。議長より発言許可がありましたので、12月議会に引き続き一般質問を行います。

質問に入る前に、冒頭に述べさせていただきます。

主食の米をはじめとする物価高騰が生活を直撃しております。ある小売店では、米5キロが4千円ということで、消費者からは悲鳴が上がっております。同時に、昨今においては家計が大変苦しくなっている状況で、国の政策への疑問や怒りなどが数多く寄せられております。

政府は昨今、備蓄米を最大21万トン放出すると発表されました。私自身としては、抜本的な解決策にはならないのではないかと考えております。これまで長きにわたり、第1次産業の農業がないがしろにされたツケが、今、回ってきているのではないかと強く感じております。そこで、政府におかれましては、昨今の物価高騰に対する抜本的な具体的政策をぜひ押し進めていただきますよう、ここに強く要請をいたします。

それでは、質問に入ります。

今回の質問は3点です。

質問の一つは、廃校となる学校、また、跡地施設における利活用計画の進捗と実態について質問します。

なぜ今回質問するのか。私は今から1年半前の令和5年6月議会での一般質問において、本市においては安定財源を確保するために今企業誘致に力を注ぐべきときではないかと問い、金子市長からは、学校統廃合によるおよそ14校の廃校等を利活用した企業誘致等に向けて粛々と進めたいとの答弁をいただきました。

1年半が経過しました。4月には大和町の小学校の廃校が出てまいります。市長のこれまでの具体的な取組内容とこれまでの具体的な成果をお聞きいたします。

2つ目の質問です。

市長は任期16年にわたり、御自身の所信表明におきまして、度々農業振興のための新規作物の導入をと表明されてきました。大変期待をしておりました。同時に、本市においては、もうかる農業へ向けて農協と一緒に取り組んでいきたいと力強く市長は述べられました。しかしながら、実態は農業生産額においてはこの20年間低迷し、50億円前後にとどまっております。30年前にはおよそ100億円以上あった本市の農業生産額は昨今低迷しております。特に、露地物の農産物においては農業生産額は低迷しており、かつ柳川市の特産となる露地物の農作物の導入の実現にはいまだ至っておりません。

そこで、これまで柳川市の基幹産業である農業に力を注いでいくとされてこられた金子市長のこれまでの16年間の具体的な取組と具体的な成果をお聞きいたします。

3つ目の質問です。

金子市長におかれましては、柳川市内で最も危険であるとされてきた横橋交差点の整備並

びに信号機設置に向けて、これまで尽力をいただきました。ありがとうございました。しかしながら、いまだにこの交差点においては、信号機設置並びに狭隘な花梅橋の改良整備は実現をしておりません。市長は以前から交差点の危険度はあると認識をされておりまして、関係機関に対して信号機設置等を要望するとされておられました。現在、地元住民や通勤者、そして、通学者並びに小中高生の保護者からは、長く時間だけが経過しているが、いつ実現をしていただけるのかという声が数多く上がっております。

そこで、今期で市長を引退される金子市長に対し、早期の信号機設置並びに西側の橋梁の改良整備実現について率直に質問をいたします。

これから先の具体的な質問は自席より一問一答にて行います。執行部におかれましては簡潔明瞭な答弁をぜひよろしくお願いを申し上げ、そして、議長の取り計らいをお願いいたします。壇上からの質問は以上とさせていただきます。

#### ○17番（緒方寿光君） 続

まず初めに、学校の廃校、そして、施設等々の利活用に対しての質問をさせていただきます。

まず、学校統廃合の事業計画が2年前に発表されておりまして、この2年、そしてまた、1年半における取組の進捗状況、成果を教えてくださいと思います。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

大和町地区の学校跡地につきましては、昨年2月の全員協議会のほうで説明をさせていただいたとおり、市として利活用の予定のない跡地につきましては、企業へ売却することによって、地域の方の雇用創出と地域の活性化、子や孫の世代が地元に残って働ける環境を整えて、持続可能な地域づくりへと結びつけるとの基本方針を定めておるところでございます。

学校跡地の企業誘致の進捗につきましては、学校は市民共通の貴重な財産であるとともに、企業の誘致に役立つ資源でもあるという認識の下、地域の皆様や関係各課と協議を重ねているところでございます。また、現在、跡地活用を希望されております事業者、団体から相談や問合せをいただいておりますところでございます。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

説明をいただきましたが、まず、改めて再質問させていただきますが、要はこの廃校の利活用計画、私は前回、前々回でしたかね、質問させていただいて、基本方針をつくられたのであれば、基本計画、当然のことながら実施計画、これを策定して、それを基に、きちんとした計画を進めるべきではないかと質問いたしておりますが、そこについては今どのような状況になっているのでしょうか、お聞きします。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

お答えいたします。

跡地利活用のための基本計画、実施計画等については、小中学校再編計画が着実に進むこと、これが最重要であるということを認識しておりまして、委員会で検討した結果、基本方針を定めているというふうなところでございます。

具体的な利活用の計画につきましては、地域の皆さんの雇用の創出や地域の活性化を図れる企業、事業所等への売却に向けて、地域の意見を考慮した仕様書を作成して、プロポーザルへと進んでいきたいと考えております。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

再度質問させていただきますが、この学校統廃合の計画の事業決定というのはいつでおありになったんでしょうか。

**○企業誘致推進課長（金子幸喜君）**

学校の再編計画のスケジュールが決まった日ということですかね。（「ええ」と呼ぶ者あり）決まったのは、令和4年やったですかね。（「分かりました。いいです」と呼ぶ者あり）

**○17番（緒方寿光君）**

大体2年前にはこの計画が発表されたと思うんです。私が言いたいのは、特に、大和町の皿垣小学校、有明小学校、大和小学校、4月には廃校になるわけでございますが、ここについて、2年前にその計画を出されたのであれば、そこからどういうタイムスケジュールでこの学校の利活用をやっていくかという計画は当然必要であり、当然基本計画が必要であり、実施計画が必要であったと思うわけです。なぜそれをつくれなかったのか、お聞きします。

**○企業誘致推進課長（金子幸喜君）**

跡地利活用のための基本計画については、先ほども申し上げましたが、委員会で検討した結果、基本方針を定めることとしたところでございます。

長年、地域のほうに親しまれております学校なので、地域の皆さんの意見をしっかり丁寧に聞いて進めていく必要があるということで、このような方針を定めたのみにさせていただいております。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

ちょっとよく分かりませんので、再度質問しますが、特に、この計画を発表された後に、先ほど話をされた地元住民の意見をすり合わせたり、協議をしたり、地元の意見を聞く、これが当然当たり前のことでございまして、そして、それにどう市役所として対応していくのかと、今後この学校をどう利活用していくのかという協議、調整が当然行われるわけございまして、そして同時に、市役所庁内でその利活用の意向調査だとか、公共団体における意向の調査だとか、民間事業者への利活用の調査だとか、それを当然行われるわけござい

す。行う必要があると思います。そして、いろんな市有地の活性化検討委員会ですか、そういうものにかかけたり、様々なプロポーザルを、そんなら、この学校は民間に売却していかどうか、いや、この学校は避難所として使っていこうだとか、そういう具体的なものが出てくるわけですが、お聞きしますが、住民説明会の開催はされたんですか。そして、住民説明会の内容、集約されてあるんでしょうか、お聞きします。

**○企業誘致推進課長（金子幸喜君）**

お答えいたします。

個別の住民説明会は開催いたしておりませんが、住民の代表であります大和区長会役員会並びに大和町区長会総会において、跡地利活用に関する基本的な考え方、こちらのほうを説明いたしております。

区長会や公民館長さんなどからは、避難所や体育施設として、また、地域コミュニティとしての施設の継続利用、廃校後の維持管理などの徹底等の要望が出ております。

住民への説明会においては、プロポーザル公募で決定いたしました優先交渉権者からの開催、これを想定しております。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

もう一度お聞きしますが、しつこいようですけどね、一番大事な住民説明会の内容、集約、この学校をどう活用していくのかという集約、そして、この廃校というのは柳川市における財産だと思います。当然のことながら、市内の地場の企業に対して意見を、どういう意見をお持ちなのかと足を運んで訪問して調査をする、これは当たり前のことだと思います。そして、病院だとか、介護施設だとか、デイサービスの施設だとか、当然そちらのほうにも出向いて、どういう今後の考えをお持ちなのかどうかということを調査されるのは当たり前のことだと思います。そこら辺はどうされているんですか、お聞きします。

**○企業誘致推進課長（金子幸喜君）**

議員おっしゃいます地元企業のニーズの把握、そこら辺の市場調査はできておるのかということなんですけれども、商工会議所、商工会さんのほうに御協力をお願いいたしまして、ニーズ把握のためのアンケート調査というものを会報のほうに折り込ませていただきまして、インターネットによるアンケート回答、こちらのほうを試してみたんですけれども、なかなか思うような成果が得られていなかったというのが現状でございます。

このため、商工会議所、商工会さんのほうには、会員様向けにアンケート調査の御協力を再度依頼しているところでございます。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

努力をされてあると思いますが、失礼ですけど、一言言わせていただきますが、全く遅い

と思います。いや、要は2年前にこの事業計画は既にあったわけで、特に、令和6年度から令和15年度までの10年間、この再編事業においては13,789,000千円と申されております。そして、財源、国庫補助金46億円、地方債87億円、一般財源5億円で今想定をしているというお話をいただいたわけでございます。ということであれば、やはり私が考えますのは、そんなら、この廃校を利活用すると、どうやって利活用するのかということは本気で2年前から計画を組んで取り組んでいくべきものじゃなかったんでしょうか。お聞きします。

**○企業誘致推進課長（金子幸喜君）**

令和5年度に企業誘致推進課を創設していただきまして、庁内横断的な検討委員会のほうで大和町地区の空き校舎となる活用の方針を決定し、6年4月から区長会への説明を始めたところでございます。

緒方議員おっしゃるように、活用についての実施計画等をつくっておりません。活用の方針を策定したのみでございます。地域のほうに説明を始めて、協議を行っているんですけども、なかなか調整が難しいところでございます。計画の策定については、内部で協議をしていきたいと考えております。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

まずは住民説明会をやはりきちんとした形で行うというのが一番最初のスタートではないでしょうか。行政区長に報告したからそれでいいということではなくて、やはり地元には関係団体、PTAだとか様々な団体がありますので、ぜひそこと膝を突き合わせて、回を重ねて協議をして、そして同時に、柳川市としてあらゆる企業の調査をやったりちゃんとやって、いや、高齢化しているので介護施設が必要だと言われる施設もあるかと思いますし、やはりそういうものを事前にきちんと調査をして、そして、住民説明会を度重ねるごとに、そういうものを住民の方にも、今こういう要望も上がっていますというようなことを具体的に提案をして、すり合わせていくということがなぜ今まで行われなかったのか、私は大変残念に思っておりますが、今後の方針を聞かせてください。

**○企業誘致推進課長（金子幸喜君）**

地元地域の企業さん、事業者さんとは、私どもは機会あるごとに、この学校跡地の売却に関する御案内、それとニーズの把握、いろいろなお話等をさせていただいております。まだまだその数はなかなか足りないということで、インターネットによるアンケート調査、こちらのほうも今実施を行っているところでございます。

また、ニーズの把握につきましては、今後も商工・ブランド振興課のほうと連携をいたしまして把握に努めていきたいと考えております。そこら辺の状況等を把握、整理しながら、住民説明会とおっしゃいますけれども、まずはその住民の代表であります行政区長さん、こちらのほうに説明を行っておるところでございます。また、状況等を整理等ができましたら、

個別の説明会も含めてやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

今後の具体的なタイムスケジュール、廃校の利活用において具体的なタイムスケジュール、特に、新年度に入りますが、それをお聞きしたいというのと、あと、市長の見解をぜひ聞かせていただきたいと思います。

**○企業誘致推進課長（金子幸喜君）**

具体的なタイムスケジュールというふうなことでございます。

まず、方向性を示しておりまして、それは閉校の1年前までに方向性を出すということを目的に検討委員会で基本方針を出しておるところでございます。

具体的なタイムスケジュールということでございます。

今後、4月以降、閉校となります学校の備品整理や、スクールバス、こちらのバス停の絡む分筆問題であるとか、そこら辺に数か月程度期間が必要ともなるようでございます。その作業の進捗と並行しまして、早期にプロポーザルが実施できるように、教育委員会のほうと連携しながら進めていきたいと考えております。

以上です。（「市長お願いします」と呼ぶ者あり）

**○市長（金子健次君）**

緒方議員の学校の統廃合について、後の利活用をどういうふうにやっていくかということに質問があったことを今思い出します。

実際、今度は6つの小学校が廃校するという形で、中島小学校で、やまと小学校で統合されるわけです。あと、六合のほうが学童保育という形になります。あともう一校が中学校にどうするかという問題等があって、3校について後の利活用をどうするかということで話があって、私もいろんなIT関係の方がおいでになって、社長と会長もお会いして、そういうことの話も幾つかあってきております。金子課長のほうが実際具体的にどのくらいあったのかという話をしてくれればよかったんですけども、そういうことで、これからは各19の小学校がいろんな形で統廃合で変わっていきますので、そういうことについては私は企業誘致についてはチャンスではないだろうかと思います。今御提言があったように、介護保険とか、いろんな形の活用ができるだろうし、IT関係についても私はできるというふうに思っています。

具体的には幾つかあっていきますけれども、この場ではちょっと申し上げられませんが、そういうことも進めて、これから先は新しい市長の下に進めていただきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

先ほども申しましたように、やはり10年スパンにおいて学校統廃合事業を進められるわけですから、やはり当然のことながら、方針があれば計画があり、計画があれば実施計画があるというのが普通だと思いますので、ぜひ早期に練り上げていただいて、利活用の実現をしていただきたいと思います。

それと、すみません、1点ちょっと別件になるんですが、今、柳川を含めて、いろんなホテルの誘致が盛んに行われております。最近では柳川駅の東口の某ホテルに当たっては稼働率が7割以上だということも聞いておりますし、柳川としてはまだホテルが必要ではないのかというような声も聞いておりますし、いや、ここにホテルとして誘致をしたいんだと思われるような企業もあるわけでごさいます、そこについて、市のホテル誘致についての考え方を聞かせていただきたいと思います。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

お答えいたします。

議員御承知のとおり、本市のホテル誘致につきましては、平成29年、西鉄柳川駅東口にホテルルートインを誘致いたしております。その後、令和5年の調査では過去最高となります12万人のお客様がこの柳川に御宿泊されております。また、宿泊客を増やすために、既存の宿泊事業者さんのほうも頑張っておられます。

令和5年度観光庁事業の地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業、こちらの制度を活用されまして、昨年度までの2年間で宿泊施設の高付加価値化、こちらのほうに市内の7施設が取り組んでおられる状況でございます。

本市としましては、まずは既存事業者さんとの連携を行いながら、関係者との協議、調整、こちらのほうを図っていきたいと考えております。

以上です。

#### ○市長（金子健次君）

ホテルの誘致がちょっと突然出たもので、お話をさせていただきたいと思いますが、ホテルの誘致で、駅の東にルートインさんを誘致いたしました。それについては、補助金も出しました。下水道料金、水道料金も5年間半額と。固定資産税の免税等もして、やっとならルートインさん、永山会長に東京まで会いに行き、来ていただきました。順調にスタートをして、7割ぐらいの宿泊率があったんですけども、コロナですとんと落ちてしまいました。そして、今現在12万人ということですけども、一番誘致したときにお叱りを受けたのが、既存のホテル業者ですね、旅館業者から、自分たちの固定資産税でルートインにお金をやっとならと大分ひどく言われたんですね。そこの調整については、ルートインの永山会長にお話をしたら、自分は全国の日本一のルートインを持ってきたから、ルートインの会員さんたちが新たに掘り起こしてやるので、そういう心配はなさらないよということ等がありましたので、そういう新しいホテルをつくることによって、既設の、最近でも大分改修さ

れてある既設のホテル業者もいらっしゃいますけど、そういうことを十分調整していかないと、そういう需要と供給のバランスが取れないということも十分考えていかないといけないなというふうに思います。

ルートインさんについては時限立法で、もう補助金はありませんけど、そういうことで、今、緒方議員は、少しだけ聞いていましたので、駅の東口のほうには場所があって、何か最近、アパさんが来てから講演もしてあったので、社長が来てあったので、そういう関係になってくると大きなホテルでございますので、十分検討しなければ、協議をしなければならないというふうに私は思っています。それでいいかな。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

山田部長、補足があったら言ってください。これは大変なことけん。

#### ○産業経済部長（山田秀太君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

先ほど市長が御答弁されていましたが、まずは既存の旅館、ホテルの皆様、そういったところと事前に情報共有させていただいて、しっかりと協議を行いながらできればというふうに考えます。

以上でございます。

#### ○17番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。

次の農業振興策について質問させていただきます。

まず、基幹産業であります農業が後継者を含めてどんどん減っていきまして、高齢化はどんどん上がっています。増えています。高齢化になっています。そのような中において、柳川市として、特に、露地物の新規作物の導入をこれまでいろんな研究をされてこられたんですが、その取組と具体的な成果をぜひ教えていただきたいと思います。

#### ○農政課長（木原隆文君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

本市の農産物は、米、麦、大豆のほかに、ナス、イチゴ、アスパラガス、トマト、オクラなどの野菜、イチジクやブドウなど、多種多様な作物が生産されております。

収益性の高い新規作物につきましては、これまでＪＡや県普及指導センターなどと連携して進めてきており、地元農家に試験栽培をお願いし、リーフレタス、大納言小豆、それから、佐大ＨＯ１号、高機能性大豆です。子実用トウモロコシの試験栽培を行ってきたところです。

新規作物の導入については、本市の土壌、気候に適したもの、消費者や市場ニーズに応えたもの、安定生産に資する栽培技術、共販体制を含めた販売流通体制の確立、低コスト、省力化生産に向けた農業機械導入といった要件をクリアしていく必要があります、本格的な導入までには至らなかったケースがありました。

今後も引き続き県やＪＡと連携しながら、トライ・アンド・エラーの気持ちで新たな品目

の調査研究を進め、農家の皆様と共にチャレンジをしてまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

ありがとうございました。

ここに農業のデータを頂いております。総農家数、平成22年1,786戸あったものが、令和2年において1,079戸、10年間で700戸の減少、販売農家は944戸あったものが612戸、330戸減少、そして、農業従事者の高齢化が、平成22年、60歳以上が64.8%だったものが令和2年度では72.6%となって、年々高齢化が進んでおります。このような状況下において、私は集落営農組織の法人化、今25組織がおりになると思うんですが、例えばですね、例えばです。某食品メーカー、菓子メーカー等々はジャガイモの契約栽培を進めている。例えば、タカナの栽培を進めている企業もある。そして、先ほど市長がおっしゃったように、漢方だとか、そういう健康食品の材料とされるものを欲しがってあるところもある。そういった意味において、やはり市としても積極的にそういうメーカーの声をちゃんと聞いて、売り先の出口がある程度間違いないと確信できれば、その作付ができるわけで、その作付においても、やはり農業法人、特に農協さんもそうなんでしょうけれども、やはり協議をされて、いや、農業法人でこれをやってみようかなとか、そういうことが今露地物については必要ではないかと思えます。

米、麦、大豆プラス複合的な作物を組み合わせると、それで農業生産額を2割、3割上げていくというような施策をなぜ取り組まれなかったのかと思いますが、何か答弁があればお願いします。

#### ○農政課長（木原隆文君）

もうかる農業に向けての取組ということでお答えしたいと思います。

まず、米、麦、大豆のような土地利用型農業に関しては、まず、担い手に農地を集積、集約して生産性を高めていくことが必要であります。その土地利用型農業の効率性を高めることで、その余剰時間が生じることにより高収益作物の取組ができ、複合経営が可能であるというふうに考えております。そのため、地域における担い手の確保や将来の地域の中心となる経営体の確認、経営効率を高めていくための農地利用を地域で話し合って将来展望を作成していくという人・農地プランの地域計画というのを令和6年度末までに作成することとしておりまして、現在、市内を6地区に分けて地域検討会をしてきたところでございます。

これは今後も定期的 to開催することとしておりますので、地元農家の皆さんとの意見交換や情報共有を図って、農家の所得向上に取り組んでいきたいと思っております。

それと、新規作物導入に向けての具体的な取組ということですが、現在、市内の一部の集落営農法人では、米、麦、大豆に露地野菜との複合経営による収益性の向上ということで、法人によっては検討会議や近隣先進地の視察研修などを重ねていらっしゃいます。

現在のところ法人においては検討段階でありまして、具体的な内容までは至っていないという状況でございます。

以上でございます。

#### ○17番（緒方寿光君）

様々な努力をしていただいているのは私もよく分かっております。トライ・アンド・エラーですか、トライしなければ、挑戦しなければ当然成果は出てこないというのは分かりますが、今この柳川市の農業を大体全体的に眺めますと、やはり後継者もどんどん少なくなっていて、今先ほど申しましたように高齢化はどんどん上がっている、高齢化しているという状況で、農業者もどんどん減っているという数字になっているんですね。

すみません、突然なんですけど、市長にお聞きしたいんですが、この農業者がどんどん減っている理由は何だとお考えになられますでしょうか。

#### ○市長（金子健次君）

そうですね、減っていつているというよりも、1つは、私はもうかる農業という、やっぱり漁業の関係にしても同じですけども、生産高を上げないと生活できないという形で、これから考えなければならないと。特に、JAさんは今後東部カントリーに手をつけられましたので、補助を決定しました。日本一のカントリーエレベーターが南部にあって、そして、東部を着手するという事で、良質のお米がこれから販売をされるわけですけども、そういうことでやっていかないといけないし、露地野菜についてもそれプラスという形を御提言いただきましたけど、もう一つ何かないと、やっぱり柳川の農業、この前、講演の中で聞いたんですけども、八女の中村園が成功してあるようですので、八女の土壌とうちの柳川の土壌、みやまの土壌が違うことは分かっているんですけども、そういう中国からの漢方の分がもし止まった場合にはどうかということで、今はいろんな形の健康医薬品については、やっぱり漢方がこれからすごく伸びてくるんじゃないかということでございますので、そういう手もやっぱりいろんな方につながりを持っていったほうがいいんじゃないかと。やっぱりもうかる農業、生産が上がる農業を考えていないと農業人口は増えていかないような感じがいたします。

そういうことで、緒方議員には大変いろんな形で勉強させていただきましたけど、そういうことの御提言も今後もやっていただければと思います。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。

私も一言で言えば、なぜ農業者がどんどん減っていくのか、それは農業所得の低さにあると思うんです。市長もおっしゃられましたように、やはりその所得をどう上げていくのかと、どういう作物をどういう規模でどんな形で作っていくのかというのが、やはり計画的にいろ

んな挑戦をしながらやっていくことが大事だと思いますが、特に、市長がおっしゃった健康食品のメーカーだとか、ジャガイモだとか、いろいろあるんですけども、今、作物を欲しがっているメーカーはたくさんあるんですね。ただ、そこにやはり出向いてきちんとした情報をいただいて、そして、柳川の土地もちゃんと土壌成分の調査もしながら、そういう連携をもって進めなければ、単体でこれがいいからといって飛びつくのではなくて、全体的なやはり調査研究をして、農業法人ともそれを話をされて、今、非常にジャガイモの作付、北海道が8割で、九州が2割だと言われておりますので、非常に欲しがっている企業もありますので、もしそういう農業法人で取り組むということであれば、一つの一定のルールを定めて、非常に収穫のときは大変らしいので、非常に重労働と聞いておりますので、やはりハーベスターだとか、いろんなものを農業法人で導入してこれをやるというときには、やはり一つのルールを決めて、行政も多少の支援をしていくということが今この柳川市の農業には必要ではないかと思いますが、何か答弁がありましたらお願いします。

#### ○市長（金子健次君）

緒方議員とはいろんな形で農業問題についてやり取りをさせていただきましたけど、いろんなすばらしいお考えをお持ちでございますので、ぜひいろんな形で御提言をやっていただければというふうに思います。

漢方にしても、いきなりそれが成功するわけじゃないんですよ。土壌の問題とかいろんな問題があって、いろんな形を研究しながらやっていくときに、どこも思い切った策を講じないと伸びないような感じがいたしますので、ぜひとも御提言等をよろしく願いしておきたいと思います。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

もう一点だけ農業で提案をさせていただきますが、これまで柳川市もスマート農業だと、これを推進するんだということで推し進められておりますが、私は今検討しなければならないことの一つとして、やはり稲作、米、この作付が今非常にいろんな全国的に世界的に問題になっているわけですが、これからこの1年、2年は稲作の作付農家は急激には減らないと思います。そういった中で、やはり高齢化している。そして、あらゆる広範囲に、田んぼをいろんなところに柳川市内の広範囲にばらばらにお持ちである大規模農家の方もいらっしゃるし、やはりまずは簡単なもので、例えば、簡単なもので提案させていただきますと、やはり稲作、田植をした後のモニター管理というんですかね、今スマホで簡単に定額で水張りの状況が分かるようなシステムもあると聞いておりますが、そういった意味では、朝夕のそういう水の管理が頻繁に労力を使ってやらずして、モニターできちんと見れるというぐらいのものは、やはりある程度大規模農家のこれぐらいの農家だったらこれをやるとい

う一つのルールを決めながら、高齢化もしていますし、なかなか後継者も少なくなっているわけですから、そういうところのスマート農業と申しますかね、そういうものを具体的な施策として推し進めていただければと。実際そういう声もありますので、ぜひ農家にもそういう調査をしながら、農協さんとも話をしながら、農業法人とも協議をしながら、そういうものを取り組む必要があると思います。

特に、今年はまた猛暑になると聞いておりますので、できるだけ効率化できるようなもの、施策が必要だと考えておりますが、いかがでございましょうか。

#### ○農政課長（木原隆文君）

I Tスマート農業の施策ということでのお尋ねですけれども、まず、I Tスマート農業では、国、県の補助事業を活用しまして、法人や認定農業者で自動操舵システムを搭載したトラクターやコンバイン、ドローンの普及が進んでいるところです。また、J Aの出荷場のほうでは、A Iを活用した選別機の導入、それから、園芸農家のハウスでは省力化システムの導入というのが進められているところであります。

緒方議員が提案されております水田の水管理システムということにつきましては、私も様々な研修の場面でメーカーの方からの紹介とかいうことで伺っております。ただし、コスト面の問題がございます。

この件につきましては、これから調査研究していったって、農家の皆さんの負担にならないようなところで進めていければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

調査研究はぜひ早期に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、最後の質問になりますが、横橋交差点の信号機設置、そして、狭隘な花梅橋の橋梁の改良整備、ここについてなぜまだ実現ができないのか、そこについてお聞きしたいと思いますが、これは要望というのは、どちらにどのような形で行っていただいたんでしょうか。市長からも御尽力いただいておりますが、そこをまずは聞かせていただきたいと思います。

#### ○総務課長（新開文隆君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

まず、信号機の設置につきましては、交通管理者である警察の所管となっており、交差点の道路形状や交通状況を踏まえた上で設置されることとなっております。

さて、横橋交差点への信号機設置につきましては、2023年、令和5年9月12日付で金子市長より柳川警察署へ直接足を運ばれ、要望書を手渡しで渡されております。その後、柳川警察署から県警本部に上申されたというふうにお伺いをしております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、令和6年度の予算では設置に至っておりません。要因といたしましては、信号の設置条件は満たしているものでございますが、県内の他箇所と

比較した場合、危険度でほかのところが優先されたのではないかなというふうに判断しているところでございます。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

要望活動していただいていますことについては感謝をいたしますが、特に、地元では通学路にもなっておりますし、これまでここで死亡事故もあっているわけでございますので、ぜひ再度、この年度末、そして、多分新年度はまた人事が替わられると思いますのでね、やはり新年度においてもぜひ要望を具体的に行っていただきたいと思います。

市長の見解が何かおありになるみたいですので、よろしくお願いいたします。

#### ○市長（金子健次君）

緒方議員から魔の交差点と、一番最悪な交差点けん、ぜひ改良ということで、私自身も友人の娘さんがそこで、中学生やったかな、高校生やったかな、亡くなられたもので、今現在の、もう渡利署長は退任されたつかな。渡利さんにお話をして、感触としてはよかったんですね。ただ、あそこの見通しがよくなって、狹隘の橋も出来上がったですね。広くなったですね。物すごく何か見通しがよくなったもので、そういうことで、今、新開課長が言ったような形の交差点の必要性からいうと、順番が入れ替わったんじゃないかなというふうに思っています。

それで、新しい署長が就任をいたしますので、そのことを含めて、新しい市長のほうからまたそういう過去の経過、経緯を含めてお話しして要請をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。

ぜひ再度の要望活動をよろしくお願いいたしますと思いますのと、市長からも新年度に向けてきちんとした形での引継ぎと申しましょうか、お願いしたいと思います。

あともう一点は、花梅橋、これは非常に狹隘な橋が残っておりましてね、今ここを通る車両はお互い離合するに当たってブレーキをかけて離合しているような状態で、特に、柳城中学校、柳川高校、杉森高校の生徒の皆さんが自転車とかバイクとか、いろんな通学をされているわけですが、非常に危険な橋が残っているわけでございます。

ここについて、以前、この新規事業化に向けて令和6年度から関係機関との調査及び協議に着手するということをこの場でお聞きしたわけなんですけど、はっきり言って進んでいないんじゃないのかなと思っておりまして、ここの今現在の取組の状況、実態、そして、新年度、具体的な整備をどのような形でされるのか、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

#### ○建設課長（古賀正光君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、令和５年９月議会において、令和６年度から関係機関との協議や調整等に着手する。本市としましては、早期着手に向けて強く要望を行ってまいりますと答弁していました。しかしながら、花梅橋の東側にある横橋の工事は完成しているものの、引き続き令和６年度からは工事に伴った事業損失の調査が進められており、横橋の早期事業完了に向け、福岡県は注力されております。

花梅橋につきましては、福岡県で現況調査を行い、事業着手の可能性に向けた検討を行っていくと伺っております。本市としましては、福岡県と連携しながら、関係機関との協議を通じて、必要な予算の確保や事業のスケジュール調整を行うことも重要な取組となってまいります。特に、交通インフラの整備は地域の振興に直結するため、地元関係者との協力を密にしながら進めていく必要があります。

安全で快適な交通環境を確保するためには花梅橋の改良が必要でありますので、今後も事業の早期着手に向け、引き続き要望をしてまいります。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（荒木 憲君）**

これをもちまして緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒木 憲君）**

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後３時50分 延会

## 柳川市議会第2回定例会会議録

令和7年3月4日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1番 菊 次 太 丸  
3番 甲 木 健太郎  
5番 田 中 康 徳  
7番 佐 藤 勝 広  
9番 浦 川 和 久  
11番 江 口 義 明  
13番 佐々木 創 主  
15番 高 田 千壽輝  
17番 緒 方 寿 光  
19番 荒 木 憲

2番 梶 島 正 吾  
4番 三小田 保 弘  
6番 橋 本 憲 之  
8番 今 村 智 子  
10番 新 谷 信次郎  
12番 荒 卷 英 樹  
14番 近 藤 末 治  
16番 矢ヶ部 広 巳  
18番 樽 見 哲 也

### 2. 欠席議員

な し

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

|                  |   |   |   |   |    |
|------------------|---|---|---|---|----|
| 市                | 長 | 金 | 子 | 健 | 次  |
| 副                | 市 | 江 | 島 | 宏 | 和  |
| 教                | 育 | 橋 | 本 | 秀 | 博  |
| 総                | 務 | 野 | 口 | 貴 | 光  |
| 会                | 計 | 田 | 中 | 勝 | 裕  |
| 保                | 健 | 池 | 末 | 勇 | 人  |
| 建                | 設 | 目 | 野 | 隆 | 広  |
| 産業経済部長兼大和庁舎長     |   | 山 | 田 | 秀 | 太  |
| 教育部長兼三橋庁舎長       |   | 武 | 田 | 真 | 治  |
| 消                | 防 | 田 | 島 | 雅 | 彦  |
| 人                | 事 | 江 | 口 | 英 | 範  |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 |   | 新 | 開 | 文 | 隆  |
| 企                | 画 | 武 | 藤 | 雅 | 裕  |
| 財                | 政 | 古 | 賀 | 順 | 一郎 |
| 健                | 康 | 横 | 山 | 久 | 美  |
| 福                | 祉 | 内 | 田 |   | 猛  |
| 学                | 校 | 古 | 賀 |   | 洋  |
| 生                | 涯 | 野 | 田 |   | 学  |
| 建                | 設 | 古 | 賀 | 正 | 光  |
| 農                | 政 | 木 | 原 | 隆 | 文  |
| 水                | 路 | 梅 | 崎 | 秋 | 敬  |
| 税                | 務 | 本 | 木 | 直 | 文  |
| 生                | 活 | 木 | 下 | 康 | 治  |
| 子                | 育 | 小 | 池 | 由 | 希  |
| 都                | 市 | 梅 | 崎 | 慎 | 司  |
| 水                | 産 | 平 | 川 | 昌 | 之  |
| 観                | 光 | 津 | 留 | 秀 | 光  |
| 観光課DMO推進室長       |   | 川 | 原 | 洋 | 一  |
| 学校再編推進室長         |   | 藤 | 吉 | 康 | 裕  |
| 学校教育首席指導官        |   | 中 | 村 |   | 学  |
| 人権・同和教育推進室長      |   | 梅 | 崎 | 福 | 秋  |

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長      徳      永      喜 美 香  
 議会事務局次長兼議事係長      森      康      貴  
 議会事務局庶務係長      古      賀      雄      一

## 5. 議事日程

### 日程（１） 一般質問について

| 順位 | 質 問 者           | 質 問 事 項                                                                          |
|----|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 12 番<br>荒 卷 英 樹 | 1. 合併から20年間の人口及び児童数の推移について<br>2. 通勤通学時の交通渋滞解消に向けて<br>3. 公民館（自治会）組織の加入状況について      |
| 2  | 16 番<br>矢ヶ部 広 巳 | 1. 杉森高校はどこへ行く<br>2. 人権学習の取組みは<br>3. 修学旅行費の値上げ                                    |
| 3  | 4 番<br>三小田 保 弘  | 1. 柳川城復元計画について<br>2. 有明海再生について                                                   |
| 4  | 2 番<br>梶 島 正 吾  | 市民サービスとは<br>1. 子供たちの預り先について<br>2. 投票率低下について<br>3. コミュニティバスと買い物支援<br>4. 有明海再生について |
| 5  | 13 番<br>佐々木 創 主 | 1. 佐賀空港へのオスプレイ配備計画<br>2. 有明海と漁業産業の今後<br>3. 柳川観光と川下り                              |

---

### 午前10時 開議

#### ○議長（荒木 憲君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

#### 日程第１ 一般質問について

#### ○議長（荒木 憲君）

日程１．一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第１順位、12番荒卷英樹議員の発言を許します。

## ○12番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんおはようございます。12番、自由民主党柳川市議団、荒巻英樹でございます。議長より発言許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

今年に入ってから、埼玉県八潮市での道路陥没事故や岩手県大船渡市での大規模な山火事が発生、本当にまさかと思うことですが、予期せぬ災害等に備えることが必要であると改めて感じております。被害を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

金子市長は今定例会初日の所信表明にて16年間で最も印象に残っていることは平成24年7月の九州北部豪雨災害だと述べられましたが、その後、ハード、ソフトの両面で災害に強いまちづくりに御尽力いただいたと思っております。

さて、柳川市は今年21日で合併20周年を迎えます。合併を経験された職員や議員の方々はとりわけ感慨深いものがありではないかと思うところでございます。しかしながら、この20年間で市の活力の源となる人口は毎年700名から800名ほどの減少が続いております。今回は、市全体に限らず、旧1市2町別から小学校区別の推移を確認して、人口減少の歯止めにつながるきっかけになればと考えております。

それでは1項目めの質問は、合併から20年間の人口及び児童数の推移についてでございます。

まずは人口の推移について、市全体、旧1市2町別、それから、19小学校区別に20年前の人口と現在の人口、続いて、20年前からの増減数、最後に、20年前と比較した現在の割合、パーセンテージでお伺いいたします。

なお、再質問及び残余の質問につきましては自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

## ○企画課長（武藤雅裕君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

市内全体の人口推移について、住民基本台帳を基に、合併直後の平成17年3月末と直近の令和7年1月末の数を比較し、人口の増減数と平成17年3月末を100%とした率を申し上げます。

市内全体の人口は7万6,124人から6万1,458人で1万4,666人の減、80.7%となっております。

旧市町別では、旧柳川市、4万929人から3万1,885人で9,044人の減、77.9%、旧大和町、1万7,178人から1万3,082人で4,096人の減、76.2%、旧三橋町、1万8,017人から1万6,491人で1,526人の減、91.5%となっております。

次に、小学校区別ですが、校区ごとの人口に分けたデータを追加して集計を始めました平成18年9月末と直近の令和7年1月末の数を比較し、人口の増減数と平成18年9月末を100%とした率を申し上げます。

柳河小学校区、5,262人から4,219人で1,043人の減、80.2%、城内小学校区、4,162人から3,172人で990人の減、76.2%、東宮永小学校区、4,070人から3,434人で636人の減、84.4%、矢留小学校区、5,829人から4,113人で1,716人の減、70.6%、両開小学校区、3,834人から2,789人で1,045人の減、72.7%、昭代第一小学校区、5,503人から4,447人で1,056人の減、80.8%、昭代第二小学校区、4,777人から3,629人で1,148人の減、76.0%、蒲池小学校区、7,074人から6,082人で992人の減、86.0%、豊原小学校区、3,664人から3,204人で460人の減、87.4%、大和小学校区、2,479人から1,873人で606人の減、75.6%、皿垣小学校区、1,874人から1,345人で529人の減、72.8%、有明小学校区、1,581人から1,166人で415人の減、73.8%、中島小学校区、4,450人から3,234人で1,216人の減、72.7%、六合小学校区、2,913人から2,260人で653人の減、77.6%、藤吉小学校区、6,876人から7,205人で329人の増、104.8%、矢ヶ部小学校区、2,279人から2,274人で5人の減、99.8%、二ッ河小学校区、4,368人から3,591人で777人の減、82.2%、垂見小学校区、3,379人から2,724人で655人の減、80.6%、中山小学校区、926人から697人で229人の減、75.3%となっております。

以上でございます。

#### ○12番（荒巻英樹君）

詳しくありがとうございました。

実際、合併が平成17年3月なので、厳密に20周年は今年3月になるので、データとしては今年1月末との比較ということで、19年10か月ということだと思いますけれども、市全体では残念ながら2割近く、実数としても1万4,667人ですよね。80.7%ということ。旧1市2町別では、旧柳川市が77.9%、旧大和町が76.2%、旧三橋町が91.5%ということで、大体なるほどなという感想を持っているところでございます。

ただ、小学校区別に関しては差が非常に大きくなっております。これは平成18年9月末と令和7年1月末ですから、データが平成18年9月から取り出したということですから18年4か月での比較ですが、藤吉校区は何と104.8%と増加しておりますし、矢ヶ部校区は99.8%なので、ほぼ横ばいですね。逆に、一番減っている校区が70.6%で、19校区中——この19校区という取り方が今年3月までしかできないので、それも含めて今回このような質問もさせていただいたところですが、19校区中10校区は70%まで減少をしております、残念ながら私が住んでおります昭代第二校区もその中に入っておりますところでございます。

後ほど課題や対策に関して伺いたしますが、その前に1つ、本市でも外国籍の方が年々増えてきておるように聞き及んでいるところでございます。先ほどお答えいただいた6万1,458人のうち、外国籍の方がどれくらいいらっしゃるのか、上位の国別も併せてお知らせください。

#### ○企画課長（武藤雅裕君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

令和7年1月末の人口6万1,458人のうち、外国籍の方は870人となっております。国籍別の上位5か国を申し上げますと、ベトナム241人、ネパール116人、インドネシア108人、ミャンマー89人、フィリピン88人となっております。

以上でございます。

**○12番（荒巻英樹君）**

ありがとうございました。

6万1,458人中870人が外国籍ということなので、差引きが6万588人となるかと思います。もちろん20年前、合併時も外国籍の方はいらっしゃったと思いますが、そう多く、100人を超すようなことはなかったんじゃないかなと思いますので、外国籍の方を除けば減少幅はさらに大きいわけで、残念ながら今のペースでいけば、1年、2年後には6万人を割るかもという残念なことでございます。

そこで、先ほど最初にお答えいただいた人口数、それに基づく見解や課題、また、必要な対策についてお伺いいたします。

**○企画課長（武藤雅裕君）**

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

人口減少の見解ですが、5年に1度行われる国勢調査の結果から産業別就業人口を見ますと、農業や漁業など第1次産業が昭和50年に32.3%であったものが令和2年には9.4%と大きく減少したのに対し、第3次産業は41.5%から66.5%と増加をしております。このことは、第1次産業である農漁業就業者の高齢化、他産業への流出による担い手不足により、本市の田園地域や有明海沿岸地域の人口減少につながっているものと考えられます。

また、藤吉小学校区、矢ヶ部小学校区につきましては、西鉄天神大牟田線の柳川駅に近いこと、駅東口の区画整理事業により新築住宅、マンション等の建設により人口の減少の抑制がされたものと考えております。

人口減少の対策は喫緊の課題ではありますが、日本全体が減少しており、柳川市のみ増加させることは困難です。人口抑制策、移住・定住施策、子育て支援策など、国や県などの関係機関とも連携を取りながら、より一層充実した施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

**○12番（荒巻英樹君）**

農業、漁業の第1次産業の従事者がかなり減ったという御答弁をいただきました。ただ、データが、これは国勢調査ということなので、昭和50年から令和2年、1975年から2005年なので、50年間でのデータということで、3分の1以下ということでございます。

第1次産業ということでございますけれども、もっと細かく、農業従事者と漁業従事者の推移と高齢化ということに関して、2つお尋ねいたします。農業従事者、漁業従事者ということをお願いいたします。

## ○農政課長（木原隆文君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

農業従事者の高齢化についてですが、販売農家の年齢階層別分布の平成22年と令和2年の60歳未満と60歳以上の件数と割合を年度別に申し上げます。

平成22年、販売農家の件数1,506件、うち60歳未満が529件、35.2%、60歳以上が977件、64.8%、次に、令和2年、販売農家の件数664件、うち60歳未満182件、27.4%、60歳以上482件、72.6%、平成22年と比較しますと、60歳以上が7.8%増加となっており、60歳以上の占める割合は増加傾向になっております。

なお、販売農家が平成22年から比べて848件、56%の減少となっていることについては、農家の高齢化以外にも、平成17年から現在にかけて集落営農組織の法人化が進んだことが減少の一因として考えられます。

以上です。（「議長、すみません、農業を先にして、その後、漁業で。水産振興課長、すみません」と呼ぶ者あり）

## ○12番（荒巻英樹君）

失礼しました。先に農業を済ませて、その後、漁業のほうでお願いいたします。

農業ですね。今お答えいただいたデータは平成22年から令和2年ですので、10年間の推移ということで、ただ、その10年間でも56%の減ですから、従事者は44%、半分以下になられたということで、あわせて、高齢者、60歳以上の方も64.8%から72.6%。72.6%というのは高齢化どころじゃないかと思うんですけれども。

そこで、昨日、緒方議員の一般質問でいろいろと出てきておりましたけれども、そこでトライ・アンド・エラーとか御答弁もいただいておりますけれども、もちろん米、麦、大豆は基本でしょうが、やっぱりプラスアルファということで、ぜひ農業従事者が本当に続けていこう、新しく取り組もうという何かがあればと思っておりますし、とにかく、もちろんエラー連続じゃいけませんけれども、バットを振らないとヒットもホームランも出ませんので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

近隣の成功例といったら、大木町のキノコ類。エノキ、シメジも昭和48年頃からということで、50年ちょっとですか、それで、九州1位ですけれども、それと、みやま市のセロリは、有名なのは知っていましたが、日本で3大生産地とも呼ばれているそうですね。それは私は知りませんでした。長野県、静岡県、福岡県。福岡県のメインはもちろんみやま市瀬高町なんですけれども、西日本一の出荷量を誇っておる。平均年齢は46歳で、比較的若い生産者が多いのが特徴だ。始まったのは昭和37年頃で、それまではレタスを生産していたが、レタスの産地が増えたので、セロリに変換したということで、「瀬高町のセロリは市場での評価も高く、大都市でも安定的な価格で取引されることから、若き就農者にとっても魅力的な存在。現在、2代目、3代目が、先人たちの技術と想いを受け継ぎ、セロリづくりに励んでい

る。新鮮なセロリには甘みがあり、セロリに対する印象が大きく変わる人も多いとか。」ということもうたってありましたので、近隣にこういった成功例がございますので、ぜひトライをお願いしたいと思いますし、昨日、市長がおっしゃってございましたけれども、八女市の中村園社長の講演、実は私も聞かせていただきましたけれども、生薬栽培やハーブティー等にも取り組んでいらっしゃるということで、そういったことも一つのヒントになるんじゃないかなと思っておるところでございます。

実際にみやま市、先ほど言いましたけど、かんきつ類とかそういうのは、柳川は山がありませんから無理なんでしょうけど、平地でもできるのは、可能性があるものはいろいろとあるかと思うので、ぜひいろんな取組をお願いしたいと思っているところでございます。

それで次に、すみません、漁業従事者の推移と高齢化に関してお願いいたします。

#### ○水産振興課長（平川昌之君）

荒巻議員の質問にお答えします。

漁業従事者の高齢化率についてですが、漁業センサスに基づきお答えします。よって、農業と比較する年や年齢の区分が少し違いますけれども、一番近いところで漁業経営体の年齢別分布の平成20年と平成30年の65歳未満と65歳以上の経営体数と割合を年度別に申しますと、まず、平成20年に822経営体であったのが平成30年には558経営体まで減少しております。率にしますと67.9%となっております。

内訳としまして、平成20年、65歳未満が634件、77.1%、65歳以上が188件、22.9%、平成30年、65歳未満が401件、71.9%、平成20年と比較しますとマイナス5.2%、65歳以上が157件、28.1%、平成20年と比較しますとプラス5.2%となっており、65歳以上の占める割合は増加傾向にあります。

以上です。

#### ○12番（荒巻英樹君）

漁業従事者に関しての数値、お答えいただきました。減少が農業従事者ほどではないんですが、それでも10年間で3分の2ほどに減少されており、高齢化のラインが65歳以上ということでお答えいただきましたが、22.9%から28%に増えているということで、農業従事者との単純な比較はできませんけれども、間違いなく他の産業よりも高いんじゃないかと思っておるところでございます。こちらのほうも子供さんに安心して引き継げるように、関係者のみならず、我々も努力を惜しまないことが必要ではないかと考えているところでございます。

全体的にいいまして、人口の推移に関してですけれども、やはり1つは、柳川市からも福岡都市圏や久留米方面への通勤の方は一定数いらっしゃいますので、西鉄の駅に近いところが便利であるというのは明らかなだと思いますし、その点では藤吉校区、矢ヶ部校区、蒲池校区、豊原校区辺りは影響があるんじゃないかなと思います。思っているところでございます。

そこで、人口減少を止める特効薬はないというのは本当に以前から言われておりますし、

そのように理解しておりますけれども、税収増については、制度の是非は別としまして、特効薬が今1つあると思っております。それはふるさと納税でございます。

言うまでもなく代表例は宮崎県都城市でございますけれども、都城市はやはり国の一歩、二歩先に行くという施策で移住者を、大量という言い方がどうかあれですけれども、例えば、2024年度は2023年度と比較して人口も1,920人増えておる。13年ぶりに人口増に転じた。宮崎県では都城市だけとなっておりますし、第1子からの保育料、中学生以下の医療費、妊産婦健診費用の3つの完全無料化を実施して、子供を産み育てやすい環境を整備。社会増に向け移住者の取り込みにも力を入れ、単身者に1,000千円、家族世帯に2,000千円、子供1人につき1,000千円の加算など、国内トップレベルの移住応援給付金を新設した。財源には日本一のふるさと納税寄付金を充てたということでございますので、いま一度、ぜひ都城市等の事例を参考にさせていただいて、ふるさと納税には本腰を入れていただきたいと思いますと思うところでございますが、企画課長、いかがでしょうか。

#### ○企画課長（武藤雅裕君）

先ほど荒巻議員が言われました他市自治体の事例等を検討しながら、これも先ほどの答弁の繰り返しになりますが、人口抑制策、移住・定住施策、子育て支援策など、各関係機関とも連携を取りながら調査研究を行い、より一層充実した施策に取り組んでまいりたいと思います。

#### ○12番（荒巻英樹君）

よろしくお願いいたします。

また、先ほど、やはり校區別の人口の推移はかなり差があるということを皆さんも御理解いただいたと思いますが、もちろん市内均一というわけにはいきませんが、今回のデータも参考にして、市の均衡ある発展に取り組んでいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、児童数の推移につきまして、人口と同様、同じように、市全体、旧1市2町別、それから、19小学校区別ということでお伺いいたします。

#### ○学校教育課長（古賀 洋君）

荒巻議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問の中で、20年前の数値、現在の児童数、増減数、比較割合ということでございましたが、現在、当課ですぐに取り出せる電子媒体として持っているデータが平成18年からとなっておりますので、申し訳ございません、平成18年5月1日の児童数、そして次に、令和6年5月1日の児童数、増減数、そして、比較割合という順に19校区申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、市全体でございますけれども、4,256人、これが3,002人となりまして、1,254人の減、71%でございます。

これを旧 1 市 2 町別にさらに申し上げます。

旧柳川市、2,242人が1,513人、729人の減、67%、旧大和町、926人が623人、303人の減、67%、旧三橋町、1,088人が866人、222人の減、80%。

続いて、小学校別に申し上げます。

柳河小学校、280人が194人、86人の減、69%、城内小学校、226人が157人、69人の減、69%、東宮永小学校、264人が161人、103人の減、61%、矢留小学校、296人が180人、116人の減、61%、両開小学校、196人が137人、59人の減、70%、昭代第一小学校、312人が194人、118人の減、62%、昭代第二小学校、252人が174人、78人の減、69%、蒲池小学校、416人が316人、100人の減、76%、皿垣小学校、101人が66人、35人の減、65%、有明小学校、70人が56人、14人の減、80%、中島小学校、282人が146人、136人の減、52%、六合小学校、153人が109人、44人の減、71%、大和小学校、125人が92人、33人の減、74%、豊原小学校、195人が154人、41人の減、79%、藤吉小学校、436人が395人、41人の減、91%、矢ヶ部小学校、127人が102人、25人の減、80%、二ッ河小学校、278人が172人、106人の減、62%、垂見小学校、186人が143人、43人の減、77%、最後に、中山小学校、61人が54人、7人の減、89%となっております。

以上です。

#### ○12番（荒巻英樹君）

先ほどの校区人口の減少率とあらかた沿っているのかなという気がいたしますが、1つ違うのは、全体的にやはり人口の減り方よりも児童数の減り方が大きいですね。ですから、本当に少子化を表す証左になるのではないかなと思っていますところでございます。

そこで、現在、小・中学校の再編計画が、来月には第1号の新しいやまと小学校も開校するわけでございますけれども、再編以外で見解や課題、また、必要な対策等をお伺いいたします。

#### ○学校教育課長（古賀 洋君）

荒巻議員の御質問にお答えをさせていただきます。

学校再編以外にというふうなことでございますが、これは少子化以外の対応にもなっているかと思えます。

教育委員会といたしましては、まず、一番大事なのは学びの環境を整えること、そして、本市が目指しております柳川市が大好きな子供を育てていくこと、これが一番大事なことでというふうに考えています。

そして、この再編を進めていく中で、教育環境のハード面の充実、これを進めているところでございますが、今後、授業におけるICTの推進、そして、それに対応した教職員の指導力の強化を進めていく必要があると考えております。子供たちが自ら考え、答えを見つけ出す力をつくる、学校の教室で学んだことを生かして生活の中の疑問を解決する、子供たち

にこうした力をつけてもらうための教職員の研修等を今後行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

**○12番（荒巻英樹君）**

柳川市を大好きな子供を育てていくと。教育長もいつも事あるごとにおっしゃっておるかと思いますけれども。それから、やはり子供たちを指導いただく先生方の研修にも積極的に取り組んでいくということで、これは大賛成でございます。

今、教育委員会の皆さん方は、目の前のやまと小学校の開校が、本当にその成功に今全力を尽くしてあると思うんですけれども、そして、8年度には蒲池地区、そして、9年度には昭代地区の義務教育学校も続きますので、また引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

やはり先生の影響力は大きいですね。実はこういう私だって、大学卒業する頃までは学校の先生になりたいなと思ひておりました。教職も取っておったんですけれども、やはり誰々先生に出会ったので私は教職を志したという人は少なくないと思ひますので、先ほどの先生方の研修ですね、非常に大切だと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひているところでございます。

この項は以上で終わります。

2項目めに入ります。

通勤・通学時の交通渋滞の解消に向けてということで、まず1点目、市内の多くの交差点において朝夕の通勤・通学時に交通渋滞が見受けられますが、まずは交通渋滞の基準になる数値等があればお尋ねいたします。

また、市内で交通渋滞が顕著な交差点をお伺ひいたします。

**○総務課長（新開文隆君）**

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

交通渋滞の定義として、国家公安委員会告示第12号、交通情報の提供に関する指針によりますと、渋滞と表現すべき速度は10キロメートル毎時以下、混雑と表現すべき速度は20キロメートル毎時以下となっております。

次に、交通渋滞が顕著な交差点についてですが、朝夕の通学・通勤時に混雑が発生しやすい交差点として、柳川警察署前交差点、本町交差点、城南町交差点、鍛冶屋町交差点、蓮蒲池交差点などがございます。

以上です。

**○12番（荒巻英樹君）**

そうですね、今おっしゃいました柳川警察署前の交差点、本町交差点、城南町交差点、鍛冶屋町交差点、蓮蒲池交差点。あと、皆さんお知りおきかと思ひますけれども、信号が青以外のときに通過する車が一番多いのは御仁橋交差点。よろしいですかね。私の経験上です

ね。ですから、御仁橋交差点は右折ラインも右折信号ありませんけれども、非常に通行量も多いんですが、残念ながら青信号以外で通行する車が非常に目立っておりまして、

そこで、昭代地区の住民としては、柳川病院から西鉄柳川駅方面に向かう鍛冶屋町交差点、西から東の渋滞を早く解消していただきたいわけなんです、現在進められております三橋筑紫橋線の開通によってその渋滞は緩和されると見込まれますが、どれくらい見込まれるのか、分かればお願いいたします。

#### ○建設課長（古賀正光君）

平成30年度の三橋筑紫橋線事業計画時点における筑紫橋と鍛冶屋町交差点間の1日当たりの交通量は約1万3,300台です。

三橋筑紫橋線が開通した場合の筑紫橋と鍛冶屋町交差点間における1日当たりの将来交通量は約5,000台と予測されており、約8,300台の減少が見込まれ、その場合の減少率は62%となります。

以上です。

#### ○12番（荒巻英樹君）

62%減ということは、38%となる。3分の1近くまで減ということなので、非常にありがたいことだと思っております。一日も早い三橋筑紫橋線の完成を期待するところでございます。

それから、交差点での交通渋滞緩和策の一つにラウンドアバウトが考えられると思いますが、まず、ラウンドアバウトはどのようなものか、初めて耳にされた方もいらっしゃるかもしれませんので、簡単に御紹介いたします。

国土交通省と警察庁の連名で出されている「ラウンドアバウトのすすめ」によりますと、ラウンドアバウトとは、右回り一方通行で環道優先の円形平面交差点で、概要は、円形平面交差点のうち、環道の交通が優先されるもの。環道交通は1車線で、右回り、時計回りの一方通行。環道に流入する車両は徐行、横断歩行者や環道に通行車両がなければ、一時停止なしに流入可能。イギリス、ドイツ、アメリカなど欧米諸国では広く普及。都道府県公安委員会が道路標識等を設置し、環状の交差点における右回り通行の交通規制を実施ということで、私自身が初めてラウンドアバウトを意識したのは1992年でした。そのときは県内の自動車関係の方々と英国に行ったときに説明を受けました。当時は我が国には全く関係のないことでしたけれども、2013年の改正法により2014年から本格的な運用が始まっており、2024年3月末で40都道府県161か所に拡大しております。

メリットとしては、安全性の向上、速度抑制により安全性が向上する。従来の交差点に比べ、車両交錯ポイントを削減できる。渋滞の解消、信号がないため、交差点での停止による渋滞を解消する。経済性の向上、信号がないため、信号などの安全施設の費用や維持管理の

コストを削減する。環境に優しい、渋滞がなくなるため、アイドリング時間が減少し、排気ガス等の抑制が可能。災害時の機能維持、信号がないため、災害や停電による影響を受けず、交差点の機能維持が可能ということで、県内では2017年3月に北九州市八幡東区、第2号が同じ2017年5月に宗像市の岬地区の上八交差点、そして、3か所目が昨年10月に大野城市の下大利駅北側で、そして4か所目が、3日後、今月7日にうきは市で開通いたします。車両の流入交通量は1日当たり1万台未満が望ましいそうで、それ以上の交通だと渋滞が起こり、ラウンドアバウトのメリットはデメリットに変わると言われております。

そこで、市内で導入に適した交通量の交差点での導入を検討すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

#### ○建設課長（古賀正光君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

ラウンドアバウトの導入を検討するべきではないかという御質問ですが、議員がおっしゃるとおり、交差点への1日当たりの総流入量は1万台未満が望ましいとされていますが、現在、市内で混雑が発生しやすい道路の交通量は1万台を超えております。

また、通常の交差点整備に比べ、より広い用地が必要となり、地権者の了承を得ることが課題として挙げられます。加えて、設置後の状況として、自動車が一時停止をほとんどしていないことから、歩行者との接触事故が増えるといった報告も見受けられます。

ラウンドアバウト導入につきましては、メリットも多くありますが、地域特性や交通状況を踏まえた上で適切な場所に設置することが重要となりますので、調査研究してまいりたいと思います。

以上です。

#### ○12番（荒巻英樹君）

そうですね、実際により広い用地が必要になるというのは、これは間違いございませんので。ただ、交通事故に関しては、データ上はやっぱり減っているんですよね。やはり信号に頼りっ放し——昨日は江口議員のほうでガードレールに頼りっ放しもどうかという話があったかと思いますが、やはり信号機に頼りっ放しというのもどうなのか。やはりデータとしては減っているということはまずございますし、あと、実は全国的には1灯式の信号機です、点滅信号も何か減らす方向で国は動いているということで、実は私が住んでいる吉原地区にも点滅信号、1灯式があるんですが、先般、柳川署の方が御説明に見えて、通常の止まれの標識のほうです、あと、下にも止まれですか、書いて、そちらのほうで事故は減っていますという説明を受けたところでございますが、とにかく、やはりラウンドアバウト、最初は抵抗もあるかと思うんですが、本当に、いいことばかりとは言いませんけれども、やはり流れとしてはそのような流れになっていくんじゃないかなと私自身は思っておりますし、先週も下大利のラウンドアバウトを見ましたが、やはりとてもスムーズで、これは間違

いなくストレスレスというか、ストレスがたまらないと思うんですよね。例えば、市内ではこの藤吉の交差点、小さい道が2つありますけど、大きくは三差路で、青信号は3回に1回ですよね。ですから、3分の2は赤信号で待つことになります。これはまさに環境に優しくないですよね。ぎりぎり間に合わないとな本当にドライバーはストレスがたまるし、青から黄色の段階では当然のように車は通っていますし、黄色から赤に変わるタイミングで強引に抜ける車も見受けられますし、事故の確率が高まるんじゃないかなと思うところでございます。

調査研究という御答弁をいただきましたけれども、現時点ではそういう状況ですけれども、私自身が思うにも、20年後、30年後にはラウンドアバウトが至るところにあって、2025年には柳川市議会ではラウンドアバウトを入れてくれ、検討します、そんな話がありよったというような感じになるんじゃないかなと思っているところでございますが、いずれにしましても、調査研究を詳しくやっていただければと思うところでございます。

この項は以上で終わります。

最後ですが、公民館、自治会組織の加入状況についてお伺いいたします。

公民館組織は地域住民の絆を深めるだけではなく、地域の安全・安心の発展にとっても重要であると思います。防犯活動や防災対応、児童・生徒の通学時の見守り、また、お祭りや地域行事など住民同士の交流も図られ、連帯感も深まり、住民が安心して暮らせる環境づくりには欠かすことはできません。

さらに、私が住む吉原地区は神社のしめ縄作りも行っております。多分、柳川で一番大きいしめ縄だと思いますので、ぜひ皆さん一度御覧に来ていただければと思います。

そこで、お伺いしますが、本市での公民館組織の加入率の推移について、できれば合併前後からの状況をお伺いいたします。

#### ○総務課長（新開文隆君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

公民館ということでございましたが、自治会の加入率ということで回答させていただきたいというふうに思っております。

合併後の2006年度、平成18年度末の自治会加入率は96.8%でございました。また、直近の過去5年間で自治会加入率は、2019年度、令和元年度の91.9%から2023年、令和5年度の90.2%と年々減少しております。

以上です。

#### ○12番（荒巻英樹君）

合併直後は96.8%だったのが、少しずつ減ってきて、昨年度で90.2%、全体的に見れば、これでも非常に多い加入率ではないかなと思っているところでございます。

総務省のデータで、福岡県の自治会加入率の推移、平成22年から令和2年というのがございました。令和2年では柳川市93.5%のところですが、ほかのまちと比較して云々じゃない

んですが、飯塚市だと56.7%、豊前市71.2%、福岡都市圏の春日市が74.4%とか、宗像市69.1%というのがありますが、みやま市さんが85.6%ということでございますので、非常に高い数字だと思っているところでございます。ただ、もちろん市内で、やはり中心部と郊外では、私のところは郊外のほうにあるからもっと実際高いんですけども、非常に全体としては本当によそより高い数字であったかと思っているところでございます。

そこで、実際に、もちろん何もしなくてこの数字を維持されているんじゃないくて、日頃から加入に対していろんな御尽力をされての数字だとは理解しますが、加入の必要性のPRとか加入の取組をどのようになさっているのか、お尋ねいたします。

#### ○総務課長（新開文隆君）

現在、自治会への加入を促進するため、自治会加入案内のチラシを作成し、転入者、転居者、また、自治会未加入者へお渡しをしているところでございます。

地域の安全や安心を確保するためには、自治会の役割がますます重要となっておるところでございます。このため、今後も地域と連携し、地域での研修会時に自治会加入の必要性の啓発を行うなど、自治会への加入促進を継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### ○12番（荒巻英樹君）

その前に、課長、失礼しました。数値の見解を、前後しますけれども、その状況に関する見解と課題をお尋ねいたします。

#### ○総務課長（新開文隆君）

先ほど自治会加入率は年々減少しているということで、この要因についてでございますけれども、やはりライフスタイルの多様化が進む中で自治会への加入率がどんどん減っているというような状況でございます。

この背景には、共働き世帯の増加や地域コミュニティへの関心の低下、また、高齢化社会の進展などが影響をしているのではないかと考えているところでございます。特に、若年層や新たに住民になった方が自治会未加入となるケースが見受けられますので、これらの方に対するアプローチが今後の課題というふうに考えているところでございます。

以上です。

#### ○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

いろいろと御尽力いただいているけれども、なかなか入っていただけない方は入っていただけないということでですね、そこで、最後になりますけれども、御提案ということで、実は私、大学3年生の子供がおります。大学が小倉南区にありますので、オープンキャンパスやら、入試やら、入学式等で現地に行きました。現地の電柱——電柱なのか、NTTかは

ちょっと分かりませんが、町内会防犯灯ステッカーというのが貼ってありました。ステッカーには「この防犯灯は町内会費で設置・管理しています。〇〇校区、どこどこ町内会」と書かれてあります。市民の目に触れますし、特に、児童・生徒が目にすることは大きいと思います。小さいときから自治会、町内会のあれが脳裏に刷り込まれるんじゃないかと思います。

幼いときからこの町内会、公民館組織の必要性を認識してもらうにはとてもいい取組だと考えますけれども、そこで、本市で同様の取組を検討されてはいかがでしょうか。

#### ○総務課長（新開文隆君）

他自治体においても自治会への加入促進については様々な施策が取られており、北九州市小倉南区の町内会防犯灯ステッカー事業もその一つであるというふうに思っているところでございます。また、本市においては、転入時に自治会加入案内チラシの配布を行うなど、自治会への加入促進を促しておるところでございます。

さて、先ほどから、このまま自治会への未加入者が増えてまいりますと心配されるデメリットといたしましては、災害時に地域の住民が共に助け合う共助が働かない可能性があるということでございます。特に、大規模災害時には、行政、消防や警察などの、いわゆる公助には限界がございます。このときに、やはり日頃から近所付き合いを行うことによって、互いの生活環境を共に共有し、災害時には地域みんなで助け合うことができるものでございます。

このように、自治会への加入は大きな意味があり、本市では共助を実現させるためにもまちづくり協議会の設置や自主防災組織の立ち上げをお願いしているところでございます。今後も引き続きまちづくり協議会及び自主防災組織設立の重要性を十分理解いただき、できるだけ早く設置していただけるよう啓発や支援を行っていきたいというふうに考えておりますし、協議会や防災組織の設置を実現することが自治会加入の促進につながるというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### ○12番（荒巻英樹君）

自治会の必要性、町内会の必要性とか、まちづくり協議会、自主防災組織の重要性とか、力強くお答えいただきました。ただ、私が今日御提案したのは、そのためにステッカーを貼って、加入率を高めたらいかがでしょうかということ、そのことには触れられなかったということは、今のところは検討されないのかなというふうに、残念ながらそのように解釈せざるを得ないんですけれども、改めて、小倉南区の例も申し上げましたが、調べたら、沖縄県の浦添市も同じように自治会設置防犯灯というのがございましたし、本当に調べればもっといっぱいあるのかなと思いますけれども、必要性、重要性は課長おっしゃったとおり、ここにいらっしゃる皆さん同じように理解されると思いますが、その加入率を高めましょう

ということでの御提案でございますので、改めてまた御検討いただければということを経最後に申し上げたいと思います。

それから、最後になりますけれども、4期16年間、金子市長が全力で市政に取り組んでこられたことに異論はないかと思います。16年間の長きにわたり重責を担ってきた金子市長の御労苦に対して感謝と御礼を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。今後はまず体を休められて、奥様孝行をお願いするところでございます。

以上でございます。

**○議長（荒木 憲君）**

これをもちまして荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時6分 再開

**○議長（荒木 憲君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、16番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

**○16番（矢ヶ部広巳君）（登壇）**

おはようございます。16番矢ヶ部広巳でございます。私は毎日1時間半ぐらい近くを散歩しております。そうしますと、堀や川での自然環境の顕著な変化には正直驚いております。いつもですと、今頃では暖かい日には小魚が川の水面に集まってきて、ぱくぱくしている姿を見て、寒い冬が終わり、春の訪れを実感していました。ところが、今年は全くそのようなことはありません。あの流れのある太田川でさえも、そんな状況であります。つまり魚もすめない死んでしまった堀や川になってしまったということではないでしょうか。亀もほとんどいません。今までなら、私の歩いている音を感じて、ぞろぞろと川へ逃げ出していました。が、そんな姿も全く見るのがなくなりました。この先どうなることやら、不安でいっぱいです。

さて、今回の一般質問では、最初に、柳川市民にとって関心の高い杉森高校はどこへ行く、2番目に、人権学習の取組、最後に、修学旅行費の値上げの以上3項目をあらかじめ通告いたしております。

あとは自席にて執り行わさせていただきます。ありがとうございました。

**○16番（矢ヶ部広巳君）続**

最初に、杉森高校はどこへ行くについて質問をいたします。

私はこの件については令和5年12月の一般質問で取り上げをさせていただきました。だから、それから1年2か月が過ぎたことになります。そのときの執行部の答弁では、今後は今回の体育館の借用に対して厳しい御意見をいただいていることを借用されている学校へお伝

えするとともに、校内で一日も早く体育の授業が行える環境の整備を依頼するなど、早期の問題解決に向けた学校側の取組を促していきますとのことでありました。

そこで、質問をします。

体育館建設はその後どうなったか、伺います。

**○生涯学習課長（野田 学君）**

矢ヶ部議員の質問にお答えさせていただきます。

昨年8月に杉森高校と協議させていただきました。その際には、教職員まで周知を図った後に市に報告いただくということでお話をいただいております。

今回、矢ヶ部議員の質問の通告を受けまして学校に確認いたしましたところ、具体的な時期は未定とのことではございましたが、近々、学校側より体育館に関することで内外に向けて発表する予定があるという御発言をいただきました。

なお、本日の新聞報道ではございますが、体育館の耐震化などの改修工事を新年度に着手したいという方針が示されたというふうにお聞きしております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

ありがとうございました。

このままでは、一番被害を受けるのは言うまでもなく生徒さんであります。全国の高校の中で体育館が使用できないなんて、私はほかにはないと思います。つまり杉森高校の生徒さんは日本で一番劣悪な体育の授業を受けているということではないでしょうか。

そこで、質問をします。

1年を過ぎて、現在地では今まで全く動きがありませんでした。先ほど野田課長は今日の新聞によりますとということをおっしゃられましたけれども、私のうがった見方かもしれませんが、現在地からどこへ移転をされるのか、その辺がどうでしょうか。市民にとっても非常に関心は深いので。そして、今の地を離れるにしても、遠く離れた田舎では、いよいよ生徒さんも困ります。そうですもんね。やっぱり交通便のいいところではないとできないわけですから、今の質問にお答えをお願いいたします。

**○生涯学習課長（野田 学君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えさせていただきます。

先日、打合せに行かせていただいた時点では、体育館の場所等に関する具体的な回答、内容等はお答えいただいております。

先ほど申し上げましたとおり、教職員の皆様をはじめとした学校関係者に周知が図られた後に、学校側より体育館に関する情報について発表がされるものと思っております。

本日の新聞報道を見ますと、2月下旬に教職員に体育館の改修工事の説明がされ、新年度にも工事に着手するという方針が示されたという記事を見ております。この内容を鑑みます

と、現在、杉森高校内にある体育館を現地で改修されるという考え方ではなかろうかというふうに思っております。ただ、学校側から正式に私どものほうにはまだ連絡いただいておりますので、今後確認することになると思います。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

丸1年を過ぎたわけでありまして。それでも、今の答えがやっと出てきたわけですよ。それも、学校側から発言されたのではなくて、今回、私が一般質問をした、その通告を見ながら、やっと杉森高校から返事があったわけでありまして。つまり先ほど言われたような返事があったわけでありまして。執行部も今まで何ら学校側に催促することもなく、じっと待っておられたわけでありましてよ。つまり杉森高校は市当局に対して、市の体育館を借用していながら、全く誠意がないということではないですか。私はその点、非常に教育者として品位、品格、常識が疑われます。柳川市民として私は情けないです。生徒さんが一番かわいそうであります。

そこで、質問しますが、具体的な発表をされるのは近々ということでありましたが、それは間違いないでしょうね。もうだまされんですよ。どうでしょうか。

**○生涯学習課長（野田 学君）**

先日、杉森高校に訪問した際には、近々発表されるというこの近々が、今回、新聞報道で出た内容ではなかろうかというふうに思っております。

ただ、新聞報道を見ますと、はっきりと具体的な予定は言える段階じゃないという御発言等々も書かれてあるようでございますので、具体的な内容については今後確認していく必要があるかというふうに思っております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

その近々がのも問題じゃん。杉森高校は理事長に、令和5年12月18日、福岡県那珂川市にお住まいの美容・健康食品販売、愛しと一と、岩本初恵さんが就任をされました。その後、金子市長とも記者会見をされました。

そこで、質問します。

理事長はその中で、少子化であるから、留学生も入れて生徒数を増やしたいとありましたが、本気度が全く私には見えません。学校にも今までこの理事長さんはあんまり見えたこともないと。ほとんどないということを伺っておりますが、どうでしょうか。

**○生涯学習課長（野田 学君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

御質問の内容は学校経営に関する事項と考えます。私立学校の経営に関する事項につきまして、柳川市としてお答えする立場にはありませんので、大変申し訳ありませんが、答弁は

差し控えさせていただきます。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

それは当然ですよ。杉森高校の経営に私もタッチするものではありません。杉森さんは、御存じのように、創立が1895年、明治28年に杉森シカ先生が設立をされました。来年は130年という節目の年であります。県内の私立高校では2番目に長い歴史と伝統がある私立高校であります。生徒さんの数は、新しい理事長就任の報道では、専攻科を含め560人とありました。杉森高校が現在の地で、よい環境の下、いつまでも続いてほしいという一念で質問をさせてもらっております。

そこで、質問しますが、杉森高校の体育館に対しては、柳川市の対応に私は甘さがあったのではないかと思います、どうでしょうか。お答えください。

**○生涯学習課長（野田 学君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の市民体育館の借用は、市内外から当該学校へ通う生徒が体育の授業を受けることができなくなるという事態を防ぐために協力しているものでございます。

これらの事情も踏まえ、市民に影響が出ない範囲で貸出しを行ってきたものでございますので、御理解をいただければと思っております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

杉森高校の私たちに対する対応は、それはひどいですよ。どう考えても、まともではありません。私と新谷信次郎議員の2人で校長先生に会わせてほしいと行ったことがあります。すると、3人の先生が私たち2人を取り囲んで、帰ってくれと。帰らんと警察を呼びますよ。私たちは弁護士の指示で動いております、その一点張りで、虫けら以下の扱いをされました。まさにヤクザ扱いですよ、私たちを。この世に生まれて84年になりますが、こんな経験、侮辱されたことは初めてであります。しかも、学校の現場ですよ。高校の先生たちがそんなことをするんですよ。しかも、私たちを取り囲んだ3人は、やっぱり校長の次に偉い人だろうと思いますよ。本当に情けないですよ。

さらには、先生たちの把握さえも杉森高校はできていないようであります。60歳の先生が飲酒運転で現行犯逮捕されました。ところがばんも、せんか先生がうちにおるかどうかが把握していません。そんな状態の対応をされるわけですから、とてもやないが、常識では考えられません。

重ねて言いますが、その飲酒運転で現行犯逮捕された先生が本校に所属して在籍しているかも含めて分かりませんと、こんなことを言う学校ですから、これは記憶に新しいものであります。一事が万事これですよ。

それで質問しますが、杉森さんに対して、これからの市の対応について伺います。どうでしょうか。

**○生涯学習課長（野田 学君）**

矢ヶ部議員の質問にお答えいたします。

繰り返しにはなりますが、当該学校へ通う市内外の生徒たちが体育の授業を受けられなくなるという事態を防ぐために、これまでどおり柳川市民の利用に影響が出ない範囲で貸出しを行ってまいりたいと思っております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

もっと言いたいですよね、この問題については。しかし、今日の新聞でもありましたように、今の場所から何か移転をすとか、そういうことが新聞に載ったようであります。それですから、近々発表があるということでもありますので、それを期待して待っておきます。

それでは、次の質問に移ります。

次は、2番目は、人権学習の取組はについてであります。

市職員に対する取組について伺います。お答えください。

**○人権・同和教育推進室長（梅崎福秋君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

市職員に対しての研修等に関しましては、市職員で構成しております柳川市人権・同和教育研究協議会の社会教育部会にて研修会を毎年2回開催しております。

また、毎年、市と教育委員会が主催する7月開催の夏期講座や12月開催の人権を考えるつどいへの参加、毎年9月に開催されております筑後地区の12の市町で構成する筑後地区人権・同和教育研究協議会が主催する筑後地区人権・同和教育研究集会への参加、11月に開催されております部落解放同盟筑後地区協議会が主催する部落解放・人権筑後地区研究集会へも市の職員の参加をしております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

そしたら次に、小学校、中学校の教職員に対しての研修の取組について伺います。どうぞ。

**○人権・同和教育推進室長（梅崎福秋君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

小・中学校教職員に対しての研修等に関しましては、市職員と同じく、毎年、市と教育委員会が主催する7月開催の夏期講座や12月開催の人権を考えるつどいへの参加、9月の筑後地区人権・同和教育研究集会への参加をしております。

また、市内小・中学校教職員で構成する柳川市人権・同和教育研究協議会の学校教育部会にて、児童・生徒への指導の仕方等の研修会を毎年14回程度開催しております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

それでは、校区公民館についてはどうでしょうか。お答えください。

**○人権・同和教育推進室長（梅崎福秋君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

校区公民館に対しての研修等に関しましては、出前講座として校区公民館に人権学習会を開催しており、人権に関する講演会や部落差別問題をテーマとした映画の鑑賞及び学習会等を開催しているところでございます。令和6年度は12の校区公民館にて開催をしております。

また、毎年開催されております部落解放同盟中山支部主催の視察研修へ、市議会から議長をはじめ、市議会より選出していただいております人権・同和対策推進委員の議員の皆さん、市執行部からは金子市長をはじめ、副市長、教育長、各部長、担当部署職員や関係小・中学校の教職員も参加しているところでございます。

なお、新しい取組としまして、令和5年度から市職員、教職員、市議会議員、支部関係者や住民の方などを対象に、中山コミュニティセンターや社会教育集会所にて、部落差別問題をテーマとした映画の鑑賞及び学習会も開催しているところでございます。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

昨年11月17日に開催された六合小学校の閉校に伴う講演会で、講演者の不適切発言が散見されました。そのことについてお伺いいたします。どうでしょうか。

**○学校教育課長（古賀 洋君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えをさせていただきます。

お尋ねの講演会は、六合小学校の閉校記念事業といたしまして、閉校記念事業の実行委員会、校区民会議等の主催で、六合小学校の児童、保護者、そして、六合校区の校区住民を対象として開催をされたものでございます。

このときの講師は、株式会社愛しとーと代表取締役兼CEOの岩本初恵さんでございました。演題は「子どもの未来について」ということでお話をされております。

お尋ねを受けまして、この講演の内容につきまして、校長、教職員、それからPTA、こういった方々の当日参加された方々にお尋ねをさせていただきましたけれども、不適切な発言、表現については確認をできませんでした。

以上でございます。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

それでは、その13日後に開催された11月30日開催の柳川市のPTA連合会と柳川市青少年育成会議主催の講演会で、講演者の不適切な発言がっております。そのことについてお伺いをいたします。

## ○生涯学習課長（野田 学君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘の2024年11月30日は、柳川市PTA連合会と柳川市青少年育成市民会議の共催で、岩本初恵さんを講師に「すべて上手くいく法則」という演題でお話をさせていただきました。

なお、この講演会は例年、柳川市PTA連合会に企画の立案から運営まで担っていただいているところでございます。

講演会当日に岩本さんの御尊父の足が不自由であったことの表現の中で不適切な発言があったことを柳川市教育委員会関係者が把握をし、速やかにその場で主催者であります柳川市PTA連合会にお伝えをいたしました。それを受け、講演会終了後、閉会式の中で司会のほうから不適切な発言に関する謝罪がされているところでございます。

その後、市PTA連合会に確認の上で、今回の発言に関する申入れを市のほうから行っておるところでございます。岩本さん側からは、父という最も親しい人への表現として発言したものであり、足の不自由な方々全般を指した発言ではありませんでしたが、誤解を招く表現であったと思っております。今後はこのような表現を使用しないように十分注意いたしますとの回答がありました。

以上です。

## ○16番（矢ヶ部広巳君）

いいですか、11月17日に開催されたのも、11月30日に開催されたのも、今答弁があったように、講演者は同じ人ですよ。しかも、学校の理事長先生ですよ。先ほど不適切発言の内容をおっしゃられましたが、それだけでないですよ。まだほかにも言ってありますよ。ひどいですよ。私が一番残念に思うのは、何で六合小学校で開催されたときに主催者に注意されなかったのか、何で不適切発言と気づかれなかったのか、これが本当に不思議でなりません。そうでしょう。学校の閉校式の記念講演であつとるわけですよ。当然、教育者もおられたでしょう。いろんなそういう関係の方もおられたはずですよ。それに、先ほどの答弁では、いろいろ聞いてみたばってん、誰もおらんやったち。本当にこれは私は開いた口が塞がりません。

そのときに不適切発言を指摘されておれば、何も11月30日の発言はなかったはずですよ。しかも、11月30日の講演会では参加者は200人を超えていたはずでありますよ。柳川市は人権尊重宣言都市というのを柳川市庁舎の前に、あんた、看板ば大きく掲げてあるじゃないですか。何でそんな柳川市によ、教育者の経営者の最高責任者が人権を壊すような講演を何でするんですか。しかも、この講演料は幾らやんなさったか知らんばってん、税金ですよ、我々の。人権を壊す人に柳川市の貴重な税金を使って招いている。とてもやないが、おかしいぐらいやないよ。そうじゃないでしょうか。

それでは、その2回の講演に対する教育長の対応について伺います。

○教育長（橋本秀博君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

大変申し訳ございません。六合小学校での講演内容等々につきまして詳細に聞き取りを行いました、関係者からは発言内容について認識するものが出てまいっておりません。

御指摘のとおり、今後は教職員をはじめ、人権意識を高め、講演内容について詳細に聞き取りをしっかりと耳を育てていくことも教育委員会としての課題であろうというふうに真摯に受け止めさせていただいております。

なお、市P連はあくまでも独立した組織でございまして、市教育委員会は行政機関でありますために、基本的には市P連主催の事業に対して教育委員会が直接指導する権限はないというふうには捉えております。しかしながら、このような状況にあっては、助言や指導する中身も出てまいりますので、先ほど生涯学習課長が答弁いたしましたとおり、講演会での不適切な発言につきまして、主催者であります市PTA連合会に確認を取りながら、岩本氏側へ申入れを行うなどの対応を取らせていただいたところでございます。

今後は、教育委員会といたしまして実施いたします講演会並びに研修会等における講演者につきまして、人権意識を高く持っていただく必要がございますので、お聞きになられる方々に誤解等を生じさせることがないようにお願いする旨の事前の文書の送付並びに当日等において留意事項をしっかりと確認するなど、事前の協議を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○16番（矢ヶ部広巳君）

教育長、人権の取り方がいかに雑であったかということでしょうか。だから、私が市の職員とか、学校の先生とか、あるいは校区公民館での人権学習の在り方を聞いたわけですよ。そのときは立派な回答やなかったですか。それなのに、六合小学校では誰もそういうことに気づかなかった、これが実態ですよ。どんなに人権学習をしても、それが身についていないということじゃないですか。大きな問題ですよ。

本当に私はそのことについては腹が立ちます。そうでしょうが。絶対六合小学校でも、教育関係者とか、あるいは市の職員とか、そういう関係の方も必ず参加されていたはずですよ。どんな学習をしていますか。本当に私はびっくりしましたね。

それでは、質問しますが、今後の人権学習会の取組について伺います。どうぞ。

○教育長（橋本秀博君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

今後の人権学習会の取組につきましては、特定職業従事者であります市の職員、教職員の人権尊重精神の涵養を図ることや、人権問題を正しく理解し、人権意識と実践力を身につけ

るため、先ほど人権・同和教育推進室長が学習会等の開催状況について答弁いたしました。今後も講演会や学習会について継続的な研修等が必要だというふうに捉えております。

情報は更新しないとさびると言われております。差別は他人事ではなく、自分事として捉え、しっかり学習していくことが肝要です。差別のない社会実現のため、引き続き市議会、市職員、教職員が一体となりまして努力していきたいと考えますので、皆様方の御協力を切にお願いするところでございます。

特に、小・中学校におきましては、教職員の人権教育の必要性に鑑み、人権・同和教育を基盤にし、さらに人権意識の高揚を図りますとともに、児童・生徒の人権学習カリキュラムの確実な実施を通しまして、子供たちの確かな人権感覚の育成を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○16番（矢ヶ部広巳君）

本当に頼みますよ。2回の講演で何か所でもずばりの不適切な発言があっているからこそ、私は大きな声で言っているわけですよ。くれぐれもよろしく願いいたしまして、この質問は終わります。

最後になりますが、修学旅行費の値上げについて伺います。

事業環境の変化で旅行費用も高くなると新聞報道等であります。柳川市でも個人負担が増えるのではないかという声もお聞きいたしますが、そのことについてお答えをお願いいたします。

#### ○学校教育課長（古賀 洋君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問にもありましたように、様々なものの価格が現在上がってきております。修学旅行費につきましても、学校や旅行代理店の努力、そしてまた、工夫等がなされておりますが、やはり少しずつ上がってきているというふうな状況でございます。

その理由の中で一番大きな影響があるのが、バスを使う場合の交通費ということでございまして、バスの借上料がかなり上昇をしているというふうな現状がございまして。そうした中で、やはり児童・生徒数が少ない学校の場合は、バス借り上げに係る1人当たりの運賃、これが高くなる傾向があるようでございます。

以上でございます。

#### ○16番（矢ヶ部広巳君）

それでは、現在の児童・生徒さんの個人負担は、中学生、小学生、どのようになっているのでしょうか。お答えください。

#### ○学校教育課長（古賀 洋君）

まず、小学生のほうからお答えをさせていただきます。

小学生は長崎方面へ旅行をしておるところでございます。

ちなみに、中学生の場合は京都・奈良方面が5校、沖縄が1校でございました。

こちらの小学生のいわゆる保護者の負担額は、おおむね20千円前後となっております。中学生は50千円を超える金額が多うございまして、今年度、京都・奈良方面に旅行した三橋中学校を参考までに申し上げますと50,715円、沖縄に旅行いたしました蒲池中学校でございますが、58千円と聞いております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

ありがとうございました。

一応これで私の質問は終わりますが、金子市長、4期16年間、本当に大変でございました。太り過ぎは病気のもとと言いますから、太り過ぎに注意をして、おかつつぁんと仲よく暮らしてください。

終わります。

**○議長（荒木 憲君）**

これをもちまして矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時 再開

**○議長（荒木 憲君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、4番三小田保弘議員の発言を許します。

**○4番（三小田保弘君）（登壇）**

皆さんこんにちは。4番三小田です。ただいまから一般質問をさせていただきます。

1つ目は、柳川城復元の計画について、2つ目が、有明海再生についてです。

1つ目は、過去も複数回一般質問されておりますが、柳川城復元計画の進捗状況について質問します。

2つ目は、有明海再生について質問させていただきますが、今議会で有明海再生調査特別委員会の設置が可決されました。そこで、昨日、福岡有明海漁連さんに設置の報告に行ってきました。そこで、漁連さんは漁業のプロの集まりの機関であり、漁業に関して素人の行政が立ち入ることではなく、漁業不作により様々な形で柳川市に与える影響について調査する委員会であることをお伝えしてきました。

皆さんも御存じと思いますが、ここ数年、ノリ養殖は不作の状態が続いております。ノリ以外の魚介類も絶滅に近い状態です。ノリ養殖においては、毎年120億円もの生産額を誇る柳川市の大切な基幹産業の一つであります。不作がこの先も続けば、漁業者をはじめ、市内

のノリの生産側の関連企業、消費側の関連企業、ひいては柳川市全体の経済各所に甚大な影響を及ぼすと考えられます。

そこで、有明海の不作の原因究明と今後の対策について質問いたします。

議長のお取り計らい、よろしくお願いいたします。

#### ○４番（三小田保弘君）続

まず１つ目の質問ですが、柳川城復元計画について、復元により川下りや宿泊業などの観光業、商店街などの商業、建築に関わる建設業等の経済効果、また、郷土愛、歴史学習などの子供たちの教育にも寄与すると予測されるのですが、いかがでしょうか。

#### ○観光課長（津留秀光君）

皆さんこんにちは。三小田議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御提案のとおり、柳川城が復元されましたら歴史、文化面での魅力が高まり、観光客が増加し、市内の観光業、商業の発展につながるものと考えられます。また、復元や整備に係る事業費の投下により市内の建設業の需要が増加するものと考えられます。さらに、子供たちが柳川城を通して、本市の歴史、文化を身近に感じることができ、郷土に誇りを持つ子供たちが増え、地域を支える人づくりにつながるものと考えられます。

次に、柳川城を復元した場合の経済効果についてですが、本市では試算したことがございません。しかしながら、以前も御答弁させていただきましたが、関連して大河ドラマ招致に関する経済効果につきましては、2017年に招致活動を始めた際に、これまで大河ドラマのモデルとなった県や自治体の実績を基に、福岡県や本市の状況などと照らし合わせ、福岡県全体として経済効果が300億円、観光客が150万人の増、本市においては少なくとも70億円の経済効果があると試算しているところでございます。

一方、市の行政運営面におきましては、限られた財源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に置いて取り組む必要があると考えております。昨年、同様の質問にて愛媛県大洲市の大洲城天守閣の復元を参考に試算した場合の経費を約10億円と申し上げておりましたが、近年の人件費の高騰や、また、資材費、物価等の高騰により、それ以上の多額の経費がかかるものと予測されます。

このことを踏まえまして、柳川城の復元につきましては、今後を見据えながら、財政面も踏まえ研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○４番（三小田保弘君）

ありがとうございました。

最後に、これから先、研究してまいりたいということで答弁をいただきましたが、3か月前の12月議会も同じような質問が出て、そのときの答弁も研究してまいりたいと答えられましたが、いつどのような研究をされたか、具体的に教えていただけますか。

**○観光課長（津留秀光君）**

三小田議員の御質問にお答えいたします。

3か月何をしてきたかということでございます。

昨年9月に一般質問いただきまして、その後、柳川城のミニ模型などをお作りになられる方と意見交換をさせていただいております。その方と昨年11月にお話をさせていただきまして、まず、そのミニチュアのモデルをどこかで展示というか、そういったものを作ることがまずできないかと。そういったものを実際市民の皆さんに見ていただくことで、先ほど申し上げましたように、本当の復元をするためにはすごく経費がかかります。その前に、やはり市民の皆さんの機運の高まり、盛り上がりをいま一度高めていくために、少しずつモデルケースなどを実行しながらできればということで対策をしてきたところでございます。

以上でございます。

**○4番（三小田保弘君）**

3か月前の12月議会のときは質問なかったですかね。

**○観光課長（津留秀光君）**

昨年は9月議会にて質問をいただいております、12月議会には質問をいただいておりますでした。

以上でございます。

**○4番（三小田保弘君）**

分かりました。それでは、ぜひ早めに、学校統廃合問題もありますので、もしもお城を建てるなら柳城中学校のところになるか——あそこにあったからですね。だから、そういう問題もありますので、早めに取りかかって解決していただきたいと思います。

この質問を終わります。

次に行きます。

有明海の再生についてですが、ノリの不作、魚介類などの絶滅の原因究明はどのようになっていますか、お尋ねします。

**○水産振興課長（平川昌之君）**

三小田議員の質問にお答えします。

まずはノリ不作についての原因究明についてですが、これまでもノリの色落ちにおける不作というのはあっておりましたけれども、以前はノリ養殖漁期の最後のほうの2月から3月頃に発生していたと思います。しかし、令和4年の漁期から3年続けて色落ちの始まる時期が12月から1月と早く発生するようになってきているところです。そこで、令和4年度漁期の終了後、すぐに国、県に対する要望行動を行い、色落ちの原因となっている植物性プランクトンの長期化の原因究明をお願いしました。その後、国、県、特に有明海沿岸4県の関係機関が有明海漁場再生対策事業として、ノリ養殖の安定生産に関する調査を実施してあります。

さらに、ノリの色落ちの原因である植物性プランクトンには、二枚貝が消費をするとともに、排せつ等によってノリの生育に欠かせない栄養塩を海域に添加する機能を持つことから、福岡県水産海洋技術センターの指導の下、福岡有明海漁連が中心となって、アサリ等の二枚貝の増殖事業も実施していただいているところです。しかしながら、今漁期も12月に入ると色落ちが始まったという状況になりました。

次に、魚介類などの絶滅の原因究明についてですが、福岡県水産海洋技術センターや福岡有明海漁連の担当にお聞きしますと、魚については、やっぱり餌不足と、また、二枚貝については、海底の底質の悪化と貧酸素が原因ではないかと一つの例として挙げられました。しかしながら、ノリ養殖の不作の原因や魚と二枚貝の減少における原因ははっきりこれだと言える状況ではないようです。このため、今後も原因究明の調査研究の継続を国、県などにしっかりと要望してまいりたいと考えています。

以上です。

#### ○4番（三小田保弘君）

ありがとうございました。

原因究明のための市長の行動と今後のお考えをお聞かせください。お願いします。

#### ○市長（金子健次君）

三小田議員の質問にお答えいたします。

私の行動と今後の考え方についてということで問われましたので、お答えをさせていただきます。

原因究明の要因は幾つもあるようですが、その一つとして挙げられた諫早干拓事業につきましては、最高裁決定で開門を認めない判断が確定していることや、福岡、佐賀、熊本の3県の漁業団体が開門せずに有明海再生に取り組む方針に賛同する考えを表明されたところでもあります。このような状況の中で、国の諫早干拓事業に係る開門について柳川市長として回答することはできません。そこはどうか御理解いただきたいと思います。

農林水産省では、2025年度当初予算に10億円を計上されました。その期間は10年間で総額100億円規模となる方針が打ち出されました。これは漁業振興基金を創設して、有明海の不漁問題の解決を図るものとなっています。このように、今後、国による有明海再生事業が加速されるとのことでありますので、大いに期待をするものでもあります。

そして、前回の三小田議員の一般質問を受けた後の行動についてでございますが、令和6年11月に福岡有明海漁連の佐々木会長と一緒に有明海沿岸4市、大川市、みやま市、大牟田市、柳川市で組織する福岡県有明海漁業振興対策協議会の中でも協議を重ねた結果を要望書にまとめ、福岡県庁におきましてノリ養殖の不作の原因究明のさらなる調査をお願いしてきたところでもあります。

三小田議員がおっしゃるとおり、柳川市にとりまして有明海再生事業につきましては大変

重要な喫緊の課題でもあります。特に、ノリの養殖においては毎年120億円もの生産額を誇る一大産業でもあります。また、ノリ養殖に付随するたくさんの製造加工業者やサービス業など関連事業者などがおられまして、柳川にとっては大切な基幹産業でもあります。そのためにも漁業者の皆様の意見をしっかりと集約し、また、この協議会以外でも依頼を受けた意見は漏らすことなく、引き続き国、県にしっかりと要望を行ってまいりたいと考えております。

このことについては、私が市長に就任し、また、協議会の会長として任命されました平成21年からこれまで一貫して取り組んでまいりました。私の市長としての任期も残り僅かとなりましたが、最後までしっかりと対応してまいりたいと考えております。

また、新しく市長に就任される方におかれましても、この問題については真摯に取り組んでもらえると信じております。

以上です。

#### ○4番（三小田保弘君）

ありがとうございました。

今から少しきつい内容の質問になると思いますが、市民の皆様のためですので、お許しください。後ろにもたくさん今日は傍聴の方もいらっしゃるし、インターネット中継で傍聴されている方もいらっしゃると思いますが、ちょっときつい質問になるけど、すみません。

先ほどの答弁の中で、最高裁決定で開門を認めない判断が確定されたから、諫早干拓事業に係る開門について柳川市長として回答することはできませんと言われましたが、最高裁の判決は過去に覆った件は多数あります。

そこで、生産者さんはじめ、柳川市民の皆さんはどなたにお願いすればいいのですか。ノリは福岡県の県産品でもあります。県内の海に面していない自治体でも、ふるさと納税などの商品にもできるのです。そのノリの産地はほとんど柳川市です。生産者さんはどこに相談したらいいのか分からない。市長が県や国にお願いすることができるのではないかと思います、私も今ここで質問しています。生産者さんはどこに訴えていいのか分からない。たかが私みたいな市会議員もどこに言ってよいか分からない。福岡県全部の県産品はほぼ柳川市で生産されています。ということは、皆さん柳川市長に相談するしかないと思われて、悩んであると思います。先ほど回答できないと言われましたが、じゃ、どこに相談したらいいのかを教えてくださいませんか。お願いします。

#### ○市長（金子健次君）

どこに相談したらいいだろうかということで、昨日も田中議員のほうからもいろいろ質問がありましたけれども、国が最高裁判決については、そのことについて、福岡県、佐賀県、熊本県、漁業団体が了解をしてあります。そういう意味においては、それ以外のことについて、開門以外のことについては、これからも国や県に対してはいろんな形で物を申しなければならぬというふうに思っております。

そういう中において、これを市長として開門せろと、そういうことは言えません、正直言って。それははっきり言明させていただきたいと思います。そういうことにおいて、国がやってくれるいろんな事業について、それ以外については、いろんな形で努力をしてまいりたいと思います。

以上です。

#### ○4番（三小田保弘君）

分かりました。

皆さん開門せろとは言っておられないのです。ノリがよくなったらよかったです。今、市長も言われましたが、不作の原因はまだ解明されておられませんので、一概には言えません。もしかしたら気象の変化で水温の上昇なども挙げられると思いますが、物理的に対策は無理です。海に氷やドライアイスを投げ込んでも無理です。潮流の変化なども挙げられています。潮流、海の流れですね。潮流の変化も挙げられています、物理的に無理です。漁業者さんみんなが船を並べて、いかりを打って、前に行かんごとですね。で、エンジン全開にしても、なかなか有明海の水を動かすことは無理です。それも物理的に無理です。雨が少ないと言われていますが、雨を降らすことも物理的に無理です。空に向かって拝むしかありません。

まずはできることからすべきだと思います。できることは、諫早干拓の開門ではないでしょうか。開門してもよくなるかどうか分かりませんが、まずやってみないと結果は出ません。いかがですか、質問します。

#### ○市長（金子健次君）

今、三小田議員のほうからさらなる質問で要請があつて、市長は国に対して開門するよふにということでございますけど、それは私はできません。

#### ○4番（三小田保弘君）

最近、漁業者の方と話す機会が私も多いのですが、もしも開門することができて、開門して、有明海が元に戻っても、漁業者の方は海がよくなれば、それだけしか望んでいないとです。海がよくなったら、誰が悪いとか、責任を国に問うこともされないです。もしも海がよくなっても、今まで悪かった分も補償金を下さいとか言う人もおらんです。逆に、お金を払ってもいいから開けてくださいという声が皆さんの本音です。これもどこに言うてよかか分からんとですよ。誰も訴え先がない。ということは、行政がしたことですから、国がされた計画ですから、やっぱり行政に言うしかないんじゃないかなと私も思いますけど、じゃ、誰に言っているのか分からんけど、質問していいですか。

#### ○水産振興課長（平川昌之君）

三小田議員の質問にお答えします。

漁業の作業、状況、これまでも漁業者団体、各組合の代表である組合長が福岡有明海漁連の中の理事会なんかで決定をされて行動されてきた経過があると思います。先ほど答弁しま

したように、協議会についても、行政だけではなくて、福岡有明海漁連、そして、漁協組合長さんのメンバーの中の組織でございます。なので、そちらのほうから話が出てきて、その中で行政も一緒となって協議をするものではないかなというふうに思います。行政だけで諫早干拓の問題をこじ開けるとか、どうか変えるとか、そういうことはかなりハードルが高いし、厳しいものだというふうに感じております。

以上です。

#### ○４番（三小田保弘君）

そんなら、今、皆さん来られていますけど、こういう方の意見ばどこに言ったらいいんですかね。皆さん生産者の方だろうと思いますけど。行政が造つとつとですね。漁業者の方が干拓を閉めてくれとかは言われていないと思います。堰を造ってくれとかも言われていないと思います。そして、もしも諫早干拓の水が農業にも使われていたりするならば、その漁業者の方ももちろん知っております。農業に使うてあんなら、ああ、お互いで農業も漁業もやっていかやんけん、開けることはでけんめえねち。でも、あそこに諫早湾にたまっている水は喫水といって、潮水が混ざっているから農業にも使えない水です。誰のためにもなっていないです。長崎県民のためにもなっていない。日本の国民のためにもなっていない。ということは、開けることは行政が言ってもいいんじゃないですかね。

私、先ほど壇上で言いましたが、有明海再生調査特別委員会を設置して、それを報告に行きました。漁連さんは漁業者のプロの方の集まりの機関であって、行政は行政でまた別の機関でありますので、これは行政でやっていくことと思いますが、いかがですか。

#### ○市長（金子健次君）

柳川市議会において、三小田議員が委員長として特別委員会が設置をされました。その設置の趣旨というのは、いろんな形の各階層の意見を聞く場も、恐らくいろんな形で大学の教授とか研究者の方が来られて、いろんな形の研究をされると思います。その中には福岡有明海漁連も入ってくるだろうし、私たち行政なんかも入っております。その中で論議しないと、どんなに私に求められて、農林水産省に開門せよと言っても、それはこの場では無理だと思います。今日は関心が高い20名近くの漁家の方がおいででございますけれども、話合いもできるとは思いますけれども、これ以上は私は平行線になって、できませんということしか言えないと思いますので、その委員会の中に私たちの行政側も入ってきますので、そういうことで話や意見を言われたらいいかと思います。

以上です。

#### ○４番（三小田保弘君）

すみません、ちょっとしつこいですけど、例えて質問しますね。例えることが適切かどうか分かりませんが、市役所の職員さんたちは皆さんパソコンとかコピー機、机など、仕事に必要な道具をお持ちです。業務に必要なものですね、道具を。ノリの生産者さんたちは船や

乾燥機械、網とか支柱とかの道具をもちろんお持ちです。そこで、もしも市役所の電気が止まったら、柳川市民にも迷惑がかかるし、職員も仕事ができないと思います。そのときは、市役所の電気が止まったら早急に原因を究明し、復旧されると思います。現在、有明海はノリの養殖に必要な栄養が止まっとつとです。市役所でいえば電気が止まっとつとと一緒です。道具をお持ちでも仕事ができない状態です。だったら、柳川市民の方です。納税もたくさんされています。柳川市の業務も支障が起きる可能性もありますので、今でも、直ちに原因究明し、何かを対策するべきと思いますが、いかがですか。

#### ○市長（金子健次君）

問い方が極論過ぎて、確かにそれは私も停電したらいたしますよ。かといって、そのことについて、あんまり例えの言い方がまずいんじゃないかと。私はそれは漁民の方皆さんが困ってあると分かっておって、私たち職員たちも何とかそういうことの対策や補助など努力を今日までしてきたわけですので、三小田議員が委員長としても今回そういうことで手を挙げられてから委員会を設置されましたので、そういうことの中でも極論に論議してもらってもいいと思いますので、これ以上どげんこげん言おうもないですよ。

#### ○4番（三小田保弘君）

そげん言われたら、もうこれ以上なち言いよなるばってん、よかですか、皆さん。ばってん、これ以上質問しても平行線だと思いますので、これは本当にノリは柳川市の基幹産業の一つです。何回でん私も言っていますけど、ノリの取れんやったら、まず、日本でも有数なノリの機械メーカーが柳川にもあります。乾燥機のメーカーが柳川にあります。それに関わるたくさんの機械のメーカーも、造船所もあります。たくさんあつです。消費する側、商社と言われますけど、ノリの味つけノリとかの工場も柳川市にたくさんあります。もしも取れんやったら、そこで働く人たちも働けなくなり、働き先がなくなったら柳川市から引越されると思います。柳川市の人口も減ります。納税も減るです。そいけん、もうちょっと海のことに関して力を入れて、柳川市もやっていくべきだと私は思います。

これ以上言うても平行線になると思いますので、来月、柳川市長選挙があります。来月で市長は御勇退されますが、次の市長にこの問題も引き続き取り組んでもらうようお願いしたいと思います。

最後に、私は54年間、柳川から出ることなく住んでおりますが、本当に住みやすいまちであると思います。そういう自慢できる柳川市があるのは、議会と執行部が両輪となり、4期16年、市の発展に寄与されてきた金子市長の御尽力のおかげだと思います。私ごとですが、金子市長とは私の父親の議員時代からの親子での付き合いをさせていただいておりまして、父親からあんまり金子市長に質問すつとでけんぞといつも言われておりましたが、最後にきつい質問となりまして、すみませんでした。

御勇退された後もお体には御自愛され、いつまでもお元気で過ごされることを心からお祈

り申し上げ、一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○市長（金子健次君）**

エールを送っていただき、ありがとうございます。

ノリのほうが3年間、今年は金額的には上がりました。昨年を上回りました。しかし、やっぱり枚数が減って色落ちしていますので、色落ちしても高いところで入札がやっているということがいけないと思いますので、通常の、何年か前にたくさんノリができて、消費者が買いやすいようなノリを作るために、お互いいろんな形で鋭意努力をしなければならないと思っています。

私が辞めるに当たっての一番気がかりはこのことであって、気象に原因があるのか、諫早の門にあるのかどうか分かりませんが、国のほうが開門しないということになりましたので、決定しましたので、そういうことについては、これからは新しい市長についても、また、委員会のほうでも頑張って取り組んでいただきたいというふうにいただきました。

お父さんの時代から含めて、いろんな形で鍛えられました。ありがとうございました。

**○議長（荒木 憲君）**

これをもちまして三小田保弘議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時29分 休憩

午後 1 時40分 再開

**○議長（荒木 憲君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、2番梶島正吾議員の発言を許します。

**○2番（梶島正吾君）（登壇）**

皆さんこんにちは。2番梶島正吾です。許可が出ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まずは冒頭に、今日はちょっと寒いですが、厳しい寒さが少しばかり緩みつつある今日この頃ですが、柳川市ではこの時期の風物詩であるさげもんめぐりが4月4日まで開催されております。お堀の水も堰が開かれ、ゆっくり流れております。緩やかな柳川の景色を昨年オープンされた人力車やお舟の上から眺めていただきたいと思います。思う次第です。

眺めた先の柳川の至るところにさげもんが展示されてあります。このさげもんは各企業や商店街が独自の努力で展示してあるとのことで、本市よりの支援や助成がないのは大変残念であると感じたところでした。支援や助成があれば、さらに素晴らしいイベントになり、展示をされてある企業や商店街の皆様は、さげもんめぐりに新しいコンテンツを生み出していただけるものではないかと期待が止まらない次第です。

それでは、今回の一般質問に移ります。

今回は市民サービスの観点から4項の質問をさせていただきたいと考えております。

1項めは、子供たちの預かり先についての質問です。

少子高齢化、人口減少に歯止めが利かない日本であり、本市柳川市ですが、この問題にはさらに深いところに大きな難題が含まれていると考えております。

そこで、この項の1つ目の質問になりますが、ここ直近の幼保連携型認定こども園、認定こども園の市内事業者数と園児、幼児の児童者数と減少推移、もう一点、出生率まで分かればお答えをいただきたいです。

2項めにつきましては、来月、4月6日にも告示される柳川市市長選挙にも関連いたします公職選挙法での投票率低下と投票日当日の取組についての質問となります。

3項めは、本市内を走るコミュニティバスのルート問題、自動車免許返納者と柳川市の郊外に住まわれる方々の買物問題。

4項めは、有明海再生についての執行部の取組と今後の考えを問わせていただきます。

各種質問に対しましても、市長及び執行部の簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

以降は自席にての一問一答とさせていただきますので、取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

#### ○子育て支援課長（小池由希君）

梶島議員の御質問にお答えをいたします。

まず、直近の市内の事業者数をお答えいたします。

幼保連携型認定こども園、こちらは3園ございます。その他の認定こども園が2園ございます。保育所が16園ございます。

続いて、保育所も含めまして、市内の保育施設に入所している園児の数を5年間推移を申し上げます。各年度1月1日現在の数字となっております。令和2年度2,332人、3年度2,282人、4年度2,220人、5年度2,114人、6年度2,024人となっております。

最後に、出生率です。こちらは福岡県の人口動態統計調査による数字を申し上げます。最新のものが令和4年度になりますが、柳川市の出生率が5.5パーミルということになっております。これは一般的な出生率の算出方法によるもので、令和4年10月1日の柳川市の人口を基準にしております。1,000人当たりの1年間の出生実数の割合を表したものであるということです。

御参考までに合計特殊出生率を申し上げますと、柳川市は令和5年度1.23となっております。合計特殊出生率といいますのは、女性が15歳から49歳までの間に、年齢別で出生率を算出して、それを合計したものとなっております。一人の女性が一生の間に出産をする子供の数を表したものであるとなっております。

以上です。

#### ○2番（梶島正吾君）

ありがとうございます。

この少子化問題はただならぬ問題と考えております。子供の数が減少すれば、まず一番の矛先は、市内の20を超える事業所、こども園や保育所などに向けられます。廃業に追い込まれる事業所も出てくるかもしれません。

さきに関かれた教育民生常任委員会で上程された保育士の待遇改善などには行政の皆さんにもしっかり取り組んでいただいておりますが、これから先の未来を考えてみれば、この20を超えるこども園や保育所という受入れ口がなくなれば、保護者は仕事がなくなり、生活困窮者も出てくるかもしれません。さらに言えば、廃業に追い込まれたこども園などに勤めておられる保育士さん方も職を失われます。

僕が調べた限りですが、市内20を超えるこども園などで従事されている職員さんは450名を超えております。この方々が柳川市での職を失い、生活できなくなれば、近隣の市で働くことになると思います。最悪を想定すれば、家族で移住されることもあり得ます。先のことでありますが、この深刻な問題に対する考えをお答えください。

#### ○子育て支援課長（小池由希君）

議員がおっしゃいますとおり、子供の数の減少といいますのは大変深刻な問題と捉えております。利用者がいらっしゃっての園の運営ということになりますので、その数の減少によつては、その存続や保育士の雇用に大きく影響すると考えております。また同時に、一方では、受皿がなければ保護者は働きながら子育てをすることができなくなります。市内の各施設には新しいところ、古いところありますけれども、それぞれに歴史があつて、市内の各所で地域に根差した身近な存在として親しまれております。この少子化の中でも各園が創意工夫をして運営に取り組んでいただいていることは、私たちも承知をしております。子供たちをこれからも大切に預かっていただくことで、それに対する職員の処遇改善などにはこれから私たちも取り組んでいかなければならないと思っております。

以上です。

#### ○2番（柊島正吾君）

職員の待遇改善などの取組に対する支援、しっかり長期的にやっていっていただきたいと思ひます。

このこども園などの問題ですが、保育教諭さん、看護師さん、栄養士の方に、調理師の方、このほかにも様々な方がこのこども園などに携わっておられます。皆さんの生活にも影響が出てくるのではないかと懸念を抱いておるところです。

今現在、幼保連携型認定こども園、認定こども園や保育所もしっかりですが、いろんなすばらしい取組をなされてあります。特に、幼保連携型のこども園は、児童福祉施設という保育所機能と学校施設の幼稚園機能を併せ持つ施設となっており、幼少期からの教育現場として機能されてありまして、未就学児が義務教育課程に移行する時期が来ても、抵抗やギャップ

を感じることなく義務教育を受け入れることができるような育成を手がけてあります。ある事業所さんは、保育ICTラボ事業という働きやすい職場づくりを踏まえた上で、保育士を目指す若者への魅力発信などを行いながら、保育の質の向上に努めておられまして、すばらしい取組だと感じたところでした。あらゆる角度から柳川の宝である子供たちや若者のために尽力されており、事業所の存命や保育の質向上に向け、様々な手段を考えながら奔走されておるところです。

そんな中、国のこども家庭庁からは様々な政策を打ち出されてあります。例えば、過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業補助であったり、乳児等通園支援事業など、これは一部の政策なのですが、このような政策を市内の各事業所に告知や通達はなされているのか。それと、近い将来、危機に面するであろう事業所の財源確保に向けた取組や考えをお聞かせください。

#### ○子育て支援課長（小池由希君）

お答えいたします。

まず、市内の各施設におきまして、様々な取組を通じて教育・保育の質の向上に努めていただいていることに心より感謝申し上げます。子供たちの成長段階において大変重要な役割を果たしていただいていると考えております。

こども家庭庁から出される政策につきましては、各施設へ告知や通達をしているかという御質問でしたけれども、基本的には国や県からの通知等につきましてはメールや園長会を通じて御案内をしております。ただ、政策の内容が大変多岐にわたりまして、各施設へそのままお送りをして、なかなかそれぞれの施設のニーズや特性に応じた情報提供にならないということもあります。市としまして、これらの情報を整理して、分かりやすくまとめた形で周知をするよう努めてまいりたいと思います。

また、施設が財源を確保するために市ができることといたしまして、新たな取組を行う施設からの御相談には応じて、御相談に対して補助金の制度の拡充や職場環境の改善などへ支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○2番（柁島正吾君）

ありがとうございました。

それでは、この質問の最後になりますけれども、幼保連携型こども園における国の取組と対策、そして、幼保連携型の保育の質向上の観点から見た学校教育課の考えと今後の取組についてお聞かせください。

#### ○学校教育課長（古賀 洋君）

柁島議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

市の教育委員会といたしましても、幼保連携型認定こども園をはじめとした就学前の教育

は大変重要なものと考えております。現在、本市では市内のこども園、保育園と各小学校とは顔の見える関係で情報交換を行わせていただいておりますし、学校教育課が事務局となって幼・保・小、幼稚園、保育園、小学校の連絡協議会を開催しているところでございます。

こども園、保育園の現場と学校現場では共通する課題も多いようですし、何よりもそこで育った子供たちが本市の小学校に入学してまいります。小学校入学前のこの幼少期の学びが豊かになることで、小学校教育へ円滑につながることができるようになります。そうした大切な役割をこども園さん、保育園さんが持っていらっしゃるわけですので、今後も連携を深めてまいりたいというふうに学校教育課としては考えております。

以上です。

## ○2番（柊島正吾君）

ありがとうございました。大変よい取組だと思います。

それでは、2項めの質問に参ります。投票率低下についてです。

このたび、金子市政の任期満了に伴う本市の首長である市長選挙が実施されます。市民の皆様には今後の柳川を明るくものにするためにもぜひとも投票所へ足を運んでいただきたいところですが、前回、我々柳川市議会議員が負託を受けました2022年、令和4年の市議会議員選挙での投票率は53.35%、2021年、令和3年、前回の市長選挙では本市内の投票人口数の半数を下回り、46.43%という結果に終わり、昨年10月27日に実施された第50回衆議院選挙を振り返れば、福岡県内での投票率も51.59%という低い結果に終わっております。これには若者の政治や選挙に対しての関心が低下していることも一つの原因であることは事実と考えますが、本市の平均年齢が49.90歳でありまして、県内60市町村のうちの36位と、それほど若年層の定住者が多いわけではありません。

そこでまず、選挙管理委員長にお尋ねします。

本市で行われた直近の公職選挙での期日前投票と当日投票の比率、また、選挙期間中の期日前投票の推移について、もう一点、投票率低下をどう考えるかをお答えください。

## ○選挙管理委員会事務局長（新開文隆君）

柊島議員の御質問にお答えいたします。

直近の選挙であります令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙の例で申し上げますと、期日前投票者数は1万2,934人、当日投票者数は1万3,773人で、期日前投票48%、当日投票52%の割合となっております。また、3年前の令和3年衆院選では、期日前投票45%、当日投票55%でしたので、3年前と比べると期日前投票の割合は高くなっております。また、投票率の推移は、令和3年衆院選では52.49%、令和6年衆院選は51.61%と低下をいたしております。

投票率が低下することは政治への関心や信頼が薄れていくことを示唆しており、このような状況は政治の健全性を損なうだけでなく、市民の声が反映されにくくなるなど、地域社

会の発展にも悪影響を及ぼす可能性がございます。議員御指摘のとおり、投票率の低下は民主主義の根幹を揺るがす事態であり、非常に重要な問題であると認識をしております。

今後は政治に関心を持っていただけるよう、各世代に対し、様々な啓発を行っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

## ○2番（梶島正吾君）

改めて前回の県知事選挙投票率に目を向けますと、投票率29.61%と大変低い結果です。平成28年に選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、投票率が上がるのではないかと期待されましたが、低下の一途をたどっているのが現状であると考えます。

そんな中、海外の選挙を調査してみますと、昨年のアメリカ大統領選挙の盛り上がりをはじめ、様々な国の面白い取組がありました。アメリカ大統領選では、皆さんが御存じのように、国の有力者、権力者が候補の応援演説に回ったり、歌や派手なパフォーマンスで有権者を引きつける、まるでお祭りのようなものであります。また、オーストラリアの選挙では、投票所の周りにコーヒーやカップケーキを販売する出店が並び、特に人気なのがソーセージを挟んだサンドイッチだそうで、おいしいソーセージが食べられる投票所をまとめた専門のウェブサイトまであるとのこと。オーストラリアの前首相は、ソーセージの香りがなければオーストラリアの選挙は成り立たないとまでメディアにコメントを残したエピソードもあるくらいでした。

そこで、お尋ねしますが、本市でも本庁舎の駐車場にキッチンカーやフードトラックなどを呼び、投票所に音楽やグルメ、買物を楽しめるイベントの開催を検討してみればどうかと考えます。そして、この投票日には市内循環バス、コミュニティバスも増便すれば、選挙行動の普及啓発につながり、市民も楽しめるものになるのではないかと考えますが、執行部の取組と答えをお答えください。

## ○選挙管理委員会事務局長（新開文隆君）

議員おっしゃるとおり、海外での選挙がお祭りのように盛り上がる国もあるようでございます。また、日本でも、民間事業所が主体となって、期日前投票や当日投票を済ませた選挙人が交付を受けた投票済証明書を持参することにより商品の割引や施設利用の割引といったサービスを受けられる取組、いわゆる選挙割が商店街等によって行われているところもございます。

さて、本市ではこれまで市内の高校を訪問し、選挙啓発の活動を実施したり、また、市内の中学校に実際に使用いたします投票箱、それから記載台、これの貸出しなどを行っているところでございます。さらに、新たな施策といたしまして、今度の福岡県知事選挙以降、家族等で投票所に来場した小学生以下の子供さんにお菓子の無料配付などを計画いたしておるところでございます。

今後も、選挙に対し、次世代を担う子供たちに興味を持ってもらうような取組、こういったものを取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

## ○2番（梶島正吾君）

子供たちにお菓子の無料配付などの計画、本当に素晴らしいことだと思います。これは若い方々、若者世代というか、小さい子供を持っておられる家庭というのは、選挙投票所に行くのがちょっとおっくう。子供たちが騒いだら失礼だということで、そういうこともあるので、ぜひそういう計画はいいことだと思います。

先ほどの質問に少し関連するところで、これまで投票率の向上の質問をさせていただきましたが、この項の最後に、選挙事務の負担軽減や効率向上について伺います。

投票日当日の時間帯別の投票状況についてお答えください。

## ○選挙管理委員会事務局長（新開文隆君）

直近の衆院選で申し上げますと、当日の投票者数は、7時から10時、2,672人、19%、10時から11時、1,526人、11%、11時から14時、3,631人、26%、14時から16時、2,018人、15%、16時から18時、2,053人、15%、18時から19時30分、1,416人、10%、19時30分から20時が457人、3%となっております。

以上です。

## ○2番（梶島正吾君）

18時から20時の時間帯が全体で13%と、投票者が大変少ない状況かと思われませんが、期日前投票をされる方も増加した昨今で、果たして当日の20時まで投票所を開設しておく必要があるのか。さきに述べましたイベントを開催するならば、イベント終了の15時、もしくは16時で投票を終了すれば、現在、深夜にまで及んでいる開票作業も時間短縮となり、選挙に携わられている方、皆さんの負担軽減や経費削減にもつながるのではないかと考えます。

経費や労力などを考慮すれば、投票時間の見直しと選挙行動向上のためのイベントの開催は一考の価値ありと考えますが、選挙管理委員長の考えをお聞かせください。

## ○選挙管理委員会事務局長（新開文隆君）

投票所の開閉時間は、公職選挙法第40条第1項に「投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。」と選挙の公正性や透明性を確保するために設定されており、多くの有権者が投票に参加できるよう配慮されております。

しかし、議員御提案であると思いますが、投票時間を短縮することで開票作業の効率化や

選挙に携わる方々の負担軽減、さらには経費削減につながる可能性があることは十分に理解できますが、やはり投票時間の変更や新たなイベントの開催には様々な利害関係者との調整や法的手続が必要となります。選挙管理委員会といたしましては、これらの課題を慎重に検討し、有権者の意見を反映させながら最適な方策を模索していく所存でございます。

今後も選挙制度の改善や有権者の参加促進に向けた取組を進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。（「議長、進行上、発言の訂正をする必要がある部分があると思いますけれども、いいですか、ちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木 憲君）

発言の……（「いいですか、許可をお願いします」と呼ぶ者あり）どこが発言のあれでしょうか。（「だから、いいですか、許可。発言の許可はいいですか。いや、今の一般質問の発言の言葉でね……」と呼ぶ者あり）

質問の方、大丈夫ですか。梶島議員、オーケーですか。――では、オーケーだそうですので、どうぞ。

○10番（新谷信次郎君）

議長のほうから発言の訂正が求められるやろうと思って聞いておりましたけれども、2回同じ発言の間違いがあるので、やはりこれが公開された一般質問ですので、あえて発言したわけです。

何かというと、梶島議員の発言の中に選挙管理委員長に対しての質問という言葉が2回ありました。けれども、実際は選挙管理委員会事務局長でしょう。だから、これがね、今も現在、一般の市民の皆さんも聞いてあるので、そういうところはやっぱり即議長がちゃんと正式に訂正を求めてしていかないと、やっぱり公式の場ですから、一言ですけれども、それが繰り返されとったけんね、だから、あえて発言をしました。そこはしっかり議長が進行を正確に厳格に進めてください。

○議長（荒木 憲君）

新谷議員のこと、梶島議員、分かりましたか。

○2番（梶島正吾君）

新谷議員、ありがとうございます。僕もちょっと口が滑りまして、選挙管理委員長と言いましたけれども、事務局長ですね。失礼しました。戻ります。

先ほどの答弁の最後のほうですね、選挙制度の改善や有権者の参加促進に向けた取組、これまで以上にぜひよろしくお願いしたいと思い、この質問を終わります。ありがとうございます。

それでは引き続き、コミュニティバスと買物支援の質問に移りたいと思います。

さきの質問でも少し触れましたコミュニティバス問題ですが、本市のあらゆる地区に路線

を張り巡らせ、運行していただいているところではありますが、高齢者の人口増加と後期高齢者の自動車免許自主返納者が顕著に現れている中、これまでこの柳川を引っ張ってきていただいた大先輩方からの声は、今の柳川はおどんには厳しかでした。なぜですかとお返ししたところ、我がどんじゃ分からんやろうねと言われ、そこまででした。その方は足が悪く、歩くのも一苦勞のお方で、バスの乗り降りも時間がかかるので、周りに迷惑をかけないようにとコミュニティバスの利用を控えたとのことでした。

そこで、僕なりに調査をしたところ、昭代地区の方々は少し前まで地元にもスーパーがあり、昭代ルートの路線に乗車すれば買物もできていましたが、現在は昭代ルートの沖端停留所、もしくは柳川病院の停留所で乗り換えて市内の商店へ買物に行かれているとのことで、数人の方にですけれども、お聞きしましたところ、昭代のおんづめに住んだる者はせんか者ばかりだと叱責を受けたところでした。

そこで、お伺いします。

本市内の高齢者数と後期高齢者数、そして、コミュニティバスの利用者数と利用状況推移、もう一点、市内の自動車免許自主返納者が確認できるのであればお答えください。

#### ○企画課長（武藤雅裕君）

梶島議員の御質問にお答えいたします。

令和7年1月末の住民基本台帳に登録されている本市の人口は6万1,458人です。そのうち、65歳以上の高齢者数は2万1,579人、75歳以上の後期高齢者数は1万2,313人となっております。

次に、コミュニティバスの利用者数と利用状況の推移ですが、直近5年のコミュニティバスの利用者数の推移を申し上げます。令和2年度1万4,633人、令和3年度1万6,617人、令和4年度1万9,103人、令和5年度2万1,728人、令和6年度、こちらは令和7年1月末までになりますが、1万9,906人となっております。

次に、市内の自動車免許自主返納者数ですが、返納場所が柳川警察署に限られておりませんので、返納者の数の把握はできておりません。総務課で行っております自主返納者へのタクシーチケット利用券を交付した実績を申し上げますと、令和5年度が260件、令和6年度が令和7年1月末現在で171件となっております。

以上です。

#### ○2番（梶島正吾君）

ありがとうございます。

過去2年間で400人超えとなる自主返納者の数はさておきまして、令和5年度までに乗車した利用者数は、令和6年度になり、現在も上昇傾向ではありますが、市民サービスの観点から考えたところ、バス利用率をさらに向上させることができるのではと感じました。

調べてみたところ、現在のバス運行状況には幾らか不便なところがあるように思います。

バスを乗り換える際の時間の問題なのですが、停留所に雨、風をしのげる場所や椅子などがあればそこまで苦にならないと思いますが、そこをつつけば、また費用がかかる話になります。そこで、考えていただきたいのが市街循環線の拡張と時間帯の改正案です。本市の住民基本台帳でも高齢化率推移を調査しましたが、全国的にも我が市は高齢化率が高く、今後、解消する見込みも皆無に等しいと感じております。皆さんも存じてあるとおり、パーセンテージは上昇する一方であります。そこに自動車免許の自主返納者の率がプラスされ、身体を正常に動かすこともままならない方々のことも勘案いたしますと、本市の高齢者の生活は、異常とまで言わずとも、正常ではありません。

これもまた昭代地区の方に伺ったお話ですが、買物などはどうしておられるのか、昭代地区に小規模の商店が頑張っておられるものの、いろんな商品を取り扱う、いわゆるスーパーマーケットが現在ございません。80歳手前のおばちゃんを買物が一番の困り事だとおっしゃっていました。どうしておられるのかと尋ねると、近隣に住まわれる60代のおばちゃんを買物に行く際に一緒に乗せていってもらっておられるそうで、行き先は残念なことに隣の市の大川市。近いから土手を行けば危なくないと、非常に悲しいお話でした。

本市には行商という昔ながらのありがたい文化があり、行商の方々も試行錯誤しながら頑張っておられます。そんな中、行商の方や小規模の店舗で購入できない商品は昭代地区から出なければ購入できません。現在、本市の市街循環線は市内の所要箇所を通るルートとなっておりますが、このルートを少しでも拡張し、時刻の改正ができれば、本市の買物難民問題も幾分か解消されるのではないかと考えます。昭代地区方面にも路線の拡張と、さらには水の郷ルートの先、雁喰方面へのルートまで勘案していただき、買物が楽なバス、待ち時間を気にせずに乗れるバスを考えていただければと思いますが、執行部の考えはいかがでしょうか。

#### ○企画課長（武藤雅裕君）

梶島議員の御質問にお答えいたします。

市街循環線につきましては、西鉄バス市内循環線が令和3年9月末で廃止となったため、これまで利用していた人の移動手段を確保するため、代替交通として同年10月より運行している路線となります。

昭代地区への路線の拡張を考えた場合、コミュニティバス運転手の勤務時間、拘束時間を運行に影響が出ないよう検討する必要があります。また、本市のコミュニティバスは公共交通機関の空白地域を基本としていますので、雁喰まで勘案した場合には、既存の路線バスの運行路線と重ならないようルートを考える必要があります。また、市内にタクシー事業者が4社あり、競合しないかどうか、検討する必要があります。

執行部の考えはいかがでしょうかとのことですが、コミュニティバスに関する運行内容につきましては、行政区長、バス事業者、タクシー事業者、大学教授、警察、国、県の関係者

などで組織されました柳川市地域公共交通会議で協議、合意が必要となっております。先ほど申し上げました条件がクリアされるか検討を行い、交通会議で合意が得られるよう努めてまいります。

以上です。

## ○2番（柁島正吾君）

分かりました。ありがとうございます。

既存のタクシー業者や路線バスとのバランスなどを精査していただきまして、月に1回、2回の試みからでも構わないので、ぜひ地元柳川で頑張っておられる市民や地元の業者のこの先の未来を考えていただきたいと願い、この質問を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、最後の質問になります。有明海再生についてです。

今定例会中、5名の議員より通告が上がっております有明海の問題ですが、宝の海有明海再生問題は本市に限られた問題ではありません。有明海を囲む4つの県、15市3町が抱える問題であると考えますが、その4つの県と15市3町から上がっている有明海再生に向けた要望や声はどのようなものが多いのでしょうか。そして、その要望は県や国にどこまで届いているのでしょうか、お答えください。

## ○水産振興課長（平川昌之君）

柁島議員の質問にお答えします。

有明海再生につきましては、平成14年に施行されました有明海及び八代海等を再生するための特別措置法に関する法律に基づき、国が基本方針を定め、これに沿った福岡県計画が策定されています。そこには有明海における水産資源の回復等による漁業の振興とあります。具体的には、ノリ養殖業、採貝をはじめとする海面漁業及び有明海特産種の安定的かつ持続的な生産を目指すこととなっております。

これまで国、県、沿岸4市、福岡有明海漁連と一体となって、覆砂事業をはじめ、有明海漁場再生事業として様々な事業や調査研究が実施されてきました。今後も有明海における漁業のさらなる振興のため、有明海再生事業の継続が必要であると考えております。

その中で、有明海再生に向けた要望や声が多いのは、やはりノリの不作に関する原因究明の調査、対策などが多く上がっている状況です。そこで、これまで福岡有明海漁連と一緒に、有明海沿岸4市、大川市、みやま市、大牟田市、柳川市で組織する福岡県有明海漁業振興対策協議会の中でも協議を重ねながら、毎年、要望行動を行っています。また、令和4年漁期が不作であったときは、終了後すぐに、別途、要望行動を行ったところです。よって、国、県など関係機関にはしっかりとその要望が届いているものと考えております。

以上です。

## ○2番（柁島正吾君）

ありがとうございます。

ノリの不作に関する調査研究、対策などの声が多く上がるのは間違いないところであると僕も思います。それだけの事業規模でもありますし、それ相応の税金も納められております。有明海の大半の漁業者がノリ養殖業で生計を立てておられることから、ノリの不作が一番の問題であることは間違いありません。しかしながら、採貝業者や魚漁師の多くは、今の現状に対し、声を上げることもなく必死に生活されているのも一つの事実です。

現在、本市には9つの漁業組合と、そこに準組合員まで含めた1,175名の組合員が漁業に従事されております。しかしながら、1,175名全ての方が漁業だけで生計を立てておられるわけではありませんし、物価高騰の世の中と現在の有明海ではとても生活ができない状況です。

有明海にも様々な漁業が存在し、本市の基幹でもあるノリ養殖業をはじめ、貝を取り扱う採貝業、魚やエビ、カニを扱う刺し網などの網漁業、一昔前までは潜水漁や竹羽瀬、繁網などの漁法もあり、非常に豊富な資源が水揚げされ、景気もよかった記憶があります。令和となった今では、魚も減り、タイラギの漁も見込めない中で、貝操業の方々はアサリを中心に生計を立てておられます。

そんな中で、本市の漁業の主となるのは、やはりノリ養殖ですが、このノリ養殖業も脅かされているのが現状です。先ほどの三小田議員の質問の中でもありましたけれども、諫早湾の問題も確かに一理あると思います。そこには、まず1つ、潮位差、潮の高さの差といった物理的環境の変化が関係し、海域の流動を変化させてしまったのも一つの原因かと考えられるところではありますが、この潮の流動の変化とノリの原藻、ノリの葉っぱの色落ちの関係性を少し説明しますと、潮の流れが鈍くなった有明海は、現在、満ち引きは繰り返されますけれども、締め切ったこともしかりですけれども、有明海の流れが鈍くなったことによって、海中の珪藻プランクトンがほぼその場に停滞した状況にありまして、この珪藻プランクトンがノリの色落ちに大きく関係していることと考えられます。

少し話がずれますが、今の時期の有明海産のアサリガイ、ぜひ食べられてみてください。漁獲量は少ないんですけども、大変今身が詰まり、おいしく育っています。

ちなみに、ほかの県ではカキの養殖も盛んで、冬の時期はカキ小屋が人気ですが、本市での二枚貝の生態調査と調査研究はどう進められていますか、お答えください。

#### ○水産振興課長（平川昌之君）

杵島議員の質問にお答えします。

二枚貝の生態調査につきましては、有明海環境改善事業として、有明海沿岸4県によるアサリ、タイラギに関する調査が行われております。具体的には、アサリ、タイラギの浮遊幼生、赤ちゃんの調査や移植放流調査による母貝の保護などが実施されております。また、タイラギについては、母貝場設置効果調査と底質環境調査などが行われております。

さらに、福岡有明海区においては、福岡県水産海洋技術センターの指導の下、福岡有明海漁連が中心となって、アサリの稚貝がいる場所を保護区に設定し、その稚貝が密になると別の場所へ移植放流しながらアサリを守り育てているところです。また、エイなどの食害からアサリを守るために、アサリを砂利袋に入れたり、海底にパレットを置いて、その上にアサリを保護したり、漁業者の皆さんが一体となって取り組んでもらっているところです。また、カキ養殖の調査研究についても取り組んでいただいております。

以上です。

## ○2番（梶島正吾君）

ありがとうございます。

僕ですね、覆砂といって有明海の海底に砂をまく仕事、覆砂事業の船に乗ったことがあります。覆砂後の海底底質調査にも同行いたしました。覆砂2週間後の調査では約8センチほどの、大体このぐらいですかね、このくらいのタイラギの生態を確認しました。このタイラギやアサリの稚貝の生息は度々確認されておりますが、その後、保護の調査研究、これをしっかりやっていただきたい。養殖場の確保やエイガンチョ、ハトエイの駆除、タイラガイ、アサリ、サルボウ、シジミなどの養殖や保護が成功すれば、ノリ養殖の漁業者以外の漁師も潤います。ノリ漁師にもこれは恩恵があるんです。先ほど名前を挙げた二枚貝は、ノリの色落ちの原因となる珪藻プランクトンを好んで摂取いたします。ぜひとも注力していただきたいところです。

もう一つ言えば、プラスしてカキの養殖に対しましても寛容な配慮をお願いしたいと思います。お隣の佐賀県では既にカキの養殖と並行してノリの色落ち対策に取り組まれています。

現在、地元の筑後中部魚市場にも魚介が並ばない状況です。何とかこの状況を打破し、地元の海産物を取り扱う業者や漁師の方々の顔が明るくなるような政策を推進していただくようにお願いいたします。

## ○水産振興課長（平川昌之君）

梶島議員の質問にお答えします。

初めに、市場についてでございますが、柳川市内にあります福岡県魚市場株式会社、筑後中部魚市場の関係者にお聞きしましたところ、やはり以前と比べて有明海で捕れる魚や二枚貝が捕れなくなって、市場のほうへも出なくなったと口をそろえておっしゃってありました。

次に、柳川市内の海産物を扱う業者さんは筑後中部鮮魚買受人組合に加入されていて、先日開催されました第20回柳川よかもんまつりで漁業部会の一員として一緒に取り組ませていただきました。買受人組合の役員の方々にお話をお聞きしますと、やはり以前に比べて魚屋さんが減って高齢化が進んでいるということでございました。

漁師や関係する方々の顔が明るくなるようにするには、やはり有明海再生による魚や二枚

貝の復活が一番効果のある取組になるのではないかと考えています。よって、今後も有明海における漁業のさらなる振興のため、有明海再生事業の継続が必要であると考えております。

さらに、農林水産省では2025年度の当初予算に10億円を計上することとし、その期間は10年間で総額100億円規模となる方針が示されました。これは漁業振興基金を創設して、有明海の不漁問題の解決を図るとなっております。よって、国による有明海再生事業がより一層進めていただけるものと思っているところです。

そのためにも、漁業者の皆様の意見をしっかり集約し、福岡有明海漁連と一緒に有明海沿岸4市の大川市、みやま市、大牟田市、柳川市で組織する福岡県有明海漁業振興対策協議会の中でも協議を重ねながら、国や県へ引き続きしっかりと要望していかなければならないと考えております。

以上です。

## ○2番（梶島正吾君）

ありがとうございました。

10年間で100億円の10年の長期計画の中で、その100億円という大金をどう使われるのかは、まだ漠然としたところではあると思いますけれども、その100億円をしっかりと福岡県のため、4県のため、有明海のため、そして、柳川市の皆さんのためにしっかりと各団体と協議して使っていただきたいと思います。

これまで様々な質問を述べてまいりましたけれども、最後に、この全ての問題は、今後の柳川市を左右する問題であります。これまでの16年間で邁進されてこられた金子市長におかれましては、お疲れさまでしたと言いたところですが、もう少しだけ任期満了まで力を振り絞っていただきまして、次の柳川市のかじを任せる市長への申し送りと本市の課題をお伝えいただきたいと願ひまして、この質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

## ○議長（荒木 憲君）

これをもちまして梶島正吾議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時29分 休憩

午後2時42分 再開

## ○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの梶島議員の質問中、新谷議員から指摘があった発言については、選挙管理委員長から委任を受けた事務局長が答弁を行っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

第5順位、13番佐々木創主議員の発言を許します。

### ○13番（佐々木創主君）（登壇）

皆さんこんにちは。本日、恐らく最後だと思います。また、水産振興課長、5回目の登場、最後になりますので、御苦労さまです。よろしくお願いします。

本日は、佐賀空港へのオスプレイ配備計画、有明海と漁業の今後、柳川観光と川下り、以上3つのテーマで質問をさせていただきます。

この3つのテーマについては、この場で何度も議論をさせていただいたものであります。これらは現在の柳川市にとって大きな課題であり、柳川市の力量、意思が試されるもの、最終局面に近いもの、そして、市民、関係者にとって大きな関心が寄せられているものであります。また、金子市長が大きく関わってきたものでもあります。そこで、任期最後の議会である今回、その取組、約束の達成状況を御披露いただき、議論をさせていただきたいと思えます。

まず、佐賀空港へのオスプレイ配備計画についてであります。

佐賀空港の陸上自衛隊駐屯地建設は着々と進んでおり、いよいよこの7月からはオスプレイ17機、さらに、目達原駐屯地から移設される50機のヘリコプターの運用が始まります。このオスプレイ配備については、安全面、騒音、環境、有明海、漁業への影響、観光への影響など、市民の皆さんから、特に、悪天候時の飛行コースとなる昭代、両開など南部地域、漁業関係者から心配する声が寄せられてきました。そういった課題について、これまで柳川市は佐賀空港を運用する佐賀県、そして、防衛省と協議を行われてきたわけですが、駐屯地運用まで半年足らずとなった現時点での状況、そして、柳川市、柳川市民が強いられる負担、それに対する佐賀県と防衛省の対応方針、市民が納得できるものか、明らかにしなければなりません。

まず、柳川市は佐賀空港の所有者である佐賀県と環境保全に係る合意書を取り交わしておりますが、これまで航空機の飛行時間の延長、夜間飛行と佐賀県からの合意書の改定要請を受け入れてきました。環境基準をクリアしているとはいえ、飛行コース地域住民は騒音など環境悪化を強いられてきていることも事実であります。この合意書の前文には、佐賀空港の発展と福岡南西地域の振興に資するとともに、地域住民の良好な生活環境を保全することを目的とすると記されています。今回の自衛隊のオスプレイ等の運用は、騒音等の環境問題のみならず、安全性、住民の心理的な負担、これまでとは比較しようもありません。この合意書の取扱いは非常に重要であります。市がこの合意書の取扱いについてどういう意向を持っているのか、お尋ねします。

### ○生活環境課長（木下康治君）

佐々木議員の御質問にお答えしたいと思います。

佐賀県との合意書につきましては、現時点では環境保全に係る合意書の改定は考えておりません。

理由といたしましては、防衛省が示した佐賀駐屯地（仮称）の運用計画の内容を確認、検証しました結果、自衛隊機の運航は、佐賀空港滑走路利用に対して、運用時間、運用航路、騒音、大気質への影響など、現在締結している佐賀空港の環境保全に係る合意書内容の範囲内であることが確認できたことによるものでございます。

以上でございます。

**○13番（佐々木創主君）**

合意書の改定、考えていないと。その根拠を示してください。

**○生活環境課長（木下康治君）**

まず、合意書の改定の考えは今の現時点ではないというところでございますけれども、合意書の取扱いにつきましては、佐賀空港が地方管理空港であり、自衛隊機が空港を利用したといたしましても、その位置づけに変更がないこと、また、緊急時を除きますが、佐賀空港の利用時間や環境基準を超える状況にないことから、佐賀県との合意書はあくまでも環境保全の観点での合意事項として整理することで、現時点での合意書の改定は考えておりません。

以上でございます。

**○13番（佐々木創主君）**

冒頭、壇上で申し上げたとおり、これまでの改定は民間航空機を対象とした合意書であります。だからこそ、環境という文言がある合意書であります。しかしながら、先ほど今、佐賀空港は地方管理空港と。もちろん佐賀空港の所有の空港、滑走路ですから。ただし、自衛隊機が使用するということになると、全国各地に自衛隊が使用する空港はありますが、これは共用空港ですよ。だから、これも冒頭言ったように、この環境保全に関する合意書、この前文にですね、前文をよく読んでください。前文の中には、佐賀空港の発展と福岡南西部地域の振興に資するとともに。民間航空機がそこを発着し、福岡県南西部を含めて、佐賀県、その地域の方々の利便性、その地域に来る方々の旅客、それと物流、佐賀空港に発着をする民間航空はこういうことに寄与するでしょう。しかしながら、今回、新たに運用が始まる自衛隊機は、福岡県、福岡南西部地域の振興に資する、佐賀空港の発展には関係ないわけですね。それからいうと、この合意書そのものの存在、だから、環境という観点から、当初の民間航空機を対象とした合意書であるならば、そうでありましょう。しかしながら、今回、新たに運用が始まるのは自衛隊機でありますから、だから、この合意書そのものね、民間航空機を対象とした合意書は、もうこれは役に立たないといえますかね、この根本的な改正を考えなくてはならないと思いますが、いかがですか。

**○生活環境課長（木下康治君）**

佐々木議員の御指摘のとおり、現在、佐賀県と締結しております合意書につきましては、民間航空機を対象とした合意書でスタートしております。合意内容につきましては、繰り返しになりますが、先ほど環境保全の観点からは、自衛隊機が利用されましても逸脱しない

というふうな推計予測値が出されておりまして、そういったところは逸脱していないというところは、机上の計算ではございますが、しっかりと確認ができたものでございます。

佐賀県との合意書はあくまでも民間航空機を対象としたものとして、一方、自衛隊の航空機につきましては、防衛省が責任を持って佐賀空港の滑走路を利用しての運用となりますことから、佐賀県との合意書とは別に、九州防衛局を相手とした責任の所在を明らかにした形で何らかの取り交わしが必要であるかと思います。その取り交わしについては、これまで九州防衛局と確認を取ってきた事項を確認するということで、包括的な表現にとどまるかかと思えますけれども、佐賀県との合意書とは別に、確認書という形で防衛省九州防衛局と締結をしていこうというふうな考えでございます。

2つの合意書、確認書、それを総合して、佐賀空港並びに隣接します佐賀駐屯地の運用に柳川市は対応していこうというふうな形で整理をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

#### ○13番（佐々木創主君）

それでは、防衛省は、オスプレイ、ヘリコプターを運用するのに、佐賀県に対し着陸料なりなんなり、空港使用料は発生するんですか。

#### ○生活環境課長（木下康治君）

防衛省が佐賀空港を利用するに当たりましては、空港の使用料として、着陸料という名目で支払いがなされるということで聞いております。

佐賀空港の管理者であります佐賀県と防衛省との間では、自衛隊機の佐賀空港使用に係る着陸料として年間5億円ずつの支払い条件で、20年間で100億円の取決めがなされていると聞いておるところでございます。

以上でございます。

#### ○13番（佐々木創主君）

防衛省は、これは滑走路を使用するんですから、その着陸料と。万が一のことがあった場合、例えば、消防なりレスキューなり、そういった意味では、佐賀空港も当然関与をする。携わる。そういった意味で、佐賀県は着陸料を取って、自衛隊機の滑走路上での何らかのトラブル、それは当然、佐賀空港、佐賀県が関与をしていく。そういった意味で、先ほど言ったように、空港を使用するだけだから、佐賀県とは民航機を対象とした環境に関する合意書でいいんだと。だけれども、自衛隊機が使用する滑走路は佐賀県のもの、使用して共用空港として現実そういう着陸料も発生する。そうやってきた場合に、それは佐賀県の言い分はそうでしょう。使用するだけだから、自衛隊機の運用は我々は関知しませんと。そんな詭弁は通用しないですよ。

それは佐賀県の言い分ならばそうでしょう。だけれども、柳川市の立場、何で佐賀県に擦り寄るんですか。柳川市としては、今までの民航機を対象とした環境に関する合意書では、

これは市民に説明つきませんと、なぜそういうスタンスを取らないんですか。佐賀県の立場に立っているじゃないですか。柳川市民のほうを向いていないじゃないですか。私から言わせるならば、この名称から変えないといけませんですよ。佐賀空港における安全と環境保全に関する合意書、名称から目的まで、今までの目的にプラスアルファして、その上でいろんな条件、その合意書を締結せずして、佐賀県は自衛隊に関しては柳川市さんと防衛省だけでやってください、それは駄目でしょう。

これは後々禍根を残しますよ。どうですか、市長。市長在任当時に惹起されたこの問題でありますから、市長のお考えを聞かせてください。

#### ○生活環境課長（木下康治君）

今回、現時点で合意書の見直しは考えていないと。新たに九州防衛局とは確認書という形で、自衛隊機の運用に関する部分の管理責任については明文化したもので取り交わそうと。両者については、現時点での柳川市の判断ということで、今後、7月から運用開始がなされます佐賀空港と駐屯地の運営でございますけれども、今後は運用が開始されて、様々な課題が浮き彫りになってきようかとも考えております。そういったところをしっかりと柳川市としては確認をして、その都度、佐賀県、九州防衛局と協議を持つ。現在はこれまで約10年間、佐賀県と九州防衛局とはしっかりしたパイプが事務レベルではしっかり、また、市長レベルでもしっかり構築されてきたものと考えております。そういったところで、その都度、何かしら問題が発生した場合には、そういったところ、佐賀県がうちには関係ないとかいうようなことはないように、九州防衛局と佐賀県と共同で、同じ座席に着いて、問題のあることについては解決していくことが柳川市にとっては最大必要なことであろうというふうな形で考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○13番（佐々木創主君）

もう事務方はいいいですよ。先ほど何度も言わせないでください。今後、何かあったら改定するとか、そんな話じゃない。一番最初なんですよ。自衛隊の駐屯地ができて、そこで運用が始まる。佐賀県は当然運航に関して、管制関係を含めて、佐賀空港、佐賀県は関与するじゃないですか、自衛隊の自衛隊機の運用に。だから、この環境に関する合意書じゃ駄目と言っているんですよ。安全と環境に関する合意書にするのか、その辺のところは文言は置いておくにしても、自衛隊機が関わる、佐賀県は関知しませんという佐賀県の立場に立つんじゃないと言っているんですよ。柳川市民の方向を向いて、柳川市民の安全と安心を保つためにどうするのか、そのためにそういう佐賀県を関与させる合意書をどう交わすのかを考えるのが柳川市ですよ。どうですか。

#### ○市長（金子健次君）

私のほうから答弁させていただきます。

令和7年7月からの佐賀駐屯地の運用に関しましては、平成30年8月に佐賀県知事が自衛隊使用、配備計画の要請を受け入れる判断をされました。令和4年11月には佐賀県有明海漁業協同組合が佐賀県知事の協定覚書変更を受け入れられました。当時、漁協の受入れに関しまして、佐賀県知事から私のほうへ直接電話がありました。誠意を感じた記憶もございます。その後、令和5年2月には佐賀市長も配備計画の地元受入れを表明されまして、駐屯地の施設整備が始まりました。

本年6月末には佐賀空港に隣接する駐屯地の施設整備が完了するわけですが、実際オスプレイが運航して初めて、騒音、飛行コースなど、様々な課題が見えてくる部分もあろうかと私は思っております。

本市といたしましては、市民の不安や問題については、その都度、防衛省並びに佐賀県と協議をいたしまして、問題解決を図っていかなければならないというふうに考えております。そして、柳川市民の安全で安心して暮らせる環境を将来に引き継いでいけるように努めてまいりたいと考えております。

#### ○13番（佐々木創主君）

これ以上しゃべっても時間の無駄ですからね、これに関してはしかるべき手段を取らせていただきますから。

それともう一つ、先ほどから生活環境課長が言っている防衛省と取り交わす確認書と。確認書の内容を、先日、全員協議会で議会にも示されましたけれども、これまでオスプレイ配備特別委員会、いろいろ議論し、あなた方もその中で同席をし、我々の議論も聞いていたと思いますし、あなた方は発言はほとんどなかった。経過報告だけ。1つだけね、もう時間ないので、問題点だけ指摘しておきます。

自衛隊機の安全性と安全対策についてという第1項目の第2項、防衛省は自衛隊機の事故等重大事案が発生した場合には、柳川市に対し云々と。損失、損害が生じた場合は関係法令に基づいて補償すると当たり前のことしか書いていない。発生した場合にはしか書いていないですよ。発生に備えと、発生しないように、もし発生した場合には緊急避難的に被害軽減、究明等々の議論を我々もしてきております。発生した場合、発生した後、補償するのは当たり前じゃないですか。そんなことをこんな締結をしなくてもいいんですよ。柳川市の意思を入れんといかん。発生した場合、そして、発生に備え、どうするんだということをきちっと書かせんといかんですよ。これだけ指摘をしておきます。これは再検討をしてください。

もう時間もないので、今回、盛りだくさんで、いつも時間が足らなくなるので、次に行きます。

有明海、今回、もう4人の方がされ、私は5人目ですから、重なる部分もあるかもしれませんが、令和4年度、5年度、2年です。そして、今季も不作と。不作前の生産枚数、

生産高、それと不作後の生産枚数、生産高、そして今年度、数字をお願いします。

○水産振興課長（平川昌之君）

佐々木議員の質問にお答えします。

まず、ノリ生産枚数と金額についてですが、不作前の平成26年から令和3年までの8年間の平均を申しますと、生産枚数が10億2,000万枚、生産金額が129億円となっています。これに対し、不作の年となった令和4年と令和5年の平均が、生産枚数が5億6,000万枚、生産金額が107億円となっています。また、今漁期、令和6年漁期ですが、2月21日に開催されました第7回ノリ入札会までの実績を申しますと、生産枚数が4億5,000万枚、生産金額が130億円となっています。

参考までに、平成12年の大不作の年の生産枚数が4億5,000万枚、生産金額が44億円でした。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

例年の半分以下で、例年どおりの売上高、130億円、今年がですね。この我々のテーブル、こんな色の通常の年であれば10円もしないような5円、6円程度のノリが20円程度と。異常ですね。これまでの議員からも発言したように、柳川有明ノリのブランド、何だこれとは非常に憂える状況なんです。この不作、有明海の問題の本論に入ります前に、2年前にこの有明海の漁業の質問をさせていただきました。その折に、1次産業、農業については、農業技術習得の2年間、年間1,500千円的生活費、そして、独立した後も3年間、1,500千円ですか、生活支援金と。それと、ハウスだ、農業機械、トラックだ等々の補助があると。それに比べて、漁業についてはほとんどないと。どうかすべきじゃないですかと。当時、漁船が65,000千円すると。そしたら、今年は75,000千円だそうですよ。物価高騰、資材費もあるんでしょうけれども。新規に漁業、ノリ業を立ち上げようとする2億円、足らないと。新規に後継者を育成する制度なりなんなり、そうしないと、今後のノリ業というのは衰退していくという話をしまして、市長から地元自治体、地域の代表として、これから国、県、関係団体に働きかけをしたいというお約束をいただいたんですが、その後の取組をお願いします。

○市長（金子健次君）

佐々木議員の質問に私のほうからお答えをいたします。

令和5年3月の定例会で佐々木議員より漁業者の減少対策で新規就業者の支援が必要ではないかと質問を受けまして、それに対し、検討しますとお答えさせていただきました。

その後、早速、福岡有明海漁連や市内漁協の参事さんレベルでの協議を重ねました。最終的に全組合長による協議の結果、柳川市漁業経営体育成総合支援事業を令和7年度より実施することで進めております。

この事業は国の事業で、ノリの経験がない雇用者を近い将来独立できるよう研修を受けさせ、その技術を習得させるというのですが、その研修を受け入れる経営体に補助金として1人当たり月額最大で141千円を交付するものとなっております。

現在、この国の事業に2名の該当する経営体が補助を受けております。しかし、この国の事業は最大2年間で終了となっております。そこで、終了となったその後の3年間は支援するものです。そのことで、5年間のノリ従事の経験を積むことから、漁業権行使規則の区画漁業権の権利を得ることができることになっています。簡単に言いますと、ノリの小間の配分を受けることができるようになります。

この新規事業による1人当たりの月額は100千円を考えております。これは雇用されている経営体で1年間通しての給与が年間平均2,400千円であったことから、その半分を支援したいと考えたところでございます。また、福岡県にもこの新規事業と一緒に支援していただきたいと要望しているところでもございます。

御存じのとおり、ノリ養殖業はこれまで世襲による新規就業でありましたが、これにより雇用者から新規参入していただければと期待をいたしております。

と申しましても、まだまだ課題もあります。ノリの小間を配分してもらっても、それをできる施設の確保が難しいとも思われます。そこで、今後は廃業される方の処分される施設のマッチングや、協業で廃業された後に参加させていただけるようなケアが必要になってくると思います。しかし、一番の効果は世襲ではない本気でノリをやりたい方がノリの小間の配分を受けられることで、ノリの仕事に対しモチベーションが上がり、いつか自分も独立してやりたいという希望が持てることではないかと思うところであります。

この事業は、市長選もございますが、今年6月補正で肉づけ予算に上程することで、しっかり引き継いでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

### ○13番（佐々木創主君）

取組をしていただいたと。ただ、市長も申されたように、まだまだこれでは見劣りするといえますかね、農業の支援制度に比べれば、じゃ、これで本当に独立してやろうと、頑張ろうという気になれるのかなと。その後の経営がうまくいくのかなと。そういった意味で、まだまだ改善の余地、さらなる国、県の支援をやらないといけないので、近隣の自治体、県の枠を超えて、佐賀県、熊本県、そういったところと連携して、大きな声にして、市長はあと2か月足らずですけども、次の市長を含めて、事務方は継続ですから、しっかりやっていただくようお願いをしておきます。またこれについては、その後、経過を確認させていただきますから。

さはあるながら、今の有明海の状況では新規にやろうという気になるとは到底思えない、そういう有明海の状況であります。それで、今までの議員からも質問があつておりましたが、

不作の原因、繰り返しになりますけどね、かいつまんで答弁をお願いします。

#### ○水産振興課長（平川昌之君）

佐々木議員の質問にお答えします。

漁獲高減少の原因につきましては、これまで答弁させていただきましたが、幾つかの要因があると思いますが、令和6年度漁期につきましては、主に10月のノリの採苗期に例年より海水温が高かったこと、そして、12月に入りますと栄養塩が低下していき、低いままで低空飛行、回復することがなかったこと、そのことからノリの色落ちがいつもより早く始まったこと、その原因としては、繰り返しになりますが、植物性プランクトンが消えることなく、長期間にわたり継続したことなどが挙げられると思います。

以上です。

#### ○13番（佐々木創主君）

いろいろ原因も、複合的要因といいますかね、先ほど梶島正吾議員が実際従事されている立場から説明もいただきましたし、私もノリ関係の方々からもいろんな情報を聞きますし、私も生まれ育った地域はノリ産地でございますし、当時の状況も見聞きし、実際、私もノリ剥ぎを手伝った覚えもありますから、そういった意味で思い入れはあるわけであります。

そういった観点からいうと、いろいろ話を聞いてみると、まず必ず話が出るのは栄養塩と。じゃ、栄養塩の供給元は何かというと、川の上流から有明海に流れ込む水、これがノリの育つ栄養になるんだと。それをプランクトンが食べる、そして、プランクトンがなかなか消えない。プランクトンを食料とするアサリが激減して、多少回復傾向にありますが、それなりの対策、お金も入れていただいてやっているんですけども、基本的に昔の有明海を考えると、堤防に立つと見渡す先、水平線まで潟が広がっておりました。今から二、三十年前は大和干拓、春の時期になると堤防の上に車が何百台と――何百台もいないと思いますけどね、一般の方々が来られて、そこから有明海に歩いて行って、潮干狩りを楽しまれておられました。両開の堤防から見ても、水平線の先まで潟でしたよ、大潮のときは。ほとんど潟が減っておる。海底陥没の問題もありますが、水ですね。栄養塩の流入の水、それと潟の消失、そして潟の性質、砂、筑後大堰で砂が入ってこんごとなったけん、だんだん潟土になってきたという話。我々の頃はね、本当にすたすたすたすた地面のように歩いて、子供の頃は走り回っていましたよ、潟で。その2つと、それとプランクトンですね。

それで、栄養塩が足らん、栄養塩が足らん、雨が降らんかの、雨が降らんかのと。年末から今年1月、2月にかけて、ほとんど雨が降らない。昨日今日、雨が降っておるんでね、1月にだっと降って、そのときはノリの専門的な内容だったので、雨でほとんど消えてしまうみたいなお話もありましたが、とにかく雨が降ってくれと。それからいうと、筑後大堰ができたのが昭和60年ですね。そのときはノリ漁業関係者が大挙して反対運動を行ったと。そこで、筑後大堰のところから毎秒40立方メートル、40トンでノリの時期は流しますという約束

ができた。建設課長から調べていただいね。だから、調べてみると、水資源公団のホームページを見ると、昨日おととい、先おととい、大体毎秒43トン程度ですね。それからいって、その水源は昭和48年3月にできた松原・下笠ダムから流しますと。そのダムの用水を利水するんだということですから、その後できたのが江川ダム。江川ダムはこの筑後川にも入っておりますけれども、福岡市に直接水道用水としてポンプアップされております。その後、昭和54年、寺内ダム、筑後大堰と。松原、下笠、江川等々ができたのは昭和28年の大水害、それを受けて治水目的、それと利水ということでできたダム。そして、昭和60年3月、これも福岡の大洪水、昭和53年ですか、福岡の特殊浴場が営業できなくなったと。すさまじい給水制限があったということで、その後、大山、小笠原川（177ページで訂正）ダムと。これはそろそろ40トンの水量、最低流水を流すという約束、これはそろそろ変えてもいいと思うんですが、どげんでしょうか。——通告しておりませんので、困っておりますけどね。

確かに、ちょっと見にくいと思いますけど、小笠原川（177ページで訂正）ダムの事務所のホームページから取って、この赤いラインが40トンですよ、40トン。ここが1月から2月、3月、ここに青いのがありますよね。これは松原、下笠なんですよ。で、昭和60年に筑後大堰ができた。そして、平成24年に大山ダムができた。1,800万トン、利水容量。そして、我々議会も視察に行きましたが、小笠原川（177ページで訂正）ダム、これが3,500万トンですよ。小笠原川（177ページで訂正）ダムが出てくるのは8月の大洪水ですよ。本当に雨が降らなくて足りないときに、小笠原川（177ページで訂正）ダムがあるから、その水でこの40トンも確保できますと。そして、我々が毎日飲んでいる水道水、農業用水、これが確保できると。小笠原川（177ページで訂正）ダムができたおかげで、本当に安心できると。水路課長なんかね、前の水路課長と違って大分安心されていると思いますよ。

ある意味、小笠原川（177ページで訂正）ダムは補完的な役割なんですよ。活躍するのは夏場だけなんですよ。そして、このダム群ができた、これは治水が第1目的ですが、一番の最大の理由、次の最大の理由は福岡都市圏ですよ。松原、下笠ができたときは福岡の人口は87万人ですよ。江川ダムから直接福岡の水道水を取りますがね、その当時は100万人ですよ。それから、現在162万人で、脊振山地の分水嶺、北側には五ヶ山ダムというのができたじゃないですか。そこは何と利水容量は3,170万トン、貯水容量は3,900万トンですよ。小笠原川（177ページで訂正）ダムよりももっと多いんですよ。福岡県最大のダムができた。福岡都市圏も随分安心できたでしょうね。

そういった意味からいうと、松原、下笠、そして、筑後大堰ができた時点で、できた40トン毎秒流す。それからいうと、小笠原川（177ページで訂正）ダム、大山ダムができた。そういった意味で、40トン規制の枠を私はもう一度ね、今の時点で、冬場は小笠原川（177ページで訂正）ダムの水は使わないわけですから、小笠原川（177ページで訂正）ダムの2月26

日現在の貯水率97.6%ですよ。3,100万トン、これだけの水があるじゃないですか。そう  
いった意味からいうと、筑後大堰ができる前、できた後、40トン、雨が降った時は毎秒50ト  
ンとか100トンですよ。それからいうと、本当に水が足りないとき、種つけ時期、冷凍網の  
展開時期、それとノリが出る時期、11月から3月までずっと流せと言っているんじゃないで  
ね、本当に一番足りないときに、この40トン枠を取っ払ってね、50トンなり60トン、それで  
栄養塩が多少なりとも補給できるんならば、それがほかの関係団体に支障が出ないならば、  
私は可能じゃないかなと。交渉して、まず交渉しないことには始まらない。だから、ノリ関  
係団体とその辺の協議を始めて、ましてや水資源公団、国交省、農水省、その辺とのテーブ  
ルに着いてもらう、こういう努力をすべきだと思いますが、いかがですか、市長。これは事  
務方に聞いても答えようがないですからね。

#### ○市長（金子健次君）

佐々木議員のように詳しくないもので、私も今さら勉強せんといかんということで、お叱  
りを受けるかと思いますが、40トンを50トンに持つていくためにはかなりのエネル  
ギーが必要ではないかというふうに思います。

そういうことについては、十分水が補給できれば、解決できればそれが一番いいんですけ  
れども、そのことについては、やっぱり福岡県や佐賀県、全部の地域が一体となって取り組  
まなければならない問題ではないかと思いますので、ダムのいろんな形については、これか  
ら先、勉強させてください。

以上です。

#### ○13番（佐々木創主君）

当然、柳川だけの要望で実現できるわけじゃないので、福岡市なり佐賀県なり、それと、  
県南水道企業団なり、いろんな関係団体が関係しますよ。ただし、これだけの水が余ってい  
ることは事実なんですから。その中で可能であるならば、やっぱり可能性があることは追求  
しないといけない。市長は非常に慎重な答弁をされましたから、次の市長に期待したいと思  
うので、水産振興課長、建設課長、水路課長、それと産業経済部長、しっかりこのことを認  
識いただいて、また経過の質問をしますから、よろしくお願いします。

それで、覆砂事業ですけれども、あれは平成6年当時、一度ですね、1年か2年、覆砂事  
業を大和干拓地先にやっていただきました。量は覚えていません。効果がどうだということ  
で、船で行きました。そしたら、潟にまいた砂、ちょっと丘状になって、それを両手です  
くったら、1センチ未満の数ミリの稚貝だらけでした。今と有明海的环境は違うと思います  
けれども、聞くところによると、今の覆砂事業は沖合の漁師さんがじょれんを引く。引けな  
いほど深いところと。そういった意味では、もっと沿岸地域なりなんなり、やっぱりその辺  
のところをね、もちろん漁連と協議しながら覆砂の場所というのは決めてあると思いますけ  
れども、そういうこともやっぱり再検討していただくようお願いをしたいと同時に、何度

も答弁があったように、有明海再生加速化対策交付金10億円。だけれども、これは4県で10億円ですからね。それから、何か耕うん機とか、せんかメニューも何かいろいろ入っとるようにも聞きますし、やはり全体が活性化する、有明海が再生する、そういうのにしっかり使っていただくように期待をして、この質問を終わります。

それで、あと14分になりましたので、観光と川下りということで、時間もありませんので、この場で何度も西鉄柳川駅前の川下り乗船場の話をしました。その折に、なかなか業界との連携、業界の連携とその運用体制が決まらないと。市長は耳が痛いと思いますが、改めてこの経緯を話さないといけませんので、平成31年1月の全員協議会で、私はこの駅前の乗船場、これは非常に危惧を覚えると。ましてや川下り業者に相談もなく、この計画が惹起され、本当に大丈夫かと。まず、業者さんたちに話をし、ああ、それなら駅前の川下り乗船場はいいですねと、じゃ、どういうふうに運用していきましょうか、協議をしましょうか、そういうテーブルに着くという同意なしに着工しちゃいかんでしょうという話をしたら、市長は分かりましたとおっしゃった。にもかかわらず、着工を始められた。それで、昨年、一昨年、それまでも何度もこの件はここで議論をし、私は反対と。だけど、どうしても造りたいなら、高畑、三柱神社の敷地内の広いところに、あそこに共同の乗船場を造って、駅からあそこまで歩いていただいて、まず、大河ドラマ誘致を頑張っておられる宗茂と閨千代、それと岳父の道雪公を祭った三柱神社にお参りしていただき、宗茂と閨千代の物語に触れ、そして、その物語を理解し、わくわく感を持って、あそこの敷地内にある乗船場から川下りに乗るとストーリーができるじゃないですか。全く聞き入れてもらえませんでした。

そして、一昨年、まだまだ運用体制、同意ができておりませんと。業界関係者と話し合いもし、川と掘割の共生会議等々でも話をしております。だけれども、もうその場で、この段階になって着工もしておるから反対と言ってもしょうがない。だから、これからあの乗船場が本当に造ってよかったと。あれを起点に、もっともっと柳川の観光がグレードアップするようにみんなが協力していかないといけないじゃないですかという話をし、そして、市長は自ら汗をかいて、2年後の任期の後、令和7年3月の完成予定でしたから、現在は1年延びたようですけれども、令和7年3月の完成の時点では、あのときいろいろあったけれども、よかったねと笑って言えるように私は頑張ります、汗をかきますとおっしゃっていただいた。現在の状況、答弁願います。

#### **ODMO推進室長（川原洋一君）**

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、令和3年11月より8回にわたり、柳川市掘割と観光の共生のあり方検討委員会を開催し、令和5年2月に正副委員長より市長に提言書を手渡しいただきました。

提言書には7つの最優先方策があり、その中の観光事業者の連携を図る機会の創出、ガイドライン等の策定・遵守などを具現化するため、柳川市と柳川市観光協会では、まず、川下

り事業者の連携を図り、その上で一定のルールづくりや、西鉄柳川駅西口乗船場の運用体制の整備を行うため、令和5年4月から川下り事業者連携会議を6回にわたり開催してまいりました。

これまでの会議で、西鉄柳川駅西口乗船場からの運用体制につきましては、市内、現在7社川下り事業者がございますけれども、その料金や運航コースなどが違いがあるために、柳川市観光協会におきまして統一化を図り、川下りの受付業務と料金徴収、対外的なPR業務などを行うこととしております。また、一定のルールの下、西鉄柳川駅西口乗船場からの川下りに賛同する船会社とは委託契約を行いまして、必要に応じて船会社から船頭さんを派遣してもらうということなどが理解を得られております。

しかしながら、運航料金や運航のタイムスケジュールなどは決まっておらず、特に、近年の船頭さん不足の問題などもありますので、引き続きしっかりとヒアリングを行い、会議の場において決まり事をつくっていきたいと考えているところでございます。

次に、川下り事業者の連携についてでございます。

以前はまとまりがなかったものの、近年、船頭不足の中、例えば、修学旅行など一度に大人数の予約が入った場合、船会社相互で船頭不足を補うための複数事業者によります船舶運航相互派遣の覚書が交わされるなど、少しずつではございますが、まとまりが出てきているのではないかと感じているところでございます。

川下りが観光業として始まり、約60年がたちますが、いまだに1つにまとまっていないことを十分認識した上で、今後も事業者や船頭さん同士が互いに高め合っていけるような業界となるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○13番（佐々木創主君）

少しね、それなりに動きが出たようでありますが、委託と。業務委託をするのは観光協会ですか。それで、船頭さんを派遣する船会社、了解を得られたと。これは全社ですか。何社ですか。

#### ○DMO推進室長（川原洋一君）

先ほど申したとおり、具体的な料金、または運航時間等々を正式に決定しておりませんので、おおむねでございますが、今賛同する船会社は4社から5社といったところかと考えております。

以上です。

#### ○13番（佐々木創主君）

7社のうち4社、5社と。当然、同意を得られたと。具体的な料金なりなんなり。この状況だと、堀は掘ったわ、舟が1そうもないというのは避けられそうかなと。完成まで1年半延びて、令和8年の秋ですか。期待をしたいんですけれども、やっぱり頑張りたいという

人にやらすしかないと思うんですよ。その時々には私がちょっとね、これはどうなるのかなと言っておった西鉄の電車と川下りのセットの割引券、これはどうなっているんですかね。現在1社だけですけど。

**ODMO推進室長（川原洋一君）**

佐々木議員御指摘の件につきましては、やはりあくまで民間会社同士の契約であり、利害関係を伴うものであろうかと考えております。まずは、先ほど申し上げますように、しっかりと連携を取っていった上で、当然この問題も会議の場で決着すべきかと思っております。

以上です。

**○13番（佐々木創主君）**

市長、2年前に覚悟を決めて決意しておりますと、1年半後を見ていただきたいとおっしゃいましたが、現在の心境をお願いします。

**○市長（金子健次君）**

佐々木議員との中では、汗を流してゴールしたいという気持ちがありました。しかし、なかなか難しい問題が、御指摘のような結果がありました。本当に汗を流したのは川原君でありまして、本当に1業者ごとに説得をして、何とかゴールにこぎ着けるんじゃないかということでございます。それが柳川駅を下りたら、そういうところがあれば、素晴らしいイメージがつながってくると思いますので、佐々木議員があのかき言われた分については十分私も責任もあると思いますけれども、汗を流したのは職員たちが本当に日夜奮闘して、ここまでこぎ着けたなというふうに思っております。

今回、7回目の会議があります。そのことについて、会議の中には私も出席をして、もう1か月間近ですけれども、十分私の考え方を業者の方をお願いをしまいたいと。そしてまた、柳川の観光が素晴らしい観光になるような形で、たくさんの皆さんが柳川においでいただくような形を話をしてみたいというふうに思っていますので、佐々木議員が心配された分は私も十分分かって、そういうことを今ひしひしと感じているところでございます。ただ、職員たちも頑張ってくれたことを報告して、私の答弁といたします。

以上です。

**○13番（佐々木創主君）**

もちろん相手があることですから、物じゃないんでね、人間対人間、ましてやいろいろ背景もあるわけですから、約束はできなかったからといって、どうこう言うつもりはありません。ただ、市長、まだ1か月半ありますから、もう一汗かいてもらえませんか。

**○市長（金子健次君）**

最後、トップギアに入れて、7回目の会議に臨みたいと思いますので、そういうことです。

以上です。

**○13番（佐々木創主君）**

会議の場にみんな集まったところじゃなくて、7社全部ね、ちょっと膝は悪いと思いますけど、行かれてくださいよ。もういいですよ、頑張ってください。

それと、追い打ちをかけるようで申し訳ないんですけどね、この場で市長のマニフェストでもあった歴史建築物、渡辺邸、十時邸。十時邸は持ち主さんがまだ健在で、活用というか、維持していらっしゃいます。渡辺邸は朽ち果てようとし、残念です。どうなってしまうのか。あそこは現在の三柱神社、焼けましたけれども、三橋方面にあったのを現在の地に移設するときに建てたと。そのとき余った部材を剣術指南役であった渡辺家に下賜して、その部材を使って建てたのが現在の渡辺邸といわれがありますという話もしました。ストーリーがありますという話もしました。それが実現できずに現在に至っておりますけれども、何とかこれがそれなりの活用ができないか、いろんな方に御相談をさせていただいております。

それから、柳川の掘割が名勝に指定を受けて10年たちます。しかし、白秋の詩情を育んだ、あの大正、昭和初期の風情をもう一度もっともっと取り戻すと。そういった意味で、2次指定、3次指定、その準備も担当課でやられておったようですけれども、それもままならないまま現在に至って、少しずつ失われつつあります。これは金子市長というよりも、柳川のインバウンドだ何だ、それは来てもらうのは大事ですけれども、持っておったものを最大限に生かす。例えば、柳川城という話がありましたが、柳城中学校と柳川高校の間の道、あの石垣、あの迫力はすごいですよ。皆さん行かれたことがあるかどうか分かりませんが、まさしくインスタ映えするといいますかね、あれも観光資源ですよ。今あるものを、どれだけの宝があるのかというのをもう一度ね、最近のはやりの観光云々じゃなくて、もう一度見直す作業を、津留課長、してください。

そういった意味で、まだまだ課題があります。150万、200万ぐらいなね、ましてや柳川に住みたいと思えるような歴史情緒あふれるまちになり得るんですから、そういったことをぜひ今後も目指していただきたいと思いますし、市長とはここで何度もやり合いもしました。一緒に頑張りましょうと褒めたこともありました。しかしながら、16年間御苦労さまでした。ただ、懸案事項については、リタイアすることなく、いろんな形で携わっていただくことをお願いして、終わります。

#### ○議長（荒木 憲君）

これをもちまして……（「議長、ちょっと発言」と呼ぶ者あり）

#### ○10番（新谷信次郎君）

昨日の私の一般質問、それと、今日の今の佐々木議員の質問の中で、佐賀県と結んでいる、簡単に言います。環境保全に係る合意書、それと、自衛隊機の運用に関する確認書ですね、こんな重要な案件ね、これは特別委員会に入っていない私たちは何の説明も協議もあつていませんよ。そういうことをちゃんと考えた上で、こういう議会運営をしているんですか。それをちょっと答えてください。

○議長（荒木 憲君）

この動議に賛成の方いらっしゃいますか。（「結局、質問やけん」と呼ぶ者あり）質問で、誰に対してですか。（「質問やけん、すぐ答えんですか。議長の考えがあってから議事運営しよるとやろう」と呼ぶ者あり）

ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 45 分 休憩

午後 3 時 49 分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもちまして佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。（発言する者あり）（「一般質問は閉めて大丈夫です。ただし、新谷議員からの質問は受けてください」と呼ぶ者あり）

新谷議員が動議を出しておりますので、延会は中止いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 49 分 休憩

午後 4 時 19 分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの新谷議員の質問に対してお答えいたします。

佐賀県との佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に関わる合意書について及び佐賀駐屯地（仮称）における自衛隊の運用に関する確認書案については、本日、執行部より全員協議会を開催していただき、説明をしたいという申出があったので、日程調整を行っているところであります。

日程については、予算審査特別委員会の終了後に開催する予定でありましたので、御了承お願いいたします。

○10番（新谷信次郎君）

いや、何か今さら執行部からそういう説明の申出があったというふうに言われるけれども、じゃ、私が今この動議を出さなければ執行部の報告はないまま流れとるやないの。そういうことに対しての議長の責任をどう取るかやん、問題は。最初からこういう重要な案件について全員協議会で全議員の参加の下に説明、協議すべきだと言っているわけですよ。それが抜

けとったことについて何の回答も答弁もないじゃないですか。そこはどうなんですか、そこは。

○議長（荒木 憲君）

先ほど説明したとおり、今日の朝、執行部のほうから連絡が入っておいりましたので、そういうことでございますので、御了承していただきたいと思いますので。

これから議運に諮ってから決めることでありますので……（発言する者あり）すみません、失礼いたしました。日程については、終了後に開催するということでございますので、御了承いただきたいと思います。（「ちょっとよかですか」と呼ぶ者あり）

○17番（緒方寿光君）

議長が執行部から朝聞かれたち思うなら、開催した後にそればしますち、ある程度決めて、皆さんに諮って話ばすればいいじゃないですか。それは説明がおかしいですよ。

○議長（荒木 憲君）

失礼いたしました。申し訳ございません。

そういうことでございますので、議会自体を終了したいと思いますので、よろしくお願いします。

○13番（佐々木創主君）

先ほどの私の一般質問で、小石原川ダムを小笠原川ダムと言っておりますので、訂正方をよろしくお願いいたします。

○議長（荒木 憲君）

佐々木議員、そういうことでよろしいでしょうか。訂正をしたいと思います。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

それでは、議事進行で参りたいと思います。

これにて延会したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午後4時23分 延会

令和 7 年 3 月 5 日（水曜日）

## 柳川市議会第2回定例会会議録

令和7年3月5日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1番 菊 次 太 丸  
3番 甲 木 健太郎  
5番 田 中 康 徳  
7番 佐 藤 勝 広  
9番 浦 川 和 久  
11番 江 口 義 明  
13番 佐々木 創 主  
15番 高 田 千壽輝  
17番 緒 方 寿 光  
19番 荒 木 憲

2番 梶 島 正 吾  
4番 三小田 保 弘  
6番 橋 本 憲 之  
8番 今 村 智 子  
10番 新 谷 信次郎  
12番 荒 卷 英 樹  
14番 近 藤 末 治  
16番 矢ヶ部 広 巳  
18番 樽 見 哲 也

### 2. 欠席議員

な し

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

|                 |   |   |   |   |    |
|-----------------|---|---|---|---|----|
| 市               | 長 | 金 | 子 | 健 | 次  |
| 副市              | 長 | 江 | 島 | 宏 | 和  |
| 教               | 育 | 橋 | 本 | 秀 | 博  |
| 総務部             | 長 | 野 | 口 | 貴 | 光  |
| 会計管理            | 者 | 田 | 中 | 勝 | 裕  |
| 保健福祉部           | 長 | 池 | 末 | 勇 | 人  |
| 建設部             | 長 | 目 | 野 | 隆 | 広  |
| 産業経済部長兼大和庁舎     | 長 | 山 | 田 | 秀 | 太  |
| 教育部長兼三橋庁舎       | 長 | 武 | 田 | 真 | 治  |
| 消防              | 長 | 田 | 島 | 雅 | 彦  |
| 人事秘書課           | 長 | 江 | 口 | 英 | 範  |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局 | 長 | 新 | 開 | 文 | 隆  |
| 企画課             | 長 | 武 | 藤 | 雅 | 裕  |
| 財政課             | 長 | 古 | 賀 | 順 | 一郎 |
| 健康づくり課          | 長 | 横 | 山 | 久 | 美  |
| 福祉課             | 長 | 内 | 田 |   | 猛  |
| 学校教育課           | 長 | 古 | 賀 |   | 洋  |
| 生涯学習課           | 長 | 野 | 田 |   | 学  |
| 建設課             | 長 | 古 | 賀 | 正 | 光  |
| 農政課             | 長 | 木 | 原 | 隆 | 文  |
| 水路課             | 長 | 梅 | 崎 | 秋 | 敬  |
| 子育て支援課          | 長 | 小 | 池 | 由 | 希  |
| 都市計画課           | 長 | 梅 | 崎 | 慎 | 司  |
| 企業誘致推進課         | 長 | 金 | 子 | 幸 | 喜  |
| 観光課             | 長 | 津 | 留 | 秀 | 光  |

### 4. 本議会に出席した事務局職員

|             |   |   |   |   |   |   |
|-------------|---|---|---|---|---|---|
| 議会事務局       | 長 | 徳 | 永 | 喜 | 美 | 香 |
| 議会事務局次長兼議事係 | 長 | 森 |   | 康 |   | 貴 |
| 議会事務局庶務係    | 長 | 古 | 賀 | 雄 |   | 一 |

### 5. 議事日程

日程（1） 一般質問について

| 順位 | 質 問 者          | 質 問 事 項                                                                                                |
|----|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 1 番<br>菊 次 太 丸 | 1. 柳川市内の喫煙所設置について<br>2. 高等教育に係る入学前の奨学金について<br>3. 歴史的庭園文化の保存活用について<br>4. 企業誘致<br>5. 雇用定住促進奨学金返済支援事業について |
| 2  | 8 番<br>今 村 智 子 | 1. 柳川観光まちづくりについて                                                                                       |

---

**午前10時 開議**

**○議長（荒木 憲君）**

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

**日程第1 一般質問について**

**○議長（荒木 憲君）**

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、1番菊次太丸議員の発言を許します。

**○1番（菊次太丸君）（登壇）**

皆様おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきたいと思います。

今回は5項目質問させていただきたいと思います。1点目に、柳川市内の喫煙所の設置について、2点目に、高等教育に係る入学前の奨学金について、3点目に、歴史的庭園文化の保存活用について、4点目に、企業誘致について、5点目に、雇用・定住促進奨学金返済支援事業についてであります。

質問は自席で行いますので、議長のお取り計らいをどうぞよろしくお願いをいたします。

**○1番（菊次太丸君）続**

金子市政になりまして、これが最後の市長に対する質問となります。今日はどうぞよろしく願いをいたします。

壇上での質問項目の順番をちょっと変えますけれども、よろしくお願いをいたします。

そして、お隣にお座りになってあります梶島議員から今日も菊次節をしっかりと炸裂していただきたいということもおっしゃられましたけれども、ちょっと項目が多いので、淡々と進めさせていただきたいと、このように思っております。

まず、初めの質問といたしまして、高等教育に係る入学前の奨学金について質問をさせていただきます。

前回の議論の中で、市長のほうから頼もしい、大変にうれしい答弁をいただいていたものであります。内容的には、市としましては相談者に寄り添えるような制度が何なのか、他市での導入事例を十分に調査した上で、積極的に具体的に検討したい、このような答弁をいただいていたわけでありますけれども、その後、どのような議論が行われて、次年度にはどうなるのか、そのことについて質問させていただきます。

#### ○子育て支援課長（小池由希君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

今回の菊次議員の御質問は、昨年度の6月と今年度の9月にも同様にお受けいたしております。学ぶ意欲があるにもかかわらず、家庭の経済的な事情で入学金を準備できずに進学を諦める子供がいてはならないというお考えの下に、市において救済の施策を講じるべきではないかと、そのような御質問でございました。それに対してお答えをいたしましたのは、ニーズを見極めて、同様の施策を実施している自治体の制度を研究し、検討してまいりますと答弁をしております。

その後の動きといたしましては、他の自治体の制度は情報収集いたしました。それぞれの内容を調査して、本市で実施するに当たっては、どのような形がよいのかを検討してまいりました。ただ、結果としては、来年度の事業として予算を要求するという決定には至っておりません。

その具体的な理由といたしまして、1つには、制度設計において、奨学金制度、今ある日本学生支援機構の奨学金のことですが、このような奨学金制度との兼ね合いや、貸与するか、給付をするか、また、本市の財政規模に対してどれくらいの予算が必要になるのか、そして、可能な範囲なのか、それと、対象者の範囲に所得制限を設けるか、そして、どこら辺がその適切な基準なのかということなど、検討すべきことが多岐にわたるという、このような点でなかなか決定に至らなかったということになっております。また、それと同時に、日頃の子育て支援課の窓口への御相談の中で、進学費用に関する内容はそれほど件数として多くはなく、どれだけの需要があるのかを見極め切れなかったという点もございます。

ただ一方では、そのような困っているという声が私たちに聞こえてきていないだけで、実際には自分の力でどうにもならないという状況の中で、将来を諦めなくてはならないという子供がいるかもしれない。それによる格差が今後さらに表面化していくのではないかとということも危惧をしております。

国では令和2年度から意欲ある子供たちの進学を支援するために高等教育の就学支援新制度が開始をされております。また、令和7年度から多子世帯の学生の入学金や授業料を無償化するなど、施策が拡充をされています。進学した後の奨学金の制度とともに、今後さらに

それらも充実していくと思われます。希望する進学がかなうことで、子供たちの将来設計に希望が持てるということになるのであれば、若い世代が結婚や子育てに対して前向きになって、少子化の進行を少しでも緩やかにできる可能性にもつながると考えております。まずは拡充をされる国の施策や民間の支援制度を、それらを必要とする家庭に十分に活用してもらえるように早期に周知をすることに取り組ませていただきます。その上で、経済的な理由で進学を阻まれる子供たちへの支援をどのように制度設計をするのか、改めて事業の内容や実施について検討をさせていただきたいと存じます。

以上です。

#### ○1番（菊次太丸君）

制度設計がされていないと、できなかったということでありました。市長からは、前回、大変うれしい御答弁をいただいております、私、本当に涙が出るぐらいうれしかったんですね。

その市長答弁に——市長の任期から考えたら、そしたら、次年度にこの予算が載っていないければ本当はいけなかったのかなというふうな思いではいるんですね。そういう意味で、市長に恥をかかせるような執行部であってはいけないし、先ほどもさらに検討をするというふうなことをおっしゃられました。その検討というのが今回どのような重みを持っているのか。そして、今後のスケジュール、そして、恐らく次の新市長に向けて進言をなさって、それを実現なさろうと思っておられると思うんですけれども、今後どのようになさっていくのか、お伺いします。

#### ○保健福祉部長（池末勇人君）

菊次議員の御質問に対しまして、私のほうからお答えを少ししたいと思っております。

議員の今の御指摘につきましては、結果的に制度化できていないということで、反論の余地はないというふうには思っております。

ただ、今回、この御提案に対していただいております貧困の家庭というのが、進学のため費用を準備できない家庭というくくりをどのように行政としてくくるかということを担当課と一緒に検討してきたのは事実でございまして、ただ、その中で、どのような形で落とし込むかというのが非常に複雑な制度になるのかなということで検討している中で考えてきております。

まず、貧困世帯というものがどのようなものを捉えるのが、例えば、生活保護世帯なのか、非課税の世帯なのか、またはひとり親の世帯なのか、就学援助を受けている世帯なのかということで、多岐にわたるという部分がございまして。その中で、対象者をどのように捉えて、その方たちに貸与するのか、給付するのか、そういうことも決めなければなりません。制度を利用する側からすれば給付がいいということになるのでしょうかけれども、市の公金を支出しますので、大切に使う意味からも、貸与して返済をしてもらう、そして、また次の

困っている人につながるような使用方法というのとも考えられるということも検討をしてきております。

また、一人で幾つもの大学の学部を受験されるというような方も多いということでお聞きしておりますので、その場合に、合格して本当に入学する大学だけでいいのか、1人当たりの上限額はどのようにするのか、いろいろなことを検討すべき項目が多くありまして、菊次議員がお話をしてあるような支援が必要な御家庭に届くような制度設計が簡単でないということも、このように時間がかかってしまっているという一つの原因ということも考えられますので、するかしないかを含めたところでの検討になるかもしれませんが、制度のモデル案をまずつくって、今後、検討に具体的に入っていきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○市長（金子健次君）

菊次議員の質問については、前向きに検討するというお話を回答した経過がございます。そこで、今の経過については、部長がお話いたしました。昨日、衆議院のほうで高校の授業料は450千円までは無償化するというので補助金を出すということになりました。今、福岡県内では、あと、柳川市で考えなければならないのは、学校給食の問題については、恐らく2028年かな、来年度には小学校は無償化するという方向が大体新聞報道でされていますので、そういうことも、あと、それを受けて県内の市町村も動き出しております。幾らかでも今年から無償化するという事等も出ておりますし、そういう財政的な問題もそれに呼応しなければならないという問題もあります。

入学前の奨学金については、自分のことも含めてお話をされた経過は、いろんなことを論議させていただきました。いろんな形でこれからも検討しなければなりませんけれども、後の新しい市長のところでもまた検討をしていく引継ぎのほうはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○1番（菊次太丸君）

分かりました。

今、国のほうでも新たな制度を設けてやっていかれるという、これはよく存じ上げております。ただしかしながら、そこにはやっぱり所得の制限であるとか、多子世帯であるとかいう部分のお話になってくるんだろうというふうに思っています。私が求めているのは、収入だけでは目に見えない、実際収入が多くても困窮していらっしゃる方もいます。要は自分の未来を切り開こうとしたときに、必要なそういった高等教育が受けられる。そういう貧困、これを基にして夢を諦めることのないような、国ができない、そういう自治体ならではの支援が考えられないのか、これをずっと訴えさせていただいたというふうに思っております。

今後も訴えもしていきますけれども、皆さん方もですね、先ほどできないいろんな難しい

問題、それも担当課のほうに行って、こういう状況もあるじゃないですか、こういう状況もあるということで逐一お話ししたことも覚えておりますし、当然覚えていらっしゃると思うんですけども、さらに前向きに検討をしていただいて、現実のものにしていきたい、このようにお願いをして、この件は終わります。

次に、雇用・定住促進奨学金返済支援事業、これまでの実績について教えてください。

**○産業経済部長（山田秀太君）**

菊次議員の御質問にお答えいたします。

柳川市雇用・定住促進奨学金返済支援事業につきましては、筑後地域に就職されて奨学金を返済される市内在住の若者に対して奨学金の返済額の一部を補助して、若者の本市への定住、地元への就職促進を図ることを目的としております。補助金交付要綱を整備しまして、令和5年4月1日に施行したところでございます。

登録申請の状況につきましては、令和5年度が登録4件、令和6年度は2月末現在で4件となっております。このほか、お問合せが数件寄せられているところでございます。

以上でございます。

**○1番（菊次太丸君）**

補正もつけて、1,000千円つけていただいた記憶があるんですけども、まだまだ申請をされる方が増えてもいいんじゃないかなと。あとは周知の問題も少しあるのかなというふうに思っております。実際に担当課以外のところの職員自体もこの制度についてよく御存じでない、そういったケースもあるようでありますので、庁舎内にポスターをしっかりと貼って、柳川市は若者を応援します、このような形で進めていただきたいなというふうにも思っております。

また、申請をされる方で、書類の不足などがあつて再度また来庁されなければならない、そういったケースもお伺いをしておりますので、そこに対する対応策、これも考えていただきたいなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**○産業経済部長（山田秀太君）**

菊次議員の御質問にお答えいたします。

まず、確かに菊次議員御指摘のとおり、周知につきましてはまだまだ行き届いていないということで、今後、力を入れてまいりたいと思います。

これまでの取組につきましては、市のホームページに昨年度、令和5年4月1日から掲載するとともに、市の広報紙で令和5年5月、そして、今年度、令和6年8月に掲載しました。そのほか、柳川商工会議所と柳川市商工会の会報誌のほうに掲載をお願いしまして、令和6年12月、令和7年2月号にて周知を図っていただいたところでございます。

また、厚生労働省が実施しております地方人材還流促進事業の地方就活助成・支援制度のウェブサイトへの掲載、また、新規創業者支援事業の補助金を申請に来られた方へのお知ら

せ、学生が集まります企業面談等にチラシを設置するなど、周知を図ってまいりました。

菊次議員御指摘のとおり、今後につきましては、周知ポスターを今現在作成に取りかかっております。市役所の庁内及び関係施設に掲示して、若者を応援していくという姿勢をしっかりと出せるように周知を図ってまいりたいと思います。

次に、御指摘いただきました申請書類の添付漏れにつきましては、これまで手続の際に数件あったということでございます。必要な添付書類の不備等で一度お持ち帰りいただいたということでございます。お客様の貴重な時間を使ってお越しいただいておりますので、できるだけこのようなことを未然に防ぐように、事前にお問合せしてお越しいただくように御案内したり、あるいは分かりやすい案内資料を作って、丁寧に説明してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

#### ○1番（菊次太丸君）

PRのほうも、そして、その対応策というのも今おっしゃっていただきましたので、この事業は期待をしておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いをいたしまして、この件は終わります。

次に、柳川市内の喫煙所設置について質問させていただきます。

皆さん方にちょっとお聞きしたいんですけども、過去に喫煙の経験のある方、現在たばこを吸われてある方、手を挙げていただけたら。——結構いらっしゃるんですね。今日はそういう皆さん方の応援という形で、私も喫煙者であります。そして、私の実家もたばこを販売しておったという経緯もありまして、そういう形で今回質問をさせていただきたいというふうに思います。

たばこ税の税収と、その財源を基にした事業、どんなふうになっておりますでしょうか。

#### ○財政課長（古賀順一郎君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

本市のたばこ税の収入につきましては、過去3年間でお答えいたします。令和3年度434,697,949円、令和4年度454,569,791円、令和5年度453,316,184円で、本市市税収入の約7%近くを占めておりまして、本市の貴重な財源となっております。

また、たばこ税を財源とした事業についてですが、市たばこ税は目的税ではないため、その使い道は特定されておきませんが、市民生活に欠かすことのできない様々な施策に活用をいたしております。

以上です。

#### ○1番（菊次太丸君）

大体450,000千円ほどの税収、それに我々も貢献ができているということは非常に何かうれしなということもあります。そして、7%といえば結構な比率かなというふうにも思っ

ております。

最近、総務省から通達が出ています。その通達によると、健康増進、そして、安定した財源、こういったものを確保していく、これを両立させていくために、各地方自治体に対しましては喫煙所の設置を促しておるようでございます。

現状はどのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。まず、公共施設、そして、公園まで続けてお願いします。

#### ○財政課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

私のほうからは一般的な公共施設についてお答えいたしたいと思います。

公共施設の喫煙所の状況につきましては、望まない受動喫煙の防止を図るため、厚生労働省が定める健康増進法に基づき設置をいたしております。健康増進法においては、学校や病院など子供や患者が利用する施設や、市役所などの行政機関の庁舎は第1種施設に該当いたしまして、原則敷地内禁煙となっております。また、庁舎以外の公共施設や事務所、工場、飲食店など第1種施設以外の施設は第2種施設となり、原則屋内禁煙で、屋外は喫煙可となっております。

庁舎につきましては第1種施設で原則敷地内禁煙となっておりますけれども、施設を利用する者が通常立ち入らない場所であり、喫煙をすることができる場所が区画されていることなどの措置を講ずることによって喫煙所を設置することができます。そのため、柳川庁舎では、通常人が立ち入らない場所として、東側別館の屋上を喫煙所といたしております。

以上です。

#### ○都市計画課長（梅崎慎司君）

私のほうからは公園についてお答えさせていただきます。

現在、都市計画課で管理しております公園につきましては、一般公園が22か所、農村公園等の公園が34か所、都市計画法に基づいて設置されました開発公園が48か所となっておりますが、喫煙所の設置は行っておりません。また、公園内の喫煙に関する規定につきましては、条例等により敷地内での喫煙を禁止行為に定めている公園もない状態です。

しかしながら、これまで喫煙に関する苦情や吸い殻の散乱等に関する報告は寄せられておりませんので、利用者の皆様がモラルやマナーを守り、行動していただいている結果だと考えております。

以上でございます。

#### ○1番（菊次太丸君）

公園につきましては、皆さん方のマナーによって、それぞれ共存ができるような形になっているのかなというふうに思って安心をしております。

現庁舎の状況というのは、屋根もございません。雨が降れば、本当に大変な中、皆さんた

ばこをすばすば吸っていただいて大変な状況下にありますけれども、今後、新庁舎もできるような形になりますね。それとあわせて、灰皿も設置がされていなかったですね。こういう劣悪な状況、450,000千円も市にいわゆる特別交付税として我々が寄付しているんじゃないかなというふうな思いもあるんですけれども、今後どのようにされるのか、お伺いいたします。

**○財政課長（古賀順一郎君）**

お答えいたします。

柳川庁舎の増築庁舎につきましては、先ほど説明したとおり、原則敷地内禁煙で、喫煙所を設置するには、施設を利用する者が通常立ち入らない場所であり、喫煙をすることができる場所が区画されていることが前提となります。他の公共施設に関しても第2種施設となり、原則屋内禁煙で、屋外は喫煙可となっております。

公共施設における分煙整備については、例えば、分煙スペースの設置や喫煙所の明確な表示、さらには喫煙者と非喫煙者の動線を分けるための工夫などが考えられます。増築庁舎については、健康増進法を遵守するのはもちろんですけれども、喫煙者と非喫煙者のニーズを踏まえた上で分煙対策を講じていきたいと思います。望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙の防止に必要な環境の整備に努めていきたいと思っております。

以上です。

**○1番（菊次太丸君）**

分かりました。

やはり双方が快適な空間であるように、そして、欲目としては、税収として納めている我々の環境整備、これもしっかりと努めていただきたいな、そういう思いであります。やはり毎年450,000千円ほどの財源を生み出すわけでありますので、その財源の一部を使ってでも、そういう環境をしっかりと整えていただきたい、このようにお願いを再度申し上げたいんですけど、どうでしょうか。

**○財政課長（古賀順一郎君）**

お答えいたします。

たばこ税の税収分を財源とした分煙施設の整備につきましては、現行の予算であったり、他の施策とのバランスを考慮する必要があると思っております。

いずれにいたしましても、限られた財源の中で、たばこを吸う人も吸わない人も、お互いが安心して利用できる環境づくりに努めてまいりたいと思います。

以上です。

**○1番（菊次太丸君）**

御努力よろしくをお願いをいたします。この件はこれで終わらせていただきます。

次に、歴史的庭園文化の保存活用について質問をさせていただきます。

2月11日に行われました歴史的庭園の記念講演、永松先生の講演ですね。これは生涯学習課が担当になっていただきまして、お世話をおかけいたしました。その模様はどのようなものであったのか、御紹介をよろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（野田 学君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

歴史的庭園の周知を図るため、柳川市及び柳川市教育委員会の主催で2月4日から12日まで、柳川市民文化会館のロビーにおいて歴史的庭園の企画展を実施いたしました。議員がお尋ねの講演は、この企画展の開催を記念して、柳川の歴史的庭園を長年研究されておられます永松義博南九州大学名誉教授を講師にお迎えし、2月11日に市民文化会館のイベントホールで講演していただいたものでございます。

初めに、企画展の内容を御紹介させていただきます。

柳川の歴史的庭園の特徴を紹介するコーナーと、永松先生が調査された柳川の歴史的庭園のうち21か所について実測図や写真を用いて紹介するコーナー、生涯学習課が昨年9月に実施いたしました小・中学生向け体験事業であります柳川トライアルキャンパス「掘割のお庭巡り」による周知啓発の取組、民間団体であります柳川水郷庭園保存機構や伝習館高等学校生徒による清掃ボランティアなど庭園維持の取組を紹介するコーナーを設け、約100点の展示により様々な角度から歴史的庭園の周知を行いました。

会場に設置したアンケートを見ますと、市内外から御来場いただき、歴史的庭園の存在を初めて知って、その価値に驚かれ、清掃ボランティアなど、保存の取組に関心を持たれたことがうかがえます。

記念講演では、日本の庭園の歴史、国内外の庭園の形式や鑑賞方法を紹介された上で、永松先生の50年にわたる研究を基に、九州各地の庭園群と比較した柳川の歴史的庭園の特色を解説いただき、最後に市内の個別の歴史的庭園について紹介をしていただきました。記念講演には約150人が来場され、終了後のアンケートには、歴史的庭園のさらなる周知と保存活用を求める意見が多数寄せられたところでもございます。

今回の企画展、講演会の開催を通して、柳川の歴史的庭園を広く知っていただく機会になったこと、また、清掃ボランティアなど、保存に向けた機運の醸成という点で効果があったものと考えております。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

御紹介ありましたように、子供たちに対する活動というものも展開をしていただきました。

今後、子供たちに周知していく、そのような機会を設けていただきたいと思います。おるんですけれども、今後どのようになさるのか、教えてください。

**○生涯学習課長（野田 学君）**

菊次議員の御質問にお答えいたします。

柳川の歴史的庭園の周知啓発事業の一環として、昨年9月28日に「掘割のお庭巡り」を実施いたしました。小学生とその保護者を対象に募集したところ、小学生6人と保護者4人の参加がございました。

当日は、南九州大学名誉教授、永松義博先生の案内で、戸島氏庭園や個人の庭園の6か所を見学いたしました。小学生に対して庭園の説明は難しい部分もありましたが、参加した小学生が体験後に書いた感想文を見ますと、庭園の池が掘割とつながっていることや、昔の人が掘割や池の水を生活にうまく利用していたことを理解し、驚いていることが分かりました。

今後も歴史的庭園の周知啓発を進めることとしていますが、その効果を高めるために、子供たちが学校の授業で歴史的庭園の学習をする際にも活用できるような啓発資料の製作を計画していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○1番（菊次太丸君）**

ありがとうございます。

教育民生常任委員会のほうに生涯学習の教材として挙げられていたものがあったと思うんですけども、それと同等のものの教材ということで考えてよろしいですか。

**○生涯学習課長（野田 学君）**

今回、製作を検討している資料につきましては、今後、永松先生と協議を進めながら作らせていただきたいと思います。具体的な内容はまだ固まっておりませんので、今後どのような形で製作するかは検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

**○1番（菊次太丸君）**

じゃ、ぜひよろしく願いをいたします。

永松先生のほうからもいろいろと御要望がこの講演会の中であったようでございます。その中の一つに、今現在、伝習館高校の生徒の皆さん方に御協力いただいて清掃活動等をやっ  
ていただいております。そのほかの高校生、ここにも御紹介いただきながら清掃活動にも御協力いただきたい、そういった旨のお話もあってございました。柳川市として、そのお手伝い、どういったことができるでしょうか。

**○生涯学習課長（野田 学君）**

菊次議員の御質問にお答えいたします。

柳川の歴史的庭園のほとんどは所有者の生活空間を形成する個人の財産であり、所有者自ら管理をされております。一方で、空き家になったり、所有者が高齢化して日常管理が難しくなっているケースも見られ、有志による清掃ボランティアは庭園の保存のために貴重な取

組と考えております。

先日の記念講演でも紹介された伝習館高校の生徒による清掃ボランティアにおいては、所有者の方々との関係が深い永松先生が代表をされております柳川水郷庭園保存機構と協働で実施をされており、柳川市からは清掃活動の周知やホームページ、市報での活動内容の紹介、清掃用の網の貸出しなどのサポートを行わせていただきました。

個人の所有地の清掃に対して市が中心的な役割を担うことは難しい面もございますが、まずはこれまでと同様な形でのサポートや保存活動に取り組もうとされる学校間や団体間の調整などの支援はできるものと考えているところでございます。

以上です。

#### ○1番（菊次太丸君）

では、今後ともぜひよろしくお願いをしておきたいと思います。

教育長も、そして、市長もお見えになっておられました。代表して市長のほうから、今回、この講演に参加されての感想をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○市長（金子健次君）

永松先生、また、永松先生の奥様ともお話をして、早く知っておけばよかったなという感じがいたしました。いろんな形で展示会、また、お話を、講演を聞いて、素晴らしい方だなと思いました。特に、永松先生が40か所の庭園の中で、もう壊されたところも確かにあります。そういうことを学生たちと一緒に、一つ一つの設計を仕上げた図面を見せていただいて感動いたしました。

私自身もそういうことで本当に柳川が大好きだよというような形で言われましたし、これからのいろんな形で柳川のために頑張られるというふうに思っておりますので、よかったら観光大使ぐらいやっていただいて、そういうことで活動して、その保存活動に力を入れていかなければならないのかなというふうに感じているところでございます。

以上です。

#### ○1番（菊次太丸君）

市長のほうからも観光大使にぜひなっていただきたいというお話ですから、次は推薦をぜひしていただきたいなというふうに思っております。先生も本当に大変喜んでおられました。そして、おちゃめな先生ですから、何を心配されてあったのか。人がたくさん来てくれるのだろうか、それと、自分の滑舌の悪さでなかなか伝わらないんじゃないか、そういうことだけを心配されてあったんですけど、大変に喜んでありまして、御本人からもその喜びの言葉を聞きましたし、周りの方からもお電話をいただいたりしました。今後とも引き続き柳川で大いに盛り上げていただいて、この保存活用をぜひよろしくお願いします。

答弁を求めたいところもあったんですけど、所管の連携、これまで訴えもさせていただきました。当然、企業誘致推進課も含まれます。そして、観光課もしっかりと連携を取りなが

ら、また、先生ともしっかりと連携を取りながら、保存活動、今後とも御協力いただきますようよろしくお願いをいたしまして、この件はこれで終わります。

次に、企業誘致、前回質問させていただいておりましたが、サテライトオフィス誘致事業の進捗状況について質問をさせていただきたいと思います。

9月議会で企業のマッチングイベント、12社商談の予定であるということで御報告がございました。その後、どのようなになったのか、御報告をよろしくお願いいたします。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

まず、御承知のとおり、サテライトオフィスとは、本社を離れ、地方にあるオフィスで業務を行うスタイルのことです。社内業務の一部を担うのはもちろんのことですが、最も重要な役割は、地域の課題解決を目的とした地域参入の拠点となることです。

昨年9月に答弁いたしました企業12社との商談の進捗でございますが、事業締結、またはオフィス誘致に向けた継続協議中の企業が6社、そのうち、視察受入れまで進んでいるIT企業さんが3社ございます。

先日、実際に視察受入れを行った1社を御紹介したいと思います。

この企業さんとは、今年度に出展いたしました企業とのマッチングイベントでの御縁となるものでございます。東京に本社を持たれるIT企業さんで、視察の受入れは先月で2回目となるものでございます。初回の視察は去年10月、取締役2名と事業部長1名の合計3名で視察に来られ、ふるさとハローワーク、商工会、市の企画課、柳川高校、からたちシェアスペースなどを視察いただきまして、そのほか、貸しオフィスの物件情報なども提供をいたしております。

企業役員の方が九州の幾つかの自治体を昨年視察された中で、その中で柳川市を気に入っていただきまして、今回、2回目の視察となります代表取締役会長と取締役社長が来ていただいております。今回の視察でも、柳川高校、オフィス物件、地元事業者、商工会議所、商工会、ふるさとハローワークなどを訪問していただきまして、本市での事業展開や採用に関する内容を協議していただきました。この際には、市長、副市長、そして、市議会を代表いたします副議長のほうからも誘致に向けた後押しをしていただいたところでございます。お世話かけました。ありがとうございました。

今回視察を受け入れたこの企業の主な事業でございますが、インターネットリサーチ業務、大手広告代理店のバックオフィス業務などを行っております。東京に本社を置き、八戸市、山口市に拠点を構え、八戸市では300名、山口市では70名の地元雇用をされております。2025年に九州での拠点整備を検討されておまして、進出後は地元の人材を積極的に採用される予定でございます。計画では、初年度、2026年度になりますが、50名の地元からの採用を計画しております。それから毎年50名ずつ増員いたしまして、2030年度に250名の体制を予定

されております。この誘致が実現するならば、地元雇用に大きく寄与するものでございます。

このようなサテライトオフィス誘致事業につきましては、去年7月に作成いたしました柳川市サテライトオフィス誘致戦略書、それと、本市の魅力や優位性などを説明しておりますプレゼン資料をもってIT関連企業の誘致活動を行っております。

本社がサテライトオフィス誘致に取り組むことになった経緯でございますが、本市は農振農用地に囲まれ、まとまった土地の確保が困難であること、製造業をはじめとする多くの業種で人手不足が問題となっていること、さらには、この柳川に若者が働きたいと思える業種の確保が重要であると考えたからでございます。

本市としましては、ぜひともこの柳川の地に九州の拠点となるオフィスを構えていただくよう、企業誘致活動に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○1番（菊次太丸君）

本当にこの企業誘致が成功すれば、柳川が課題として掲げておりますこと、大半のことが解決するんじゃないだろうか、このように思うわけでありますけれども、実際に視察に来られたIT関連企業の方の要望といいますか、市に対する要望、どんなものであったのでしょうか。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

お答えいたします。

今回視察に来ていただきましたIT企業さんとの協議の中で、本市に対しましては、新たな拠点開設に向けたバックアップ、これを要望されております。具体的には、初年度50名、それから、2030年までに社員250名体制の雇用の支援、それと、通勤や勤務に便利なオフィスのリサーチ支援、地域社会、地域産業との連携支援、当初4年間の投資期間における負担軽減策の検討、こちらのほうを求めているものでございます。

以上です。

#### ○1番（菊次太丸君）

以前も申し上げましたが、企業誘致を成功させるためには、やはりその企業さんが求めているもの、ここにしっかりと対応していくことが必要だということを申し上げました。当然スピード感というのも、やはり企業さんに合わせていく、こういうことも大事でございますし、そしてまた、予算のしっかりとした確保も大事なんだろうというふうに思っております。

ということで、要望されるものにしっかりとですね、具体的に支援するための予算組み、これが必要ではないか、このように考えておるんですけれども、次年度の予算要求、これをしっかりと頑張っていこうというおつもりであるのかどうか、お伺いいたします。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

お答えいたします。

先ほども申しましたけれども、若者のニーズにマッチしましたサテライトオフィス、この必要性を考えると、議員おっしゃるとおり、補助支援策の充実、こちらのほうも重要であると考えます。

既存の補助制度でございます柳川市オフィス立地促進補助金や企業立地等促進条例に基づく奨励措置などを活用しまして、全力で支援していきたいと考えております。

企業さんとの商談をする中で、企業ニーズの高いオフィス開設に伴います機器、備品などの取得費、また、通信回線使用料などの補助、こちらのほうについても、支援に必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、雇用の確保に関しましては、企業、教育機関、商工会、商工会議所、ハローワークさんなどの関係機関と連携を行い、支援に努めてまいります。

以上です。

#### ○1 番（菊次太丸君）

予算の確保をしっかりと行っていただいて、もう絶対にこれは成功に結びつけていただきたい、このように思っております。

また、これは予算を伴うことなんですけれども、前回、サテライトオフィス改修補助金、これについて質問をしておりました。そして、その見直しもですね。要はゼロが1つ足りないではないか、このように御指摘をさせていただいておったわけなんですけれども、その後の検討はどのようになっておりますでしょうか。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

お答えいたします。

まず、サテライトオフィス開設に関する補助金につきましては、今年度からIT関連企業のオフィス開設に伴いますオフィスの賃料や改修費の一部を補助します柳川市オフィス立地促進補助金を創設しているところでございます。

補助の内容を説明いたしますが、賃料補助につきましては、市内の物件であれば場所は問いませんが、改修費においては、国指定名勝水郷柳河指定区域沿いに限定しているものでございます。補助対象者でございますが、新規にオフィスを開設し、情報サービス業やインターネット付随サービス業などを3年以上継続して行うものとしております。オフィスの賃料補助につきましては、オフィスの賃借料の2分の1を3年間補助するものであり、月額補助上限は125千円とするものでございます。

議員お尋ねのオフィスの改修費補助でございますが、名勝水郷柳河指定区域沿いに新規でオフィスを開設する場合の改修費の4分の1、こちらのほうを補助するものでございます。補助の上限は500千円となっております。

議員おっしゃいますように、建物を改修する場合は、改修の程度にもよりますが、相応の

費用がかかることは承知いたしております。加えて、近年の資材や人件費などの高騰も考慮いたしますと、補助上限の見直しについては考えていかなければならないと考えております。

令和7年度からの改修費補助上限、こちらのほうの見直しについては、増額に向けた予算要求を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○1番（菊次太丸君）

増額に向けて頑張りたいということでございましたので、よろしくお願いをいたします。

そして、先ほど永松先生の庭園のお話もさせていただきました。その要望の中の一つとして、1か所でもいいので柳川市で取得をして、その庭園の保存に取り組んでいただきたい、こういうこともおっしゃってありました。そして、前回、企業誘致とマッチングさせてくださいということも申し上げました。

そうした中で、歴史的庭園の、本当に横ですよ、隣接する土地、この空き地というものもあります。前回、この空き地の利活用についての質問もさせていただいて、その調査研究、こういったものもお願いをしていたところでした。その後、どのようなになったのか、質問させていただきます。よろしくお願いします。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

お答えいたします。

現在取り組んでおりますサテライトオフィス誘致事業においては、視察に来られます企業さん、こちらのほうには市内オフィス物件や歴史的庭園、この情報などを提供してPRしているところでございます。

議員おっしゃいますサテライトオフィス誘致に伴います空き地の活用についてでございますが、空き地を活用するとなりますと、新たに建物を建設する必要があるでございます。現在進出を検討してある企業さんからは空き物件、こちらのほうについての問合せはございますが、建物を新築して活用したいというふうな話はないため、当該空き地の調査にまでは至っていないのが現状でございます。

以上です。

#### ○1番（菊次太丸君）

今後といいますか、しっかりそういった空き地、そして、前回は申し上げたロケーションのいいところの田畑、こういったところもリサーチ、その対象にしっかりと入れながら可能性は探っていただきたいのと、このようにお願いをいたします。

そして、今現在進行中の商談の部分ですね、そういった企業さんがすぐにでもやっぱり入っていただけるような、そういった拠点施設の必要性を物すごく感じておるんです。そして、スタートアップ、若い人たちが企業を起こしたいと、そういった方たちのためにも、やはりそういった拠点施設の必要性、これを感じておりますし、他自治体にもそういったもの

があります。

そういう中において、本市としても負けるわけにはやっぱりいけないなということで思っておりまして、この拠点施設についてどのようにお考えになっておられるのか、お伺いいたします。

**○企業誘致推進課長（金子幸喜君）**

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、視察に来られました企業に限らず、企業との商談のときにも市内のシェアオフィスはどこにあるのかというふうな問合せを受けることが多くございます。事実、柳川市にはシェアオフィス等のワークスペースがないために、本市への進出を断念された企業もございます。

進出を検討されるIT企業のスピード感に対応するためには、ワークスペースとして利用できる拠点施設整備が有効であると考えております。さらには、拠点施設にスタートアップ機能を併設するということで、若者が本市においてスタートアップ事業を始めたいというニーズにも応えることができるものと思います。

テレワーク環境を整備したシェアオフィス、コワーキングスペース、ミーティングルームやインキュベーション機能など、こちらのほうを備えた拠点施設の整備については、整備する場所も含めたところで今後研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

**○1番（菊次太丸君）**

これは早急にそういう施設整備ができますようによろしく願いをいたします。

そして、これは現実的なお話になるんですけど、今回視察に来られましたIT関連企業の事業計画によれば、2027年度には従業員数が100名、こうなるわけですね。そうしますと、その移転先、これを廃校になった学校、ここに求める以外に柳川市にそういった物件はないというふうに思うんですけれども、その準備、どのように整えられていかれようとされているのか、お伺いいたします。

**○企業誘致推進課長（金子幸喜君）**

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今回視察に来られましたIT企業さんの事業計画では、初年度、社員50名からスタートしまして、毎年50名ずつ増員を行い、2030年までに社員250名体制となっております。現在、250名の規模のオフィス物件においては、本市には学校跡地しかないような状況でございます。

まずは50人規模のオフィスを紹介いたしまして、先ほどの質問にもありましたワークスペースの拠点施設としての本市の空き校舎、こちらのほうを整備して、進出検討企業のオフィスが手狭となったときに入居していただくのも有効な手段であると考えておるところで

ございます。

以上です。

**○1番（菊次太丸君）**

いずれにしても、あんまり時間がないので、しっかりと地元協議、これもやっていかなければなりません。そして、施設の整備もさらにこれは追加して加わることなんだろうと思うので、この1年ぐらいでめどをつけないければ、なかなかこれは難しいことじゃないのかなというふうには思っておりますので、ぜひよろしく願いをしておきたいと思います。

やっぱりせっかくこうやって会長、そして、社長のほうから出向いてきていただいているわけですから、必ず成功させていただきたい、それが私の偽らざる思いです。しっかりと私も応援をしてさしあげたい、このように思っております。

この誘致が成功すれば、さらに、前回も申し上げましたけれども、誘致が誘致を加速するような、そういう好循環が生まれてくるんじゃないだろうか、このように考えておりまして、IT企業を今後集積するという柳川市の構想もありだろうというふうに思います。今後の構想、具体的な場所というものを教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○副市長（江島宏和君）**

菊次議員の御質問にお答えいたします。

現在、柳川市をシリコンアイランド九州における頭脳としましての役割を目指す構想を検討しております。これは若者や女性のニーズに対応した雇用を創出するため、今後、成長が見込まれます半導体関連企業の集積が進む熊本からのアクセスのよさという強みを生かすとともに、デジタル分野の振興に新たに挑戦することによりまして、市内にIT関連企業の集積を目指すものでございます。

具体的エリアを選定するかどうかは今後の検討課題となりますが、市内全体に効果が波及するような検討を進めてまいりたいと考えております。

また、本市が抱えます課題を解決するためには、国、県との連携が非常に重要であると認識しております。昨年12月に福岡県は、有明地域、大牟田市、みやま市、柳川市の振興を図るため、隣接する熊本県と協力し、来年度から10年かけて進める施策の指針となります県境地域振興ビジョンを策定いたしました。今後、ここ有明地域につきましては、半導体関連企業の誘致など、ビジョンに基づいた事業が展開されますことから、より一層の連携、協力体制を構築してまいりたいと思います。

以上でございます。

**○1番（菊次太丸君）**

今、県も、九州自体も、そういったことで、企業の誘致、しっかりと頑張っていくという自治体も大いに増えております。この企業誘致を必ず成功させて、企業誘致推進課が発足し

て、その第1号として新聞紙上に大々的に載ること、このことを期待しておりますので、また、私、何ができるか分かりませんが、サポートもしっかりやっていきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、この企業誘致の質問を終わらせていただきます。

最後に、金子市長にいろいろ、時間も7分ほど残っておりますので、お聞きしたいこともあります。

今、こうして金子市長と対峙をしておりますと、10年前、足をがたがたと震わせ、声も震わせながら一般質問を初めてさせていただいたことを思い出します。そして、今、対峙しておりますと、一抹の寂しさというのを感じております。

昨日、前段に数々の議員の皆さん方からいろんな質問があったので、どのような質問をすればいいのかなと思いながら、副市長のほうに相談をさせていただきました。その中で、市長、この任期4期16年の間に、恐らくのところ一人で悩んで、一人で決断を下さなければならぬ場面が多くあられたのではないかなと推察をいたします。そうした市長を裏でサポートしてくださった職員の皆さん方に感謝の言葉があればおっしゃっていただいて、最後、皆さん方が本当に笑顔で終わる姿も美しいのかなというのとも考えました。

それも併せて、最大の市長の活動をサポートした功労者として、私は奥様の愛子さんの顔が浮かびました。この16年間、本当に市民のために活動をする市長のために陰ひなたに御尽力、そして、苦労も共にされた愛子夫人に対して、この場をお借りいたしまして深い敬意と感謝を申し上げたい、このように思います。家に帰られましたら、菊次太丸が感謝をしておりましたよと、このようにお伝えいただければなと思います。

なぜ今回、愛子さんのことに触れさせていただいたのかといいますと、実は私ごとでちょっと気恥ずかしいんですけども、実は今日、3月5日は私の20回目の結婚記念日でございます。それで、今日は帰りにケーキでも買って、奥さんを喜ばせようかなと思っております。恐らく妻は、何かあんた悪いことでもしたとねと言うんだろうと思うんですけども、そういうことで、職員さんたちにも感謝を込めるということと含めて、そして、夫婦円満の秘訣といいますか、それを御教示いただきたい、それが最後の私の金子市長に対する一般質問とさせていただきたいと思っております。金子市長、よろしくお願いいたします。

#### ○市長（金子健次君）

ありがたい質問でございます。

職員のことについては、毎回、今回は12名の質問者がいらっしゃいましたけれども、2日から3日ぐらいかけていろんな回答を練りまして、それぞれの課長、部長からの答弁を、考え方をさせていただきまして、よく頑張ってくれているなというふうに思います。いろんな形で回答を練った分については、市長の答弁、私の答弁、そしてまた、いろんな形で訂正を何回ともなくやって、やっております。

今回、あと1人、今村議員が残ってありますけれども、それぞれの議員のほうからエールを送っていただきました。そして、本当に心から私もそういうことに対して、こういう一般質問の終わり方というのを大変うれしく思っておりますし、私も16年間市長をやって後悔したことはありません。後悔したことはないし、本当に柳川のために、あと、素晴らしい人にまたバトンタッチをしてやっていただければというふうに思っております。

家内のことについては、少し言えということでございますので、質問以外のことですが、1つは、結婚してから52年になります。車のナンバーは同じ303で、3月3日、2日前に結婚式を、そして、結婚してから52年になります。そういうことで、同じ303ということで、矢ヶ部議員が同じ番号やねと一回言われたことがあったんですが、303という車両番号、これは車の会社は何番をつけますかと言ったけん、333というわけにいかんけん、303と言ったら、それはできますよということで、そういうことでずっと今維持しておるところでもございます。

弁当も作ってくれますし、私は今日、恐らくインターネットを通じて聞いておると思いますので、毎回毎回聞いておると点数をつけられまして、何点と言われて、大変厳しいことを言いますけれども、そういうことでいろんな形で支えてくれているのは妻であると思うし、また、職員でもあったというふうに思っております。

よく結婚式のときに、今は結婚式に呼ばれることは少ないんですけども、夫婦間の仲よしの秘訣は何ですかと言われることがありますので、そのときいつも言っているのは、ありがとうという感謝の気持ちを常に抱きながら、夫婦円満の秘訣はそういうことですよと新郎新婦に対して、何かいろんなことがあっても、ありがとうという感謝の気持ちがあれば、感謝の5文字を大切にしてくださいというメッセージを送って、いつも結婚式では言っています。

今回、こういうことで質問していただいたことに改めて感謝します。ありがとうございました。

#### ○1番（菊次太丸君）

ありがとうの言葉を、今日、私が家に帰って言えるように、素直な心で言えるように頑張りたいなというふうに思っています。

それと、勇退後、体調を崩される方が本当に多いようでございますので、市長、健康で長生きをしてください。

以上です。

#### ○議長（荒木 憲君）

これをもちまして菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここで10分休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、8番今村智子議員の発言を許します。

○8番（今村智子君）（登壇）

皆さんこんにちは。8番、公明党の今村智子でございます。通告に従いまして、今年度最後の一般質問をさせていただきます。

今回は柳川観光まちづくりについて4項目にわたり質問をさせていただきます。

まず1点目は、本市の観光動態、2点目は、インバウンド観光の現状、3点目は、観光DXの推進に向けた取組、そして4点目は、住民一体となった観光まちづくりについて伺います。

柳川は、お堀巡りや、まちを歩けばどこか懐かしさを感じることができ、ゆったりとした気分を味わうことができます。かつて柳川を訪問された、ある桂冠詩人は、柳川の地が日本の心のふるさととうたわれました。市内を掘割が縦横に流れており、日本のベニスとも呼ばれ、今、国内外からの多くの観光客が癒やしを求めて訪問されています。

しかし、約5年前の本市はコロナ禍の影響で観光客は激減し、ひっそりとしたまちになっておりましたが、新型コロナの分類が5類に移行したことで、人の流れが回復し、今では多くの観光客が川下りを楽しまれるのを目にするようになりました。その後の全国の観光業はコロナ禍前を上回る勢いとなり、2024年の訪日外国人数は約3,687万人、コロナ禍前の2019年を約500万人以上上回り、過去最多を更新しております。

そこで、本市における観光動態について伺います。

内容は、コロナ以降からの観光客数の推移、また、来訪者の居住地、国内か、また国外かの割合、そして、グループ体系などを伺いたいと思います。

あとの質問は自席にて行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○観光課長（津留秀光君）

皆さんこんにちは。今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

コロナ以降の観光入り込み客数につきましては、本市の観光動態調査におきまして、2022年は福岡避密の旅や柳川観光V字回復キャンペーン事業などの効果により、2021年比40.8%増の約68万7,000人、2023年は行動制限の解除による旅行需要の高まりや円安による外国人観光客の増加により約123万5,000人となっております。観光入り込み客数は大幅に回復しており、コロナ前の水準に戻りつつあります。

2024年は現在調査中ではございますが、増加傾向にあると感じているところでございます。

次に、2023年来訪者の居住地の割合につきましては、国内が約108万5,000人、海外が約15万人で、おおむね9対1となっております。

グループ体系につきましては、観光動態調査の交通用具別入り込み客数と観光事業者から

の聞き取りなどから分析いたしますと、コロナ禍前から自家用車の利用が伸びてきておりましたが、コロナ後はより一層団体での旅行から個人、小グループでの旅行へと変化していることが推察されます。

以上でございます。

#### ○ 8 番（今村智子君）

いろいろと教えていただきまして、ありがとうございました。

観光客数は大幅に回復してきたようで、2023年は123万5,000人、そしてまた、居住地の割合が国内が9割、そして、海外からのお客様が1割ということですがけれども、この1割といっても、先ほどの数字から15万人の方がいらっしゃっているということで、本市の人口の2.5倍以上が来客されているということで、すごいことだなというふうに思っております。

次に伺いたいんですけれども、この来訪者の観光目的というのはどのような内容でしょうか。本市は川下りのほかにも年間通していろんなイベントがありますし、また、そのほかに修学旅行で来られたこともあると思いますので、その状況について伺いたいと思います。

あと、そのときの交通手段も教えていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ○ 観光課長（津留秀光君）

今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

本市に観光に来られた目的についてでございますが、2023年の観光動態調査と観光事業者からの聞き取りなどで推測いたしますと、まず、観光動態調査より2023年の川下りの利用者数は約38万6,000人となっており、本市への観光目的の一つと考えられます。また、うなぎのせいろ蒸しにつきましても、やはりお食事をされる観光客が多いことから、観光目的の一つとして考えられます。

次に、本市のイベントに訪れる観光客についてですが、市でも大きなイベントでございます中山大藤まつり、こちらが約22万人、今現在開催させていただいておりますけれども、柳川雛祭りさげもんめぐりが約15万3,000人、ひまわり園が約7万人となっております。

最後に、修学旅行についてですが、延べ人数で約2万人となっており、飲食店の利用と川下りが主な目的となっております。

次に、交通手段ですが、観光動態調査における交通用具別入り込み客数より自家用車、西鉄電車、大型バスの利用者の割合はおおむね7対2対1となっており、コロナ禍前と比べ、自家用車の利用者の割合が増加してきているところでございます。

以上でございます。

#### ○ 8 番（今村智子君）

どうもありがとうございました。

それでは次に、過去最高の観光客数だった年はいつ頃でしょうか。また、その要因という

のはどのようにお考えでしょうか。

また、コロナ禍以降、旅行の在り方というのが全国的に変わってきているように思いますけれども、近年の観光動態をどのように分析されてあるかをお聞かせください。

**○観光課長（津留秀光君）**

今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

過去最高の入り込み客数につきましては、2017年の約141万9,000人でございます。その要因についてですが、2017年3月にホテルルートインの開業に伴う宿泊客の増加、また、国内外のプロモーション活動の展開によるアジア圏の外国人観光客の増加が主な要因であると分析しております。

なお、外国人観光客の入り込み客数につきましても、ビザ発給要件の緩和等もあり、同じく2017年の約24万6,000人が過去最高となっております。

次に、近年の観光動態についてですが、議員おっしゃるとおり、コロナ禍以降、旅行の在り方に変化が見られております。先ほども述べさせていただきましたとおり、コロナ禍前から伸びていた自家用車の利用者が初めて2023年の調査で6割を超えるなど、団体での旅行から個人、小グループでの旅行への傾向がさらに強まっていると考えられます。

また、コロナ禍で注目されました近場での観光を楽しむマイクロツーリズムへの関心の高まりや、観光庁が作成している観光白書では、アクティビティーや地域との交流といった体験型観光への関心の高まりが分析されていることから、モノ消費からコト消費への変化といった傾向が見受けられます。

以上でございます。

**○8番（今村智子君）**

どうもありがとうございました。

先ほどの答弁で、交通手段ですけれども、自家用車と西鉄電車、大型バスでは7対2対1ということで、本当に個人、小グループで旅行される観光客が多いということでもあります。ということは、旅行内容が個人で計画をして、そして、時間も自由に自分たちで設定できるということがこの数字からも分かったと思いました。

体験型観光へも関心は高まっているということですので、これからの柳川市の魅力の発信、これがとても重要になってきていると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、インバウンド観光の現状についてお伺いいたします。

初めに、外国人観光客数の推移と、その国別観光客数上位4か国と、その比率も教えてくださいませんか。あと、外国人観光客の旅行内容も伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○観光課長（津留秀光君）**

今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

個人旅行の受入れ制限が段階的に緩和されました2022年の外国人観光客数は約1万6,000人、2023年は約15万人と入り込み客数は大幅に増加をしておりますが、コロナ禍前の2019年の水準にはまだ戻っていない状況でございます。

また、2023年国別観光客数上位4か国とその比率でございますが、1位が韓国で約7万2,000人、全体の約48%を占めており、続いて台湾が約5万9,000人で39.3%、香港が約8,000人で5.2%、中国が約3,000人で2.1%と東アジアが外国人観光客全体の90%以上を占めております。

しかしながら、ここ最近、コロナ禍前ではほとんど見かけなかった欧米豪からのお客様を市内でよく見かけることが多くなってまいりました。欧米豪のお客様のスタイルは、1週間から1か月以上時間を使って観光される長期滞在型観光が特徴でございます。今後は欧米豪のお客様にも柳川を拠点に選んでいただくような新たな取組も行っていきたいというふうに考えております。

次に、議員お尋ねの外国人観光客の旅行内容でございますが、やはり柳川観光の一つのキラーコンテンツでございます川下りを体験された後に、うなぎのせいろ蒸しを食されるといった内容が中心であるというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○8番（今村智子君）

ありがとうございました。

外国人観光客の多くが東アジアの方で、約90%を占めているということで、この数字は大変驚いております。この春から佐賀空港の国際線、台湾台北便が週2回から週3往復に増便されるということ、また、来年秋には西鉄柳川駅周辺整備も完了予定ですので、さらなる観光客の増加は見込まれるというふうに思っております。

それに対して本当に対応できるような今後の外国人観光客の受入れ環境の整備というのは重要だと考えておりますが、令和5年度観光庁調査によりますと、外国人が日本に来られたとき、旅行中に困ったことということで挙げる中で、多言語表示の少なさ、また、分かりにくさ、それと、公共交通の利用が挙がっておりました。

そこで、お尋ねいたしますが、本市における多言語対応を含め、今後の外国人観光客のおもてなしの取組をお聞かせ願えますでしょうか。

#### ○観光課長（津留秀光君）

今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、外国人観光客が困っていることは、言葉の壁や案内サインの多言語化などが挙げられます。そのような状況を踏まえ、昨年3月に策定いたしました柳川観光2025指針の重点課題として、誰もが安全・安心、快適に旅を楽しむことができるよう、受入れ環境整備を掲げているところでございます。

具体的な取組といたしましては、多言語オーディオガイド導入の準備を進めております。これは外国人観光客の不安やストレスを軽減するために、外国人観光客の多くが体験される川下りにおいて、柳川の歴史、文化をスムーズに伝えることで、お客様の満足度の向上に努めることとしております。

そのほか、ウェブサイトの多言語化につきましても、先月28日に柳川市観光協会のホームページも多言語化対応にリニューアルをしていたところでございます。また、市観光協会のウェブサイトのリニューアルをしたことにより、旅中はもちろんのこと、旅前の情報収集の効率をアップし、観光客のワクワク感を向上させ、柳川への期待感を高める取組をしております。

さらには、やさしい日本語ツーリズムの取組を継続しており、昨年度は市民、事業者、高校生の皆さんを対象に講演会を行い、インバウンド受入れの心得を学んだところでございます。

今後は多言語化対応表示やピクトグラムの拡充、外国人観光客の利便性を高めるとともに、最近よく言われています災害時の安全性を高めていくなどの検討もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○8番（今村智子君）

ありがとうございます。

具体的な取組で多言語オーディオガイドの導入の準備ということで、これは本当に外国人の方、いろんな要望が上がっておりました。せっかくいい柳川の川下りをされるときに、船頭さんがお話しされるけれども、日本語だったので、あんまりよく分からなかったけれどもというような内容のコメントも見かけておりましたので、素晴らしい施策をされてあるなというふうに実感しております。

あと、多言語の表示、特にピクトグラムの拡充につきましては、これは外国人だけでなく日本人観光客にとっても有効であると思っております。先ほど課長がおっしゃられたように、災害時のことを考えると、できるだけ早く設置していただけたらと思っておりますけれども、具体的にいつ頃を予定しているのかというのが決まっているのであれば、その時期的なのを教えてくださいませんか。

#### ○観光課長（津留秀光君）

時期的な話を質問いただきましたけれども、具体的にいつからというのは、今のところまだスケジュール感を調整させていただいておりません。しかしながら、早急にピクトグラム、特に、私たちもいろんな海外とかに出張へ行かせていただいたときに、やはりピクトグラムがあるととないとはすごく利便性が全く変わってきますので、そういったところはきちんと早々にでも整備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○ 8 番（今村智子君）**

すみません、ありがとうございます。

では次に、公共交通機関の利便性向上のための取組について伺います。

外国人観光客の困り事に公共交通の利用がありましたけれども、実は本市を訪問された外国人がレビューをいろいろと出してあるサイトがありまして、それを見たところ、柳川観光では、お食事どころ、多分これは沖端じゃないかなと思うんですけども、そこから駅とか川下りの乗船口に戻るまでしばらく歩かなければならなかったというようなコメントが載っておりました。このように、外国人の方が公共のバスを乗り継いだり、限られた時間内で柳川を効率よく観光するというのは本当に大変であると思います。

そこで、御提案ですけれども、柳川の観光ハイライトを巡ることができるような外国人観光客を対象とした周遊バスの導入というのはどうでしょうか。御意見を伺います。

**○ 観光課長（津留秀光君）**

今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

周遊バスにつきましては、柳川市だけでの導入は費用などの面から厳しいと考えております。しかしながら、現在、二次交通の課題を解消するために、福岡県が主体となり、県内を周遊していただくよかバス事業に取り組んでおられます。この周遊バスは昨年4月から開始され、これまでに18の旅行会社、団体が参画し、573のツアーが催行され、約1万8,000人が参加し、好評を博している周遊バス事業でございます。この春からは外国人観光客向けのよかバス事業も開始されることから、周遊バスコースに柳川市を組み込んでいただけるよう旅行商品化に向けての商談会などに参加をしているところでございます。

以上でございます。

**○ 8 番（今村智子君）**

県のよかバス事業への参加ができるように、本当にまたさらにお力を貸していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問です。

先ほど欧米、オーストラリアの外国人観光客が長期滞在観光が特徴とのこととおっしゃってあったんですけども、実際に外国人向けの柳川観光のサイトをずっと見ていくと、一日観光で宿泊するツアーというのはほとんどありませんでした。また、レビューを見てみましても、正直、柳川は川下りとうなぎめしだけでしたというふうなコメントが載っていましたので、本当に残念だなというふうに思ったところであります。本当を言うと、この柳川というのは楽しめるところがたくさんあるけれども、実際にはなかなか知られていないというのが現状だと思います。

しかし、本市では水郷柳川ゆるり旅がありますけれども、この中には住民の方と触れ合え

る体験活動もありますし、また、以前、多分その中にあったと思うんですけど、柳川市筑紫町にある筑後中央魚市場見学、こういったのもまた再度入れていただくと外国人には喜ばれるのではないかなと思っております。この市場見学であれば、朝も早いので、前の日から宿泊をされるということで、滞在にはつながっていくのではないのでしょうか。

そのほかに、甲冑、武将のコスプレ体験とか、そういったのを取り入れられるなどして、とにかく柳川は何か楽しいなと、先ほどもわくわく感があるというような、1泊泊まって、もっとゆっくり滞在しようと、そういうふうに思っただけのような企画、そして、やはりPRに力を入れていっていただければというふうに考えておりますが、御見解のほどを聞かせていただけますでしょうか。

#### ○観光課長（津留秀光君）

今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、柳川ならではの地域資源を生かし、市民の皆さん自らが実施者となり、温かいおもてなしでお客様に喜んでいただく着地型観光、水郷柳川ゆるり旅がごさいます。

水郷柳川ゆるり旅は、柳川ならではの地域資源を活用し、点を線、そして、面に展開することで滞在力を強め、地域の消費を増やすことが大きな目的の一つでございます。

また、議員おっしゃるとおり、滞在時間を延ばすためには宿泊していただくことが大事だというふうに考えております。そのため、お客様の滞在時間の延長や宿泊意欲の向上を図るための取組も進んでおります。

昨年度から進行しております市内宿泊施設等の高付加価値化事業でございます。観光客の幅広いニーズに対応して宿泊意欲の向上を図り、観光消費額を増加させることを目的に、柳川・大川旅館組合が旗振り役となり、地域が一体となって宿泊施設等の大規模改修工事を実施しているところでございます。

また、今年度はフォトウエディングの先進国でございます台湾をターゲットに、柳川ならではのコンテンツでございます花嫁舟を活用して、ウエディングツーリズムの実証実験を実施したところでございます。

いずれにしましても、議員おっしゃるとおり、幾ら魅力があっても、それを知っていただかなければ意味がございせん。このように情報発信につきましては大変重要であると我々も考えております。そのため、外国人観光客への情報発信につきましては、本市だけではなく、国や九州、福岡県などと広域的に連携をさせていただき、まずは福岡都市圏に來られた外国人観光客をターゲットとして、旅行会社などが旅行商品企画、造成を行う際に柳川を選んでいただけるような取組を行っていると同時に、プロモーション活動にも力を入れているところでございます。

今後も引き続き観光資源の磨き上げや魅力的な観光コンテンツの造成、そして、戦略的な

プロモーションを進めることにより、周遊型観光から滞在型観光へのシフトを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○ 8 番（今村智子君）**

ありがとうございます。

台湾をターゲットにされたウエディングツーリズムの実証実験、ちょっとホームページを見たんですけれども、すばらしい内容のもので、これは本当に外国人の方はきっと喜ばれるんじゃないかなというふうに感じておる次第でございます。

また、柳川・大川旅館組合の方が一体となって宿泊施設の大規模改修を実施されてあるということに関しては、本当にありがたいことでありますし、その思いというのが伝わってまいりました。ぜひとも本市においても今後も受入れ環境の整備への支援のほどをよろしくお願いいたします。

それでは次に、観光D Xの推進に向けた取組について質問をさせていただきます。

観光D Xとは、デジタル技術の活用により観光サービスの変革を進め、観光に新たな価値体験と資源をもたらすことを目指した取組であります。

国の予算に関しても、全国の観光地、観光産業における観光D X推進事業として予算が計上されておりますけれども、そこで、お尋ねをいたします。

本市における観光D Xの取組はどのようなものがあるかを教えてください。

**○ 観光課長（津留秀光君）**

今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

観光D Xの取組は、柳川観光2025指針の中に観光産業の活性化を解決するための施策の一つとして掲げております。これは観光D Xを進め、観光産業の生産性向上や事業収益性を高めることで、担い手確保や観光産業を働く場所として選んでいただける環境が整い、持続可能で魅力あるまちづくりが実現できる状態を目指しております。

具体的には、柳川市観光協会のウェブサイトを検索から予約、決済までを完結できるシステムの導入を検討しているところでございます。また、本市の観光戦略を練る際にデジタルマーケティングを活用させていただいて、戦略を練っていくことについても検討しているところでございます。

以上でございます。

**○ 8 番（今村智子君）**

柳川市観光協会のウェブサイトの検索から予約、そして、決済までが完結できるシステムの導入を検討されてあるということで、本当にすばらしい取組だと思います。期待をしております。

これは御提案なんですけれども、観光のPRにデジタルサイネージというものがあります。

これを使用する自治体が今増えてきておるんですけれども、このデジタルサイネージとは、デジタル技術を使った電子看板のことで、映像や音声を活用して情報を効果的に伝達できるようになっております。

本市の市内市民課前にも順番待ちされてある場所に設置されてあるのがそれではないかなというふうに思っていますけれども、このデジタルサイネージを観光に生かしている自治体があります。福井県おおい町の道の駅、うみんぴあ大飯では、タッチパネルのデジタルサイネージを設置されております。大きさを言いますと、大画面のテレビ、もう相当大きいぐらいのテレビを縦型に置いたようなイメージでありますけれども、スマホのような感覚で操作ができますし、ちょっとタッチすると観光地の情報、詳細情報が見られます。そこに行きたいなと思えば、ぽんとタッチすると地図で現在地から目的地までのルートも表示がされるんですね。また、その画面についているQRコードがあるんですけど、それを自身のスマホで読み取ると、その情報を自分のスマホから見ることもできるようになっています。町のお勧めエリアも紹介をされていますし、それを見た方が、今まで行かなかった、本当に地元の方が行かれるローカルな場所にも足を運んでいかれるようになったそうです。

このタッチパネルのデジタルサイネージに関しましては、その横にカメラが搭載されていますので、それを自身で撮ってもらうと、画像に出てくる御当地フレームがいっぱいタイプがあるんですけど、撮影した画像を、その中に自分の顔が取り込まれて、それを見て、またそれを自分のスマホで読み込むことができるということで、観光客の満足度が非常にアップされたということでは思っております。

本市においては、先ほども課長がおっしゃられたように、なかなかやっぱ訪れた観光客に対する情報というのがまだまだ不十分ではないかなというふうに感じておるところです。実際には、やはりどうしても川下りとうなぎめし、この2か所だけの利用にとどまる観光客の方が多いように思っております。そういった課題を少しでも緩和できるよう、このタッチパネルのデジタルサイネージの導入というのは有効であると考えますが、導入についての見解をお聞かせください。

#### ○観光課長（津留秀光君）

今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

タッチパネル型のデジタルサイネージにつきましては、現在設置をしております、先ほど議員からもお話いただきました福井県おおい町等も調査をさせていただきながら、直接施設からの聞き取りもさせていただき、また、観光客のニーズ調査なども行っていきたいと考えております。

ただ、やはり設置費用であつたり、先ほどのいろんなルートを構築するための構築費用等もかかってまいります。そういったところも含めまして調査研究をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○8番（今村智子君）

調査研究をしていただけるということで、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、住民一体となった観光まちづくりについて質問をさせていただきます。

観光まちづくりにとって最も重要でありますのが市民の皆さんの存在であります。全国の自治体の中には、市民の方に地域の資源を体験してもらうために市民割を導入しているところがあります。日頃から税金を納めていただいている方への感謝、そしてまた、市民の皆さんが我がまちのよさを改めて感じてもらえる施策とも言えるかと思います。

昨年の本市における市民アンケート調査の中に、この1年以内に川下りをされたことがありますかという問いに対して、ないと答えた市民の方の割合は9割でありました。昨年のよかもんまつりでは、200円だったでしょうか、ちょっとショートコースだったんですけれども、川下りができるとあって、初めて乗船しましたという方もいらっしゃったんですね。今年は多分、乗船をまたというふうに楽しみにされた方もいらっしゃったんですけれども、残念ながら今回は企画はされていなかったと思います。本当にがっかりとされてありました。

そこで、御提案なんですけれども、市民の皆さんに柳川のよさをまた改めて感じてもらえるよう、期間限定、例えば、観光シーズンの閑散期というのが本市にもありますので、そういった時期でもいいと思うんですが、川下りの市民割引、例えば、柳川市民ワンコイン川下りなどを導入されたらどうでしょうか。川下りされた市民の方が御自身のスマホで撮られて柳川の情報の発信をされれば観光客の集客にもつながるのではないかと考えますが、答弁のほどよろしくお願いいたします。

#### ○観光課長（津留秀光君）

今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、観光客だけでなく、市民が掘割に親しむ機会や親水空間を創出することは、住んでよしのまちづくりの実現のために非常に有意義であると考えております。

まずは自分たちが住むまちの強みであり、柳川の歴史、文化の根幹でもございます掘割や城下町のよさを肌で感じていただき、その経験を基に、自信を持って知人や観光客に紹介していただきたいと思っております。このように実際の経験に裏打ちされた紹介は、紹介された方々の心を揺さぶり、柳川に行きたいという気持ちをより強くすることが可能だと思います。

また、今年度のおもてなし事業におきまして、市内の小学生に掘割に親しんでもらう機会を創出するために、川下りの船頭体験とカヌー体験を実施させていただきました。結果としては、掘割の魅力を発見できた、本当に楽しかった、またやってみたいという声をいただき、保護者の方々を含め、参加者の皆様には非常に好評をいただいたところでございます。

このようなことから、今後も川下り体験を含め、市民と掘割との距離を近づける工夫や取

組を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

**○8番（今村智子君）**

ぜひとも柳川市民がお得に、そして、楽しんでもいただけるような取組をお願いいたします。  
それでは、次の質問です。

本市において市民と観光客の触れ合いができるような催物がありますでしょうか、教えてください。

**○観光課長（津留秀光君）**

今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

市民と観光客の触れ合いができる催物といたしましては、まず、白秋祭水上パレードや雛祭り水上パレードなどがございます。特に、白秋祭水上パレードにおきましては、市民の皆様のおもてなしの言葉と参加者の感謝の言葉が水面で行き交う光景は、まさに柳川ならではのものです、特筆すべきものだと考えております。

次に、先ほども紹介させていただきましたが、水郷柳川ゆるり旅がございます。着地型観光で柳川ならではの観光コンテンツとして12年目を迎えたこの取組は、市民の皆様自らが体験プログラムを実施され、お客様と触れ合っていていただいております。また、市民と観光客の皆様の参加割合が同程度という特徴を持っており、柳川ならではの体験に両者の垣根を越えて和気あいあいと参加していただくことが可能でございます。

また、観光客とは少し異なりますが、柳川おもてなし健康マラソン大会などもございます。こちらは市外からの参加者と市民が柳川の風情と心、有明海の魅力を感じながら、一緒に汗を流していただける貴重な機会ではないかと感じているところでございます。

以上でございます。

**○8番（今村智子君）**

ありがとうございました。

日本の文化を体験したい外国人にとって、習字、そしてまた、茶道などの体験というのは本当に大喜びをされると思います。私も10年間ほど毎年、外国の子供たちのホームステイを受けていたんですけども、ある年には大和中学校に子供たちを連れて、そこで琴の演奏とか、また習字とか、これは柳城中だったと思うんですけども、そういった体験をしていただいたことで、高校生の子供たちが本当に喜んで、自分の名前を墨で書いたものとかは大事に持って帰ったというのを思い出しました。

本当に本市にはそういったすばらしい日本文化を教えていただけるような分野、いろんな分野のスペシャリストがたくさんいらっしゃいますので、こういった外国人客向けに日本文化を教えていただくなど、市民の方が活躍できるような仕組みというのをつくることは重要でないかと考えておりますが、御見解をお聞かせください。

### ○観光課長（津留秀光君）

今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、市民の方々が活躍できる場の創出は、働いてよしや生きがいつくりの視点から見てもとても重要であると考えます。

日本特有の文化体験をはじめとする、いわゆるコト消費は、欧米豪をはじめとする海外の観光客に特に好まれる傾向にあります。近隣で申し上げますと、八女市のお茶に関する体験や大川市の組子体験などが好評で、観光コンテンツの高付加価値化や滞在時間の延長にうまくつなげられていると考えております。本市におきましては、習字や茶道はもちろんのこと、伝統のまり作り体験や、有明海の魅力を体感できるくもで網体験、むっかけ体験といった柳川ならではの体験がございます。

今後は本市にいらっしゃるスペシャリストの方々がそのようなコンテンツを基に生み出された水郷柳川ゆるり旅通年型プログラム等のさらなる充実を図り、日常的に柳川ならではの体験を提供できる体制を整えてまいりたいと思っております。

また、リピーターや柳川ファンの獲得に向けて、市民の皆様に活躍していただける機会の創出を推進してまいります。

以上でございます。

### ○8番（今村智子君）

ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に行きます。

これまで柳川訪問をされた方の声というのはよく聞かれることがあるんですけども、実際に観光客を受け入れられている住民の方の意見を伺うことというのは少ないように感じております。

そこで、お尋ねをいたします。

コロナ以降に観光に関する住民アンケートなどを取られたことはありますでしょうか。観光地としての地域の評価、また、本市の観光施策への御意見、御要望など、市民の皆様のお声を聞くことは観光まちづくりには欠かせないものだと考えますが、どうでしょうか。

### ○観光課長（津留秀光君）

今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、市民の御意見をお伺いする機会といたしましては、市政アンケート調査がございます。この調査におきましては、柳川市の観光における市民生活への影響の度合いや観光客におもてなしをしてよかったと思う度合いなどを質問しており、観光と関わりが深い質問が約10項目程度ございます。

結果の一例を申し上げますと、柳川市の観光における市民生活への影響の度合いという質問に対して、「大いに与えている」と「多少与えている」という答えを合わせた割合が約

50%で、観光客におもてなしをしてよかったと思う度合いという質問に対して、「大いに感じる」「多少感じる」を合わせた割合が33%となっており、この結果を見ますと、今後改善の余地がある結果が出ているというふうに考えております。

一方で、昨年3月に策定いたしました柳川観光2025指針におきましては、観光経済効果の見える化を図ることを重点施策として上げております。観光から派生する経済効果などの恩恵をきちんと市民の皆様にお届けすることは、市民生活と観光の調和を図る上で非常に肝要でございます。そして、その効果がきちんと現れているかどうかを把握するためには、アンケート調査等により市民の声を把握することが欠かせません。

今後も本市が推進する観光まちづくりが市民の住んでよし、働いてよしにきちんとつながっているかどうかを把握するために、市民の皆様の御負担を考慮した上で、より実情に応じた調査等の実施を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○8番（今村智子君）

調査等の実施の検討をしていただけるという答弁をいただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後の質問になりますが、金子市長にとって柳川観光まちづくりへの思いをお聞かせ願えますでしょうか。

#### ○市長（金子健次君）

西日本鉄道の倉富会長、林田社長が柳川においでになっていただいて、いろんな形で、今、駅前の開発についても一緒に取り組んでおりますけれども、そのときに言われたのが柳川が大好きだということで、列車も出していただきましたし、西鉄の駅前の開発もやっていただいております。

そういう民間の方の、以前の社長の方も白秋祭に乗船されたとき、社長、一番よかったのは何ですかと言ったら、子供たちが川筋から、こんばんは、こんばんはといって声をかけてくれたと、あのエールがすごくよかったと。

そういうことで、今日いろんな形で御質問、御提言をいただきましたので、そういうことで、柳川は磨けば磨くほど、いい部分が、まだ気づかない部分があると思いますので、その部分についても後の市長に託して頑張っていただければと思います。

以上です。

#### ○8番（今村智子君）

ありがとうございました。

金子市長におかれましては、自らが甲冑とかを着られて、そして、それで招致活動をされるなど、本当に先頭を切って柳川の観光のために、そして、市民の皆さんが喜んでいただけるようにということでの姿を身近に見せていただいて、本当にすばらしいなというふうに

感じております。この金子市長から学ばせていただきましたおもてなしの心と、そして、柳川を愛する心というのをしっかり胸に、私も微力ではありますが、頑張っている決意でございます。

最後に、16年間、柳川市民の皆様のために命がけで走っていただきました市長、そして、奥様の御健康と御多幸を心より祈念し、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（荒木 憲君）**

これをもちまして今村智子議員の質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。（「議長、よかですか」と呼ぶ者あり）

**○17番（緒方寿光君）**

1点だけですね、一般質問の在り方について再度議運で協議をしていただきたいと思いますと思います。市政一般のことについてこの議会は問うて、お互いに議論をやり取りする場でございます。極力、私的なことはやっぱり避けていただきたいと思いますので、議運の開催時に結構なので、ぜひ協議をしていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（荒木 憲君）**

分かりました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時53分 散会

令和 7 年 3 月 14 日（金曜日）

## 柳川市議会第2回定例会会議録

令和7年3月14日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1 番 菊 次 太 丸  
3 番 甲 木 健太郎  
5 番 田 中 康 徳  
7 番 佐 藤 勝 広  
9 番 浦 川 和 久  
11番 江 口 義 明  
13番 佐々木 創 主  
15番 高 田 千壽輝  
17番 緒 方 寿 光  
19番 荒 木 憲

2 番 梶 島 正 吾  
4 番 三小田 保 弘  
6 番 橋 本 憲 之  
8 番 今 村 智 子  
10番 新 谷 信次郎  
12番 荒 卷 英 樹  
14番 近 藤 末 治  
16番 矢ヶ部 広 巳  
18番 樽 見 哲 也

### 2. 欠席議員

な し

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

|             |   |       |
|-------------|---|-------|
| 市           | 長 | 金子健次  |
| 副市          | 長 | 江島宏和  |
| 教           | 育 | 橋本秀博  |
| 総務部         | 長 | 野口貴光  |
| 会計管理        | 者 | 田中勝裕  |
| 保健福祉部       | 長 | 池末勇人  |
| 建設部         | 長 | 目野隆広  |
| 産業経済部長兼大和庁舎 | 長 | 山田秀太  |
| 教育部長兼三橋庁舎   | 長 | 武田真治  |
| 消防          | 長 | 田島雅彦  |
| 人事秘書課       | 長 | 江口英範  |
| 総務課         | 長 | 新開文隆  |
| 企画課         | 長 | 武藤雅裕  |
| 財政課         | 長 | 古賀順一郎 |
| 健康づくり課      | 長 | 横山久美  |
| 福祉課         | 長 | 内田猛   |
| 学校教育課       | 長 | 古賀洋   |
| 生涯学習課       | 長 | 野田学   |
| 建設課         | 長 | 古賀正光  |
| 農政課         | 長 | 木原隆文  |
| 水路課         | 長 | 梅崎秋敬  |
| 生活環境課       | 長 | 木下康治  |

### 4. 本議会に出席した事務局職員

|             |   |       |
|-------------|---|-------|
| 議会事務局       | 長 | 徳永喜美香 |
| 議会事務局次長兼議事係 | 長 | 森康貴   |
| 議会事務局庶務係    | 長 | 古賀雄一  |

### 5. 議事日程

追加日程（１） 議長の発言取り消しを求める動議について

日程（２） 議会運営委員長報告について

日程（３） 各委員長報告について

① 総務常任委員長報告について

- 議案第2号 令和6年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について
- 議案第11号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 権利の放棄について

② 建設経済常任委員長報告について

- 議案第8号 令和7年度柳川市水道事業会計予算について
- 議案第9号 令和7年度柳川市公共下水道事業会計予算について
- 議案第20号 柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 市道路線の認定及び変更について
- 議案第23号 権利の放棄について

③ 教育民生常任委員長報告について

- 議案第3号 令和6年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第4号 令和6年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第6号 令和7年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第7号 令和7年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第10号 柳川市学童保育所施設条例の制定について
- 議案第16号 柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び柳川市家庭的保育事業等の設備

及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の  
制定について

議案第19号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

請願第6号 国に対して、石綿建材製造企業による補償の措置と「特定石  
綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法  
律」による救済対象の拡大、並びに石綿建材の除去費用等の  
助成制度確立を求める意見書提出を願う請願書

④ 予算審査特別委員長報告について

議案第5号 令和7年度柳川市一般会計予算について

日程（4） 議案の上程について

議案第29号 財産の取得について

議案第30号 柳川市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

議案第31号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求め  
る意見書について

追加日程（5） 佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書の改正を  
求める決議を議題とするよう求める動議について

日程（6） 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出につ  
いて

追加日程（7） 発言取り消しの申し出

---

午前10時 開議

○議長（荒木 憲君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいま  
から本日の会議を開きます。（「議長、発言を求めます」と呼ぶ者あり）

○10番（新谷信次郎君）

3月議会開会日、2月25日の開会日における議長の発言の取消しを求める動議を今から述  
べたいと思います。いいですか。

○議長（荒木 憲君）

ただいま新谷議員から動議が出ましたが、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒木 憲君）

賛成の方がいらっしゃいますので、動議が成立しましたので、この動議を提案する人の説明を求めますので、ここで議事整理のため暫時休憩いたします。以上、よろしくお願いいたします。

午前10時 1 分 休憩

午前10時54分 再開

○副議長（菊次太丸君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長が退席をされていますので、副議長の私が職務を代行させていただきます。

お諮りいたします。この動議を日程に追加することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（菊次太丸君）

御異議なしと認め、そのとおりに決定をいたします。

#### 追加日程第 1 議長の発言取り消しを求める動議について

○副議長（菊次太丸君）

追加日程 1. 議長の発言取り消しを求める動議についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

○10番（新谷信次郎君）（登壇）

議長の発言取り消しを求める動議について説明します。

2025年 2 月25日、3 月議会の開会日、議長への緒方議員の意見に対して、議長は———  
———〔発 言 取 消〕———と発言され、緒方議員の発言を制止されました。これは議会の根本原則を壊す発言です。

柳川市議会基本条例第 4 条第 1 項、議員の活動原則、第 4 条、「議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。」とあり、その 1 項に「議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。」とあります。

この基本条例に議長の発言は違反しており、議会のリーダーとして見過ごすことができない発言なので、発言の取消しを求めるものです。

以上です。

○副議長（菊次太丸君）

提案理由の説明が終わりましたので、本件に対する質疑の通告、考案時間として暫時休憩を取ります。

午前10時56分 休憩

午前10時56分 再開

○副議長（菊次太丸君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。

討論は、会議規則第52条の規定により反対討論から行います。

初めに、反対討論を行う方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（菊次太丸君）

次に、賛成討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（菊次太丸君）

ほかに討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（菊次太丸君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、議長の発言取り消しを求める動議について採決いたします。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（菊次太丸君）

賛成全員であります。よって、新谷議員から提出された議長の発言取り消しを求める動議は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時2分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第2 議会運営委員長報告について

○議長（荒木 憲君）

日程2. 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（橋本憲之君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和7年第2回柳川市議会定例会最終日の日程等につきまして、昨日、3月13日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程３が各委員長の報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、それから、採決といたしております。

日程４が議案の上程についてで、執行部提出の議案第29号、議員提出の議案第30号及び議案第31号の３議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開しまして、質疑及び討論の終了後、３議案とも即決といたしております。

日程５が閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてであります。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

○議長（荒木 憲君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおりといたします。

### 日程第３ 各委員長報告について

○議長（荒木 憲君）

日程３．各委員長報告について。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（荒巻英樹君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

２月27日の本会議において当委員会に付託を受けた議案８件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

１、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、２、執行部出席者、３、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

---

## ４ 結果

### (1) 議案第２号 原案可決

本案は、令和６年度柳川市一般会計補正予算（第７号）についてであります。

既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ「２億1,782万9千円」を追加し、補正後の予算総額を「380億4,501万円」としようとするものです。

審査の過程で、宝くじ助成金の活用方法等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

### (2) 議案第11号 原案可決

本案は、柳川市消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例の制定についてであります。

非常勤消防団員等に対する公務災害補償に関し、必要な事項について、政令の改正に対応するため、政令の規定を個別に規定している現行の方式から、政令の規定の定めによる包括的な規定方式に改めるため、本条例の全部を改正するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (3) 議案第12号 原案可決

本案は、柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

公職選挙法が一部改正されたことに伴い、条例で定めることにより、ビラの作成費用を公費で負担することが可能となりました。また、近年の物価上昇等に伴い、本市の議会議員及び長の選挙において、ビラの作成を公費負担の対象とするため、本条例の一部を改正するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (4) 議案第13号 原案可決

本案は、柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正が公布されたことに伴い、本条例において所要の改正を行うものです。

審査の過程で、現行制度での介護休暇等の取得状況及び超過勤務の免除となる職員の範囲拡大による増加の見込みについて質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (5) 議案第14号 原案可決

本案は、柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本市では、柳川市公共用地先行取得等特別会計を設置していますが、合併後、この特別会計を活用した用地の先行取得はなく、また、今後も用地を先行取得する計画もないことから、この特別会計を廃止するものです。

審査の過程で、公共用地先行取得等特別会計ができた経緯及び近隣自治体の公共用地先行取得等特別会計と土地開発公社の実態について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (6) 議案第15号 原案可決

本案は、柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

マイナンバーカードの普及促進を図るために、住民票の写しなどの一部の各種証明書の交付において、昨年度に引き続き本年4月から1年間コンビニ等での交付を100円とするため、本条例の一部を改正するものです。

審査の過程で、特例の期間を延長しない場合の金額について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(7)議案第21号 原案可決

本案は、柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

退職報償金の支給額を定めている別表を、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に対応できるよう、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令別表に改めるため、本条例の一部を改正するものです。

審査の過程で、退職報償金の支払い実例について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(8)議案第24号 原案可決

本案は、権利の放棄についてであります。

債務を履行させることが著しく困難で、回収することが見込まれないと判断した債権の放棄を行うものです。

審査の過程で、市有地や市の構築物の賃借の状況及び、契約更新期間、また、将来的なことを踏まえ整理すべきではないかなど質疑や意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

---

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒木 憲君）

以上で総務常任委員長長の報告は終わりました。

次に、建設経済常任委員長長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（江口義明君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

2月27日の本会議において当委員会に付託を受けた議案5件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

---

4 結果

(1)議案第8号 原案可決

本案は、令和7年度柳川市水道事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出では、事業収益が「14億995万7千円」、事業費用が「13億5,398万8千円」となっています。資本的収入及び支出では、収入を「3億6,827万3千円」、支出を「7億6,420万2千円」計上し、不足する「3億9,592万9千円」は損益勘定留保資金等で補

填する予定になっています。

審査の過程において、損益勘定留保資金の状況、水道料金の未納額及び対策、資本的収支の不足額と内部留保資金についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (2) 議案第9号 原案可決

本案は、令和7年度柳川市公共下水道事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出では、下水道事業収益が「7億8,354万5千円」、下水道事業費用が「7億6,928万1千円」となっています。

資本的収入及び支出では、収入を「8億5,372万3千円」、支出を「9億8,655万9千円」計上し、不足する「1億3,283万6千円」は損益勘定留保資金等で補填する予定になっています。

審査の過程において、下水道使用料の滞納額、下水道の接続状況、基礎調査結果等の報告、受益者負担金の回収率、合併浄化槽の補助の要件、今後の事業方針、経営戦略に基づいた財源の確保等についての質疑及び意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (3) 議案第20号 原案可決

本案は、柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等が公布され、水道法施行令及び水道法施行規則に規定される布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (4) 議案第22号 原案可決

本案は、市道路線の認定及び変更についてであります。

寄附採納に伴う2路線の新規認定、道路整備計画の見直しに伴う1路線の変更、払い下げに伴う1路線の変更を行うものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (5) 議案第23号 原案可決

本案は、権利の放棄についてであります。

回収することが見込まれないと判断した債権の放棄を行うものです。

放棄する債権は、2名に対する柳川市営住宅使用料及び駐車場使用料「313万8,240円」です。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

---

以上で建設経済常任委員会の報告を終わります。

**○議長（荒木 憲君）**

以上で建設経済常任委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

**○教育民生常任委員長（高田千壽輝君）（登壇）**

議長の許可を得ましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

令和6年12月3日、本会議において当委員会に付託を受けた請願1件並びに2月27日の本会議において当委員会に付託を受けた議案9件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、説明のため出席した紹介議員、4、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

---

**5 結果**

**(1)議案第3号 原案可決**

本案は、令和6年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

決算見込による予算の調整を行うもので、歳入歳出それぞれ「2億7,560万4千円」を増額し、補正後の予算額を「84億6,566万4千円」とするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

**(2)議案第4号 原案可決**

本案は、令和6年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

保険基盤安定負担金の確定に伴い、必要な額を減額するもので、歳入歳出それぞれ「3,143万6千円」を減額し、補正後の予算総額を「12億9,592万1千円」とするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

**(3)議案第6号 原案可決**

本案は、令和7年度柳川市国民健康保険特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出ともに「75億6,640万9千円」とするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

**(4)議案第7号 原案可決**

本案は、令和7年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出ともに「13億8,270万円」とするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第10号 原案可決

本案は、柳川市学童保育所施設条例の制定についてであります。

令和7年4月の「柳川市やまと学童保育所」開設に当たり、当該施設と併せて全学童保育所の施設条例を制定するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第16号 原案可決

本案は、柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

柳川市立小中学校再編計画を踏まえ、市立公民館の名称を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(7)議案第17号 原案可決

本案は、柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

柳川市立小中学校再編計画に基づき、新しい小学校名を「柳川市立やまと小学校」と決定したため、本条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(8)議案第18号 原案可決

本案は、柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国が定める基準の一部改正が公布されたことに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(9)議案第19号 原案可決

本案は、柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

後期高齢者医療保険料の12月の納期限を28日としていたものを、他の公金と同じ25日とするため、本条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(10)請願第6号 採択

本件は、国に対して、石綿建材製造企業による補償の措置と「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」による救済対象の拡大、並びに石綿建材の除去費用等の助成制度確立を求める意見書提出を願う請願書についてであります。

紹介議員より補足説明を受け、救済措置拡大の範囲、最高裁判所が賠償を認めた製造企業の現存数、屋外作業者が被害を受けていた可能性等について質疑や意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で採択することに決定いたしました。

---

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

**○議長（荒木 憲君）**

以上で教育民生常任委員長の報告は終わりました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

**○予算審査特別委員長（荒巻英樹君）（登壇）**

議長の許可を得ましたので、予算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

2月27日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

---

**4 結果**

**(1) 議案第5号 原案可決**

本案は、令和7年度柳川市一般会計予算についてであります。

歳入歳出ともに351億4,000万円で、前年度の当初予算と比較しますと、額にして17億9,700万円、率にして5.4パーセントの増額となっています。

7年度の当初予算は、新たな政策的判断を伴う経費を極力抑え、継続的・義務的経費を中心としたいいわゆる骨格予算として編成するものです。

当委員会は、2日間にわたり歳入歳出予算について各款ごとに説明を受け審査を行いました。

歳入審査では、納税義務者の減少による個人市民税の増額の要因、市債残高の交付税措置を除いた実質の負担額、保育料の過年度分の徴収状況等について質疑がありました。

歳出審査では、人件費で、会計年度任用職員の日本語教育支援員の現状、職員の病気休暇によるフォロー体制の充実、地域手当の定義及び根拠、総務費では、合併20周年記念事業委託料の内容、財産管理費の墳墓調査委託料の内容及び調査理由、柳川市庁舎再編事業費の総事業費見込額、民生費では、介護用品給付サービス事業費の内容、敬老会事業補助金の廃止になった経緯、配食による高齢者等見守り事業委託料の減額理由及び対象者への周知、相談支援事業費の支援内容及び周知、衛生費では、航空機騒音測定委託料の具体的な内容、特定空家等解体工事における行政代執行の実施状況、ごみ収集運搬車両の所有権及び管理方法、農林水産業費では、岩神大和水路水利組合の活動実績、漁協共同利用施設整備事業補助金の内訳及び漁港等施設改修工事費の使途、畜産業費の増額の要因と件数及び内訳、商工費では、中島イノベーションセンター管理業務委託料の委託状況及び運営補助金への見直し、柳川城

の復元にかかる調査研究状況、むつごろうランドの施設利用者及び経理の状況、土木費では、藤吉線や国道443号線バイパスの進捗状況、立地適正化計画策定業務委託料の内容及び委託先、道路維持工事費の予算計上の考え、消防費では、避難行動要支援者避難支援事業委託料の委託先、筑後地域消防通信指令センターの通信指令システムの更新時期及び総事業費、住宅街での消火栓設置の整備率、教育費では、部活動の地域移行についての検討、学校再編の進捗状況、学校用地の借上状況、学校教育支援センターの利用状況、大和三橋の生涯学習センターの閉館予定日などについて、質疑及び意見がありました。

総括では、柳川庁舎の増築工事と市民体育館の改修について今後の財政状況を踏まえた検討内容、行財政改革の取り組み状況、名勝指定後の取り組み状況、給料や報酬、委託料などの支払い状況、予算書での廃止事業の掲載方法の検討の必要性等について質疑や意見がありました。

質疑終了後、本案に対する修正案が提出されました。

修正案提出者の提案理由の概要は、柳川市庁舎再編事業費について、前回の説明より大幅な事業費の増額が見込まれる中、骨格予算に計上するのではなく、新たな中期財政計画を提示して、事業を進めるべきではないかという事でありました。

修正案については、質疑終了後、骨格予算に計上するのではなく、慎重に進めるべきではないという賛成討論がありました。

討論終了後、修正案について採決を行い、賛成少数で否決と決定いたしました。

続いて、本案について採決の結果、当委員会としましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

---

以上で予算審査特別委員会の報告を終わります。

**○議長（荒木 憲君）**

以上で予算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、委員長報告に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時32分 再開

**○議長（荒木 憲君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第2号 令和6年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について討論を行います。討

論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第11号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第12号 柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第13号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第14号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。  
討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第15号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第21号 柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第24号 権利の放棄について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第8号 令和7年度柳川市水道事業会計予算について討論を行います。討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第9号 令和7年度柳川市公共下水道事業会計予算について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第20号 柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第22号 市道路線の認定及び変更について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第23号 権利の放棄について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第3号 令和6年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第4号 令和6年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第6号 令和7年度柳川市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第7号 令和7年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第10号 柳川市学童保育所施設条例の制定について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第16号 柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第17号 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第18号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第19号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

請願第6号 国に対して、石綿建材製造企業による補償の措置と「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」による救済対象の拡大、並びに石綿建材の除去費用等の助成制度確立を求める意見書提出を願う請願書について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本請願について採決いたします。

本請願は教育民生常任委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成多数であります。よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

次に、予算審査特別委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第5号 令和7年度柳川市一般会計予算については、お手元のタブレットの表示どおり修正案が提出されておりますので、提出者の提案理由の説明をお願いいたします。

#### ○17番（緒方寿光君）（登壇）

緒方寿光です。議長より発言許可がありましたので、発議者を代表し、議案第5号 令和7年度柳川市一般会計予算の修正案を提出いたします。

修正案は、議員各位並びに執行部各位のタブレットに配信をさせていただいておりますので、御参照いただきたく思います。

初めに、修正案の提案理由の説明を申し上げます。

理由は3点です。

1点目の理由です。議員各位が御存じのように、中期財政計画とは、将来にわたって真に必要な市民サービスを提供する上で、必要不可欠な健全財政を実現するため、具体的な取組、つまりは財政目標、財政健全化対策などをまとめた財政運営の基本的な重要な指針であります。本市においての中期財政計画は、財政シミュレーションを行い、将来にわたって持続可能な財政構造の確立を図るため、中期財政計画を平成30年度に策定されてあります。しかし、計画期間は平成31年度から令和5年度までの内容であります。

その内容は、主な普通建設事業の一つとして、庁舎統合事業が概算事業費15億円で、事業期間として平成34年から平成35年、つまりは令和5年までとされており、本市には令和6年以降の中期財政計画はなく、いまだに公表をされておられません。同時に、合併特例債の活用が想定される事業として庁舎統合事業が公表されており、平成26年から平成36年、つまりは令和6年までの総事業の合計額が1,936,000千円と示されております。

そこで、なぜ今回、令和7年度の骨格予算において、概算事業費が30億円以上と推定される柳川庁舎増築建設事業をいまだに中期財政計画が新たに策定されない中において、当初予算に916,268千円もの大幅な予算を計上されたのか。私はこのことは安易な見切り発車であるのではないかと考え、大変疑問であります。

本市は毎年800人前後の人口が減少し、本市の経常経費は年々増加し、膨張しており、本市財政は大変厳しくなっております。特に、今後10年間にわたり小・中学校統廃合事業が進められており、事業費として140億円以上もの財源が必要とされています。そこで、議会に対し、現時点において本市の中期財政計画のシミュレーションが具体的に示されないままに、このような大型公共事業の大幅予算を新年度骨格予算に計上することは言語道断ではないでしょうか。

したがって、令和7年度当初予算の骨格予算においては、この柳川庁舎増築工事費916,268千円の予算の計上は改めるべきと強く考えます。

提案理由の2点目です。令和2年6月に公表されている柳川市公共建築物個別施設計画に

においては、市役所柳川庁舎増築事業として令和４年度に７億円、令和５年度に８億円の計１５億円となっております。同時に、市役所柳川庁舎の改修費として令和３年度に８０,０００千円、令和６年度に４１５,０００千円と公表をされております。本市のこの計画では、公共施設等総合管理計画で示した施設保有量を１０年間で２０％削減するという目標達成を目指し、策定が行われております。しかしながら、令和８年までの削減量は８.６％にとどまっており、目標達成には至っておりません。さらに、この柳川市公共建築物個別施設計画では、財政シミュレーションの結果を基に、公共施設等総合管理計画を見直すとされています。同時に、学校施設及び公営住宅を個別施設計画に位置づけるために、本計画を見直すとしています。さらには、見直しの時期は学校施設の再配置計画が定まった時点としており、本市においては既に小・中学校統廃合事業は着手され進んでおり、いまだに新しい計画が公表されない中において、大きな矛盾を強く感じており、大変疑問であります。

当然のことながら、本計画の見直し案の公表がされない中において、推定概算事業費３０億円以上に上るであろう柳川庁舎増築建設事業をこの新年度骨格予算に９１６,２６８千円を計上し、スタートすることは言語道断と考え、修正すべきと強く考えます。

提案理由の３点目です。議員各位が御存じのように、骨格予算とは、選挙時期などの関係から政策的な判断ができにくいなどの事由により必要最小限の経費を計上する予算であります。あくまで一会計年度を通じた予算計上を行うものであり、事由解消後に補正予算を肉づけしていく点で、暫定予算とは異なるものであります。

本市の市長選挙は４月１３日に投票予定とされており、今回この柳川庁舎増築工事費の予算は、今回の骨格予算総額３５,１４０,０００千円の中には計上せず、新たな市長の下で正式に新たな中期財政計画を練り上げ、公表された上で、かつ新たな公共建築物個別施設計画を立て、公表した上で、おのこの計画を基に議論を重ね、改めて柳川庁舎増築事業における事業概要や事業規模などを再検討し、今後の方針を練り上げていくべきものであると考えております。

以上が提案理由であります。

次に、提案しております修正案の内容について御説明いたします。

議員各位、執行部におかれましては、タブレットに入力をしていただいておりますので、御参照いただきたく思います。

議案第５号 令和７年度柳川市一般会計予算につきましては、次のように修正いたします。

初めに、第１条第１項を次のとおり改め、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ３４,２２３,７３２千円とします。

次に、第１条第２項「第１表 歳入歳出予算」を次のとおり改めます。

第１表 歳入歳出予算におきましては、歳入の１８款．繰入金計を２,３４５,３６５千円に、１項．基金繰入金計を２,３４５,３６５千円に、結果、歳入合計を３４,２２３,７３２千円に改めます。

また、歳出の２款．総務費計を３,７２０,６０１千円に、１項．総務管理費計を３,０３４,７９７千円に、

結果、歳出合計を34,223,732千円に改めます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の1、総括における（歳入）の18款．繰入金の本年度予算額を2,345,365千円に、また、比較を320,153千円に、結果、歳入計の本年度予算額計を34,223,732千円に、比較計を880,732千円に改めます。

次に、（歳出）の2款．総務費の本年度予算額を3,720,601千円に、比較を400,980千円に、本年度予算額の財源内訳の特定財源その他を672,976千円に改めます。

結果、歳出合計の本年度予算額を34,223,732千円に、歳出合計の比較を880,732千円に、本年度予算額の財源内訳の特定財源のその他の歳出合計を2,274,631千円に改めます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入の18款．繰入金を2,345,365千円に、1項．基金繰入金を2,345,365千円に改めます。

次に、18款．繰入金、1項．基金繰入金、1目．まちづくり振興基金繰入金の本年度予算額を26,000千円に、比較を10,781千円に、1節のまちづくり振興基金繰入金の金額を26,000千円に、説明内訳のまちづくり振興基金繰入金を26,000千円に改め、結果、本年度予算額計を2,345,365千円に、比較計を320,153千円に改めます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の3、歳出、2款．総務費を3,720,601千円に、1項．総務管理費を3,034,797千円に改めます。

次に、2款．総務費、1項．総務管理費、5目．財産管理費の本年度予算額を497,768千円に、比較をマイナス123,596千円に、本年度予算額の財源内訳の特定財源のその他を286,040千円に、繰入金をゼロに改め、14節の工事請負費の金額を4,968千円に、18節の負担金、補助及び交付金の金額を18千円に、説明内訳においては、柳川市庁舎再編事業費を61千円に、工事請負費、営繕工事費、負担金、補助及び交付金、九州大学共同研究負担金をそれぞれゼロに改めます。

結果、本年度予算額の計を3,034,797千円に、比較を227,036千円に、本年度予算額の財源内訳の特定財源のその他を640,690千円に、その他の繰入金をゼロに改めます。

以上が議案第5号 令和7年度柳川市一般会計予算に対する修正案の提案理由並びに修正案の内容となります。

議員各位におかれましては、ぜひ御賛同をいただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（荒木 憲君）

提案理由の説明が終わりましたので、修正案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午後0時7分 休憩

午後0時7分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号 令和7年度柳川市一般会計予算の修正案についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

これより議案第5号 令和7年度柳川市一般会計予算について討論を行います。

本案については修正案が提出されましたので、原案及びこれに対する修正案についての討論を行います。

討論は、まず、修正案に対する反対の討論、すなわち原案に賛成の討論、次に、原案及び修正案ともに反対の討論、次に、修正案に賛成の討論を順に行います。

討論される場合は、まず、修正案に反対や原案に賛成等、自分の立場を明確にしてから討論をされるようお願い申し上げます。

初めに、修正案に反対、すなわち原案に賛成の討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

次に、原案及び修正案ともに反対討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

次に、修正案に賛成討論する方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

ほかに討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号 令和7年度柳川市一般会計予算について採決を行います。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。

この修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成少数であります。よって、修正案は否決されました。

修正案が否決されましたので、原案について採決いたします。

予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

予算審査特別委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成多数であります。よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

#### 日程第4 議案の上程について

##### ○議長（荒木 憲君）

日程4. 議案の上程について。

議案第29号から議案第31号までの3議案を一括上程いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

初めに、議案第29号について提案理由の説明を求めます。

##### ○市長（金子健次君）（登壇）

日程4、議案第29号 財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、中学校教師用教科書等を購入する売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び柳川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

これは令和6年度の中学校使用教科書の改訂に伴い、令和7年度から使用する教師用教科書、指導書及び教材を購入するものです。

契約金額は25,456,351円で、みやま市瀬高町下庄2467、古賀書店、代表者、古賀智毅と売買契約を締結するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

##### ○議長（荒木 憲君）

次に、議案第30号について提案理由の説明を求めます。

##### ○6番（橋本憲之君）（登壇）

議案第30号 柳川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、一部条文を引用している柳川市議会の個人情報の保護に関する条例に項ずれが生じました。そのため、条文の整備と併せて条例の一部改正を行うものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上。

##### ○議長（荒木 憲君）

次に、議案第31号について提案理由の説明を求めます。

##### ○15番（高田千壽輝君）（登壇）

議案第31号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、請願第6号 国に対して、石綿建材製造企業による補償の措置と「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」による救済対象の拡大、並びに石綿建材の除去費用等の助成制度確立を求める意見書提出を願う請願書が採択されたことを受け、教育民生常任委員会委員全員で提出するものです。

建設業従事者のアスベスト被害に対し、最高裁判所は令和3年、国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を言い渡しました。さらに、未提訴の建設アスベスト被害者に対し、国は特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律、いわゆる建設アスベスト給付金法を成立させ、令和4年に運用が開始されました。しかし、同法は給付金支給対象者が限定されており、アスベスト建材製造企業による補償の在り方も定められておらず、また、アスベスト関連法の改正により規制が強化され、国民の負担が増加することで、その負担を避けようと無届・違法工事が横行すれば、国民や建設業従事者の健康被害も心配されます。

現行の給付金制度に石綿建材製造企業による補償の措置と同給付金法による救済対象の拡大並びに石綿建材の除去費用等に対する助成制度を確立するよう、政府へ意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒木 憲君）

提案理由の説明が終わりましたので、3議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午後0時17分 休憩

午後0時17分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第29号 財産の取得について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第30号 柳川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

○1番（菊次太丸君）

先ほどの審議をされてあるのか分からなかったもので、もう一度お願いできますか。すみません、失礼しました。

○議長（荒木 憲君）

議案第29号ですね。市長提案の分でございます。（「財産の取得ですね。賛成です」と呼ぶ者あり）

採決しておりますので、菊次議員、よろしく願いしておきます。

では次に、議案第30号 柳川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

これより本案について討論を行います。討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第31号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

これより本案について討論を行います。討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

○13番（佐々木創主君）

佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書を柳川市と佐賀県が結んでおりますが、この取扱いについて佐賀県と柳川市が最終局面に来ております。これについて、この取扱いについて議題とするように動議を提出いたします。

○議長（荒木 憲君）

賛成の方の挙手。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒木 憲君）

動議が成立しましたので、ここで議事進行のため暫時休憩いたします。

午後0時22分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。休憩前に佐々木議員より動議が提出されました。この動議を日程に追加し、追加日程5として直ちに議題にすることにしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本動議を日程に追加し、追加日程5として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5 佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書の  
改正を求める決議を議題とするよう求める動議について

○議長（荒木 憲君）

追加日程5. 佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書の改正を求める決議を議題とするよう求める動議についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

○13番（佐々木創主君）（登壇）

それでは、提案理由を申し述べたいと思います。

佐賀空港に隣接する陸上自衛隊佐賀駐屯地（仮称）建設は着々と進んでおり、今年7月からオスプレイ17機と目達原駐屯地から移設されるヘリコプター50機の運用が始まる予定であ

ります。

1998年、平成10年に佐賀空港が開港し、その開港に際し、佐賀空港を所有する佐賀県と柳川市は佐賀空港の発展と福岡南西地域の振興、地域住民の良好な生活環境を保全するという目的で環境保全に係る合意書を締結し、以降、運航時間の延長、夜間便、深夜貨物便の運航など、佐賀県の要請に応じ、5回にわたり改定を行ってきています。

今回、佐賀空港にオスプレイ等々、陸上自衛隊の自衛隊機の運用が始まるわけですが、柳川市はこの合意書の取扱いについて、自衛隊の自衛隊機運航計画によると、合意書に規定された運航時間、運航コース、騒音等の環境などの条件の範囲内であるということで、佐賀県の求めに応じ改定しないと、自衛隊機の運航については別途九州防衛局と確認書を取り交わすとしています。しかしながら、自衛隊機の運航に関し、佐賀県は所有する佐賀空港の運航管理、まず、空港の保有、使用、管理、これは佐賀県の責任であります。そして、自衛隊機はこの滑走路、そして、空港施設等を使用する。同時に、管制を受けながら離着率、ほかの民航機との重複回避等々が行われます。佐賀空港が全く自衛隊機の運用に関係しないというのは間違いであります。

さらに、冒頭申し上げたように、この合意書の目的は、佐賀空港の発展と福岡南西地域の振興、地域住民の良好な生活を保全する。佐賀空港が関与する自衛隊機の運航、ましてや毎日60回の離着陸が行われると聞いておりますが、この合意書は民航機の運航を前提としたもので、自衛隊機の運用は想定していません。根本的に前提が変わってきます。

さらに、柳川市は佐賀空港開港以降、先ほど申し上げたように、合意書の改定を行っておりますが、運航時間の延長、夜間便、そして、深夜貨物便が増えるに従い、改定を行い、同時に、佐賀空港周辺航空機災害消防相互応援協定書というものを大川市、柳川市、佐賀中部広域連合という3者で協定書を結んでおります。この目的には、佐賀空港の評点から約9キロメートル圏内の区域において航空機の事故などによる大規模災害等が発生した場合に、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とするということで、相互的な協力体制を構築するというもので、平成20年1月1日、大川消防本部、柳川市消防本部、佐賀広域消防局がこういう協定書を結んでおります。今回、自衛隊機の運用が始まるとなれば、当然、この消防協定の見直し、さらに、自衛隊も関与する中で、どういう形で災害に対応するのかというのが議論されなければなりません。

そういった意味で、この合意書、基本となるこの合意書をどう取り扱うか、これは非常に重要であります。そういった意味で、この合意書の目的、福岡南西部地域の振興、佐賀空港の発展、そして、地域住民の生活の保全と、それに加えて、この自衛隊機が運航することによる、このことをいかに盛り込むのか、これは非常に重要であります。

執行部の説明によると、今後、実際に運用が始まって、諸問題が出てきたときはその都度協議をすると言っておりますが、しかしながら、この基本となる合意書、これが運航が始ま

る前に、いかにこれを取り扱うか、非常に重要なことであります。そういった意味で、現在、議席を与えられている我々議員の責任は非常に重いと思います。5年後、10年後、自衛隊の運航、自衛隊機の、自衛隊の使用機材等々が変化するおそれもあります。そういった意味で、5年後、10年後、将来の市民、将来の議員、将来の方々から我々が非難を受けないような態度を示す必要があります。そういった意味で、この合意書の改定の決議を求めるわけであり

ます。

議員の皆さんにおかれましては御賛同いただきますようによろしくお願いいたします。

**○議長（荒木 憲君）**

提案理由の説明が終わりましたので、本件に対する質疑の通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午後 1 時38分 休憩

午後 1 時38分 再開

**○議長（荒木 憲君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

本件について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。

討論は、会議規則第52条の規定により反対討論から行います。

初めに、反対討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒木 憲君）**

次に、賛成討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒木 憲君）**

ほかに討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒木 憲君）**

これにて討論を終結いたします。

それでは、佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書の改正を求める決議を議題とするよう求める動議について採決をいたします。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（荒木 憲君）**

賛成少数であります。よって、佐々木議員から提出された佐賀空港における航空機の運航

に伴う環境保全に係る合意書の改正を求める決議を議題とするよう求める動議は否決されました。

**日程第 6 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について**

**○議長（荒木 憲君）**

次に、日程 6. 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてを議題といたします。

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申出について、お手元に配付しております申出書のとおり、所管事項調査を令和 8 年 3 月 31 日まで付託されたいとの申出がっております。

お諮りいたします。本件につきましては、申出のとおり所管事項調査を令和 8 年 3 月 31 日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒木 憲君）**

御異議なしと認め、本件は申出のとおり所管事項調査を令和 8 年 3 月 31 日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時 42 分 休憩

午後 1 時 48 分 再開

**○副議長（菊次太丸君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長が退席してありますので、副議長の私が議長の職務を行います。

荒木議長から 2 月 25 日の本会議における発言について取り消したい旨の申出がありましたので、直ちに日程に追加して議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（菊次太丸君）**

御異議なしと認め、直ちに追加日程 7 として議題とすることに決定をいたしました。

**追加日程第 7 発言取り消しの申し出**

**○副議長（菊次太丸君）**

追加日程 7. 発言取り消しの申し出を議題といたします。

お諮りいたします。荒木議長の申出のとおり、この取消しを許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○副議長（菊次太丸君）**

賛成全員であります。よって、荒木議長からの発言の取消し申出を許可することは可決を  
されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時49分 休憩

午後 1 時49分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和 7 年第 2 回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午後 1 時50分 閉会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 荒 木 憲

柳川市議会副議長 菊 次 太 丸

柳川市議会議員 佐 藤 勝 広

柳川市議会議員 江 口 義 明